独立行政法人 国際協力機構の 令和6年度における業務実績評価

令和7年8月 外務省 財務省 農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する	る事項	
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度(第5期中期目標期間)
	中期目標期間	令和 4~8 年度

2. 評価の実施者に関す	する事項			
主務大臣	外務大臣			
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 原田 貴 課長	
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 菱山 聡 室長	
主務大臣	財務大臣(外務大臣及び財務大臣の共管項目: No. 14「内部	部統制」、No. 16「短期借入金の限度額」のうち、有償資	金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。)	
法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 松本 千城 課長	
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 熊澤 明男 室長	
主務大臣	農林水産大臣(外務大臣及び農林水産大臣の共管項目:農	林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する	事項。)	
法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ 諸永 裕一 参事官(グループ長)	
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 藏谷 恵大 課長	

3. 評価の実施に関する事項

評価のために以下の手続等を実施した。

- (1) 監事ヒアリング: 令和7年7月8日
- (2) 理事長ヒアリング: 令和7年7月25日
- (3) 有識者からの意見聴取:令和7年7月25日

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

1. 全体の評定						
評定	B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期	目標期間における	過年度の総合評定の	の状況	
(S, A, B, C, D)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		A	В	В		
評定に至った理由	法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、B評定とした。特に考慮した内容	は以下のとおり。	•	•		
	・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定につい	て、評価対象 9 項	頁目のうち、S 評定	5項目、A評定45	頁目と、全ての項目 [*]	で所期の目標を上回る成
	果を上げた。					
	・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「そ	の他業務運営に関	する重要事項」に	属する項目の評定は	こついて、評価対象	6 項目のうち、S 評定 1
	項目、A 評定2項目、B 評定1項目、C 評定1項目、D 評定1項目と、所期の目標を下回るD 評定の項目がある	ことに鑑み、項目	別評定を基礎とし	た場合の A 評定か	ら、一段階引き下げ	た。

2. 法人全体に対する評価

法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2024年度は第5期中期目標期間(2022~2026年度)の3年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。

【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】(No. 1)

ウクライナ緊急復旧・復興支援では、冬季の電力危機に対応しヒートポンプの供与を通じて省エネ化に貢献した。日本の技術を活用した本取組は、相手国政府から高い評価を受けており、国際社会における我が国の技術力と対応力の発信にもつながった。日本政府の外交方針と合致した支援として、技術面・政策面双方において日本の存在感の向上に寄与している点が注目される。

【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】(No. 2)

次のパンデミックに備えた感染症対策の強化に向け、国内外の関係機関との連携を推進し、平時からの体制整備に貢献した。2024 年 9 月には国内関係機関との合同セミナーを開催し、2025 年 3 月にはアフリカ CDC とのワークショップを実施するなど、人材交流と検査拠点の機能強化を通じて国際的なネットワークの拡充に寄与している。これらの取組は、感染症対策における我が国の知見と協力姿勢を体現するものであり、日本政府の政策実現への貢献として意義深く、支援体制構築において外部機関との連携を生んだ成果として評価される。

【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】(No.3)

カンボジアにおける長年の協力を基盤に、同国地雷対策機関との連携を通じた南南協力を展開し、アフリカ4か国の地雷対策機関向け国際ワークショップを開催するなど、国際的な枠組みにおいて日本の貢献とプレゼンスを強化した。本取組は、日本政府が掲げる地雷・不発弾対策方針の具体化であり、機構の長期的関与と戦略的連携により関係国への技術・制度面での波及効果を生み出した好事例として評価される。

【地域の重点取組】(No.5)

フィリピンでは、バンサモロ包括和平合意署名 10 周年に際し、比政府およびバンサモロ暫定自治政府の要人を招いたシンポジウムを東京で開催。和平プロセスの成果と展望を発信し、比政府高官から「ノーベル平和賞以上の貢献」との発言がなされるなど、我が国の長年の平和構築支援が国際的にも極めて高い評価を得たことは、地域における日本の信頼と影響力の確立を示す成果である。

また、太平洋・島サミット (PALM) における政府の公約達成に向け、研修員受入や専門家派遣等を通じた人的交流により、島嶼国との信頼醸成を現場レベルで支えた。PALM10 では、首脳級との面談や関連イベントを通じた関係強化が図られ、オールジャパンの取組の一翼を担う好事例として評価される。

さらに、2025 年開催予定の TICAD9 に向けて、機構は外務省と連携し、アフリカ開発イニシアティブの立案や政策文書案の提出、勉強会の開催等を通じて、日本政府の対アフリカ政策形成を実務面から支えた。 閣僚会合では、若者関連イベントの開催や成果文書の採択にも貢献し、国際的な発信力と多層的な外交の深化に寄与した。

ガザ地区においては、深刻な人道危機に対応するため、WHO と連携した遠隔支援を展開。医療データの標準化・集約を通じて現地の医療ニーズの可視化を支援し、国際的な人道支援の実効性向上に貢献した 取組として評価される。

【事業実施基盤の強化】(No. 9)

国際協力 70 周年の節目を契機に、ODA の意義や成果を多面的かつ創意工夫を凝らした広報活動を通じて国内外に発信した。経営層による積極的なメディア露出、国会議員や若年層との対話型イベントの開催 などにより、国民理解の促進と国際的な信頼醸成の両面で大きな効果を上げたことは、機構の主体的かつ戦略的な取組として評価される。

また、ミャンマー中部地震やバヌアツ地震への迅速な初動対応、ガザにおける困難な現場環境下での WHO との連携支援により、災害医療情報の可視化を通じた実効的な人道支援を展開するなど、国際緊急援 助分野において機構の専門性と機動性が着実に発揮された。これらの活動により蓄積された知見が国内災害対応にも活用されている点は、制度としての双方向的還元性を示す好事例として評価される。

【業務運営の効率化、適正化】(No. 11)

【内部統制】(No. 14)

- フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」に関連する情報漏洩事案については、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けたことを機構として真摯に受け止め、不正・不適切 事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を 強く求める。

特に考慮すべき事項

全体の評定を行う上で 2023 年度にフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」に係る JICA 職員による情報漏洩事案が発生したことを受け、2024 年7月に JICA 職員の懲戒処分を公表。同年11月に、事実関係の再検証及 び更なる再発防止策の検討のため、JICA の下で検証委員会を設置。2025 年 6 月に同委員会から JICA に提出された報告書を受けて、現在は再発防止に向けた取組が進められている。本事案について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けた。(項目 No. 11、No. 14 参照。)

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した

各項目別評定に記載のとおり。

課題、改善事項 その他改善事項

特になし。

主務大臣による改善命 特になし。

令を検討すべき事項

4. その他事項

監事等からの意見

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、法人は今後、令和7年4月17日付「独立行政法人国際協 力機構法の一部を改正する法律」の施行を受け、改正の目的である民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、その基盤となる柔軟で効率的な JICA 財務の実現に具体的に取り組む こととなる。本法改正にかかる国会審議における指摘を真摯に受け止め、対応していく必要があり、特に法人のガバナンスに関し、フィリピン共和国向け円借款事業の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案 の対応にかかる指摘については、検証委員会の報告も踏まえ改めて法人として必要な措置を講じることが強く求められる。本法改正に至る、法人に対する国内外の期待に応え、理事長のリーダーシップの 下、役職員等が協力し合い、サステナブルな組織・事業運営に不断に努めていくことが重要である。
- 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

その他特記事項

- 第5期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。
- ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。

有識者からの意見聴取は以下のとおり。

・令和6年度の国際協力機構(JICA)の事業実績は、市民社会組織(CSO)の立場から見ると、著しい成果と深刻な課題が同居する、極めて対照的な一年であったと評価せざるを得ない。

JICAの自己評価では、評価対象 15 項目のうち S 評定 8 項目、A 評定 4 項目と大宗で目標を上回る成果を達成し、総合評定を「A」としている。特に、定量指標の多くが目標値を大幅に上回っており、現場レベルでの事業推進における多大な尽力と成果は率直に評価したい。例えば、「人間中心の開発の推進」(No. 2) や「多様な担い手との連携」(No. 8) といった市民社会が重視する分野で S 評定を獲得し、保健、教育、市民参加の各分野で目覚ましい量的拡大を達成したことは特筆に値する。また、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」(No. 3) において、カンボジア地雷対策センター (CMAC) との長年の協力関係を活かし、ウクライナへの地雷・不発弾対策支援を展開した事例 は、JICA が培ってきた信頼関係と専門性が新たな国際課題への貢献に繋がった好例であり、高く評価する。

しかしながら、これらの成果の影で、JICA の組織としての根幹を揺るがす極めて深刻な事態が発生したことを、注視する。フィリピンの円借款事業における情報漏洩事案に起因する、「業務運営の効率化、 適正化」(No. 11) および「内部統制」(No. 14) における C 評定は、単なる業務上の瑕疵ではない。これは、国民の税金を原資とする ODA 事業の公正性と透明性を著しく損ない、JICA に寄せられる国内外の信頼を根底から覆す可能性がある。

また、市民社会との連携においても、課題は残る。「多様な担い手との連携」(No. 8) における【指標 8-4】「NGO 等活動支援事業への参加人数」が目標値 500 人に対し実績値 1838 人と 3 倍以上の成果を上げたこと は歓迎するが、こうした量の拡大が、パートナーシップの「質」の深化を必ずしも意味しない。JICA と NGO が対等なパートナーとして、事業の構想段階から共創し、現地の市民社会の主体性や組織能力の強化に繋がっているかという質的な側面についても、より一層の重視が求められる。これは、長年にわたる NGO-JICA 協議会等での議論の核心でもある 。我々は「批判的だが、建設的な友人」として、JICA が「人間の安全保障」の主要な担い手として、組織課題の改善に努められることを期待する。

・激動する国際環境の中、JICA は極めて多岐にわたる業務を展開し、国際社会が直面する複雑かつ多様な課題に的確に対応しており、その取り組みは高く評価されるべきものと考える。 本報告書における自己評価は、S 評定 8 項目、A 評定 4 項目、B 評定 1 項目、C 評定 2 項目とされ総合として A 評定とされているが、定量・定性の両面に加え、対象国のニーズや政策、JICA の方針にも合致、 また各事業の重要度や実施の困難度を踏まえても妥当な評価であり、昨年度に引き続き中期 5 か年計画に沿った着実な成果が確認される。自己評価に全面的に同意する。

JICAは、教育・保健・インフラなど多岐にわたる分野で、現場に根差した支援を通じて具体的な成果を挙げており、報告書に示された実績はその証左である。これらの活動は、単なる援助にとどまらず、相手国との信頼関係を築く外交の一環として、日本の国際的プレゼンスを高める重要な役割を果たしている。

一方で、ODAに対する国民の理解が進みにくい現状において、JICAの透明性ある報告と成果の「見える化」は、国民の理解と支持を得る上で極めて重要である。その意味でも、本報告書の意義は大きいと考える。ただし、報告書は過去1年間の多くの実績が網羅的に記載されている一方で、個々の取り組みの軽重や戦略的な位置づけが読み取りにくく、全体としてのストーリー性にやや乏しい印象も受ける。例えば、将来への布石となる先見性や革新性の高い取り組みをより強調するなど、読み手にとっての理解を促すように工夫されることも検討していただきたい。

また、報告書の分量についても、以前の約300ページから半減されたとはいえ、依然として読み手にとっては膨大な情報量である。JICAの優れた国際協力の取り組みをより広く社会に理解してもらうためにも、構成や表現方法のさらなる工夫を期待したい。

2025 年 4 月の JICA 法改正でも触れられているが、今後は、民間企業との連携を一層深め、民間資金の動員を図りながら、ODA を通じた共創の場を広げていくことが、日本の国際協力の新たな価値創造につながる。本報告書では触れられていないが、円借款事業においては、相手国政府の行政能力の不足や政情不安等により、工期の遅延やコスト増、未払い金の発生といった、受注した民間企業にとって想定外の事態が発生するケースも見受けられる。2025 年 4 月の JICA 法改正でも無償資金協力の迅速性強化の一環として JICA から民間企業への直接支払を可能にするなど既に様々な改善取組をなされていますが、ODA を円滑に推進するためにも官民が連携して課題解決に取り組むことが一層重要となっており、JICA としてもこうした課題に積極的に対応している姿勢を報告書に反映させることで、実施企業との連携強化にもつながるのではないか。ご検討頂きたい。

・JICA は、単なる国際開発協力の実施機関を超え、「人間の安全保障」の理念に基づき、包摂的かつ持続可能な社会の構築に貢献してきた。貧困層、障がい者、女性、子ども、高齢者、移民・避難民といった 脆弱層に対する支援は、JICA の国際的信頼の基盤を形成している。たとえば、障がい者支援においては、就労・教育支援のみならず、ユニバーサルデザインやバリアフリー制度の整備を通じて、尊厳ある自立の実現を制度的に後押ししている。また、保健・教育・水衛生などの基礎的サービスでも、単なるインフラ整備に留まらず、「人間の尊厳」に基づく制度設計が重視されている。さらに、紛争・災害・気候変動といった複合的リスクに晒される人々には、人道支援とレジリエンス支援を組み合わせ、生活再建と将来への展望を提供している。これらの取り組みは、まさに「人に優しい国際協力(Compassionate Development Cooperation)」を体現するものであり、「誰一人取り残さない」という SDGs の核心理念の具体化と評価できる。特にフィリピン・ミンダナオ島における和平実現への支援はフィリピン政府より高く評価されている。

JICAの2024年度自己評価「A」は、活動実績に照らして妥当と考える。近年、国際援助は地政学的再編と制度構築競争の中で再政治化されており、JICAには「政策形成機関」としての機能強化と公共性の再定義が求められる。

自己評価で多くの項目が「S」評価となった背景には、迅速な対応力、現地制度への深い理解、人材の専門性が挙げられる。複雑化する国際情勢の中でも一貫して SDGs、人道支援、外交戦略と整合性の取れ

た協力を展開している。今後は、「戦略性」「説明責任」「共創性」の観点をさらに明確にし、現場から政策へ、受益者から制度へと連なる双方向の制度共創型国際協力モデルの確立が期待される。2024 年度は、COVID-19 からの回復が続く一方で、ウクライナ戦争やガザ紛争の長期化、グローバル・サウスの影響力拡大、そして気候危機の深刻化など、相互に関連する複合的課題が同時進行する年となった。こうした複雑な国際環境の中で、JICA は機動力と戦略性を発揮し、多面的な制度的対応を展開した。とりわけ、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」構想においては、インフラ整備、制度支援、人材協力といった多層的手段を通じて、日本の外交的プレゼンスを具体化した点が注目される。また、能登半島地震への復興支援や、中東・アフリカにおける人道支援にも即応し、緊急支援と開発支援の橋渡しを果たしたことで、JICA の国際的存在感はさらに高まった。制度的貢献機関としての進化に向けて、JICA は引き続き「戦略性」「説明責任」「多様性」「共創性」の4本柱を明確に据えるとともに、短期的なアウトプットと中長期的な制度成果を統合的に評価する視点を確立することが求められる。これは、「実施主義」から「制度共創型ガバナンス」への転換を意味し、今後のグローバル協力における日本の知的貢献の中核を担うものと位置づけられるべきである。

政府は2023年6月、「開発協力大綱」を閣議決定し、技術協力・有償資金・無償資金を駆使して、特にアジア・アフリカ諸国において顕著な成果を挙げてきた。2024年度の主な成果としては、ウクライナにおける寒冷地対応のヒートポンプ導入支援、ASEANにおけるフードバリューチェーン強化、障がい者支援の制度整備、ユニバーサルデザインの普及などが挙げられる。さらに、相手国の要請を待たずに主体的に提案する「オファー型協力」や、デジタル人材育成、低炭素型施設の整備、制度共創型官民連携といった革新的取り組みによって、JICAは開発協力のフロンティアを切り拓いている。これらを踏まえ、JICAは現在、急速に変化する国際環境と制度改革ニーズに対応するため、組織の内部キャパシティの強化と構造的な変革が求められる重要な局面にある。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標)			年度評価	価		項目別	備考
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	調書No.	
	年度	年度	年度	年度	年度		
. 国民に対して提供するサービスその	他の業	務の質の	の向上に	こ関する	事項		
日本の開発協力の重点課題	S	A	A			(No. 1-	
						No. 5)	
開発途上地域の経済成長の基礎及	<u>s</u> O	<u>s</u> 0	<u>s</u> O			No. 1	
び原動力の確保							
開発途上地域の人々の基礎的生活	<u>A</u> O	<u>s</u> O	<u>s</u> O			No. 2	
を支える人間中心の開発の推進							
普遍的価値の共有、平和で安全な	<u>s</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O			No. 3	
社会の実現							
地球規模課題への取組を通じた持	<u>s</u> O	<u>A</u> O	<u>s</u> O			No. 4	
続可能で強じんな国際社会の構築							
地域の重点取組	AO	AO	AO			No. 5	
JICA 開発大学院連携・JICA チェア	AO	AO	AO			No. 6	
を通じた親日派・知日派リーダー							
の育成							
民間企業等との連携を通じた開発	SO	SO	AO			No. 7	
課題の解決への貢献							
多様な担い手と開発途上地域との	AO	AO	SO			No. 8	
結びつきの強化及び外国人材受							
入・多文化共生への貢献							
事業実施基盤の強化	S	S	S			No. 9	

	中期計画(中期目標)		年	F度評値	<u>f</u>		項目別	備考
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	調書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ.	業務運営の効率化に関する事項							
	組織体制・基盤の強化、DXの推進を	AO	SO	SO			No. 10	
	通じた業務改善・効率化							
	業務運営の効率化、適正化	В	D	С			No. 11	
ш	出数中央の北美に関わり末点							
ш.	財務内容の改善に関する事項							
	財務内容の改善に関する事項	В	В	В			No. 12	
IV.	その他の事項							
		Г	T	T		Г	ı	
	安全対策・工事安全に関する事項	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O			No. 13	
	内部統制	В	D	D			No. 14	
	如外上孙儿子一儿上						N 15	
	組織力強化に向けた人事	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>			No. 15	
	 短期借入金の限度額		_				No. 16	
	/业为1日/V业*//区域						1.0. 10	
	不要財産又は不要財産となることが見	_	_				No. 17	
	込まれる財産がある場合には、当該財							
	産の処分に関する計画							
	前号に規定する財産以外の重要な財産	_	_				No. 18	
	を譲渡し、又は担保に供しようとする							
	ときは、その計画							
	剰余金の使途(有償資金協力勘定を除	_	_				No. 19	
	<₀)							
	施設及び設備に関する計画	_	_				No. 20	
	積立金の処分及び債権等の回収により	_	_				No. 21	
	取得した資産の取扱いに関する事項							
ついて	は、各標語の横に「重」を付す。							

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。 ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

^{※2} 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。 ※4「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No.を記載。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
No	日本の開発協力の重点課題		
(一定の事業等のまとまり)			
業務に関連する政策・施	開発協力大綱、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針、自由で開かれたイン	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
策	ド太平洋(F0IP)、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補、インフラ	別法条文など)	
	システム海外展開戦略 2030、国家安全保障戦略、G7 広島サミット、第 2 回グ		
	ローバル難民フォーラム、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いイ		
	ンフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、		
	成長戦略実行計画、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8 チュニス宣言、		
	日 ASEAN 包括的連結性イニシアティブ、日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビ		
	ジョン・ステートメント、PALM9 及び PALM10 の行動計画、日本・ブラジル・		
	グリーンパートナーシップイニシアティブ(日伯 GPI)アジア・エネルギー・		
	トランジション・イニシアティブ (AETI : Asia Energy Transition		
	Initiative)、アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC : Asia Zero Emission		
	Community) 構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、グローバル・フ		
	ードバリューチェーン戦略、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方		
	針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘル		
	ス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、日本の教育		
	協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、		
	女性・平和・安全保障に関する行動計画、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、		
	法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、地		
	雷対策支援に関する包括的パッケージ、日カンボジア地雷イニシアティブ、		
	サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る		
	基本方針、スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)、パリ協定、仙台防災枠組、		
	環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン (MARINE)・イニシアティブ、地球		
	温暖化対策計画		
当該項目の重要度、困難	-	関連する政策評価・行政事業	令和5年度及び令和6年度度政策評価、
度		レビュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098
· 手军房本部合理工队委员及 •)	C No. 5 で同様のため、 M.頂目では理由の記載を実験する		

^{*} 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2	主要な経年データ													
	① 主要なアウトプッ	, ト(アウト	カム)情報	t:項目 No. 1~	~項目 No. 5 の	項目別の記載	を参照	(②主要なインプット情	報(財務情報	及び人員に	関する情報)*		
										2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025年度	2026 年度
									予算額(百万円)	153, 850	121, 576	109, 339		
									決算額(百万円)	211, 517	268, 075	237, 544		
								7	経常費用(百万円)	105, 509	113, 710	120, 832		
								j	経常利益(百万円)	△43, 696	△3, 651	△1, 412		
								3	行政コスト(百万円)	105, 509	113, 710	120, 832		
								3	従業人員数	1, 201	1, 203	1, 219		
									I the materials and the state			- > (t) >		

^{*}中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
(定量的指標及び実績は2.②参照)	No.1 から No.5 の各項目を参照。	評定:S	<評定に至った理由>	
		一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目	一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位	5 項目(No. 1~No. 5)では、S 評価 3
<その他の指標>		(No. 1~No. 5) では、S 評定 3 項目、A 項目 2 項目と、	項目、A評定2項目と、所期の目標を上回る成界	具が得られていると認められるため。
3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原		全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目		
動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた		においては中期目標における所期の目標を量的及び	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
貧困撲滅)」から3. (5)「地域の重点項目」に		質的に上回る顕著な成果を得られていると認められ	各項目参照。	
対応する指標。		るため。		
			<その他事項>	
		<課題と対応>	各項目参照。	
		No. 1 から No. 5 の各項目を参照。		

[「]一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

(別添)中期目標、中期計画、年度計画		
	中期目標	中期計画	年度計画
	3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い	2. (1) ①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」	年度計画
	成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から3. (5)「地域の重点取組」。	とそれを通じた貧困撲滅)」から 2. (1) ⑤「地域の重点取組」。	1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」と
	中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		それを通じた貧困撲滅)」から1. (5)「地域の重点取組」。
	(<u>https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html</u>)を参		
	照。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1. 当事初次0 事次10次	/ 0251 III IV		
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」	とそれを通じた貧困撲滅)	
業務に関連する政策・施	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、インフラシステム海外展開戦	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人国際協力機構法第13条
策	略 2025 及び追補、インフラシステム海外展開戦略 2030、成長戦略実行計画、グロー	別法条文など)	
	バル・フードバリューチェーン戦略、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進		
	会議、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針、アジア・エ		
	ネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)、アジア・ゼロエミッション共		
	同体 (AZEC) 構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラ投		
	資に関する G20 原則		
当該項目の重要度、困難	 【重要度:高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、	関連する政策評価・行政事業	令和5年度及び令和6年度度政策評価、
度	開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も枢要な部分であ	レビュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業ID 001098
	るため。(No.1からNo.5共通)		
	【困難度:高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻		
	化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発		
	途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をも		
	たらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標		
	達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み		
	等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策へ		
	の貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した		
	「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当		
	と考える。		

^{*} 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

3. 主要な経年データ

① 主要なアウトプ	ット(アウト	・カム)情幸	艮					②主要なインプット情	報(財務情報	服及び人員に	関する情報)	*	
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 1-2】運輸総合及び								予算額(百万円)**	21,253	26,511	33,583		
各運輸サブセクターに関													
連する長期計画の策定数	20 件	4 件	7件	6件	8件	件	件						
及び公共交通改善の施策	20 14	4 11	1 14	6 17	8 14	1+	1+						
数(SDGs Goal 3、8、9、													
11、13 関連)													
【指標 1-3】能力強化され													
た海上保安機関等の職員		CO 1	05 1	135 人	150 /	,							
数(SDGs Goal14、16 関	300 人	60 人	85 人	150 人	152 人								
連)													
【指標 1-5】資源分野人材	100 1	20 1	90 1	05 1	00 1	1	ı						
の育成数 (SDGs Goa	100人	20 人	28 人	25 人	23 人								

		,		, ,	,			_
1 7 関連)								
【指標 1-6】産業人材(民								
間セクター人材)の育成	92,500 人	18,500 人	30,555 人	54,329 人	43,208 人	人	人	
数 (SDGs Goal 8 関	32,500 /	10,500 /	30,000 /	04,020 /	40,200 /			
連)								
【指標 1-7】競争力強化の								
ための支援サービスを	3,500 社	700 社	994 社	1,492 社	967 社	人	人	
享受した企業数(SDGs	5,500 年	700年	334 TL	1,402 11.	307 JL			
Goal 8 関連)								
【指標 1-8】SHEP アプロ								
ーチの恩恵を享受した								
小規模農家数(SDGs	15 万戸	30,000 戸	25,473 戸	41,526 戸	45,180 戸	戸	戸	
Goal 1, 2, 6, 8, 12,								
14 関連)								
【指標 1-9】アフリカにお								
ける稲作協力の裨益を								
受けた人材数(研究者、	25 万人	50,000 人	69,148 人	75,306 人	85,421 人	人	1	
技術者・普及員、農家等)	20 万八	50,000 八	09,146 八	79,506 人	00,441 八		人	
(SDGs Goal 1, 2, 6,								
8、12、14 関連)								

*項目 No.1~No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

^{**}項目 No.1~No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1~4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 (別添) 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標 業務実績 自己評価 <主要な業務実績> \mathbf{S} <主な定量的指標> <評定と根拠> 評定 (定量的指標及び実績は2.①参照) No.1 ア 都市・地域開発 評定:S <評定に至った理由> (1) 業務実績 困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水 <その他の指標> インフラ復旧・復興計画の策定支 | 準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独 | 【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、 |援を通じロシアによる侵略により被害を│立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日 都市マネジメント能力向上に係る取組の促進│受けたウクライナの復興・復旧に貢献【①│総務大臣決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務」 状況(SDGs Goal 11 関連) ③④】: 2023 年 3 月に開始したウクライ 実績の基準について」(平成27年3月外務省)に掲げ られていると認め、「S」評価とする。 【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給 │ナ「緊急復旧・復興プロジェクト」(技術 │ られた S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数 するための環境整備状況(SDGs Goal 7 関連)│協力プロジェクト)の活動が本格化。本プ│あることから、当該事業年度における中期計画の所期 (定量的指標) ロジェクトは、インフラの復旧・復興計画 ┃ の目標を上回る顕著な成果が得られていると認めら の策定支援を行うとともに、特定された優しれるため。 先緊急復旧事業の実施も支援するもので 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 あり、重機、暖房装置(ヒートポンプ)、 |<課題と対応> ギャビオン、上下水システム等の機材を、 (1) 前年度評価時指摘事項 (定性的実績) ウクライナ側の緊急的なニーズに寄り添 都市・地域開発分野では、新たな都市開発課題に対し、 ア 都市・地域開発 い、迅速に供与した。ヒートポンプのパイ デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの ロット事業は電力関連設備への攻撃が激↓提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じ 化し、深刻な電力不足に陥っている同国に て、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事 対して日本の技術を活用し、冬季の暖房の|業実施を期待する。 省エネ化に貢献するなど、ウクライナ政府 | 運輸交通分野では、SDGs の実現、質の高いインフラ、 から高い評価を得ている。【①③④】 からも高い評価を得ている。 2050 カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクター の課題に対して、他セクター/パートナーと連携した 電子基準点に係る支援がJAPAN |課題の特定、案件形成を期待する。その際、宇宙衛星、 コンストラクション国際賞を受賞【①②③ | デジタル、AI などを活用した DX 推進にも積極的に ④】: タイ「電子基準点に係る国家データ 取り組むことを期待する。 センター能力強化及び利活用促進プロジ | 資源・エネルギー分野では、①エネルギー・トランジ | 創と DX の推進にも寄与した点が意義深い。【①②③④】

> ェクト」(技術協力プロジェクト)が、2024 ション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱 年第7回JAPAN コンストラクション国 | 炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネ |

際賞 (先駆的事業活動部門) を受賞し、国 | ルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必

交大臣より表彰された。本プロジェクト 要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナ は、2023 年度 Geo アクティビティコンテ

ーと共に促進するクラスター協力戦略への取り組み スト(国土地理院主催)で国際貢献賞も受しを期待する。

賞している。本プロジェクトにより、国家 | 民間セクター開発分野では、開発途上国の社会課題解 |

決に貢献するソーシャル・スタートアップが、開発途 上国において継続的に創出されるために必要なエコ システム構築支援策について、技術協力及び資金協力

ていた CORS240 点のデータを統合)と安 | を組み合わせた案件形成を期待する。

CORS (Cross-Origin Resource Sharing:

オリジン間リソース共有)データセンター

の構築(タイの政府機関 5 機関が運用し

定運用による高精度な位置情報データの│農林水産業・農村開発分野では、治安・政情不安等に│ よるサプライチェーンの寸断や、自然災害・異常気象 配信とその利活用を促進するものであり、

定量指標 7 項目のうち、6 項目が 120%以上、1 項目は達成度が目標値の 100%以上 となっているが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施するとともに、 以下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度が「高」と されている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得

【指標 1-2】、【指標 1-3】、【指標 1-6】、【指標 1-7】、【指標 1-8】、【指標 1-9】の 6 項 目において、達成度が目標値の120%以上、【指標1-5】において、達成度が目標値の

- ・「ウクライナ緊急復旧・復興プロジェクト」は、2023年3月の開始以降、インフラ 復旧計画の策定支援および優先復旧事業の機材供与を迅速に実施し、現地の緊急ニー ズに的確に対応した点が評価される。特に、深刻な電力不足下で実施されたヒートポ ンプの供与は、日本の技術を活かした冬季暖房の省エネ化に貢献し、ウクライナ政府
- ・タイにおける国家 CORS データセンターの構築と高精度な位置情報データの利活 用促進を支援し、同国の Thailand 4.0 に資する先駆的な取組として、JAPAN コンス トラクション国際賞等の受賞につながった点は高く評価される。本プロジェクトは、 首脳レベルの合意を踏まえた戦略的協力の具体化であり、日・タイ企業との連携によ るパイロット事業の展開を通じて、スマート農業や自動運転等の先端分野における共

イ 運輸・交通

・「ブジュンブラ港改修計画」は、老朽化したブルンジ最大の港湾施設を整備し、2024 年10月に完工。東南部アフリカ地域の貿易促進、輸送コスト削減、湖上輸送の安全 性向上に資する事業として評価される。 新型コロナ感染症による工事中断等の困難 を乗り越え、ブルンジ大統領からの謝意表明も得るなど、両国関係の深化にも寄与し た。【①③④】

ウ 資源・エネルギー

・各国におけるエネルギー移行政策・計画の策定支援は、カーボン・ニュートラルと エネルギー安定供給の両立に向けた基盤整備として評価される。バングラデシュにお | ける計画策定の完了に加え、インドネシア、ラオス、カンボジアでの支援の進展、な らびに次世代脱炭素技術の導入可能性を踏まえた分析の実施は、持続可能な脱炭素化

ンに資する案件。また、2015年の日・タ イ首脳による共同プレス声明や2017年の 日・タイハイレベル合同委員会での約束に (2) 対応 動運転等の先駆的分野で 8 つのパイロッ Transformation) を推進するものとして も位置付けられる。

- プランが市議会で承認【②③】:イラク「持一に取り組んだ。 の低炭素化に貢献することが期待される。 なお、本成果は、国連人間居住計画(UN-事例の中から優良事例として同成果を発↓行い、閣議決定された。 信した。
- 員による知見共有ネットワークが発展し、 「中南米都市・地域計画家協会(ALPU)」 が設立された。上記研修に参加した研修員 は、日本の都市計画における区画整理の概 念と仕組みについて重要な知識を習得し、 それらの知識を活用して、中南米地域にお ける国や地方自治体の都市計画政策や法

タイ王国が掲げる Thailand4.0 のビジョ による負の影響を軽減し、事業の成果を高めるための への具体的貢献を示すものである。【①②③】 効果的な対策の実現に期待する。

基づく協力として位置付けられる。さら|都市・地域開発分野では、GIS ベースの土地利用情報| に、プロジェクトには、日・タイ企業が参 │ プラットフォームを活用し、技術協力プロジェクトに 画し、スマート農業、i-Construction、自 おいて、土地利用計画に基づく開発許認可の導入や、 | 都市計画情報等の市民やビジネスへの共有・発信を支 | ト事業を実施。共創×デジタル・トランス | 援し、機構が策定に協力した都市整備マスタープラン フォーメーション (DX: Digital | に沿った開発誘導と土地利用規制を促進できる環境 づくりを行った。

運輸交通分野では、都市交通×保健の取組を促進する とともに、信号管制における AI 等新しい技術の適用 機構が改訂を支援したマスター に係る科学技術協力の開始などDXの推進にも積極的

続可能な都市づくりに向けたエルビル都|資源・エネルギー分野では、ASEAN3 か国でエネルギ| 市開発マスタープラン更新プロジェクト」 一・トランジション MP 調査を進捗させた。また、次 (技術協力プロジェクト)で改訂を支援し | 世代脱炭素技術の開発と社会実装のコア人材を育成 | たエルビル都市開発マスタープランがエーするため、GX 分野の留学生受入と受入大学の開拓を ランの実施により、公共交通の実施及び利 | 関しては、「資源の絆」(長期研修)の卒業生と共に、 用促進が図られ、人々の移動の改善と都市 │数か国で鉱物開発(概査)を進めることで合意した。 民間セクター開発分野において、開発途上国の社会課 | 題解決に貢献するソーシャル・スタートアップが、開 Habitat : United Nations Human │発途上国において継続的に創出されるために必要な │ エ 民間セクター開発 Settlements Programme)とエジプト政 | エコシステム構築支援策について、ナイジェリアにお 府の共催により開催された第12回世界都 | いて専門家派遣による技術協力を継続するとともに 市フォーラムにおいて、世界各国の様々な|無償資金協力によるファンドを組成する案件形成を

農林水産・農村開発分野では、対応方針として、①国 際的なサプライチェーンの寸断の影響の軽減のため 機構の研修参加者が中南米で自して、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資 律的に成果を展開する法人を設立【②③】: | 源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。 1998 年から JICA 北海道(帯広)で日本 また、②耐乾性、耐暑性の高い品種や栽培手法の導入、 の土地区画整理を学ぶ研修、及びその後コ | 間断灌漑など新たな技術の導入などにより、自然災害 | ロンビアでの第三国研修に参加した研修 | や異常気象に対するレジリエンスを高めるための技 術の強化などの効果的な対策の実現が挙げられる。

エ 民間セクター開発

・「インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム 構築プロジェクト」は、2024年6月にCIIとの連携により、日本企業とインドのス タートアップを結びつける実践的な協業支援を通じて、日印間の経済連携強化に貢献 している点が評価される。 また、2024 年 12 月のインド限定 CEO 商談会において も、70 社近いインド企業が応募するなど、関係機関と連携した日印交流促進の取組 は着実な成果を上げている。【①②】

才 農林水産業・農村開発

・「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」では、ASEAN 事 務局および 4 つの専門 WG との協働により、域内のフードバリューチェーン振興に 貢献している点が評価される。また、日 ASEAN 技術協力協定に基づく戦略的取組と して、関係国からの支持を得ており、「みどり協力プラン」や FOIP の実現にも資す るものである。**【**①②】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

ウ 資源・エネルギー

ルビル市議会で承認された。同マスタープ│行い、共創と革新の基盤づくりを行った。鉱物資源に│脱炭素社会の実現に向けては、エネルギーの安定供給や経済成長との両立が不可欠で あり、エネルギー・トランジション政策の策定・更新や次世代脱炭素技術の実装支援 が重要な課題である。複数国・地域にまたがる課題であるため、産官学を含む多様な パートナーとの戦略的な連携を通じた、包括的かつ実効性のある取組を期待する。

今後の ODA においては、国内外の民間資金の動員が一層重要であり、具体的な協力 枠組みの構築が課題である。社会課題の解決に資するビジネスの創出を後押しするた め、技術協力と資金協力を組み合わせた案件形成の取組を一層加速することを期待す

<その他事項>(有識者からの意見聴講等)

・本項目が JICA の自己評価にて S 評定とされたこと、また 7 つの定量指標のうち 6 つが目標値を120%以上達成したことは、運輸・エネルギーインフラの整備や産業人 材育成といった分野における JICA の力強い貢献を示すものであり、評価する。特 に、シーレーン沿岸国の海上保安能力向上や、地域の連結性強化に資するインフラ整 備など、日本の政策との連携や広域的なインパクトを企図した取り組みは注目に値す

しかし、市民社会の立場からは、経済成長の「質」と「包摂性」について、より深い 洞察と配慮を求めたい。大規模インフラ整備や産業振興が、マクロ経済指標の向上に 繋がる一方で、その恩恵が地域社会の最も脆弱な層にまで届いているか、ジェンダー 格差の是正に貢献しているか、そして自然環境への負荷を最小限に抑えられている か、といった点について、より厳格な検証が必要である。

律への組み込みを推進しているが、設立された ALPU は、中南米地域における持続可能な都市の実現に向けて、各国の実績・強みを活かしながら、国を越えたネットワークとして機能しており、中南米地域の都市部の貧困層の居住問題等の社会問題解決に貢献していくことが期待される。

- ◎ 地域活性化推進プロジェクトにより相互に学び合いを促進【①②⑤】: タイ「持続可能な地域活性化推進能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)は、東南アジア諸国を中心に、開発途上国の地方都市で過疎化・高齢化が顕在化しつつある中、過疎化・高齢化に直面している日本の地方創生アプローチを、自治体連携を通じて開発途上国へ紹介すると同時に、開発途上国の取組からも学び、相互に Win-Win となる関係を築くものであり、内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」、総務省の「地域における多文化共生推進プラン(改訂)(令和2年9月)」にも貢献するもの。
- マスタープランの策定支援に対 する感謝状を受領【①③④】: パプアニュ ーギニア「ココポ・ラバウルにおけるイン フラ開発計画策定プロジェクト」(開発計 画調査型技術協力) が完了し、東ニューブ リテン州行政府・州局長より機構プロジェ クトチームリーダーに対して感謝状が授 与された。本プロジェクトは、周辺島嶼部 の産業・物流・人的往来の拠点となってい るココポ・ラバウル地域におけるインフラ 開発計画を策定することにより、同地域の 開発を促進するものであり、第10回太平 洋・島サミット (PALM10) の共同行動計 画で示された重点分野「質の高いインフラ の向上」「質の高いインフラ及び調整的な インフラ」にも貢献するもの。
- (2) SDGs 達成に向けた貢献 都市・地域開発分野においては、都市整備

例えば、【指標 1-8】「SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数」が目標を上回る 45,180 戸に達したことは素晴らしい成果だが、こうしたボトムアップ型の支援と、トップダウン型の巨大インフラ事業との間に、理念的な整合性や相乗効果が十分に確保されているか、という問いが残る。

今後の事業形成・評価においては、経済成長の成果を測る指標として、マクロな数値だけでなく、貧困層の所得向上率、女性の経済活動への参加率、地域住民による事業への参加・意思決定の度合いといった、分配と参加の側面を測る質的・量的指標をより重視することを強く求める。経済成長が、真に「誰一人取り残さない」形で達成されるために、JICAが開発の現場における市民社会の重要なパートナーとしての役割を一層強化することを期待する。

・戦争状態が続くウクライナに拠点を開設し、極めて高いリスクの中で職員を派遣 し、復興支援を力強く推進している点は特筆に値する。特に、現地で緊急性の高いヒ ートポンプの迅速な納入は、実効性の高い支援として高く評価する。

また、日本との関係が深い東南アジア地域において経済成長と脱炭素のバランスを目指す日本政府の重点施策である AZEC に基づき、ASEAN 域内の電力融通を可能とするパワーグリッド構想に向けた事業特定は、地域全体のエネルギー・トランジションに貢献するものであり、排出量の多い途上国のカーボンニュートラル実現に向けた政策的意義も大きいと考える。

イ 運輸・交通

ベトナム、フィリピン、インドネシア等における港湾整備や都市鉄道プロジェクトは、 日本の戦略的開発協力の象徴として機能しており、地域の経済安定と安全保障に資す る制度基盤強化に貢献している。

・エ 民間セクター開発

PPP や NINJA 事業など、民間資本の動員と社会的インパクトの融合を目指す先行 モデルが展開されている。一方で、現地制度との整合性や事業の透明性確保に向けた 仕組みづくりは、引き続きの課題である。

マスタープランの策定支援や、公共交通指向型都市開発(TOD: Transit Oriented Development)の計画策定、それらに必要な人材育成等の技術協力を行い、SDGs ターゲット 11.2 (全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供)、ターゲット11.3 (全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化)に貢献し、SDGs ゴール 11 「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

近年、都市開発の中で、スマートシティ化 がトレンドとして定着しているが、スマー トシティの定義が主体や視点によって 様々で定まっていない。機構では、「デジ タル等新技術を用いて、都市課題に対する 住民の声や関連するデータを収集するこ と、その声やデータを踏まえた都市課題解 決のための施策の立案実施、評価すること 等を含む、住民参加及び住民と協働したま ちづくりの PDCA サイクルを短縮するこ と」で都市の改善を迅速に実現することを スマートシティ・アプローチと定義してい る。同定義を踏まえ、開発計画調査型技術 協力や技術協力プロジェクトにおける、パ イロットプロジェクト等による試行とそ の有効性の評価を踏まえ、カウンターパー ト予算によるスケールアップや持続的な 事業の形成及び実施に向けた能力強化等 の取組を強化することにより、技術主導に よらない、都市の課題解決や人々の利便性 や生活改善の早期実現を行い、中長期的な 都市のあるべき姿の実現に向けた機運の 醸成やまちづくりへの人々の一層の参加 に寄与していく。

No.1 イ 運輸交通

- (1) 業務実績
- ◎ 重要性が高まりつつあるシーレーン沿岸国の海上保安能力の向上に貢献【①③】: 基礎情報収集・確認調査「海上

保安分野協力戦略策定のための情報収集・ 確認調査」に係る支援委員会での議論を 2024年度末で終了した。本調査では、イ ンド洋から東南アジアにおけるシーレー ン沿岸国の海上保安能力の現状と、本来有 するべき能力とのギャップを分析し、必要 な対応の内容・規模の検討・優先順位付に 関する議論を行った。2024年3月に贈与 契約 (G/A: Grant Agreement) を署名し たインドネシア向け無償資金協力「海上保 安能力向上計画」や、2024年6月に借款 契約 (L/A: Loan Agreement) を調印した 円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対 応能力強化事業 (フェーズ 3)」、2024 年 6月に開始した技術協力プロジェクト「イ ンドネシア海上保安機構能力開発プロジ エクト」の実施を含め、今後同議論の結果 も踏まえ、必要な支援を実施していく予 定。これらの協力は、自由で開かれたイン ド太平洋 (FOIP: Free and Open Indo-Pacific) の実現に貢献するとともに、「海 洋基本計画(2023年4月28日閣議決定)」 が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協 力の推進」の具現化を図るものとして位置 づけられる。

ベトナム・ホーチミン市の都市鉄 道1号線の開業【①③】:ベトナム「ホー チミン市都市鉄道建設事業 (ベンタイン・ スオイティエン間(1号線)」(円借款)に おいて建設を支援した都市鉄道が2024年 12 月に開業した。開業式典には、同市党 委書記や人民委員長も出席し、ベトナム国 内及び日本国内でも大々的に報道され、式 典の後の一般開放は開業を喜ぶ多くの市 民で賑わった。ベトナム第一の商業都市で あるホーチミン市は、人口増加や道路交通 量の増加に伴い、交通渋滞や大気汚染の深 刻化、交通事故の増加、都市サービスへの アクセスの困難などの課題を抱え、効率的 な経済社会活動を阻害する要因となって いた。これら課題に対処するために、本事 業は、同市において、市中心部のベンタイ ン駅から市北東部のスオイティエンター ミナル駅まで合計 14 駅、総延長 19.7km の都市鉄道を整備するもの。ホーチミン市 初の都市鉄道であることに加え、多くの住 宅や商業施設のある都心部を通る 2.5km (3駅分)は地下を走り、ベトナム初の地 下鉄である。また、同路線の鉄道システム には日本の標準規格が採用されており、安 全装置を装備した日本の車両や信号シス テムや、駅では転落防止に役立つプラット フォームのスクリーンドアが導入され、バ リアフリー (点字ブロックや掲示板・放送 案内、車両内の車いす専用スペースなど) の工夫も盛り込まれている。機構は、ホー チミン市都市鉄道運営会社 (HURC1) の 設立から組織の能力強化の側面でも長年 支援を実施しており、日本の鉄道管理のノ ウハウが活かされている。

ミクロネシア地域の連結性強化 に貢献【①②】: 2024年8月にパラオ「ミ ナト橋架け替え計画」(無償資金協力)、同 7月にマーシャル「アマタ・カブア国際空 港旅客ターミナル改築計画(詳細設計)」 (無償資金協力)、同9月にミクロネシア 「ポンペイ港拡張計画」の G/A を締結し た。これらの案件は2024年7月に行われ た PALM10 の公約にある技術と連結性に 貢献するものであり、これらインフラ整備 を行うことにより、大洋州地域の連結性の 強化に貢献するもの。ミクロネシア地域4 か国を対象とした「SIDS型道路・橋梁・ 重機アセットマネジメント体制構築」に係 る技術協力が開始され、各国の道路維持管 理能力向上を図るとともに、資機材確保や 海面上昇対策といった地域共通課題につ いて、各国が連携して取り組んでいく。

◎ ブルンジ最大の港湾の建設により東南部アフリカ地域の連結性強化に貢献【①③④】: 2014 年 5 月に G/A を署名し、2019 年に着工したブルンジ「ブジュンブラ港改修計画」(無償資金協力)の完

工式が、2024年10月に行われた。ブジュ ンブラ港はアフリカ大陸のほぼ中央、タン ガニーカ湖の北端に位置し、ブルンジ最大 かつ同湖最大の港である。施設の多くは 1960年以前に整備され老朽化しており、 近年の周辺国の急速な経済発展に伴う取 扱貨物量の増加に対応できないという課 題に直面していた。本事業は、コンテナタ ーミナルや船舶修理施設の建設と、排水路 の移設を行うことで、こうした課題解決を 図り、東南部アフリカ地域を含めた周辺国 との貿易促進、輸出入貨物にかかる輸送コ ストの削減、湖上輸送の安全性の向上に寄 与することを図るものである。途中、新型 コロナウイルス感染症蔓延の影響等によ り2度工事が中断されたが、1990年代の 国内紛争からの復興、経済発展に向けて、 ブルンジ政府をはじめとする関係者の不 断の努力により完工に至った。完工式で は、ブルンジ大統領から機構の協力に対す る感謝の言葉と、両国の連携を深めていき たい旨が述べられた。

◎ 中米を横断する道路のボトルネックを解消【①③】: 2024年12月に、中米全土を横断するパン・アメリカン・ハイウェイの一部を成すエルサルバドルのサンミゲルバイパスの開通式典が開催された。円借款「サンミゲル市バイパス建設事業」によって建設されたこのバイパス道路は、サンミゲル市の市街地の交通渋滞の緩和を図り地域経済の活性化に寄与するだけでなく、パン・アメリカン・ハイウェイのボトルネックを解消し、中米地域の連結性を強化するものである。

◎ 「クラスター事業戦略」により地域・国を跨いで効果的・効率的な協力を推進【②③】: 道路アセットマネジメントのクラスター事業戦略を策定した。クラスター事業戦略とは、機構が重点的に取り組む課題・事業領域について、国・地域を跨ぎ、データやセオリーなど定量的・定性的な根

拠 (エビデンス) に基づいた開発協力のシ ナリオをまとめたもので、他の開発協力機 関、NGO、大学・研究機関、地方自治体、 民間企業等の外部機関との協働・共創を推 進することにより、開発インパクトを増大 させることを目的としたもの。道路アセッ トマネジメントのクラスター事業戦略に 基づき、各国の状況をより効率的に情報収 集するツールとして、新成熟度指標を開発 した。同ツールを用いることにより、各国 の道路アセットマネジメント状況の比較 分析が可能となり、域内協力を含む適切な 協力戦略策定による協力効果増大といっ た効果が期待される。また、同戦略に基づ き、サモアを対象とした協力とトンガを対 象とした協力の 2 つの協力を一つの契約 で実施する広域契約を締結。複数案件の契 約を一本化することで、業務効率、予算効 率が大幅に向上するとともに、各国の課題 に加えて、地域共通課題や、地域間連携も 含む協力内容となり、成果の増大も期待さ れる。また、土木学会との連携の下、機構 で実施中のプロジェクトに、土木学会負担 による有識者を派遣し、プロジェクトの効 果増大に寄与した。

国際的な問題となっている船舶 解体の改善を支援することにより人権に 配慮した労働環境整備やカーボン・ニュー トラルにも貢献【①③】: 役目を終えた老 齢船の多くが労働コストの安い開発涂上 国で解体されており、一部の国では船舶解 体に伴う死傷事故や環境汚染が絶えず、世 界的な問題となっている。多くの船舶解体 が実施されているインドやバングラデシ ュ等での環境汚染や労働災害が1990年代 頃から国際問題化する中、問題解決に向け て日本の国土交通省がリードする形で 2009 年にシップリサイクル条約が採択さ れた。2023年6月に同条約を締結したバ ングラデシュに対し、2025年6月の条約 発効に向けて、シップリサイクル施設等の 承認を担う政府部局の創設及び承認プロ セスの確立等に取り組む「シップリサイクル産業能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。シップリサイクル条約に適合したリサイクル施設において、同条約に適合した方法で船舶の解体が行われることにより、労働者の安全や衛生、環境への配慮が国際的に担保されることになる。これにより、人権配慮が推進されるとともに、脱炭素化船等への円滑な代替に向けた環境整備が進み、海上輸送のカーボン・ニュートラルの加速化にも繋がることも期待される。

機構が策定を支援した鉄道マス タープランが高く評価【③④】: 2024年6 月にタイ「バンコク首都圏都市鉄道新マス タープラン (M-MAP2) 策定能力向上プロ ジェクト」(開発計画調査型技術協力)が 終了した。2010年に策定されたバンコク 首都圏鉄道マスタープラン (M-MAP) は、 バンコク首都圏の各種都市鉄道事業の基 礎となってきたが、需要予測の精度向上、 駅・ルートや他交通モードとの連結性、都 市鉄道と都市整備計画の統合促進等の課 題への対応策や将来の新規路線の整備計 画を含む新たなマスタープラン (M-MAP2) 策定の必要性が高まっていた。こ れを受け、機構は、2021年3月から2024 年 6 月までバンコク首都圏都市鉄道新マ スタープラン (M-MAP2) 策定能力向上プ ロジェクトを実施し、バンコク首都圏にお いて、タイ政府の新たな鉄道需要予測モデ ルに基づく需要予測及びM-MAP2の策定 を支援するとともに、タイ政府の鉄道マス タープラン策定能力強化を図った。本マス タープランが完成した際には、プロジェク ト開始当時の運輸大臣(その後財務大臣に 就任) から、日本の経験を踏まえた精度の 高い需要予測に基づく計画となったと言 及されるなど、タイ政府にも高く評価され ている。今後は、タイ政府の取組を側面支 援する形で、M-MAP2の実践によるバン コク公共交通のネットワーク改善に継続

的に協力する予定。 本邦企業・現地 NGO との共創に より交通安全を推進【②】: タイにおいて 交通安全データ取得に対する能力向上を 行う取組「交通事故からいのちをまもる! 安心安全なモビリティ社会をつくる、官民 共創による道路交通安全ネットワーク」を 実施。現地 NGO や本邦企業とも連携し、 警察による交通事故データ収集能力向上 を図るもの。本取組の結果、本邦企業が自 己資金を提供して専門家派遣やセミナー 開催費拠出を行うなど、機構の取組による 成果が外部リソースも動員されて拡大さ れている。 機構が支援する 3 つの事業が令 和5年度土木学会賞を受賞【④】:土木技 術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展 に寄与したと認められる画期的なプロジ ェクトとして、機構が支援するバングラデ シュ「クロスボーダー道路網整備事業」(円 借款) におけるモドゥモティ橋建設工事、 インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事 業」(円借款) における次世代軽量軌道交 通システム建設工事、フィリピン「マニラ 首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」 (円借款)における鉄道車両基地の建設マ ネジメントの先駆的な取組、の 3 件が令 和 5 年度土木学会技術賞を受賞した。技 術的な価値や社会的な貢献度、工期どおり に着実に完工させた点等が高く評価され たもの。

> ○ タンザニアの交通安全の取組に おいて、救急救命の活動をプロジェクトに

> ○ 信号管制及び ITS (高度道路交通 システム) において新しい技術を活用する ための情報収集・確認調査を実施した。先 進国や中進国におけるプローブデータ (携 帯電話等の位置情報) を活用した交通制御

含めることに合意した。

の事例を踏まえ、今後の協力事業での活用 を目指す。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

運輸交通分野においては、資金協力による 運輸交通インフラの整備や改修、技術協力 による都市交通や港湾開発といった運輸 サブセクターにおける長期計画の策定、公 共交通の推進や改善に向けた具体的な施 策の実施、組織能力の強化や人材育等を通 じて、SDGs ターゲット 9.1 (持続可能か つ強靱なインフラ開発)、ターゲット 11.2 (全ての人々に安全かつ安価で容易に利 用できるアクセス提供)に貢献し、SDGs ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的か つ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGs ゴール 11「包摂的で 安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間 居住の実現」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

SDGs の実現、質の高いインフラ、2050 カ ーボン・ニュートラル等を見据え、各セク ターの課題に対して複合的に取り組む必 要があることから、運輸交通×都市・地域 開発×エネルギー、運輸交通×保健、運輸 交通×ジェンダー主流化など、他セクター /パートナーと連携した課題の特定、案件 形成を図ってきている。また、開発途上国 の課題解決に有効な技術を展開するため に、運輸交通を取り巻く変化を常に把握 し、デジタル、AI などを活用した DX の 推進にも積極的に取り組む必要があるこ とから、運輸交通インフラのアセットマネ ジメント、データ・AI を活用した信号制 御システム開発、海上保安分野における MDA 対応能力強化などにおける展開を 検討する。

さらに、運輸交通分野においては、大型の インフラ整備及びシステムの運営・維持管 理において、他ドナーとの協調や民間の巻 き込みが必要になる事業もあることから、 他ドナーや国際機関との情報共有及び協 働を図るとともに、民間企業等の参入しや すい環境整備を検討する。

No.1 ウ 資源・エネルギー

- (1) 業務実績
- 脱炭素化に貢献する海洋温度差 発電の導入を推進【①②④】:「マレーシア における革新的な海洋温度差発電 (OTEC) の開発による低炭素社会のため の持続可能なエネルギーシステムの構築し (科学技術協力) により、ハイブリッド海 洋温度差発電プラントの試運転を完了。試 運転の結果、今後、島嶼国での実用化の可 能性があるという良好な結果を得た。本発 電は、クリーンでかつ安定供給が可能な電 源であるのみならず、発電の副産物として 飲料水を製造することができ、気候変動に 対する適応策ともなる革新的な技術。マレ ーシアでは、協力終了後も、日本・マレー シアが協力して引き続き同発電の研究を 継続していく予定であるほか、サラワク州 やサバ州にて社会実装のためのプラント 建設が検討されている。なお、海洋温度差 発電は、クリーンエネルギーとして脱炭素 化の推進のため、2024年7月に開催され た PALM10 の共同行動計画でも「導入を 検討する」として盛り込まれ、注目を集め ている。
- ◎ ASEAN 域内パワーグリッドの 実現により脱炭素化を促進【①②③】: 「ASEAN 域内パワーグリッドに係る基礎情報収集・確認調査」を実施中。ASEAN Center for Energy (ACE) との MOU に 基づくものであり、ASEAN 域内で電力を 融通し合うパワーグリッドの実現に向け て必要となる事業を特定の上、機構による 支援も検討するもの。ASEAN の連結性強 化を通じ、偏在する水力の効率的な活用方 法の検討など、地域全体でのエネルギー・ トランジションの実現に貢献するほか、本 協力は、アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC: Asia Zero Emission

Community) 首脳共同声明における地域 間連携の拡大にも貢献するもの。

各国のエネルギー・トランジショ ン政策・計画の策定支援によりカーボン・ ニュートラルの実現に貢献【①②③】:パ リ協定採択以降、目指すべき目標が低炭素 から脱炭素に変わり、短期的な再生可能エ ネルギー導入だけではなく、長期的な水力 導入や次世代脱炭素技術の開発と実装が 不可欠になった。このような中、エネルギ ー・トランジション政策・計画の策定が不 可欠になっており、バングラデシュで策定 を完了したほか、インドネシア、ラオス、 カンボジアでエネルギー・トランジション 政策・計画の策定支援を実施中。調査を通 じ、再生可能エネルギーの導入のみなら ず、水素などの次世代技術の導入可能性も 検討している。また、カーボン・ニュート ラルとエネルギーの安定供給を最小費用 で計画するための分析モデルやデータセ ットの開発に向けた情報収集・確認調査を 実施。既存のエネルギー関連データを更新 し、公表することにより、国単位のみなら ず、地域単位(ASEAN、中央アジア・コ ーカサス等) での分析に活用することによ り、ロードマップの検討や計画策定の精度 が高まることが期待される。

◎ グリーン水素導入に向けた初の技術協力プロジェクトを開始【①②③④】:
2025年3月にパラグアイにて「今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム構築プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。供給サイドと需要サイドで価格の開きがある水素分野において、公的資金を投下することで投資を促進することを目指し、係る資金メカニズムを設計するもの。水力発電で電力を完全自給しており、余剰分を他国に輸出しているパラグアイにおいて、グリーン水素製造及びグリーン水素による輸入燃料の代替によって、気候変動対策に大きく貢献するほか、同国

の貿易収支の改善、経済活性化にも貢献することが期待される。また、同国で国家グリーン水素戦略の策定を支援している米州開発銀行と連携してプロジェクトを実施することにより、同国家戦略を踏まえて技術協力プロジェクトの成果を上げることが期待されるほか、同国に関心を有する日本企業の参画可能性も検討する。

- オファー型協力によりマダガス カルの経済強靱化を促進【①③】: マダガ スカルでは、日本の商社が参画し、ニッケ ル・コバルトを産出するアンバトビープロ ジェクトが実施されている。ニッケル輸出 港であり、同国への国際貨物取引の9割以 上を取り扱うトアマシナ港を擁するトア マシナ都市圏の広域開発を推進すべく、オ ファー型協力の枠組みなどを通じて、水 道、電力等社会経済インフラを整備する。 今般、鉱業分野人材の育成についても協力 を行うべく、「鉱物資源人材育成に係る基 礎情報収集・確認調査 」等を開始した。 なお、長期研修プログラム「資源の絆プロ グラム」の帰国研修員がマダガスカル鉱山 局長として活躍しており、これらの協力に おいて重要な役割を果たしている。
- \bigcirc 日本の大学が提唱する「スマート マイニング+」により鉱山の安全性向上に 貢献【②③】: 2024年12月に「スマート マイニング+による環境破壊を引き起こ さない持続可能な環境調和的鉱山開発シ ステムの構築」(科学技術協力)の R/D を 締結した。本事業は、北海道大学・川村教 授が提唱し、生産性の向上のみならず、安 全性や環境対策の向上にも焦点を当てた 「スマートマイニング+」を実際の鉱山の 操業に適用するもの。環境調和的鉱山操業 を実現する上での世界初の試みであり、他 の中央アジア諸国、資源国への将来的展開 も期待されている。また、本事業の事前調 査には、長期研修プログラム「資源の絆」 にて日本に来日中のカザフスタン人も参

画し、カザフスタン側関係者と日本側関係 者の橋渡しをすることにより、効果的・効 率的な調査の実現に貢献した。

次世代脱炭素技術の開発と社会 実装の土台となるコア人材を育成する長 期研修プログラムにより GX・共創と革新 を推進するとともに国際頭脳循環に貢献 【①②】: 共創と革新を促進するため長期 研修プログラム「GX 人材育成プログラ ム」を実施。2024年度は9名が修士課程 や博士課程に入学した。同プログラムによ る人材育成により開発途上国と日本の共 同開発、共同利用に結びつけるべく、日本 の受入大学・研究機関との関係を構築。 2024 年度には国際大学により新たな GX 政策コースが立ち上げられたほか、核融合 分野:核融合科学研究所(総研大学)、京 都大学、大阪大学、九州大学、次世代原子 力:東京科学大学、長岡技術科学大学、宇 宙太陽光:京都大学等から長期研修員の受 入れに賛同を得た。核融合分野ではコスタ リカ工科大学の関係者を招へいし、核融合 科学研究所や量子科学技術研究開発機構 等の研究者と面談し、今後の共同開発に向 けた意見交換を実施した。また、宇宙太陽 光では京都大学の研究者とフィリピンを 訪問し、フィリピン宇宙庁 (PhilSA) や大 学と、人材育成や科学技術協力案件形成に 向けた意見交換を行った。

◎ 地域のパワープールの実現により電源安定化に貢献【②】:機構は、2024年8月に「南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)及び「西部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。アフリカでは電力の不足及び石炭火力への依存脱却のため、再生可能エネルギーの導入が求められているが、そのためには各国を繋ぐ系統の強化を通じたパワープールの形成、安定的に電力供

給が可能な電源開発が求められている。本 案件は南部アフリカパワープール (SAPP : Southern African Power Pool) 及び西部アフリカパワープール (WAPP: West African Power Pool) を対象に、系 統強化のための技術支援を行うもの。本事 業は、TICAD8の「自由で開かれた国際経 済システムの強化」 に貢献するものであ るほか、各パワープールの計画策定及びそ の実現に向けた 協力を行っている世界銀 行、アフリカ大陸マスタープランを整備し ているアフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD: African Union Development Agency) と協力することにより、域内電力 融通量の増加、クリーンで安価な電力の安 定的な利用促進 を目指す。また、機構は、 42GW の潜在的な水力発電能力を有する コンゴ民主共和国インガ地域において、 「グランドインガ開発計画促進のための 総合戦略策定に係る情報収集・確認調査」 を開始した。本調査は、インガ開発計画実 現後の社会開発を見据えたビジョン及び 実現に向けたシナリオを作成することに より、インガの開発計画が推進されること を目指すもの。

島嶼国の気候変動対策に大きく 貢献する「久米島モデル」の導入を支援【① ②④】: 久米島モデルは、海洋温度差発電 による環境負荷の小さい発電方法のみな らず、産業や飲料水を提供することが特徴 であり、島嶼国の気候変動緩和策及び適応 策として貢献することが期待される。機構 は、海洋深層水を利用して電気、産業(養 殖、葉物野菜、化粧品等)、飲料水を提供 する同モデルを他の島嶼国に拡大するこ とを目指し、パラオで情報収集・確認調査 を実施中。具体的には、大統領と面談し、 開発の進め方(2025年度に養殖などのデ モを実施するほか、無償資金協力により 100kW 以下の規模の施設を導入し、その 後 1MW 規模を導入していく道筋等) につ いてのコンセンサスを得た。取水技術は、

商船三井が環境省の支援事業「地域共創・セクター横断型カーボン・ニュートラル技術開発・実証事業」にて久米島で実証中の新しい技術を活用予定。そのほかにも、パラオで海洋深層水利用ビジネス(養殖、葉物野菜、化粧品等)のデモンストレーションを行いながら、進出を検討する日本企業の巻き込みを図る予定。

○ マラウイ「農村部におけるエネル ギーの生産的利用に係る情報収集・確認調 査」が 2024 年 11 月に終了。アフリカで は6億人が電気にアクセスができない中、 無電化地域でエネルギーを利用可能な、ソ ーラーポンプ等の PUE (生産的エネルギ 一利用)機器の利用が注目されているが、 本案件はマラウイにおける無電化地域に おけるソーラーポンプの普及方法に係る 調査を行ったもの。機構が過去に行った小 規模農家向け市場志向型農業の振興 (SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) プロジェ クトにて所得の向上した農民を対象に、販 売業者への働きかけを通じたソーラーポ ンプの販売を行うことで、PUE 機器普及 のための効率的アプローチを探る取組を 行った。

- ジブチ地熱開発を進めるべくエネルギー大臣以下関係者を日本に招へいし、「ジブチ地熱開発試掘プロジェクト」の今後の進め方について協議を行った。
- モザンビーク及びマダガスカル でベリリウムの賦存量調査の実施につき 調整中。実施に当たっては長期研修プログ ラム「資源の絆」の帰国研修員とも連携。
- (2) SDGs 達成に向けた貢献 資源・エネルギー分野においては、エネル ギー・トランジション・マスタープランの 作成支援や次世代脱炭素技術の開発と社 会実装の促進と人材育成、パワープール構

想の実現促進、トランジションに必要な鉱 物資源のサプライチェーン構築に向けた 人材育成や調査を通じ、SDGs7.1(2030年 までに、安価かつ信頼できる現代的エネル ギーサービスへの普遍的アクセスを確保 する。)、ターゲット 7.2 (2030 年までに、 世界のエネルギーミックスにおける再生 可能エネルギーの割合を大幅に拡大させ る。)、ターゲット (7.a 2030年までに、 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び 先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術 などのクリーンエネルギーの研究及び技 術へのアクセスを促進するための国際協 力を強化し、エネルギー関連インフラとク リーンエネルギー技術への投資を促進す る。) に貢献し、SDGs ゴール 7 「エネルギ ーをみんなに そしてクリーンに」の達成 に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

ほとんどの先進国が2050年までのカーボ ン・ニュートラルを宣言し、開発途上国で は 2060 年から 2070 年までの年限付きで 実現を目指す国が増えつつある。カーボ ン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電 気自動車などの今ある技術だけで実現す ることは困難であり、次世代脱炭素化技術 の開発と導入は大きな鍵となっている。自 国の経済成長を阻害するエネルギー・トラ ンジションを受け入れることは開発途上 国にとって困難。さらに、ロシアのウクラ イナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エ ネルギー安全保障の重要性が改めて浮き 彫りになっている。これらを考えれば、カ ーボン・ニュートラルは、安価なエネルギ 一の安定供給と両立させなければ実現で きない。このため、①エネルギー・トラン ジション政策・計画の策定・更新・実施と、 ②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③ 地域共同体内でのエネルギー安定供給、④ カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略 物質の安定供給を国内外の様々なパート ナーとともに促進するクラスター協力戦 略を定め、同戦略に取り組む。これら取組は国内外の様々なパートナーと共に進める必要があるが、産官学の様々な分野に跨るため、パートナーの探索を戦略的に行う必要がある。

No.1 エ 民間セクター開発

(1) 業務実績 様々なリソースを巻き込みアフ リカにおけるカイゼン・アプローチの普及 を促進【①②③】: アフリカ・カイゼン・ イニシアティブの年次会合をチュニジア にて実施。チュニジアのサベット・シブ産 業・鉱山・エネルギー大臣、AUDA-NEPAD、国連工業開発機関(UNIDO: United Nations Industrial Development Organization) 等の援助関係者等、アフリ カ24か国から186名の関係者が対面で、 27 か国 180 名がオンラインで参加した。 クラスター事業戦略「アフリカ・カイゼン・ イニシアティブ」に基づくものであり、機 構が策定した戦略に他援助機関や民間企 業等、多様なステークホルダーを巻き込み 共創を推進することを目的としたもの。同 戦略の一環として、アフリカ域内で継続的 にカイゼン・アプローチを普及していくた めの中核拠点「Center of Excellence (CoE)」を整備・強化することとしてお り、年次会合後に Center of Excellence 候 補国向けの能力強化研修を実施し、17か 国 59 名が参加した。また、CoE 候補国に よるアフリカ域内へのカイゼンや Business Development Service (BDS) 研 修実施を支援し、モーリシャス及び南アフ リカからボツワナ (15名参加)、チュニジ アからモーリタニア (30名参加)、カメル ーンからフランス語圏 8 か国 (オンライ ン研修、64名参加)及びセネガル (9名参 加)、タンザニアからウガンダ (オンライ ン研修、10名参加)にそれぞれ研修が行 われた。さらに、他の援助機関からの予算 による研修実施として、フランス開発庁 (AFD) 予算でカメルーン人コンサルタ ントがコンゴ共和国で研修実施、国連世界 食糧計画(WFP: United Nations World Food Programme)予算でリビアの民間企 業をチュニジアに招へいし研修実施等が 行われた。

- ベンチャーキャピタルへの出資 により東南アジア地域の新興企業の経営 能力強化を推進【②③】:機構は、2024年 9 月に「新興企業成長支援投資事業」(海 外投融資)の出資契約に調印した。東南ア ジア地域の新興企業へ投資を行うファン ドへの出資を通じて、新興企業の金融アク セス改善を図り、同地域の新興企業の発 展・拡大に寄与するもの。また、同ファン ドは、東南アジア地域における新興企業の 組織内ジェンダー格差の課題に対して、投 資先の企業における女性従業員数をモニ タリングし、ジェンダー平等の促進に取り 組んでおり、女性の活躍を促進するほか、 同ファンドの投資先企業と日本企業のマ ッチングを促進することで、日本企業の海 外展開を推進することも期待される。
- 日印関係機関とともに、日印交流 促進プラットフォームの形成を促進【① ②】:機構は、2024年6月に「インド国経 営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネ ス交流促進プラットフォーム構築プロジ ェクト」(技術協力プロジェクト) におい て、カウンターパート機関であるインドエ 業連盟 (CII) と共にアクセラレーション・ オープンイノベーションプログラム 「ICONN-NINJA インドプログラム」を 開始した。本プログラムは、革新的な技術 やソリューションを持つインドのスター トアップが、日本の大企業(DENSO、 NEC、Murata) との協業を目指すのが特 徴である。日本の大企業 3 社が参画し、 200 以上の応募者から選ばれた 8 社のス タートアップ (アグリテックやヘルスケ ア、IT等)に対してメンタリング等の支 援を実施した。本プロジェクトは日・イン

ド政府が推進する「日印産業競争力パートナーシップ (IJICP)」における取組の一つに位置付けられている。また、2024年12月には、中小企業基盤整備機構主催「インド限定 CEO 商談会」にて、機構が支援する CII が海外協力機関となり、インド企業の参加勧奨等を行った。2国間 CEO 商談会では過去最大となる70社近いインド企業が応募し、中小企業基盤整備機構との連携の下、商談予約数の多い16社が来日し対面で参加した(その他はオンライン参加)。

- 日本での研修により日・バングラ デシュ間の貿易協定の締結を促進【①③】: 機構は、バングラデシュ「貿易協定締結支 援」(国別研修)を実施した。バングラデ シュの経済成長を持続的なものとするた めには産業多角化、縫製業に依存する経済 構造からの脱却が必要であり、かつ日系企 業を含む外国直接投資をどれだけ呼び込 めるかが鍵となる。これらの背景を踏ま え、国際的なルールに基づく貿易協定の締 結が必要であり、貿易協定の知見とともに 民間セクターの声を把握し、交渉に臨める よう能力強化を行うもの。本協力は、日本 政府及びバングラデシュ政府の間で開始 された EPA 交渉にも貢献するほか、日・ バングラデシュ間の経済的な繋がりを深 めることにより FOIP にも貢献する。
- ◎ 日本人材開発センターを通じた 支援によりビジネス交流を促進【①②④】: 2024年にカンボジア日本人材開発センター(CJCC)は設立 20周年を迎えた。これまで CJCCのビジネスコースを利用したカンボジア企業数は約 30,000 社に上り、文化交流事業と併せ、20年にわたりカンボジアと日本の文化・ビジネス交流を支え、両国の友好関係の構築に貢献した。 20周年関連イベントにはカンボジア副首相兼教育青少年スポーツ大臣も出席し、これまでの CJCC の貢献に謝辞が述べられ

た。また、ベトナム日本人材開発センター (VJCC) が実施する現地企業幹部向けビジネスコース「経営塾」が 2024 年で開講 15 周年を迎えた。これまでの VJCC のビジネスコースの参加者は約 70,000 人に上り、経営塾同窓会組織は 700 社 1,000 名以上が在籍する一大コミュニティに成長。 15 周年記念式典には(VJCC が属する)ベトナム貿易大学の学長も出席し、これまでの VJCC の日越ビジネス関係構築への貢献に謝辞が述べられた。

技術協力を通じて収入機会の増 加を実現するとともに住民の誇りを醸成 【③】:ペルー「ウトゥクバンバ渓谷上流 地域における文化的景観の持続的な開発 促進プロジェクト」(技術協力プロジェク ト)において、「エコミュージアム(屋根 のない博物館)」に基づく住民主体の文化 遺産保全・活用を通じた持続可能な観光開 発を推進し、6つの新たな観光ルートを開 発。エンドライン調査では、観光客の受入 れが始まったばかりにもかかわらず、コミ ュニティの調査回答者の約 80%が世帯収 入の増加を実感していると回答したほか、 約 90%が自身の文化に対して非常に誇り を感じると回答。また活動参加者の67.5% が女性であり、女性の収入機会増加にも貢 献。また、最終成果発表セミナーでは、観 光客を見ると緊張して逃げてしまったと 語るコミュニティの人々が、中央・州政府 の高官や数多くの民間企業、メディアを前 に機構事業での経験や観光ルートの魅力 を堂々と発表、セミナー後、機構の協力の 意義・成果が、全国紙「El Peruano」等に おいて、大々的に取り上げられた。

(2) SDGs 達成に向けた貢献 民間セクター開発分野においては、アジア における投資促進と産業振興、アフリカ企 業の競争力向上と従業員のディーセント・ ワークへの貢献、イノベーション創出に向 けたスタートアップ・エコシステム構築支 援、持続可能な観光開発を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)、ゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するビジネスが継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を進める。

No.1 オ 農林水産業・農村開発

(1) 業務実績

「農業・農村開発協力における気 候変動対策の取組戦略」により事業の戦略 性を強化【③】:農業分野は気象条件によ る影響を受けやすく、生産活動自体が温室 効果ガスの発生源となっていることを踏 まえ、農業・農村開発協力において気候変 動への適応策の推進、及び温室効果ガス排 出削減・吸収量の増進などの緩和策の検討 を推進すべく、その具体的方針を明確にし た「農業・農村開発協力における気候変動 対策の取組戦略」を策定・公表した。今後 さらに顕著になると予測される気候変動 が農業・農村分野へ及ぼす影響及び事業が 気候変動に及ぼす影響を明確にするとと もに、機構として具体的な取組を推進する ための方向性を示したもの。本戦略に基づ いて事業の実施・案件形成を行うことによ り、農業・農村開発の分野においてより効 果的・効率的に気候変動対策を推進するこ とが期待される。

◎ 多くの援助機関との協働により アフリカ各国の稲作振興を推進【②】:機 構 と AGRA (Alliance for Green Revolution for Africa) のイニシアティブ の下、アフリカ32か国を対象に、19の援 助機関・地域経済共同体(RECs)と共に コメの生産量倍増を目指す「アフリカ稲作 振興のための共同体 (CARD: Coalition for African Rice Development)」を推進。 対象国中27か国で第2次稲作開発戦略書 (NRDS2) を作成したほか、同戦略を推 進するための事業計画(コンセプトペーパ ー)、モニタリング枠組みの確立とベース ラインデータの取得を多くの国で進めた。 各国で形成されている NRDS-TF を中心 とし、コメセクターに特化した総会を開催 することにより、世界銀行、アフリカ開発 銀行等、アフリカで稲作支援を行う多くの 援助機関や RECs との協働・共創を促進 することが期待される。

科学技術協力で開発した高温耐 性コムギの栽培が拡大【②③】:「スーダン およびサブサハラ・アフリカの乾燥・高温 農業生態系において持続的にコムギを生 産するための革新的な気候変動耐性技術 の開発プロジェクト」(科学技術協力) に て開発・普及を行った気候変動対策にも資 する高温耐性コムギの導入が進み、スーダ ンにおける栽培面積の 30%使われるまで に至った。鳥取大学の研究を基に機構が支 援する科学技術協力で展開したもの。 2023年4月に発生した武力衝突による本 邦人員の退避後も遠隔にて活動を継続し、 成果が現れたもの。今後実施される WFP との連携による無償資金協力でも本協力 の成果が活用される予定であり、更なる展 開が期待される。

◎ 機構の支援によりルワンダコーヒーが国際市場に参入【③④】:ルワンダ「コーヒーバリューチェーン強化振興プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、ルワンダコーヒーの生産性や品質の向上とともに、国際市場への参入を支援。

その一環として、スペシャルティコーヒー の国際市場への参入と認知度向上を目指 したルワンダ政府機関主催のナショナル コンペティション「ベスト・オブ・ルワン ダ(BOR)」がプロジェクト支援の下開催 された。同コンペティションに入賞した 19 の高品質スペシャルティコーヒーは、 国際オンラインオークションを通じ国際 市場へ参入。オークションでは、平均入札 価格 25.65USD/kg (近年平均価格の 3 倍)、最高入札価格 71.87USD/kg という 値が付き、全体で総量 6,600kg、総額 165,544USD が落札された。主催した国家 農業輸出機構 (NAEB) から機構に感謝レ ターが送られるなど、本成果が非常に高く 評価されており、継続に強い意欲が示され ている。

ASEAN 地域でのフードバリュ ーチェーン振興を通じ連結性を強化【① ②】: ASEAN 共同体を対象とした 「ASEAN-JICA フードバリューチェーン 開発支援プロジェクト」(技術協力プロジ エクト) の活動が本格化した。本プロジェ クトは、ASEAN 事務局が調整機関とな り、関連する4つの ASEAN セクトラル・ ワーキンググループ (作物栽培、衛生と植 物防疫のための措置、水産、農業協同組合) の加盟国メンバーと協力して、ASEAN 地 域でのフードバリューチェーン振興に向 けた体制・環境づくりの促進に寄与するも の。2019年5月に締結された日・ASEAN 技術協力協定に基づいて実施する 2 件目 の技術協力プロジェクトであり、2024年 8 月に行われた日 ASEAN 農林大臣会合 高級実務者会議では、本プロジェクトの進 捗を報告し、各国から賛同を得た。また、 日本政府が推進する「日 ASEAN みどり 協力プラン」に位置づけられるほか、 ASEAN 域内の連結性の強化を図り FOIP の実現にも貢献する。

クラスター事業戦略を通じて

様々なアクターとの共創を推進【②】: ク ラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー 振興」を策定。「JICA食と農の協働プラッ トフォーム (JiPFA: JICA Platform for Food and Agriculture)」の水産分科会の 場で JiPFA 会員(コンサルタント、民間 企業等)を中心とした関係者に周知の上、 意見交換を実施した。本クラスター事業戦 略をプラットフォームとして、今後現場の 活動を通じ有効性が実証された方策を「ツ ールボックス」に集約・類型化し、各国関 係者が自国の状況にあったツールの選択・ 実践を進めていくことを後押ししていく ことが期待される。また、クラスター事業 戦略「持続可能な畜産振興~ワンヘルス推 進に向けて~」を策定。JiPFAの畜産・家 畜衛生分科会の場で、同様に周知、意見交 換を実施。今後、日本の大学・研究機関等 との共創を通じ、各国獣医・畜産当局の人 材育成と畜産現場とのネットワーク強化 を推進していくことが期待される。本クラ スターの中心課題である家畜疾病の制御 を推進する上では、国際的な家畜防疫の枠 組みに沿った協力が求められるところ、国 際獣疫事務局(WOAH)との緊密な連携を 図るべく、2024年7月に WOAH 地域会 合を初めて共催。国際連合食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations) & も協力の上、国際的な枠組みの下、獣医当 局の人材育成と畜産現場とのネットワー ク強化を実施していく。

○ 本邦農業関連企業のアフリカ進出を支援するイニシアティブ(AFICAT)を推進。各国における展示会やケニア、タンザニアに設置している AFICAT 展示室には累計 31 社が参加したほか、AFICAT 重点国に係る情報交換会には累計 246 名の民間企業関係者が参加した。また、2024年度累計で36 社との個別面談を実施し、アフリカにおける農業・農業機械等に係る情報提供を行った。さらに、2024年度民

連事業に 4 社応募(結果 4 社とも採択) するなど、本邦企業のアフリカ進出を具体 的に推進している。

- コロナ禍の制限の残るインドに おいて、農業・森林分野の円借款が実施さ れている 8 州を対象に基礎情報収集調査 にてオンライン研修を開始。最終的に、計 3 サイクル (3 年度) 実施し、計 11 州 74 名の行政官からなる SHEP コア人材を育 成した。
- 機構は、アフリカ連合が 2025 年 1 月に採択した、大陸横断的な農業開発プログラムである「包括的農業開発プログラム (CAADP)」の今後の 10 年間の方針を示す「カンパラ CAADP 宣言」及び「CAADP 戦略と行動計画: 2026・2035 年(アフリカにおける強靭な農業食糧システムの構築)」について、アフリカ連合(AU: African Union)から指名され関連する技術部会に参加し、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブを踏まえ同部会の議論の取り纏めに貢献するとともに、開発パートナーグループによる共同声明にも参画した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献を図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包摂的なフードバリューチェーン (FVC)の構築」、「稲作振興」、「水産資源の管理・活用」、「畜産振興・家畜衛生強化」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGs Goal 1 (貧困をなくそう)、Goal 2 (飢餓をゼロ)、Goal 14 (海の豊かさを守ろう)に貢献するとともに、SDGs Goal 5 (ジェンダー平等を実現しよう)、Goal 8 (働きがいも経済成長も)、Goal 12 (つくる責任 つかう責任)、Goal 13 (気候変動

に具体的な対策を)にも貢献する。 (3) 事業上の課題及び対応方針 農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題 は、他産業と共通する治安・政情不安等に よるサプライチェーンの寸断による活動 への負の影響に加え、人為的なコントロー ルが困難な自然災害や異常気象による負 の影響を受けやすいことである(例:栽培 や養殖によって食料になるまでには数か 月から数年を要し、一般に工業製品の生産 期間と比較して長い分、その間に受ける負 の外的要因の影響が大きい)。もう一つの 大きな課題として、地域ごとに自然条件や 社会条件も大きく異なり、本分野はこれら 条件に左右される度合いが高いため、事業 ごとに必要な対応の幅が広いことがある。 そのため、これらの課題による影響を軽減 し、成果を高めることが事業上の課題であ 対応方針として、①国際的なサプライチェ ーンの寸断の影響や地域によって必要な 取組が異なる複雑さの軽減のために、自 然・社会条件が比較的似ている地域単位で の資源循環や自立分散型の取組を行うこ とが挙げられる。また、②収量の増加や農 家の収入向上といった成果が出るまでの 長い期間にリスクが顕在化することを未 然に防止するための技術の強化、例として 灌漑設備の整備による水の省資源化、 SHEP アプローチや FVC 構築等といった 横断的な取組の実践、デジタル技術の活用 によるリスク予見の精度向上による効果 的な対策の実現が挙げられる。

4. その他参考情報

特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画							
中期目標	中期計画	年度計画					
3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い	2. (1) ① 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」	1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそ					
成長」とそれを通じた貧困撲滅)	とそれを通じた貧困撲滅)	れを通じた貧困撲滅)					
中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト							
(<u>https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html</u>) を参照。							

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報													
No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)													
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、G7 広島サミット、日ウ	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条											
	クライナ経済復興推進会議、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標	条文など)												
	(SDGs) 実施指針、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康													
	構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、スポーツ・フォー・トゥモロー													
	(SFT)													
当該項目の重要度、困難度*	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、											
	【困難度:高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098											
	療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつ													
	つ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々													
	が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働													
	して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考													
	える。													

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ

② 主要なアウトプット(ア	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)*						
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
【指標 2-1】支払い可能な保									支出額(百万円)**	20, 987	20, 192	19, 266				
健医療サービスの確保の恩																
恵を享受した人数	600 万人	120 万人	142 万人	154 万人	246 万人	万人	万人									
(SDGs Goal 3 (特に 3.8)																
関連)																
【指標 2-3】 開発途上国の栄																
養改善を推進する栄養コア																
人材(政策立案·決定者、普	4 000 1	0.50 1.1	1 140 1	2,456 人	4,962人	人										
及員等)の育成数 (SDGs	4,000人	850人1	1, 142 人													
Goa 1 2 (2.1, 2.2), 3 (3.1,																
3.2) 関連)																
【指標 2-5】学びの改善のた																
めの支援が裨益した子ども	1,000万人	106 万 ²	T ² 04 000 1	570 T I	185 万人	人	₁									
の人数 (SDGs Goal 4(特	1,000 万人	100 //	84,200 人	100万人												
に4.1、4.5)関連)																

*項目 No.1~No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1~No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1~4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

[」]各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値650万人を達成する予定。

² 中期目標期間全体の目標値 1,000 万人に対し、2022 年度の目標値を 8 万人と設定しているが、指標の設定当初から年度ごとに目標値が増減する想定に基づき目標値を設定しており、2023 年度から 2026 年度に設定する目標値により中期目標期間全体の目標値 1,000 万人を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標

<主な定量的指標>

(定量的指標及び実績は2.2)参照)

<その他の指標>

制の整備状況 (SDGs Goal 3 関連)

【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は ↓シンポジウム」を長崎市で開催した。同シ 複数の機関との連携による取組の促進状況|ンポジウムは、保健政策・システム研究に| (SDGs Goal 2 (2.1、2.2)、3 (3.1、3.2) 関 ▼ 特化した世界最大の会議であり、研究者の

会参加の促進状況 (SDGs Goal 1 (1.3、1.4、 1.5)、8 (8.5、8.8)、10 (10.4) 関連)

【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わら │ 会議には世界 113 か国・地域から 1,500 人 ずスポーツを楽しむことができる環境の整備 | 状況 (SDGs Goal3、4、5、10、16、17 関連)

法人の業務実績・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

No. 2 ア 保健医療

(1) 業務実績

より「第8回保健システム研究グローバル 国際ネットワークである Health Systems 【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社 | Global (HSG) が主体となり、各開催地に おける共催機関との協力により 2 年ごと に開催されるもの。日本初開催となる今次 | (1) 前年度評価時指摘事項 日本招致や全体企画に貢献したほか、8件 た、各種セッションやミニイベント、展示 ブース等において、日本政府のグローバル ヘルス戦略や G7 広島での首脳コミュニケ へ貢献する取組等を発信した。

> ヘルスのためのインパクト投資イニシア ティブ」に貢献【①②】: 日本が主導し、 れ、同年9月の国連総会の機会に立ち上げ | スポーツの活用推進などを期待する。 られた「グローバルヘルスのためのインパ クト投資イニシアティブ(通称:トリプル Foundation などがインパクト投資を通じ た低中所得国の健康改善の目的で参加す など、国際的な関心も高まっている。同イ

自己評価

<評定と根拠>

評定:S

困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水 保健システム研究に係る世界最 | 準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 | 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公│大規模の国際会議を開催【①②③】: 2024│4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する 衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体|年 11 月、機構は長崎大学などとの共催に|指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「外務| 省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平 成27年3月外務省)に掲げられたS評価の根拠とな る質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年 度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成 果が得られていると認められるため。

<課題と対応>

保健分野では、2022年に日本政府が策定したグローバ を超える研究者や実務者が参加した。機構 | ルヘルス戦略や 2023 年の G7 広島サミットで打ち出さ | | の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健シ のサテライトセッションを主催した。ま │ ステム構築を支援し、UHC の達成を目指す取組を期待 │ する。

栄養分野では、2025 年の IFNA 最終年に向けて、引き 続きアフリカにおける栄養改善に向けた取組につい ては重視すると共に、食糧確保を下支えする農業支援 や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を 民間資金を動員する「グローバル」期待する。

その他、途切れのない子供の学習機会への支援や、社 会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用した 2023年のG7広島サミットにおいて承認さ | 様々な主体とのネットワーク構築、国際協力における

(2) 対応

I) | に関し、機構は世界保健総会における | 保健分野では、2022 年に日本政府が策定したグローバ | サイドイベントへの登壇などを通じ、取組 | ルヘルス戦略や 2023 年の G7 広島サミットで打ち出さ の好事例の紹介等を行った。その結果、WHO │れた施策、新型コロナウイルスの経験に加え、気候変 │ 動など地球規模課題にも対応していく重要性が高ま っていることを踏まえ、グローバル・アジェンダ「保 るなど、同イニシアティブ参加機関は109 | 健医療」を改訂し、平時からの公衆衛生危機に対する 機関(2025 年 3 月末時点)まで増加する ┃ 予防・備え・対応の強化や各国での保健システム強化 を通じ、より強靭・公平・持続可能な UHC の実現を目

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

定量指標 3 項目すべてが 120%以上達成となっており、年度計画において予定されて いた取組を着実に実施した。さらに、以下のとおり定性的に高い成果が得られており、 かつ、重要度及び困難度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を量 的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

(定量的指標)

【指標 2-1】、【指標 2-3】、【指標 2-5】の3項目全てにおいて、達成度が目標値の120% 以上となっており、着実に目標を達成している。

(定性的実績)

ア 保健医療

・次のパンデミックに備えた感染症対策・検査拠点強化に向け、国際的なネットワー クの拡充に貢献している点が評価される。また、2024年9月の国内関係機関との三 者合同セミナーや、2025年3月のアフリカCDCとの連携強化に係るワークショップ・ は開催地運営委員会の一員として、会議の │れた施策、新型コロナウイルスの経験も踏まえ、将来 │協議に加え、PREPARE プログラム等を通じた人材ネットワークの構築を着実に進めて おり、次のパンデミックに備えた感染症対策・検査拠点強化に向け、国際的なネット ワークの拡充に貢献し、平時からの多層的な連携強化を着実に進めている。これは、 機構主導の下、国内外の関係機関との連携を通じて発現した成果であり、高く評価さ れる。【②】

イ 栄養

・インドネシアにおいて、プラボウォ新政権による国家公約に呼応し、学校給食制度 の整備に向けた人材育成支援をタイムリーに実施し、現地政府との信頼関係構築と政 策対話を促進した点は、我が国の対外協力として意義深い。 本協力は、日本・イン ドネシア双方のメディアでも広く報道され、首脳会談の場でも言及されるなど、我が 国の知見発信と連携強化に繋がる成果として評価される。【①②③】

ウ教育

・「みんなの学校」モデルの国レベルでの拡大は、地域社会全体で子どもの学習と成 長を支える取組として評価される。マダガスカル政府および UNICEF との連携により、 2025 年以降、対象校を約 3,000 校に拡大予定であり、TAFITA による質の高い技術支 援が国際的にも高く評価されている。機構主導の下、国際機関や相手国政府との連 携を通じて外部の関与を得て実現された成果であり、高く評価される。【②③④】

・ASEAN・インド・ベトナムにおける高等教育機関との連携により、国際共同研究や 人材交流、留学促進等を通じて国際頭脳循環の促進に貢献した。SEED-Net や NEXUS 等 の広域的取組に加え、IITH Japan Month や日越大学での人材育成・就職支援など、 複数国にわたる人的連結性を強化する機構主導の成果であり、相手国政府・大学や国 による持続的な資金調達や、グローバルへ ルス分野の社会課題の解決が期待される。

能であることから、平時より各国感染症拠 | ン分野を中心とした支援を実施した。 速化した。

- 年 3 月にアフリカ疾病予防管理センター | 一主流化、障害主流化を推進している。 検査室の質向上やバイオセキュリティ·バ の会員登録状況となっている。 イオセーフティに関する知見共有ワーク ショップを開催した。
- 長期研修「健康危機対応能力強化 に向けた感染症対策グローバルリーダー 育成プログラム」(PREPARE プログラム) で長崎大学、北海道大学に留学中の研修員 向けに、長期研修「ユニバーサル・ヘルス・ カバレッジ (UHC: Universal Health Coverage) プログラム」の研修員と合同で セミナーを開催し、長期研修員間のネット ワーク強化を図った。
- 日本国内の関係機関との連携強 化のため、2024年9月に国立国際医療研 究センター(NCGM)の国際感染症センター、 国立感染症研究所、機構の三者合同セミナ ー「薬剤耐性対策の国際展開」を開催し、 ライブ参加は120名弱、登録自体はオンデ マンド配信希望も含め 340 名紹の参加を 得た。
- 2025 年 3 月には NCGM、国立感染

進することとした。

|栄養分野においては、IFNA 最終年に向け、SADC と連|<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 携した南部アフリカ広域研修、食生活診断アプリの開一ア 保健医療 症対策・検査拠点強化のためネットワーク┃施、マダガスカルやナイジェリアにおける技術協力に┃ 強化に貢献【②】: 今後、新興・再興感染 | よる教訓の抽出、栄養サミットの機会を捉えたサイド | 症によるパンデミック等の健康危機が発しイベントなどの広報・発信を実施。他に、農業支援も、 牛した際には一国で対応することは不可│稲作、園芸作物、水産、畜産、フードバリューチェー

点、地域機関等とのネットワーク・連携を│途切れない学習機会の提供にあたっては、「誰ひとり│ 強化しておく必要がある。機構は、以下の┃取り残さないクラスター┃の下、ジェンダー、障害、 取組を通じ、それらに備えた連携強化を加→紛争等の要因により学習機会が制限される脆弱層と 呼ばれる子どもたちへの支援として、モンゴルのイン への準備対応強化に向けて、機構は 2025 | 育支援等の支援のほか、他の事業においてもジェンダ

念医学研究所、ケニア中央医学研究所 | 合(1回) や勉強会(3回) の開催、ニュースレターで | 取組強化が期待される。 (KEMRI)、ナイジェリア疾病予防センター | の団体会員のご紹介等を通じて本分野の様々なステ (ナイジェリア CDC)、コンゴ民主共和国 | ークホルダーとのネットワーク構築を進めている。 国立生物医学研究所(INRB)の参加を得て | 2025 年 2 月現在、団体会員 34 団体、個人会員 298 名

ニシアティブの進展により、民間資金動員 │ 指すことを新たな目的に設定して、こうした取組を推 │ 内外関係機関との連携により発現した成果である。【①②③】

- 次のパンデミックに備えた感染 | 発、ケニアやガーナ等での IFNA パイロット事業の実 | コロナ禍の教訓や地球規模課題への対応を踏まえ、健康安全保障のための予防、備え 及び対応が引き続き重要な課題である。我が国の知見を活かした包括的な協力の着実 な推進と、国際機関や企業等多様な主体との連携による取組の深化が期待される。

イ 栄養

2025年の IFNA 最終年に向け、三本柱の取組を加速し、アプローチ開発や現場事業の 成果が一定の評価を得ている。他方、国際機関との連携強化が課題である。今後は、 連携の深化と他地域も視野に入れた展開が期待される。

ウ教育

アフリカ広域における健康危機 | クルーシブ教育支援、パキスタンのノンフォーマル教 | 基礎教育では、本邦教育関係者との共創や日本への知見還元が進みつつあり、教育協 カプラットフォーム等を通じた連携のさらなる深化が期待される。 高等教育では、 開発涂上国大学と本邦大学の持続的な連携が進展しており、国際頭脳循環の促進に向 (アフリカ CDC)と共催で、ガーナ野口記│社会保障・障害と開発プラットフォームでは、年次会│け、既存の知見やスキームを活用しながら、外部資金活用等、機構内外の連携による

エ 社会保障・障害と開発

障害の主流化に向けた制度化や方針整備を引き続き進めつつ、国際協力人材の確保が 容易でない中、立ち上げられた分野別プラットフォームを通じたネットワークの拡充 や勉強会等の機会創出、実践的な人材育成の継続的な取組により、裾野の広がりが図 られることを期待したい。

オ スポーツと開発

スポーツが国際協力の有効な手段となり得るという認識がなお限定的であり、取組の 拡大に向けた理解促進が課題である。これまでの効果分析や具体事例の蓄積に基づ き、セミナー等を通じた啓発を強化し、国際協力におけるスポーツの位置づけを広げ ていく取組が期待される。

<その他事項>(有識者からの意見聴講等)

・本項目が法人の自己評価にて S 評定とされたことを、心から歓迎し、高く評価す る。保健、栄養、教育の各分野で設定された3つの定量指標すべてが目標値を2倍か ら 5 倍以上も上回る驚異的な成果を達成したことは、JICA の事業が多くの人々の基 礎的な生活の質の向上に直接的に貢献したことを示すものであり、現場での多大な努 力に敬意を表したい。特に、世界最大規模の保健システム研究会議の開催や、ASEAN 感染症対策センターの設立支援など、国際的な保健課題に対するリーダーシップを発 揮した点は特筆に値する。

その上で、「人間中心の開発」という理念をさらに深化させるために、市民社会の視 点から二つの点を提言したい。

第一に、アクセスの「量」から「質」への一層の着目である。例えば、保健医療サー

症研究所とアフリカ CDC を訪問し今後の 連携に向けた協議を行った。

- 地域の中核拠点となる ASEAN 感 染症対策センター (ACPHEED) の設立・能 力強化を支援【①③】:機構は、2025年1 月に ASEAN 感染症対策センター (ASEAN Centre for the Public Health Emergencies and Emerging Diseases, ACPHEED) の設立と能力強化を目的とした 技術協力を開始した。同センターは、域内 の中核拠点として、公衆衛生危機や新興感 染症への準備・探知・対応を行うことが期 待される。また、同センターへの支援は、 2020年4月に開催された新型コロナウイ ルス感染症に関する ASEAN+3 特別首脳会 議において、安倍首相(当時)が表明した ものであり、本支援を通じて日本政府のコ ミットメントの実現にも貢献する。
- ウクライナにおける医療サービ スの復旧・改善に貢献【①③】: ウクライ ナ「緊急復旧計画」(無償資金協力) にお いて、国内避難民の流入により医療負荷が 増大している地域の医療提供能力の強化 や、戦時下において環境・生活習慣の変化・ 負荷により増大している疾病リスクに対 応するため、画像診断機器 (CT 及び MRI) をキーウ市及び地方中核都市の拠点病院 10 か所に整備した。また、同フェーズ 2 (無償資金協力)において、外傷により神 経・血管・組織の再建手術を要する患者の 急増に対応するため手術用顕微鏡を20病 院に整備した。さらに、戦禍の大きいハル キウ州において、医療従事者用の巡回診療 車・ポータブル超音波診断装置の配備によ るプライマリーヘルスケアの復旧を目的 とするパイロット事業を実施したほか、国 別研修を3分野(リハビリテーション、災 害医療、薬剤耐性・感染予防管理) で開始 した。加えて、ウクライナの周辺国への支 援として、モルドバにおいて、バイオメデ ィカルエンジニア等の研修モデルを構築

ビスの裨益者数が大幅に増加したことは素晴らしい成果だが、そのサービスが、最も 貧しく社会的に疎外された人々、障害を持つ人々、遠隔地に住む人々など、最も支援 を必要としている層に、尊厳を保ちながら質の高い形で届いているか、という点が重 要である。今後の評価においては、裨益者の属性分析や、サービス利用者からのフィ ードバックを質的に評価する仕組みを強化し、「誰一人取り残さない」という原則が 現場でいかに具現化されているかを可視化することを期待する。

第二に、現地市民社会の役割の強化である。保健や教育といった分野では、現地の NGO/CSO が地域に根差したきめ細やかなサービスを提供する重要な担い手である。 JICA の事業が、こうした現地の担い手を単なる事業実施のパートナーとして活用するに留まらず、彼らの組織基盤や専門性を強化し、持続可能な形で地域社会に貢献できるようエンパワーメントしていく視点を、より明確に事業設計に組み込むべきである。 これは、項目 No. 8 で述べたパートナーシップの質の向上とも直結する課題である。

- ・「人間中心の開発」の核心は、人々が自らの力で尊厳ある生活を築けるようにすることにある。その実現のため、JICAが引き続き量的拡大に努めるとともに、支援の質の深化と、現地市民社会との共創を一層推進していくことを強く期待する。
- ・人的資本の育成を中核とした制度帰属型の支援が進展している。特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) における保健制度の強靭化は、中長期的な制度安定性の観点から極めて重要であり、今後の柱となるべき課題である。

し、医療現場における医療機材の維持管理 能力強化を図った。

ADB との協調融資を通じてフィ リピンの UHC 実現に貢献【①②】:機構は、 2025年3月にフィリピン「ユニバーサル・ ヘルス・ケア・プログラム」(円借款)の L/A に調印した。本事業は、UHC 達成にお ける優先順位の高い政策等の実行を支援 するもの。また、日本政府はユニバーサル・ ヘルス・ケア (UHC) の実現のため、2022 年~2025年にかけて官民合わせて75億ド ル規模の貢献を行う旨発表しており、本事 業はその実現に寄与する。さらに、本事業 では感染症検査、母子保健、非感染性疾患 等に関する機構の技術協力を踏まえた政 策アクションを設定しているが、それらの アクションの実施をアジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank) 等との協調融資 により支援するものであり、日本の協力の 成果が他援助機関の資金も活用してスケ ールアップされることが期待される。

○ 母子手帳の推進も含めた母子保健分野の協力については、現在 16 か国で協力を実施中であり、2024 年度はシエラレオネ、ルワンダで新規に同分野での協力を開始した。また、グローバルレベルでは5月にフィリピンで開催された第14回母子手帳国際会議での経験共有、10月にインドネシアで実施された母子健康手帳活用促進に係る国際研修(7か国21名が参加)、11月の保健システム研究グローバルシンポジウムにおける3件の母子保健関連イベントの実施を通じ、日本の経験の共有及び開発途上国の人材の育成を行った。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

保健医療分野においては、引き続き公衆衛生上の危機に備える観点から感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を行うとともに、母子健康手帳を活用した母子保健サービスの強化を複数国で開始する

ことなどを通じて、SDGs ターゲット 3.1 (世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当 たり 70 人未満に削減する)、ターゲット 3.2 (全ての国が新生児死亡率を出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳未 満死亡率を出生 1,000 件中 25 件以下まで 減らす)、ターゲット3.3 (エイズ、結核、 マラリア及び顧みられない熱帯病といっ た伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感 染症及びその他の感染症に対処する)に貢 献した。また、強靭な保健サービス提供体 制及び保健財政の強化を通じターゲット 3.8 (全ての人々に対する財政リスクから の保護、質の高い基礎的な保健サービスへ のアクセス及び安全で効果的かつ質が高 く安価な必須医薬品とワクチンへのアク セスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバ レッジ (UHC) を達成する) に貢献するこ とで、SDGs ゴール3「あらゆる年齢のすべ ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を 促進する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナウイルス感染症が世界的にほ ぼ収束したことから、新たなパンデミック に備えつつ SDGs 達成に向けた活動を加速 させる必要性がある。2022年の日本政府 によるグローバルヘルス戦略の策定、新型 コロナウイルスパンデミックの教訓に加 え、気候変動など地球規模課題にも対応し ていく重要性が高まっていることを受け て改訂したグローバル・アジェンダ「保健 医療」及びクラスター事業戦略「保健医療 サービス提供強化~強靭・公平・持続可能 なUHCの達成~」に基づき、平時からの公 衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強 化や、各国での保健システム強化を通じ、 より強靭・公平・持続可能な UHC の実現を 目指す取組を推進していく。

No.2 イ 栄養

- (1) 業務実績
- 技術協力を通じて子供の栄養状

態を改善【③④】: 2024年6月、マダガス カル「食と栄養改善プロジェクト」(技術 協力プロジェクト)を完了した。同プロジ ェクトでは、対象とする3県において611 名の栄養コア人材 (研修講師) を育成した ほか、各家庭の食事の栄養状態を見える化 した上で営農行動の変容を促す「フード・ トラッキングツール」の開発・活用、各州 の栄養不良の様態とマルチセクトラルな 介入の量・質のギャップを見える化した 「ギャップ分析」の実践等、様々な工夫も 盛り込んだ活動の結果、プロジェクトを通 じて離乳食の推奨頻度を満たす乳幼児の 率が 55%から 89%に有意に増加したほ か、豆類などの摂取が増え、食事の多様性 が改善し、下痢の罹患率も17%から3%に 大きく減少した。「ギャップ分析」につい ては、国連機関、国際的な援助機関、財団、 市民社会等が参加し、栄養分野での援助協 調を推進する Scalling Up Nutrition Movement からも高く評価されている。 2024年12月には、ナイジェリア「連邦首 都区における栄養改善能力向上プロジェ クト」(技術協力プロジェクト)を完了。 首都の特別行政区域において、605名の栄 養コア人材を育成した。本プロジェクトで は、各家庭の食料在庫や現金の見える化か ら生活における行動変容を促す介入や、夫 婦での研修参加の義務化、コミュニティ全 体の意識変革を狙う社会的行動変容コミ ュニケーション (SBCC) の実践等の工夫を 盛り込んだ。その結果、コミュニティ全体 における食の多様性改善や不足しがちな 栄養素を多く含む食品摂取頻度の増加が 確認され、バランスの取れた食事の実現に つながる成果が得られた。さらに「年間を 通じた食料の確保」においても改善を認識 する者の割合が増加し、食料の持続的な確 保への貢献が確認された。

 栄養素ギャップに基づいて食料 アクセス改善を支援するアプリを開発【①②③】:食生活の栄養素ギャップを評価し、

それに基づいて栽培すべき作物や摂取す べき食物を推奨するモバイルアプリ(NFA アプリ)を開発した。同アプリは、TICAD6 で打ち出された「食と栄養のアフリカ・イ ニシアティブ (IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)」が 提案する「栄養素ギャップに基づく食料ア クセス改善アプローチ (NFA Approach: Nutrient-focused Food Access Improvement Approach)」を実現するため、 栄養の知見の薄い農業普及員でも、簡易的 な栄養評価をした上で、不足する栄養素を 補う食料へのアクセスを改善する営農指 導や栄養指導に結び付けることを助ける DX ツール。アフリカ連合開発庁 (AUDA-NEPAD : African Union Development Agency) と共同で開発しており、ガーナ、 セネガル、マラウイ、ザンビアでのユーザ ーテストを経て機能を改善、今後数か国で 段階的に実証を行う予定。AUDA-NEPAD に 加えて、在ローマ食料関連国連三機関 (FAO、WFP、IFAD) や国際連合児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund)、Scaling Up Nutrition からも関心 が寄せられており、将来的にそれらの援助 機関によって活用されることも期待され る。

◎ インドネシアへの学校給食の改善を支援【①③】: 2024 年 10 月に就任したプラボウォ新大統領の公約となっている無償栄養給食プログラムが 2025 年 1 月より開始されることを踏まえ、学校保健・栄養に携わる人材育成のため国別研修「食育を通じた子どもの健やかな成長促進」を2024 年 9 月に実施、関係機関 8 機関から計14名を招へいし(インドネシア政府予算にて部分参加した5名を含む)、日本・インドネシア両国内で広く報道された。また、同協力を踏まえ2025 年 1 月に行われた石破首相・プラボウォ大統領の首脳会談においても学校給食分野での協力につき言及された。

パリ栄養サミット及びプレイベ ントにおける貢献【①②】: 栄養サミット に向けたプレイベントとして、2025年2 月に、機構とロンドン大学衛生熱帯医学大 学院・学校保健栄養コンソーシアムとの共 催により、「子どもたちのより健康な 8,000 日のための質の高い学校給食と食 育の実現に向けて」を開催。353名が参加。 ロンドン大学、国際機関である教育のため のグローバル・パートナーシップ (GPE)、 インドネシア・エジプト等の開発途上国政 府、日本の自治体から静岡県袋井市が登 壇、多様なスピーカーにより、より良い給 食・食育の提供を実施するための方策を議 論した共創プログラムとなった。また、3 月には「健康的な食事の実現に向けた食料 システムの役割は何か?」と題するプレイ ベントを開催。国際機関、開発途上国政府、 民間企業など、31 か国より延べ 136 名が 参加。農業や食料アクセスの改善を通じて 健康的な食事の実現を目指す多様な取組 を紹介したほか、AUDA-NEPAD、機構からは IFNAの10年を振り返った上で「栄養素ギ ャップに基づく食料アクセス改善アプロ ーチ (NFA)」を紹介。それに対して FAO、 国際植物資源遺伝研究所、マダガスカル政 府、民間企業 (Koko Plus Foundation) か らも取組の紹介があり、農業セクターが食 料アクセスの改善を通じて栄養改善に貢 献できる点を共有し、パリ栄養サミットに 向けて関係者間で議論することにより、関 心を高めることとなった。また、3月末の パリ栄養サミットでは、サイドイベント3 件(日本政府主催、オランダ政府主催、 Finance in Common Summit 関連) に機構 の上級審議役が登壇し、国連機関、開発金 融機関、アフリカ政府高官などと並んで、 機構の栄養協力、栄養のモニタリングツー ル、栄養改善に向けたファイナンス協力に つき発信した。

) IICA グローバル・アジェンダ「保

健医療・栄養改善」及び同アジェンダに紐づくクラスター戦略に多様なアクターを巻き込むため、保健医療・栄養改善に関係する民間企業、研究機関、NGO、自治体等の国内パートナー約180名を集めた情報・意見交換を実施した。会の後半ではブレイクアウトルームにて各クラスター戦略に基づく実際の取組や目標・指標のモニタリング手法等について、関係者と活発に議論した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

栄養分野においては、プライマリヘルスケ アを通じた栄養改善、特に妊産婦の栄養指 導や貧血予防、新生児・乳児への微量栄養 素補給、成長モニタリング、適切な母乳・ 補完食の推進に取り組む技術協力を通じ、 ターゲット 2.2(2030年までにあらゆる形 態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・ 授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処 を行う)、3.1 (2030年までに、世界の妊産 婦の死亡率を出生 10 万あたり 70 未満に 削減する)、3.2 (すべての国が新生児死亡 率を少なくとも出生 1,000 あたり 12 以下 まで減らし、5歳未満児死亡率を出生 1000 あたり 25 以下まで減らすことを目指 し、2030年までに、新生児及び5歳未満 児の予防可能な死亡を根絶する)、に貢献 したほか、非感染性疾患対策の技術協力を 通じた健康診断、栄養カウンセリング、学 校給食・食育の技術協力を通じた健康的な 食習慣・環境推進を通じ、3.3 (2030年ま でに、エイズ、結核、マラリア及び顧みら れない熱帯病といった感染症を根絶する とともに肝炎、水系感染症及びその他の感 染症に対処する)、3.4 (2030年までに、非 感染性疾患による早期死亡を予防や治療 を通じて3分の1減少させ、精神保健及び 福祉を促進する)に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針 2025年の IFNA 最終年に向けて、IFNA の三 本柱であるアドボカシー、行政官能力強

化、現場事業実施を加速している。外部コ ンサルタントを活用した IFNA 事業レビュ ーでは、「栄養素ギャップに基づく食料ア クセス改善アプローチ (NFA Approach)」 などアプローチの開発などの成果は評価 されたものの、運営委員である国際機関と の連携は不十分との評価であったため、 AUDA-NEPAD と共同での NFA アプリ開発、 国連世界食糧計画 (WFP: United Nations World Food Programme) カメルーンへの現 場事業の委託など積極的に連携を進めた。 また、2026 年以降の IFNA フォローアップ 活動として、IFNA で開発・探求したアプ ローチをアフリカ各国や国際機関に発信 するための広域研修や、それを踏まえた国 際機関との連携について協議を進めてい る。引き続き、食アクセスに関してはアフ リカを重視しつつ、アフリカ以外の地域も 含め、食アクセス改善の支援や母子栄養サ ービスに係る支援を行っていく予定。

No.2 ウ 教育

(1) 業務実績

地域社会全体で子ども学習・成長 を支える「みんなの学校」モデルが UNICEF との連携で拡大【②③④】: マダガスカル 「住民参加による教育開発プロジェクト (通称:TAFITA)」(技術協力プロジェクト) で導入を支援した「みんなの学校」モデル がマダガスカル政府と UNICEF に評価さ れ、2020年~2023年の期間を対象として いた UNICEF との連携協定を 2025 年 3 月 に更新するに至った。これまで、TAFITAに よる技術的サポートの下、UNICEF が対象 とする南部 8 県約 1,000 校の公立小学校 でみんなの学校モデルを導入する連携支 援を展開しており、今後は GPE の資金支援 枠組及び UNICEF の独自資金により、2025 年からモデルの普及対象を約3,000校に 拡大予定。TAFITA は、高い質と規模感を もって学習改善のスケールアップに成功 した優良事例として、プロジェクト成果が 国際的に高く評価され、アフリカ教育開発 連合(ADEA)とUNICEF 共催のFoundational Learning 国際会合、国際 NGO である TaRLAfrica の設立 5 周年会合、仏語圏ア フリカ国際学力調査を主宰する CONFEMEN の国際会合等に登壇し、成果を発表した。

各国の高等教育機関への支援に より国際頭脳循環に貢献【①②③】: アセ アン工学系高等教育ネットワーク (SEED-Net) において、ASEAN の大学と本邦大学 を巻き込んだ共同研究プロジェクトの推 進、ASEAN 地域での地域学術会議などを展 開。また、科学技術振興機構(Japan Science and Technology Agency: JST) と ともに NEXUS 若手人材交流プログラムの 形成を行うとともに、京都大学とともに日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用して ASEAN の共同研究を促進する STI コーディネー タを養成するプログラムを形成した。自前 予算のみならず他のリソースも活用し、 ASEAN 域内及び日本との人的連結性強化 にも貢献した。インド「インド工科大学ハ イデラバード校 (IITH) キャンパスデザイ ン支援プロジェクト」(技術協力プロジェ クト)では、日印間の学術連携や本邦留学 促進を目的とした「IITH Japan Month」を 開催。10月に開催した「Academic Day」に は日本側より 22 の大学・機関から 72 名 が、IITH 側から 300 名以上の参加を得た ほか、本イベントを契機に IITH と本邦大 学間で 4 件の MOU が締結・更新されるな ど、日印の学術連携を促進した。さらに、 機構が長年支援してきている日越大学で は、創立10周年を迎え、学部「日本学」 第一期生が卒業。日本企業に就職する事例 もあるなど、親日派の育成に貢献。これら の取組を通じ、国際頭脳循環の推進に大き く貢献している。

◎ 支援の成果が法律に盛り込まれるなど高く評価【②③④】: モンゴル「障害児のための教育改善プロジェクト フェーズ 2」が終了。障害児が適切な診断と、

行政の支援を確実に受けられ、行政・コミ ュニティ・学校・家庭が一体となって、障 害児が個別の指導計画に基づき適切な教 育を受けられるための「発達支援・教育サ ービス | を幼稚園~中学生の児童を対象に 全国展開し、1万人超の障害児童が裨益し た。支援中に公布された改正教育基本法、 就学前及び一般教育法にインクルーシブ 教育の条項が含まれるなど、同国の障害児 支援・インクルーシブ教育推進に係る多数 の法令整備や政策の策定に貢献するなど、 モンゴル国政府、障害児当事者・保護者団 体から高く評価された。また、他援助機関 からも高い評価・関心が得られ、本プロジ エクトで制作した研修動画が GPE の事業 で活用され、Save the Children Japan に は障害児指導マニュアル等を活用された ほか、UNICEF、ADB、Save the Children Japan が本事業の活動の一環で実施した 研修に出資しコストシェアで研修を実施 するなど、多岐にわたる連携・協働が行わ れた。さらに、本プロジェクトが日本によ る支援ということから、一部の対象校では 日本への文化に繋がり、自主的に日本語を 学ぶ教員や生徒も見受けられた。

本邦企業とも連携し、ウクライナ における教育環境の整備を支援【②③】: ロシアによる侵略の被害を受けているウ クライナに対し、「緊急復旧計画(フェー ズ 2)」(無償資金協力) において 100 万冊 の教科書を提供したほか、「職業訓練分野 における民間セクターとの連携に係る情 報収集・確認調査」により、兵役に伴い生 じた労働人口構造の変化に対して職業訓 練校の能力強化を行うことで経済・産業を 担う労働力の確保に寄与するため、現地で 活動中の本邦企業 (電動工具メーカー、パ ナソニック)と連携し、25 校の職業訓練 校に対し、最新資機材の導入と技術指導を 行った。また、戦時下における学習継続に 必要なオンライン学習機材の大幅な不足 を受け、横浜市の協力を得て、同市に本社 を置く大手家電量販店ノジマ社が回収した中古 PC を障害者就労支援 NPO 自立支援センターむく PC 工房と連携して再整備し、横浜市の姉妹都市オデーサ市へ供与予定。

- ◎ 開発途上国の教育を支援する世界最大の基金「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」の資金を獲得【②③】:開発途上国に対する教育協力に関する世界最大の基金 GPE (Global Partnership for Education)に関しては、これまで機構の支援の成果をトリガーとして、7か国で33百万ドルの資金を獲得してきたが、2024年12月、機構はGPE資金プログラムごとに任命される資金運用機関(Grant Agent: GA)の資格認証を得た。これにより、GPEとのより緊密な連携の下、機構が主導する支援による成果の一層のスケールアップが期待できる。
- 「誰一人取り残さない」インクル ーシブ教育を推進【②③④】:機構は、「誰 ひとり取り残さない」ことを目指すインク ルーシブ教育を推進する協力を実施して いる。ジェンダー、障害、不就学、紛争影 響、言語・社会・文化・地理的な隔たり等、 様々な理由により教育を受ける機会が十 分に保障されていない子どもを対象とし て、それら子ども一人ひとりの個別のニー ズに応じた教育の機会提供を強化するこ とを目指すもの。2025年1月には、パキ スタン「オルタナティブ教育推進プロジェ クトフェーズ2」(技術協力プロジェクト) が終了した。同プロジェクトにより、実施 体制の強化、エビデンスに基づく政策形成 を中心としたガバナンス支援、初等・前期 中等教育、成人対象のカリキュラム・教科 書・教材作成等を行い、公立学校に通えな くなった子ども・成人に対するノンフォー マル教育を大きく推進した。その結果、約 81,200 人の不就学児・青年へノンフォー マル教育を提供した。また、プロジェクト

の成果はパキスタン政府に高く評価されており、他援助機関が実施する事業でも本プロジェクトのカリキュラムが活用されている。なお、教育 YouTuber 葉一氏の協力を得て、本プロジェクトの成果を採り上げる動画を複数作成・公開し、2025年3月末時点で11.2万回の再生回数を得るなど、インクルーシブ教育の対外発信にも貢献した。

◎ エジプトで日本式教育が拡大【② ③⑤】エジプト「特別活動を中心とした日 本式教育モデル発展・普及プロジェクト」 (技術協力プロジェクト)において導入を 支援している日本式教育を採用したエジ プト日本学校 (EJS) が新たに4校開校し、 全国で 55 校となった。また、EJS 以外の 公立校約 500 校にも広がっており、約 40 万人の子どもたちが日本式教育を実践し ている。学力だけでなく主体性、協調性、 社会性などが身につく日本式教育はエル・ シーシ大統領(当時)が注目し、日本に協 力を要請し、2016年2月に両国首脳間で 「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」が締結されている。本支援は、 同合意に基づき日本式教育の導入を支援 するもの。エジプトにおける日本式教育の 導入支援は、日本国内でも関心が高く、NHK クローズアップ現代で取り上げられたこ とに加え、文部科学省の EDU-Port 事業や、 民間企業や本邦大学関係者との連携等を 実施している。

◎ タブレット用学習アプリを開発し他国に展開【②③】:これまで開発を支援した算数教材を基に、タブレット等で学習できるアプリ「JICAL」を開発。オフラインでも利用可能で、十分なオンライン環境が整っていない地域でも自主学習できる設計とした。まずは、パプアニューギニアにおける試行導入を実施。その結果を踏まえ、ザンビアにおいてUNICEFと連携して導入を進めることとしており、2025年

- 3 月より対象校へのオリエンテーション を開始した。
- ◎ 技術協力の結果修了試験合格率が向上【③】: ブルキナファソ「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)が終了。対象 4 地域 6 県の 8 割以上の学校運営委員会が機能的に活動し、基礎計算力向上・給食提供などの活動も実施された。これらの活動の結果、4 県において初等教育修了試験合格率が前年より平均 10~15%向上するなど、学習改善に貢献した。
- \bigcirc 他援助機関や日本企業との協働・ 共創により成果を拡大【②③】: パプアニ ューギニアでは、過去に機構の技術協力で 小学校 3 年生から 6 年生の算数・理科教 科書を開発したが、その際に得た知見をも とに、パプアニューギニア政府は GPE の協 力も得て、小学校 1 年生と 2 年生の算数 教科書を開発した。同活動には、機構の技 術協力にも参加した日本の民間企業「学校 図書(株)」も参画し、日本の知見を活用 することに繋がった。また、同社は民間連 携事業を通じ、教科書に準じたワークブッ クを開発するとともに、販売促進を行って いる。さらに、世界銀行が実施予定の教育 プログラム借款においても、それら開発さ れた教科書・教員用指導書等が活用される 予定であり、支援の成果の面的な拡大が記 載される。
- ◎ 支援した大学と日本の産業界・本邦大学の連携強化により支援効果を日本社会に還元【①②⑤】:マレーシア日本国際工科院(MJIIT)ジャパンリンケージオフィス強化プロジェクトにより、2024年5月にMalaysia-Japan Linkage Officeが開設。開設式と同時にマレーシア工科大学(UTM)の一部であるMIIITとマレーシア

日本人商工会議所との共同でキャリアフ エアも開催され、国内外の日系企業を中心 に合計 18 社が参加し、来場者は 500 人を 超え、日本と現地メディアを通じて内外に 紹介された。2024年9月には、東京大学 にて UTM/MJIIT の同窓会 (UTM-MJIIT Alumni Japan Chapter) の立ち上げイベン トが開催され、マレーシアと日本の持続可 能な連携がより強化された。Malaysia-Japan Linkage Officeでは、日本の産業 界との連携 (インターンシップ・就職等)、 本邦大学との教育・研究面での連携(学術 協定締結)を進めており、これまでの MJIIT の支援成果が本邦大学、日本社会 (本邦大学、産業界) へも広く還元されて いる。2025年1月にはこれまでの共同教 育・共同研究の成果が評価され、高砂熱学 工業との連携協定が更新された。また、プ ロジェクトの共同研究支援では新たな本 邦大学研究者の参画拡大に繋がっている。

○ 機構は、2024年9月に教育協力 ウィーク2024を開催。複合危機下の多様 な課題(気候変動・災害・難民等)への教 育協力の対応、企業や大学との共創、日本 国内とのつながり、開発途上国からの学 び、国際教育協力のキャリアパス等、幅広 いテーマで計28の討議セッションを実施 し、教育協力実務者、企業、大学生等、延 べ2,793名の参加を得た。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGs ターゲット 4.1 (質の高い初等教育修了)、ターゲット 4.5 (ジェンダー格差・ぜい弱層への支援)、ターゲット 4.6 (基本的な読み書き・算数能力向上)、ターゲット 4.c (質の高い教員の増加)に貢

献し、SDGs ゴール4「すべての人々への、 包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、 生涯学習の機会を促進 する」の達成に貢 献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

基礎教育協力における課題の一つは、本邦 企業等を含めた日本国内の多様な教育関 係者との共創の強化である。より多くの子 どもたちに質の高い教育の提供を行える よう、JICA グローバル・アジェンダ及び クラスターの目標達成に向け特に国内関 係者とは教育協力プラットフォーム活動 の充実等を通じた知見の共有・ネットワー キングを図っていきたい。もう一つの課題 は、日本の教育への還元である。機構の基 礎教育協力は、日本の教育行政や学校現場 等での知見・経験と、日本の教育関係者の 協力により成り立っている。開発途上国へ の教育協力を通じて、こうした日本の知見 を再評価する機会や、日本の教育関係者の 協力による研修員受入や専門家派遣等を 通じて、開発途上国と日本の教育関係者と が触れ合う機会を創出できている。そのほ か外国にルーツを持つ子どもたちの学習 支援の可能性等もある。これらの機会をよ り有効に活用し、日本の教育課題解決へ一 定の貢献ができる可能性がある。日本の教 育関係者と密に連携し、検討していきた

高等教育協力における課題の一つは、開発 途上国大学と本邦大学間の国際頭脳循環 の促進である。開発途上国の大学の能力強 化や協力終了後の持続的発展の観点に加 え、本邦大学の国際競争力や日本の科学技 術力の維持向上の観点から、開発途上国の 大学と本邦大学間で共同研究・共同教育等 が持続的に実施されることを目指す。その ために国際頭脳循環を促進するエコシス テムの構築が必要であり、機構内の各スキ ームとの連携に加え、外部資金活用や外部 組織との連携を更に促進していきたい。 No.2 エ 社会保障・障害と開発

- (1) 業務実績
- ◎ 障害者就労支援が国の事業として制度化【②③】:「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、障害のある求職者と企業に対する就労支援サービスを提供するための体制構築を推進した結果、就労支援ユニットの設立及び事業化に係るコンセプトノートが2024年10月末に政府に承認され、労福連携体制による障害者就労支援が正式に国の事業として制度化された。
- 障害者アーティストの生計向上 を通じて DE&I を推進【②】: 主に知的障 害のあるアーティストのアート作品のラ イセンスビジネスを通じて障害のイメー ジ変容を目指す株式会社へラルボニーと の共創により、知的障害者に対する協力の 可能性及びアートを切り口とした障害者 の社会参加促進に関する協力の可能性を 模索する取組「80 億人が異彩を放てる世 界の実現を、アートから!」を実施。同社 及び障害のあるアーティストとともに海 外視察を行い、タイでは ESCAP (国連アジ ア太平洋経済社会委員会)で各国連機関や アジア太平洋障害者センターと協議を行 ったほか、現地の障害当事者・関係者と交 流・ワークショップ等を実施した。アフリ カ (ガーナ・エチオピア) ではアフリカ障 害フォーラム (地域組織) や各国障害者協 会と協議を行ったほか、現地の学校や施設 にて関係者との交流や障害当時者がより 幸せに暮らせるような環境整備について 意見交換を行った。また、同社により機構 向けの研修を展開してもらうことにより、 機構の DE&I (Diversity, Equity and Inclusion) が推進された。
- ◎ 技術協力により大量の録音図書へのアクセスを確保【②③】:国内でアクセンブルな著作物を制作する技術がなく、

入手する方法がないエクアドルの現状に 鑑み、海外のスペイン語の著作物が入手で きるよう、エクアドル「アクセシブルな著 作物制作・活用体制整備アドバイザー」(技 術協力)において、国際プラットフォーム への参加を促進した。その結果、2024年9 月に、アンバト技術大学図書館が、世界知 的所有権機関の下に設立されたアクセシ ブルブック・コンソーシアムにより、エク アドル初の権限機関として承認された。こ れにより、約7万タイトルのスペイン語の 録音図書を無料でダウンロードできるよ うになった。

- 日本の経験も踏まえて導入され た失業保険制度の定着を促進【③】: イン ドネシアでは、経済発展に伴い労働者を守 る保険制度が必要となっていたことから、 機構は「労働政策アドバイザー」(技術協 力)により保険制度の構築・導入を支援。 2020 年に雇用創出オムニバス法が制定さ れ、失業保険制度が導入された。他方、新 たな保険制度の定着に向け、同制度を所管 する労働省では制度を運用する実務的な ノウハウを必要としていたことから、同ア ドバイザーにより、日本のハローワークな ど労働行政の知見を共有しながら失業保 険の運営改善、ワンストップサービス (失 業給付・就職支援・職業訓練)の導入に向 けた協力を実施した。
- ◎ 機構が実施する各事業における障害主流化を推進【③】: 2022~2023 年に実施した「JICA 事業における障害主流化の促進に係る情報収集・課題分析業務」の結果を踏まえ、新規に立ち上げる案件に障害主流化の視点を入れていく方向で各事業部・海外拠点と調整を進め、課題ごとに障害主流化の視点を反映する具体的な手引きとなる「セクター別ガイドライン」の作成に着手した。また、職員の障害理解促進のための研修(障害平等研修)も英語及び日本語で実施したほか、日常的に介助が

必要な重度障害者の専門家・調査団渡航時 /研修員受入時の介助者及び現地滞在に かかる費用や、障害当事者の業務・研修・ 生活等に必要な支援にかかる費用を実施 経費に盛り込むこととした。

- 障害と開発分野の重点地域である中南米において、予算や本邦リソースの制約を踏まえ、最大限の開発効果を実現することを目的とし、域内での学び合いや現地職員の積極活用を推進。同域内で、社会保障・障害と開発に係る定例会合を年2回開催し、域内アクションプランの実施を促進している。
- 多様化する社会の課題に対応できる社会福祉制度の構築と、それを支える社会福祉人材の育成が急務である ASEAN 地域において、ASEAN ソーシャルワーク・社会福祉研修センター(ATCSW)の能力強化を通じて、当該センターが社会福祉人材強化のための先導的機関となり、ASEAN域内の社会福祉人材の育成・能力が強化され、ひいては社会福祉サービスが向上されることを目指す技術協力プロジェクトの形成を進めている。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

社会保障・障害と開発分野においては、社会保障政策の立案・実施を支える行政官等の育成や、障害者就労支援制度の構築、障害者と行政の対話のためのプラットフォームの設置、障害児及び家族の尊厳ある地域生活のためのレスパイトケアサービス普及に取り組む技術協力を通じて、障害者を取り残さない "No one Left Behind"の実現に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針 事業及び組織面での障害の主流化を一層 促進するため、昨年度実施した他の国際協 力機関の障害主流化に係る方針や実績、障 害主流化が図られた機構の事業の経緯や 関係者の役割の分析等に基づき、制度化を 検討、具体的な取組を継続中。また、障害 主流化の全体方針やセクター別ガイドラ インについても策定を進めている。

社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、2023年度に立ち上げた社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用しながら、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。

No.2 オ スポーツと開発

(1) 業務実績

JICA 海外協力隊が指導する選手 がパリオリンピック・パラリンピックでメ ダル獲得【③】: JICA 海外協力隊員が指導 する 13 か国計 20 名の選手が、2024 年 7 月から8月にかけて行われたパリオリン ピック・パラリンピックに出場した。中で も、インドからパラリンピックの視覚障害 者柔道男子60キロ級に参加した選手が銅 メダルを獲得したほか、パラグアイからオ リンピックの柔道女子48キロ級に出場し た選手が個人競技では同国史上最高位と なる7位に入賞した。また、インドの選手 の活躍には、モディ首相が SNS で賛辞を贈 った。そして、これらの選手及び指導した 隊員の活躍や機構の支援については、NHK、 フジテレビ、朝日新聞、読売新聞など大手 メディアを中心に、計11件掲載された。

○ スポーツ大会を通じて日本政府 の公約に貢献【①②③】:機構は、2024年9月に、ウガンダ政府、国連難民高等弁務 官事務所(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)、ウガンダサ ッカー連盟との共催で難民とホストコミ ュニティの間の融和を図る女子サッカー 大会「TICAD CUP 2024」を開催。難民居住 区の難民と難民を受け入れているホスト コミュニティの混成チームが 3 チームと ウガンダサッカー連盟が招待した 3 チー ムの計 6 チームが参加した。本イベント は、第2回グローバル難民フォーラムで日 本政府が宣言(プレッジ)した「10,000人 の難民及びホストコミュニティにスポー ツの機会を提供する」に貢献するもの。ま た、本イベントは、女子・女性の活躍・エ ンパワメントの促進も目的としている。ウ ガンダは、若年妊娠や結婚による女性の学 校退学率が高く、女性がスポーツをするこ とに否定的な意見を持つ文化もみられる ことから、女性が学校に通い続けること、 そして性別にとらわれずにスポーツを楽 しむことの重要性が強調されたほか、 UNHCR の協力の下、ジェンダーに基づく暴 力の防止や生理教育に関するワークショ ップが開催され、参加者が理解を深める機 会となった。

機構が支援する草の根技術協力 によりカンボジアで新しい体育が定着【② ③】: 2025年1月にカンボジア「小学校か ら高等学校まで一貫した高い質で学ぶ 「Physical Education for All」」(草の根 技術協力) が終了した。同案件を実施する NPO 法人ハート・オブ・ゴールドは、2006 年から機構の支援により、カンボジアに体 育を導入・普及する事業を実施しており、 2019 年には、中学校における体育科の教 育指導書が、教育・青年・スポーツ省によ り正式に認定され政府公認となり、同国教 育省が独自予算で15,000冊の指導書を印 刷し、全国の中学校で活用されている。 2021年からは、対象とする3都・州の小・ 中・高の全ての学校で新しい体育を学べる ような取組を実施した。今後は、カンボジ ア教育省が自身で体育科教育を推進して いくこととなった。また、2006 年から 18 年にわたる体育科教育支援の軌跡をまとめたプロジェクト・ヒストリー『未来ある子どもたちに「新しい体育」を一体育がつなげた仲間たちのカンボジア体育の変革』の出版記念セミナーを開催。カンボジアでの新しい体育科教育の普及を振り返り、事業からの知見等を共有するとともに、同国での学びを日本と世界に還元していく未来を見据えた議論を行うことにより、今後の体育科教育支援についても発信する機会となった。

スポーツを通じて多文化共生社 会等を推進【①③⑤】: 日本在住の外国人 と地域住民の交流機会を提供し、多文化共 生を促進するイベントを多数開催した。静 岡県では、サッカーを通して地域で暮らす 外国人をはじめとする多様なルーツの住 民が集まる交流イベント「多文化 SHIZU カ ップ」を二度開催し、合計約700名が来場 した。福井県では多文化共生を推進するた めのサッカーイベント「Fukui World Cup 2024」に技能実習生も含む約90名が参加、 熊本インターナショナルスポーツ大会バ ドミントンマッチには 200 名が参加する など、地域住民と在留外国人の交流を促進 した。また、東京及び千葉では、在留外国 人に加え、障害者、高齢者、子ども等、様々 なバックグラウンドを持った方が一緒に 楽しむことができるユニバーサルスポー ツフェスティバルを開催。合計約100名が 参加し、参加者からは「障害のある方も、 高齢の方もみんなでフラットな関係で楽 しめる」「スポーツで人と人をつないで楽 しみ、それが平和につながる」という声が あった。

◎ Jリーグ・WE リーグ (日本女子プロサッカーリーグ) との連携により国際交流・多文化共生を促進【②⑤】: Jリーグが社会連携活動の中から特に社会に幅広く共有したい活動を表彰する「2024 シャレ

ン!アウォーズ」にて、機構がサガン鳥栖 と協力して実施する多文化共生の推進を 目的としたサッカーイベント「Sagan World Cup」が「明治安田地元の元気賞」 を受賞した。同イベントは、佐賀県に住む 在留外国人も交え、サガン鳥栖のホームグ ラウンドにて開催するイベントであり、 2022 年に開始。3回目の実施となる2024 年の大会には、日本を含む25か国から約 230名が参加した。そのほかにも、Jリー グやWE リーグ等のサッカークラブチーム とは、コンサドーレ札幌と JICA 海外協力 隊の連携活動や、ギラヴァンツ北九州の主 催イベントにおける機構事業の紹介、鹿児 島ユナイテッド FC と連携したイベントの 開催、伊賀FCくノー三重と連携した国際 交流親子サッカー教室等、様々な場面で連 携し、地域における多文化共生を推進して いる。

開発途上国における野球の普及 により人材育成や非認知能力の向上を促 進【②③】:機構は、慶應義塾大学覚書に 基づき、2024年8月からガーナに10名の JICA 海外協力隊を派遣した。同大学 SFC 研究所ベースボールラボの協力により、毎 年夏休みの時期に、体育会野球部員を中心 としたラボの関係者を派遣するもの。野球 を通じて人材育成や非認知能力を高める ことを目指す「ベースボーラーシップ教 育」を実践するものであり、その効果の研 究を長期間にわたって行うこととしてい る。活動期間の最後には、「甲子園大会」 を実施。その活動はガーナ国内でもメディ アに多く採り上げられた。また、読売ジャ イアンツとの連携協定も締結しており、 2024 年度は、ジンバブエに元選手のコー チ2名とスタッフ1名を派遣した。同取 組は、読売ジャイアンツの公式サイトや SNS でも発信されている。そのほかにも、 大学と連携した JICA 海外協力隊の派遣を 実施しており、近畿大学と連携したペルー への派遣、桜美林大学と連携したコスタリ カへの派遣、福岡大学と連携したボリビア への派遣等を実施している。

- JICA 海外協力隊が指導した野球 選手が日本のトライアウトに参加【②④】: JICA 海外協力隊が指導する開発途上国の 若手野球選手を、沖縄で開催される野球の トライアウト「ジャパンウィンターリーグ (JWL)」に参加させる「世界の野球界に光 を」プロジェクトを実施。2024年度は、ホ ンジュラスから1名を受入れた。昨年度派 遣したアルゼンチンの選手は、2024年7 月に北海道・旭川の独立リーグ球団に入団 した(同年10月に契約満了により退団)。 日本までの往復交通費や滞在費、食費、ト ライアウトへの参加費等は、同トライアウ トを支援する本邦企業により負担されて おり、JICA 海外協力隊が指導する選手の 可能性が高く評価されたもの。
- ◎ 様々な事業を通じて多数の人々に裨益【①③】:機構が実施する様々な「スポーツと開発」に係る事業の裨益者数を集計した結果、2023年度は約24.5万人、2024年度は49.8万人(2025年5月現在)に上った。全ての人が性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なくスポーツを楽しめること、及びそれを等しく選択できる平和な社会の実現を促進することを目的としたもので、日本のスポーツ庁・外務省等が推進する「スポーツ・フォー・トゥモロー」にも貢献するもの。
- 2024 年度から課題別研修「スポーツ行政/スポーツ振興」を新たに開始。 モンゴル、グレナダ、ウガンダ、タンザニア、南スーダン、ブルキナファソ、ルワンダ、イエメンからスポーツに携わる行政官が参加し、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会、日本体育大学、講道館、ジャイアンツアカデミー、WEリーグ、Wリーグ(バスケットボール女子

日本リーグ)等の協力も得て実施し、スポーツ行政や振興の課題を解決する方法を見つけ、自国で実践できる知識を深めた。

○ 「スポーツと開発」に係る効果分析、先行事例研究、ニーズ調査、リソース分析等を目的とした調査を実施。2024年度はインド、ウガンダ、セネガル、インドネシアにて現地調査を実施した。また、インドにおいては現地調査の結果を踏まえて、インドのスポーツ行政官2名に対して本邦での研修を実施した。さらに、調査全体の結果についてまとめた報告書を作成した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、セミナー等を通じて啓発を図る。さらに、これまでに実施したスポーツの効果分析調査やスポーツが開発に及ぼす効果についてその因果関係を実際の協力を例に論理的に整理する取組を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国際協力におけるスポーツの活用促進を図っていく。

4. その他参考情報

特になし。

中期目標	中期計画	年度計画
中期目標:3. (2)	中期計画: 2. (1) ②	年度計画
中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質
(<u>https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html</u>) を参		の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
照。		

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報													
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現													
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、女性・平和・安全保障	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条											
	に関する行動計画、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日	条文など)												
	ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議、第2回グローバル難民フォーラム、法													
	制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイ													
	バーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本													
	方針、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、国際女性会議 WAW! 2022 東													
	京宣言、TICAD8 チュニス宣言													
当該項目の重要度、困難度*	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、											
	【困難度:高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下	ユー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098											
	する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある													
	人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権													
	の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高													
	まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課													
	題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治													
	安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むもの													
	であり、困難度を高とするのが妥当と考える。													

^{*} 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)*								
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年月			
【指標 3-3】 留学生事業を通									支出額(百万円)**	4, 230	6, 064	6, 390					
じたガバナンスに関連する																	
テーマでの学位取得者数																	
(司法・行政分野における	500 人	105 人3	112 人	144 人	114 人	人	人										
政策立案・決定者等)																	
(SDGs Goal 16 (特に16.3、																	
16.6、16.7、16.10)関連)																	
【指標 3-5】プロジェクト																	
(技術協力、有償資金協力、																	
無償資金協力) におけるジ	40%	$30\%^{4}$	39.6%	45.5%	41.0%	%	%										
ェンダー案件比率 (SDGs																	
Goal 5関連)																	
【指標 3-6】研修・留学生事																	
業における女性の割合(人	40%	$38\%^{5}$	37.9%	34. 7%	38.2%	%	%										
数) (SDGs Goal 5 関連)																	
【指標 3-7】 デジタル化の進	1,000人	200 人	471 人	513 人	528 人	人	人										

³各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値 500 人を達成する予定。

⁴ 目標値は、2022 年度に 20%、その後各年度 5%ずつ増加させる見込み。

⁵ 目標値は、中期目標終了時点で40%達成を目指し、2020年度の36%(研修)、35%(留学)から漸増させる見込み。

展を支える各国のコア人材								
(政策立案・決定者、実施に								
関わる民間事業者等)の育	:							
成数 (全 SDGs Goal)								

*項目 No.1~No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

^{**}項目 No.1~No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1~4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標

<主な定量的指標>

(定量的指標及び実績は2.①参照)

<その他の指標>

【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない | 不発弾対策を推進【①③④】: 国・社会づくりの促進状況 (SDGs Goal 16 関 |・

法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況 | 会議及びプレ・サイドイベントに参加。ク (SDGs Goal 16 (特に 16.3、16.6、16.7、16.10) | ラスター事業戦略と、カンボジアに対する 関連)

【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財 | 一 (CMAC:Cambodian Mine Action Centre) | <課題と対応> 政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融シ ステム強化、貿易円滑化のために必要な制度整しの関係者の賛同を得た。 備・能力強化に関する取組の進展状況(SDGs Goal 5 (5.a)、8 (8.3、8.10)、17 (17.1) 関 [連)

【指標 3-8】 開発効果の増大を目指したデジタ ル技術・データ活用の推進状況(全SDGs Goal) | 展とそれを支えた日本の協力の変遷を発 | 開発経験をいかした取組等を期待する。

法人の業務実績・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

No.3 ア 平和と安定

- (1) 業務実績
- カンボジアとの協働により地雷・
- 長年の支援とカンボジア地雷対策センタ と連携した南南協力について発信し、多く
- で開催された第27回国際地雷対策プログ 表するとともに、CMAC とのパートナーシ ップによる地雷・不発弾対策のプラットフ オーム形成の意義について発信し、参加者┃間人材の開拓等を期待する。 から高い評価及び賛同を得た。
- 力を各国に展開。ウクライナに対しては、 の運用・維持管理に係る研修をカンボジア で実施したほか、アフリカ地域において リア、南スーダンの地雷対策機関に対する カンボジア CMAC の知見を共有するワーク ショップを、国連地雷対策サービス部 | トナーとの緊密な連携に期待する。 (UNMAS) と共催で実施。ラオスにおいて は、不発弾除去を支援する「UXO Lao の組 織能力強化のための人材育成プロジェク 結した。本プロジェクトは、石破首相によ る。

自己評価

<評定と根拠>

評定:S

評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げてい 法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大 2024年11月にカンボジアで開催 | 臣決定) 及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の 【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立 ┃約) 締約国会議において、機構の理事が本 ┃S 評価の根拠となる質的な成果を満たしており、当該 事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕 著な成果が得られていると認められるため。

(1) 前年度評価時指摘事項

人道ニーズの増大や長期化する難民・避難民の課題を また、2024 年 5 月にジュネーブ | 抱える国・地域に対し、HDP ネクサスを意識した中長 期的な事業戦略の計画・実施や人道機関や民間企業、 ラム責任者会合では、CMAC とサイドイベ NGO との連携を含めた多様なアクターとの連携、難民 | ントを共催し、カンボジアの地雷対策の進 | を含む脆弱層の生計向上・自立化支援に資する長年の

> 財政・金融分野の技術協力において、日本の関係省庁 や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民 | 効果を生み出した好例である。【①③④】

ジェンダー平等の推進においては、国内外で紛争や災 さらに、CMAC を通じた第三国協 | 害が発生し、そのような状況においては特にジェンダ 一課題が深刻化する恐れがあることから、関連事業に 無償資金協力により供与した地雷除去機|おけるジェンダー視点に立った取組を推進する。

目標値を達成できなかった【指標3-6】研修・留学生 | 事業における女性の割合については、その原因の分 | は、エチオピア・ザンビアにて、ナイジェ丨析・改善対策の検討を行い、今後の事業においてしか るべき成果をあげることを期待する。

デジタル分野では、国内外の民間企業等の様々なパー

(2) 対応

アフリカの角地域及び大湖地域においては、難民・避 ト」(技術協力プロジェクト)の R/D を締│難民受入国への協力開始や、「人の移動」に係る調査│オ デジタル化の促進(DX) を見据え、ビジネスへの難民包摂の可能性を民間企業

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

定量指標4項目のうち、2項目が120%以上、2項目は達成度が目標値の100%以上とな ることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政│っており、全ての指標が 120%以上には至っていないことも含め「S」評価とするまで の顕著な成果を得たとは認められない。他方で、年度計画において予定されていた取 組を着実に実施するとともに、以下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、 された対人地雷禁止条約(通称オタワ条 ┃ 基準について」(平成27年3月外務省)に掲げられた ┃ 重要度及び困難度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を達成して いると認め、「A」評価とする。

(定量的指標)

【指標 3-5】、【指標 3-7】の 2 項目において、達成度が目標値の 120%以上、【指標 3-3】、【指標 3-6】の2項目において、達成度が目標値の100%以上となっており、着実 に目標を達成している。

(定性的実績)

ア 平和と安定

- ・カンボジアにおける長年の協力を基盤に、同国地雷対策機関との連携を通じた南南 協力を展開し、地雷・不発弾対策に係る国際的な枠組みにおいて日本の貢献とプレゼ ンスを強化した点は評価される。 本取組は、日本政府の地雷・不発弾対策への方針 を具体化するものであり、機構の長期的関与と戦略的な連携により、関係国への波及
- ・ミンダナオ和平プロセスにおいて、日本の支援により和平の流れを後押しした初期 段階から17年にわたり関与を継続し、武力によらない対話と協働のモデルを支えて きた点は評価される。 本取組は、紛争当事者間の信頼醸成を通じて地域における平 和構築の定着に貢献しており、機構の長期的な関与と関係構築の成果として位置づけ られる。【③④】

ウ 公共財政・金融

・世界税関機構(WCO)との連携により、アフリカ、太平洋島嶼国、中央アジア・コ ーカサス地域を対象にマスタートレーナーを育成し、貿易円滑化・税関近代化に資す る人材基盤の構築を支援した点は、我が国の外交方針の具体化として評価される。本 取組は、TICAD や PALM 等の国際会議でも取り上げられ、支援対象国からも高い評価 を得ており、多国間の連携を通じて制度強化と政策波及に貢献した好事例である。【① (2)(3)(4)

実施を通じ、国連機関・国際機関や域内機関との接点│・国連作業部会や日・米・フィリピン首脳会合に基づくセミナー等を通じて、我が国 る日・ラオス首脳会談でも言及されてい | 拡大に務めた。また、2025年の TICAD9 や万博の機会 | のサイバー分野における知見や取組を広く発信し、関係国・機関との協力体制を強化 した点は評価に値する。 とりわけ、南南・三角協力を通じた開発途上国の能力強化 他の地雷被害国を支援していくための国 | との共創による活動を推進した。 していくことが期待される。

し、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサー進した。 遣し難民受入れ国政府の政策支援を開始 | 間企業との共創事業を実施した。 したほか、エチオピア北部の復興を支援す る「北部紛争影響地域における復興支援プ ロジェクト」を開始した。また、アフリカ の角・大湖地域においては、難民・避難民 を含む「人の移動」に関わる国際的・地域 的政策的枠組みや、各国の難民受入れ政策 の制度・実態を踏まえ、国別及び地域的な 協力の在り方を検討するため調査を実施。 ザンビアにおいては、個別専門家派遣を通 じ、パイロット事業地区においてコミュニ ティ参加型による土地配分や、市場志向型 農業の導入等の支援を実施した結果、生計 向上の成果が一部確認された。さらに、元 難民の再定住区、難民居住区と、ホストコ ミュニティとの三者を包含したローカル エリアプラン (包括的地域開発を目的) の 策定を2地区で支援した結果、同プランが ザンビアの都市・地域計画法において郡開 発計画の下部計画として定められ、郡政 府、再定住局、難民局の三者による同文書 の実施・モニタリング体制の設置に至っ た。そのほか、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR : United Nations High

Commissioner for Refugees) との連携に

ズ 2」(技術協力プロジェクト)の R/D を NGO との対話機会を拡充し、エチオピア北部地域やモ る。【①③】 締結した。同プロジェクトでは、CMAC が|ザンビーク北部地域での事業・調査実施において、NGO

際協力に係る体制強化、技術開発拠点とし┃財政・金融分野においては、日本の関係省庁や自治体┃ア 平和と安定 材の育成・確保に向けて努めている。

難民支援のための日本政府の公┃ジェンダー平等の推進においては、開発途上国政府や┃献が期待される。 約に貢献【①②③】: 日本政府が共同議長 │ 他援助機関と協働での WPS に関するセミナー (ケニ となり 2023 年 12 月に行われた第 2 回グ | ア、フィリピン) の共催や紛争・災害影響下で特に深 | ウ 公共財政・金融

ス)に係る取組の一つとして、ケニア、バーデジタル分野では、DX を推進する取組として、イン ングラデシュに避難民アドバイザーを派 ド、バングラデシュ、エチオピア等において複数の民

加えて、「カンボジア地雷対策セ | とも連携しながら検討し、具体的な活動に向けて取り | や、ASEAN 等との連携を通じたネットワーク形成は、我が国の政策方針に沿った実践 ンター組織能力強化プロジェクトフェー │組んでいる。さらに、HDP ネクサスをテーマに、本邦 │的な成果として、国際社会におけるプレゼンス向上にもつながる意義ある取組であ

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

ての体制強化等を行う予定であり、さらに│及びコンサルタント企業等との協議の機会に、機構の│ウクライナや中東情勢等、引き続き情勢を的確に捉えた柔軟な協力の展開を期待した CMAC が自身の知見・経験を第三国に展開│支援内容の説明・共有を積極的に実施している。また、│い。 難民・避難民支援においては、国際的枠組みの下で民間・NGO 等との連携拡充を 機構が実施する各種研修においても、即戦力となる人 | 通じた更なる取組の展開が期待される。加えて、地雷・不発弾対策では、カンボジア での経験を活かした能力強化・技術開発の推進を通じ、対人地雷禁止条約推進への貢

ローバル難民フォーラムにおいて、日本政 | 刻化する GBV の撤廃に向けた技術協力を開始するな | 財政・金融分野の技術協力を担う人材の確保が引き続き課題であり、研修・啓発活動 府が打ち出したプレッジ (貢献策) に関連 │ど、紛争・災害影響下でのジェンダー視点の取組を推 │ や国際機関との連携による補完的な取組が進められている。今後は、関係省庁や民間 企業等との連携拡大、国際機関との協働機会の具体化を通じて、対応力の一層の強化 が期待される。

エ ジェンダー平等の推進

女性研修員の割合向上に向けては、引き続き先方政府機関・実施機関に対し、取組の 趣旨や機構の方針への理解促進が不可欠であり、海外拠点を通じた継続的な働きかけ を期待したい。

オ デジタル化の促進(DX)

開発途上国におけるデジタル化の進展を踏まえ、機構が有する各分野での実績や現地 関係者との信頼関係・ネットワークを活かしつつ、国内外の多様な主体との連携のも とで、相手国と共に課題解決に取り組む形での協力が進められている。DX について はオファー型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き機構による積極的な 貢献を期待したい。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

・本項目における S 評定を支持する。定量指標の達成に加え 、質的な成果として、 ミンダナオ和平への継続的な貢献や、長年の支援を通じて築いたカンボジア地雷対策 センター(CMAC)との信頼関係を基盤にウクライナへの支援を展開した事例 は、IICA ならではの息の長い協力の価値を示すものであり、高く評価する。

その上で、市民社会の立場から、「普遍的価値の共有」という理念を実践する上での 重要な視点を提言したい。世界的に市民社会スペース(市民活動の自由な空間)が縮 小する傾向にある中、民主主義、法の支配、人権といった普遍的価値は、それを現場 で支える市民社会組織(CSO)や人権擁護者の存在なくしては成り立たない。

IICA の事業が、意図せずして現地の権威主義的な体制を強化したり、市民社会の活 動を阻害したりすることのないよう、「人権に基づくアプローチ」を全ての事業に徹 底することは当然の前提である。それに加え、今後はさらに一歩踏み込み、困難な状 況下で活動する現地の CSO や人権擁護者を積極的に支援し、保護し、その活動基盤を より「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)」(長期研修)を実施するなど、上記日本政府のプレッジに貢献した。

- \bigcirc 各国共通課題に対応するプラッ トフォームにより地域全体のレジリエン トを強化【②】:機構は、2024年9月に「サ ヘル諸国における地方行政人材開発を通 じた平和と安定強化プロジェクト」(技術 協力プロジェクト)を開始した。同プロジ エクトは、国境を超えた共通課題(暴力的 過激主義、難民·IDP(国内避難民)対応 等)への対応に向け、サヘル地域5か国(ブ ルキナファソ、マリ、ニジェール、モーリ タニア及びチャド)が協働するプラットフ オームを立ち上げ、知見共有と協働を推進 するもの。地方行政官の能力強化、公共サ ービスの提供 (パイロット事業の実施)、 及び広域での経験共有に係る支援を通じ て、行政及びコミュニティの能力強化を図 ることで、地域の危機対応能力(レジリエ ンス)強化を図る。
- 受入先にも裨益する研修の実施 により日本国内の課題解決にも貢献【② ⑤】: アフガニスタンとの国境地域に位置 し長年紛争の影響を受けてきたパキスタ ン併合地域の行政官に対して、日本の住民 参加による開発計画、官民連携のまちづく り、多様な意見を取り入れる行政のあり方 等を学ぶ国別研修を実施。訪問先の北海道 芽室町側においても、団体・事業者間の繋 がり強化や、世代間の繋がり、「国際的に 注目される芽室」の町内 PR、さらに、研修 への高校生の参加を通じ若い世代の国際 的視野の醸成やまちづくりへの主体的参 画等の環流に係る成果が確認された。ま た、パキスタンでは国別研修の成果も踏ま え、「ハイバル・パフトゥンハー州新併合 地域の地方行政官能力強化プロジェクト」 (技術協力プロジェクト)を実施中。同プ ロジェクトでは、部族制による統治から近

強化する戦略的な取り組みを、ガバナンス・平和構築分野の事業に明確に位置づけるべきである。これは、単に「害を与えない(Do No Harm)」という原則に留まらず、市民社会のレジリエンスを積極的に構築していくという、より能動的な姿勢である。このような取り組みは、近年 JICA も重視する「人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)」の考え方とも合致する。持続可能な平和の実現には、強靭な市民社会の存在が不可欠であり、その育成こそが、人道支援、開発協力、平和構築の3つの領域を結びつける要となる。JICA が、普遍的価値の擁護者として、現場で奮闘する市民社会の真のパートナーとなることを強く期待する。

代的な行政制度への移行を支援し、同地域 の行政官と住民の信頼関係の構築を目指 しており、芽室町での研修の成果を踏ま え、住民に信頼される行政の仕組みや行政 官の意識醸成に繋がる人材育成を実施し ている。

日本の経験を踏まえ、トルコ南東 部を震源とした地震後の心理社会的支援 を促進【①⑤】:機構はトルコに対し「地 震被災地域の心理社会的支援に係る情報 収集・確認調査」により心理社会的支援 (Mental Health and Psychosocial Support: MHPSS) を備えた防災教育プログ ラムの試行導入を行った。本プログラム は、2024年1月のトルコ地震により被災 した、シリア難民を含むトルコ国内の子ど もたちを対象に、各地のユースセンター が、震災影響を受けた子どもたちへの適切 な心理社会的支援を行いつつ、地域の防災 ニーズに貢献することを目的として設計 されたものであり、国際連合児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund)、Save the Children 等の人道支援 機関との連携により実施した。プログラム の試行を通じ、参加した子どもたち自身の 心理社会面での回復や地域防災活動への 積極参加を通じた Well Being の向上とい った成果が確認されたほか、トルコ側関係 機関が心理社会的支援の重要性を正しく 理解し、今後の持続的な組織的な活動・仕 組みづくりに向けた具体的な方向性を整 理するに至った。また、同プログラムの一 環として青年省の青少年プログラム担当 者及び心理士を日本に招へいし、東日本大 震災後のこころのケア活動を実施してい る東北の「みやぎ心のケアセンター」や石 巻市子どもセンター「らいつ」、能登半島 地震を経験し震災後の子どもの心理社会 的課題への対応を行っている金沢大学や 能登高校との間で知見を共有した。招へい を受け入れた日本側関係機関にとっても、 トルコの活動自由度の高いユースセンタ 一の震災後の防災や心理社会面における 役割を地域での防災活動に参照し得るメ リットがあるなど、日本社会への還元にも 資するものとなった。なお、本取組は第2 回グローバル難民フォーラムにおける日 本政府の公約にも貢献するもの。

- ◎ 「武力に拠らない対話と協働を通じた和平モデル」であるミンダナオの和平プロセスの進捗を確認【③④】: 2024年8月にバンサモロ包括和平合意10周年シンポジウムを開催。和平プロセスの始動を日本・機構が後押しした「成田会談(2011年)」、包括和平合意を署名した「ミンダナオ平和構築セミナー(2014年@広島)」等、17年に亘って着実に進めてきた和平プロセスの進捗を当時の紛争当事者間で改めて確認するとともに、機構の支援について、フィリピン政府和平・和解・統合担当大統領顧問から最大限の評価を得た。
- フィリピンで開催された WPS 国際会議においても、小規模農家向け市場志向型農業の振興 (SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) による生計向上の成果や、元戦闘員の家族を含む女性の活躍推進事例を発信した。
- 2025年10月のバンサモロ議会選挙後の本格的な自治政府としての機能強化を目指し、2025年2月より新たに公共財政管理分野の専門家を派遣し、自治政府・住民間の信頼醸成をつなぐ基礎的社会サービスの根幹となる健全かつ効果的な財政支出の促進を支援する。
- (2) SDGs 達成に向けた貢献 平和と安定分野においては、地方行政機関 を含めた政府機関の能力強化・制度構築 と、脅威に対応・選択する力を強めるため の人材育成、加えて、政府と住民・コミュ ニティ間の信頼醸成や紛争影響を受けた

様々な人々が共存する社会の信頼醸成を 組み合わせ、紛争・暴力を発生・再発させ ない強靭な国・社会づくりに資する協力を 通じて、SDGs ターゲット 16.6 (透明性の 高い公共機関の発展)、ターゲット 16.7 (対応的、包摂的、参加型及び代表的な意 思決定の確保)、ターゲット 16.a (暴力の 防止とテロ・犯罪撲滅に関する能力構築と 国家機能の強化)の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

ウクライナやパレスチナ及びそれらの周辺国においては、地域情勢や国際情勢を見据え、複合的な紛争・復興ニーズに対し、適時の協力を推進していくことが必要となっている。2023年の第2回グローバル難民フォーラムに於いて確認した、難民・避難民支援に関する国際的な協力の枠組みや多様なアクターとの連携推進については、日本政府と共に打ち出した貢献策の継続と強化を念頭に、特に民間企業やNGOとの更なる連携を推進していく。

加えて、地雷・不発弾対策については、カンボジアでの長年の日本の開発協力経験を活かし、被害当事国の能力強化や技術開発を推進し、2025年に日本政府が議長職を務める対人地雷禁止条約(オタワ条約)の推進にも貢献していく。

No.3 イ 法の支配・ガバナンス

(1) 業務実績

◎ INTERPOL との連携により国際金融犯罪対策を推進【②】:マネーロンダリング、テロ組織への資金供与、汚職、詐欺、サイバー犯罪等を含む金融犯罪は国境を越えて行われており、日本でもナイジェリア発の金融詐欺や国際ロマンス詐欺の被害事例は多数確認されている。機構は、国際刑事警察機構(INTERPOL)との連携により、ナイジェリア、ホンジュラス、グアテマラ等、アフリカ、中南米への国際金融犯罪対策支援を展開。事業を通じてネットワークが強化されたナイジェリア警察、日本

警察及び INTERPOL の連携により、日本人 が被害にあった詐欺事件 (5 件) に関係し た疑いで 11 名が 2025 年 2 月に検挙され た。

◎ 機構コロンビア支所長及び現地職員が国家警察から特別功労勲章を受章【③④】: コロンビアに対しては、1976年以降、多数の警察・治安対策関連の課題別研修を実施し、コロンビア国家警察庁より約80名の本邦研修を実施してきた。今後は、地域警察モデルの構築を促進する支援を実施する予定。それらの成果が評価され、機構コロンビア支所長及び長年当該分野に携わってきた現地職員に対し、コロンビア政府から特別功労勲章が授与された。なお、コロンビア国会警察庁長官も本邦研修の参加者であり、今後の同国での展開に際し、中核となることが期待される。

協力相手が制作したコンテンツ 企画が NHK の国際コンクールで優秀賞を 受賞【③④】: 南スーダンでは、南スーダ ン公共放送に対し、職員の人材育成や組織 強化を支援してきている。それらの活動の 一環で支援したドキュメンタリー映像企 画が、NHK が主催する教育コンテンツの国 際コンクール「日本賞」において、作品コ ンペにあたるコンテンツ企画部門の優秀 賞を受賞した。受賞した企画「INTO THE LIGHT (光の中へ)」は、長い内戦の中で視 力を失ったミュージシャンを主人公に、障 害のある人々が直面している様々な問題 と、その問題に音楽活動を通してどのよう に取り組んでいるかを描くものであり、映 像を通じ、障害者の社会参加を推進する内 容が高く評価された。

◎ ガーナにおける児童労働の撤廃を支援【①②③】: ガーナでは、カカオ産業や水産業を中心に、子ども全体の21.8%に当たる189万人が児童労働に従事しており、その中でも123万人は危険有害労働

に従事していると指摘されている。そのよ うな現状を受け、ガーナ政府は児童労働撤 廃に向けた第3次国家計画を策定。同計画 に基づき、機構は、「児童労働フリーゾー ン | の認定システムの構築や実施体制強化 等を支援する「児童労働フリーゾーンを通 じた子どもの保護主流化プロジェクト」 (技術協力プロジェクト)を開始した。「児 童労働フリーゾーン」とは、児童労働撤廃 に寄与する各種条件を、統一された基準 (指標)として設定し、同条件を満たした と認定された地域を意味する。ガーナ政府 は、自治体単位で「児童労働フリーゾーン」 を認定し、そのような地域を国全体に広げ ることで児童労働のない国を目指してお り、同プロジェクトにより実施体制や連携 体制の構築を支援するもの。

◎ 日越共同声明で合意した 800 名の行政官の育成を支援【①③】:機構は、2024年10月に、ベトナムの次世代リーダーを対象とした研修を実施。現地で実施したプログラムには約150名が、訪日研修には45名が参加した。本研修には、日本の人事院や自治体、国内協力機関等の協力を得て実施しており、ベトナムの将来を担う人材に対して、日本の行政システム等を紹介することで、知日派の育成を図るもの。また、ベトナム側の要望に応じて、AI や半導体に係る日本の政策・取組も紹介することで、ベトナム側の期待にも応え、高く評価されている。

○ 日 ASEAN 友好協力 50 周年に貢献 する司法機関研修や及び第 10 回太平洋・ 島サミット (PALM10) に対応した警察案件 の形成、国際公法に係る支援の実施、「ビ ジネスと人権」の促進、地域警察強化(イ ンドネシア、中米・アフリカ)、ウクライ ナ支援(公共放送局、法司法)等を着実に 実施した。

公共人材育成に関し、ベトナムの

次期トップリーダーとなる第13期中央委員候補者向け研修の実施、バングラデシュ暫定政権内行政改革委員会に対する日本の経験を踏まえた行政・公務員制度改革についての打ち込み等を実施した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

法の支配・ガバナンス分野においては、技 術協力を通して法令の整備・運用能力強 化、治安機関等の法執行能力に係る能力強 化、司法アクセスの改善、有権者教育、公 共放送・メディアの機能強化、中央・地方 行政の機能強化を行い、SDGs ゴール 16「持 続可能な開発に向けて平和で包摂的な社 会を推進し、すべての人に司法へのアクセ スを提供するとともに、あらゆるレベルに おいて効果的で責任ある包摂的な制度を 構築する」の達成に貢献した。また、プラ ットフォームの運営・活性化や技術協力を 通してカカオ産業における児童労働撲滅 へもアプローチしており、SDGs ターゲッ ト 8.7 「2025年までに児童兵士の募集と使 用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅 する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発協力を通じた普遍的価値の共有は、一朝一夕で成し得るものではなく、長期間を通じた協力を行いつつ関与と対話を続けている。こうした取組を通じ、副産物として信頼を醸成していくことの価値は、昨今の国際情勢の下では益々高まっていると認識。一方で、各国を取り巻く環境の変化に即し、支援の力点やアプローチを見直し、より対等なパートナーシップに昇華させていく必要もあるが、こちらも時間をかけた対話が必要であり、相手国や日本側関係者とともに取り組んでいく。

No.3 ウ 公共財政・金融

(1) 業務実績

◎ 効率的な通関を促進する支援を通じメコン地域の連結性強化に貢献【①

③】:機構は2024年8月に「メコン地域連 結性強化のための税関効率性プロジェク ト」(技術協力プロジェクト)を開始した。 本プロジェクトは、メコン地域(カンボジ ア、タイ、ラオス)において、国境通関の 効率化、国際基準・地域枠組に即した通関 手続きの改善、税関当局の人材育成能力強 化を行うことにより、通関業務の迅速化及 び対象国税関同士の連携向上を図り、同地 域における連結性の強化及び貿易円滑化 促進にも貢献する。日・ASEAN 包括的連結 性イニシアティブで示された重点分野「交 通インフラ整備」「サプライチェーン強靭 化」に貢献する支援であり、連結性を標題 に掲げた初の技術協力プロジェクトとな る。

 \bigcirc 国際回廊における円滑な通関を 促進することにより域内の経済活性化に 貢献【①②③】: 2025年3月に南部アフリ カを対象とした「南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト」(技 術協力プロジェクト)が終了した。本プロ ジェクトは、南北回廊沿いの主要国境での ワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP: One Stop Border Post) を推進し、OSBP 運 用下での通関手続きを改善することで、国 境通過にかかる人的・経済的コストの削減 とそれに伴う投資の活性化を促進し、ひい ては地域的な貿易円滑化に貢献すること を目的としたものであり、南部アフリカに おいて初の 4 か国を跨ぐ広域プロジェク トであった。本プロジェクトの結果、通関 手続の効率化を支援したカズングラ国境 (ザンビア・ボツワナ)及びチルンド国境 (ザンビア・ジンバブエ) において越境に 伴う所要時間に改善が見られた。また、本 プロジェクトは、南部アフリカ地域におけ る連結性強化や、自由で公正な国際経済シ ステムの強化にも貢献した。

◎ 世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) マスタートレーナ

一の育成により貿易円滑化・税関近代化に 貢献【①②③④】: WCO との合同プロジェ クトとして、各国の税関で指導的役割を担 う教官を育成するプログラム「マスタート レーナープログラム | をアフリカ、太平洋 島嶼国、中央アジア・コーカサス地域の計 37 か国を対象とし展開。2025年3月末時 点で 210 名がマスタートレーナーとして 認定された。本プログラムは、日本政府の 外交政策の一部として TICAD8、PALM10、 「中央アジア+日本」対話等の様々な国際 会議で取り上げられており、パートナーの WCO や支援対象国からも高い評価を得て いる。また、中央アジア・コーカサス地域 では、本プログラムと連携する形での無償 資金協力案件の形成に向け、協力準備調査 を3か国(ジョージア・タジキスタン・カ ザフスタン)で実施している。

開発途上国の持続可能な債務管 理に貢献【①②③】: 開発途上国の長期的・ 安定的な資金調達を担保するため、ラオス 及びトンガに中期債務管理戦略の作成を 支援するための専門家を派遣。トンガでは 同戦略の更新を完了した。開発途上国に外 部資金を呼び込むためには、債務の持続性 確保が不可欠であり、本支援を通じて「新 しい資金動員」を進めることにも貢献す る。また、偶発債務リスクの適切な管理に 係る課題別研修を世界銀行マクロ経済・貿 易・投資局 (MTI) 債務管理チームと協働 で実施。2024 年度は 29 か国から延べ 33 名が参加した。さらに、2025年度より中 期債務管理戦略作成のための課題別研修 を実施することも世銀同チームと合意し ており、機構は、世界銀行との協働により、 開発途上国の持続可能な債務管理に貢献 していく。

◎ 公共投資管理ガイドラインの改正支援によりスリランカの国家歳出の適正化に貢献【①③】: スリランカは財政破綻後、公共財政管理改革に着手。新たな公

共財政管理法が発布された。機構は適正な 歳出管理の観点から同改革を支援するため、「効果的な公共投資管理のための能力 強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じ、新法に準拠する形で、公共投 資管理プロセスの改定、運用に向けた能力 強化等の支援を実施している。2023 年 3 月に日本政府により発表された「自由で開 かれたインド太平洋(FOIP)のための新た なプラン」においても「透明で公正な開発 金融に向け、国際社会をリード(スリラン カの債務再編)」が挙げられており、本活 動はこれに資する。

○ バングラデシュにて気候変動に 対応した公共投資管理に係る組織的能力 の強化や、パイロットセクターにおける気 候変動に対応した効率的な公共投資管理 を形成。また、サステナビリティに配慮し た公共財政管理に関する支援の在り方を 調査・研究するプロジェクト研究を開始し た。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

公共財政・金融分野においては、国民の生 活が安定、向上する社会を目指し、資源の 効率的な配分が行われるよう、財政・税関・ 金融に関する政策・制度の整備やこれを担 う人材の育成を通じて、SDGs ターゲット 8.a (貿易増加に向けた支援拡大)、ターゲ ット 8.10 (金融サービスへのアクセス改 善)、SDGs17.10 (ルールに基づく開かれた 多角的貿易体制)、17.1 (課税及び徴税能 力向上のための資源動員強化)、ターゲッ ト 17.4 (長期的な債務持続可能性の実現 を支援及び債務リスク軽減に貢献し、SDGs ゴール 8「働きがいも経済成長も」及び SDGs ゴール 17「持続可能な開発のための 実施手段を強化し、グローバル・パートナ ーシップを活性化する」の達成に貢献し

(3) 事業上の課題及び対応方針

財政・金融分野の技術協力を担うことがで きる人材が希少であることが課題であり、 各種研修や機構の事業紹介などの啓発活 動を通じた人材リソースの確保や、IMFや 世界銀行などの国際機関との連携により 補完する可能性を追求している。これらの 取組の結果、債務管理分野では支援実施を 担う人材の確保が徐々に可能となってい るケースはあるものの、未だ全ての国から の支援ニーズを満たすまでに至らず、更な る努力と工夫が求められている。さらに、 日本の関係省庁や自治体との連携強化や、 コンサルタント企業等の民間人材の開拓 などを図ると共に、事業レベルでの幅広い 国際機関との協力・連携の機会を見い出 し、その実現に向けた提案・議論を行って いる。

No.3 エ ジェンダー平等の推進

(1) 業務実績

開発途上国政府や他援助機関と の協働により WPS を推進【①②】: 2024 年 10月に国連女性機関(UN Women)との共 催により、ケニアにおいて、アフリカ 12 か国 190 名以上の参加を得て「WPS 推進に 向けたアフリカ地域セミナー」を開催。同 セミナーにおいて、日本での災害復興の経 験も踏まえ、より革新的な取組として、① 平時からのジェンダー平等への取組、②取 組の質の向上の重要性、③民間を含む多様 な機関との連携強化等、機構が WPS を推進 する上で重要視している点や成果を上げ た事例などを発信した。TICAD9 の開催に 向け、アフリカ地域における WPS 推進に 係る各国の現状や課題の共有を通じ、今後 の取組強化に向けた教訓が抽出できたほ か、参加者からは、これらの視点が WPS ア ジェンダの実施推進に向けた突破口とも なる可能性があると評価する声が多数寄 せられた。また、10月には、フィリピン政 府及び国連等の機関により開催され、90 超の国から 700 人以上が参加した「WPS に 関する国際会議2024」の本会合において、

機構による各種インフラ事業におけるジェンダー主流化やジェンダーボンド発行等の取組、機構のWPSに係る取組等を発信し、注目を集めたほか、在フィリピン日本大使館との共催により実施したサイドイベントでもミンダナオ暫定自治区でのジェンダー課題の重要性やWPS推進に貢献する新規技術協力の取組を発信し、フィリピン政府から高い評価を得た。

ジェンダーに基づく暴力(GBV: Gender-Based Violence)の撤廃を促進【① ③】: 2025年1月に、パキスタンにおいて 「ジェンダーに基づく暴力被害当事者の 保護、自立・社会復帰促進プロジェクト」 (技術協力プロジェクト)を開始。パンジ ャブ州の GBV に係るサービス・プロバイダ ーに対する被害者中心アプローチに基づ いた定期研修の導入、GBV 被害当事者の中 長期的な自立・社会復帰のためのトランジ ショナル・ホームの設置支援や女性保護セ ンターの機能モデルの構築等を行うこと により、GBV 被害当事者の保護及び自立・ 社会復帰の促進に向けた同州の支援実施 体制の強化を図るもの。また、南スーダン では、2024年11月に「ジェンダーに基づ く暴力 (GBV) 被害当事者の経済的自立促 進プロジェクト」(技術協力プロジェクト) を開始。中央エクアトリア州ジュバ市にお いて、政府関係組織・市民社会団体・民間 企業等の関係団体の能力強化、GBV課題へ の効果的な対応方法の開発・改善、ガイダ ンスノートの改訂等を行うことにより、被 害者中心アプローチに基づく取組の強化 を図り、GBV 被害当事者や暴力に脆弱な女 性の経済的な自立と社会復帰の促進に貢 献するものであり、これらの事業を通じ、 WPS アジェンダ「女性・平和・安全保障に 関する第三次行動計画」のうち、特に「紛 争下の性的暴力及びジェンダーに基づく 暴力の対応と予防」に貢献した。

◎ 民間企業・社会起業家との連携に

より女性のエンパワメントを促進【①②】: WPS+イノベーションの先進的取組とし て、GBV の予防や被害当事者の自立・社会 復帰に貢献する革新的なビジネスを生み 出すことを目的に、2024年12月にケニア において GBV 撤廃に貢献するビジネスコ ンテストを実施。その結果、GBV 被害当事 者の雇用促進や被害当事者の迅速な医療・ 心理社会的支援へのアクセスを可能とす るデジタル技術活用などが評価され、上位 入賞した。また、ケニアにおいてパナソニ ックと連携して、無電化地域に住む女性や 少女たちに 100 台の環境に優しいソーラ ーランタンを供与した。これまで明かりの ない生活を強いられた女性や少女たちが、 ランタンによって安全に移動することが でき、夜間の学習、経済、社会活動が可能 になることが期待される。このような取組 を通じ、女性や少女たちに自信や希望をも たらし、ジェンダーに基づく暴力(GBV)に 立ち向かい、地域で積極的に声を上げ、行 動する力になっていくことが副次的な効 果として期待される。

再利用可能な布ナプキンの販売 網構築により「生理の貧困」を改善【②】: 世界で5億人の女性・女子は生理のための 衛生用品や教育などに対して十分にアク セスできない「生理の貧困」に陥っている。 その原因は経済的理由だけでなく、生理を 語ることの家庭内や社会的タブーが影響 を与えている。エチオピアにおいては、イ ンフレ率の高騰によって使い捨てナプキ ンの価格が過去3年間で75%増加し、特 に経済的弱者である女子生徒や難民女性 による生理用品へのアクセスを困難にさ せている。健康かつ衛生的な生理習慣を維 持できないことによる学習機会の喪失及 び労働損失は社会課題となっており、6割 弱の女子生徒が不衛生かつ不健康な生理 習慣を強いられている現状にある。この状 況に対し、機構は、エチオピアで再利用可 能な生理用布ナプキンのアクセス向上及 び「健康かつ衛生的な生理」に関する啓発活動を行うことにより、女子生徒の生理環境の改善に貢献する事業を実施。具体的には、生理用布ナプキンの国内生産を促進し、女子生徒に届けることを目的に、現地NGO及びスタートアップによる布ナプキンの製造・販売・広報を支援した。現地NGO及びスタートアップが輸入品に比べ、より安価な国内産ナプキンを製造できるようになることで、女性の就学・労働機会の向上にも繋がり、また再利用可能な布ナプキンの製造により、持続可能な月経衛生管理を目指すもの。

- 「ジェンダー平等推進のための 介入手法に係る情報収集・確認調査」を実施し、インドチェンナイの環状道路建設案件でのパイロット活動等による検証を基にインフラ分野におけるジェンダー主流化の手法について取りまとめ、発信した。
- ジェンダー案件の成果発現状況 のモニタリング方法の検討に向け、ジェン ダー案件として分類されている実施中の 技術協力に係る取組・成果発現状況につい てのモニタリングを一部試行的に実施し た。
- 2024 年 6 月にイタリアで行われた G7 に合わせて、2 X チャレンジは新たな基準が追加・厳格化され、透明性と説明責任を高めた新基準に変更された。これら新基準に対応しつつ、2 X Challenge 適合案件として3件を報告した。
- (2) SDGs 達成に向けた貢献

ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力被害当事者の支援環境、女性の金融へのアクセス改善やビジネス環境の整備を図っており、SDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」の達

成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

研修・留学生事業における女性の割合の向上を図る上では、研修員の候補者推薦を行う先方政府援助窓口機関・実施機関等の本取組の意義や機構の方針に関する理解向上が必須であり、継続的に先方政府高官面談時の機会なども捉えて海外拠点を通じて丁寧に説明を行うとともに、募集時点での女性割合(クオータの導入)についてもコース別での導入の可否を検討する。

No.3 オ デジタル化の促進 (DX)

(1) 業務実績

○ DX と GX の融合による好事例【① ②③】: インドにおける森林に関連するデ ータの蓄積・交換・分析を促進するプラッ トフォーム「Forest Stack」の整備を推進 する取組をインドのラジャスタン州にて 実施。様々な機関が持つ衛星画像や公開森 林関連データを連携し活用可能とするこ とで、森林局による森林管理の改善、大学 等による研究の促進等を目指すもの。2つ のパイロット事業を通じ、森林状態管理や 森林保全計画立案を実施した結果、紙資料 や個別に保管されたデータを手作業で繋 ぎ合わせる方法から、統合的かつ効率的に データ収集・分析を行うことが可能となっ た。本取組は、今後はインドの他州や他国 への展開も期待される。また、同事例を国 連気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) 第 29 回締約国会議 (COP29) で行われたラウンドテーブル 「Climate X Data Exchange: A New Frontier for Climate Action」で発信し たところ、参加者からデジタル・トランス フォーメーション (DX: Digital Transformation) ×GX の先駆的な好事例 であるとの評価を得た。

サイバーセキュリティに係る国

際会議・セミナー等で機構の取組が高く評 価【①③④】: 2024年5月に行われた国連 オープン・エンド作業部会には、70以上 の国々からサイバーセキュリティ担当大 臣や大使等が参加し、そのほか国際機関や 20 以上の大学・民間企業・関連団体関係 者が参加する中、機構が日本代表として参 加し、サイバーセキュリティに係るクラス ター事業戦略や実施中プロジェクトから 得られた知見・経験等を発信。 開発途上国 の自立性や持続可能性を高める南南・三角 協力の好事例としてクロージング・リマー クで取り上げられるなど、機構の取組が高 く評価された。また、2024年4月にアメ リカ合衆国にて行われた日・米・フィリピ ン首脳会合において確認されたサイバー 分野での三か国連携・協働に係る具体的な アクションとして、7月に「日・米・フィ リピン連携サイバーセキュリティセミナ 一」を実施した。本セミナーは、日経新聞 に加え、現地メディアにも取り上げられ、 好事例として広く発信された。さらに、日・ ASEAN サイバーセキュリティ能力強化セ ンター等を通じ、イギリス、スイス、カナ ダ、オランダ等との共同セミナー・研修を 実施。日本政府が重視する ASEAN 地域のサ イバーセキュリティ能力強化への貢献に 加え、関係国の連携の強化に貢献した。

◎ 日本・アメリカ合衆国・オーストラリアの共同事業をソフト面で支援【① ③】: 2021 年 12 月に発表された日本・アメリカ合衆国・オーストラリア政府による連携事業「東部ミクロネシア海底ケーブル事業」の一環として、ナウルに対し、海底ケーブルの保守運用を含む、情報通信基盤の運用能力を目指す公共 ICT (情報通信技術)インフラ管理能力向上を支援する技術協力プロジェクトを開始した。本プロジェクトにより、3 か国政府の共同事業をソフト面で後押しする。また、ナウルに加え、キリバスに対しても、早期に技術協力を開始すべく準備中。

- ◎ カンボジアでの「オファー型協力」を着実に展開【①③】:機構は、カンボジアの包括的なデジタル環境アセスメントを実施し、日本による協力可能性領域を整理、国内向けの説明会(ラウンドテーブル)を外務省と共に実施。カンボジア側に提供可能な協力領域を包括的に説明した。その結果、Digital Government Committee との協業、4Gカバレッジ強化、教官育成事業へのデジタル活用については具体的協力まで発展。機構は、一部事業の実施に加え、カンボジア側関係者や本邦企業へのコンサルテーション等でも貢献した。
- ◎ 広島 AI プロセスに立脚した AI 領域の協力の推進【①②】: 外務省等の日本政府関係機関、アカデミア、国際機関との協議を通じて開発途上国に対する AI 協力戦略及び協力の方向性の検討を開始、本邦関係組織と連携した AI に関する研修を、日本、タイ、シンガポール島において複数回実施したほか、2025 年 2 月の広島 AI プロセス・フレンズグループ会合においても、グローバルサウス向けの協力戦略の発信を行い、日本政府が取り組む広島 AI プロセス推進に貢献した。
- エチオピア革新・技術省、 Safaricom Ethiopia 社及び Safaricom Ethiopia 社に出資している住友商事株式 会社との間で業務連携・協力に関する4者 覚書に基づき事業を展開し、エチオピアの デジタル人材育成数を1万人まで拡大し た。
- 本邦産官学の関係機関が連携し、 宇宙・衛星技術と衛星データの利活用を推 進する人材育成のプラットフォームを構 築するとともに、中長期の視点から人的ネ ットワークの強化を図ることを目的とし て「宇宙国際頭脳循環プログラム」の 2025

年度開始を予定しており、2024 年度には その準備委員会を3回開催した。

- パラグアイ宇宙庁 (AEP)、機構、 JAXA の三者で、「パラグアイにおける持続 可能な開発のための宇宙開発能力の向上 に関する協力覚書」を締結。日本・パラグ アイ宇宙協力プログラムを立ち上げ、運営 委員会を組織する等、開発途上国の宇宙機 関等の能力向上に関する協力や事業を通 じて宇宙技術・衛星データを様々な分野に おいて利活用できるような支援を実施し ている。
- (2) SDGs 達成に向けた貢献 デジタル化の促進においては、各セクター におけるデジタル技術、データ活用を推進 することで、全ての SDGs ターゲットの達 成推進に貢献した。具体事例としては、イ ンドにおける森林監理の強化ではゴール 15.2 (持続可能な森林管理) に、サイバー セキュリティ分野の協力では、ゴール 9.a (持続可能かつレジリエントなインフラ 開発)、ゴール 17.9 (情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化)の 達成に貢献した。
- (3) 事業上の課題及び対応方針 デジタル分野では日本の技術、知見を一方 向で移転する協力ではなく、開発途上国に おけるデジタル化の進展に応じて、機構の 強みである過去の各分野での事業の成果、 現地関係者との信頼関係・ネットワーク等 を活かし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国と 共にデジタル技術・データ活用を通じた課 題解決の構想策定から実施まで取り組む。 また、各種国際会議やイベント等での発信 を積極的に行い、開発途上国との協力の経 験が日本にも還元され、日本の知・技術の 強化に資するような取組の推進を行う。

4. その他参考情報

特になし。

((別添)中期目標、中期計画、年度計画												
	中期目標	中期計画	年度計画										
	中期目標: 3. (3)	中期計画: 2. (1) ③	年度計画										
	中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現										
	(<u>https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html</u>)を参												
	照。												

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築											
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、G7 広島サミット、仙台防災枠組、環境インフラ海	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第13条									
	外展開基本戦略、TICAD8 チュニス宣言、マリーン (MARINE)・イニシアティ	条文など)										
	ブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補、											
	インフラシステム海外展開戦略 2030、昆明・モントリオール生物多様性枠組、											
	地球温暖化対策計画											
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、									
	【困難度:高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098									
	保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱											
	である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱											
	炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけで											
	なく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度											
	を高とするのが妥当と考える。											

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		
【指標 4-1】気候変動対策に																
資する人材の育成数																
(SDGs Goal 1∼9, 11∼13	10,000 人	2,000 人	3,772 人	2,190人	2, 109 人	人	人		支出額(百万円)**6	18, 120	18, 872	19, 791				
(13.1 \sim 13.3 、 13.a \sim																
13. b)、 14、15 関連)																
【指標 4-3】自然環境保全を		1,000 人														
担う行政官等の育成数	6,000人	7	1,361人	1,344 人	1,229 人	人	人									
(SDGs Goal 14、15 関連)																
【指標 4-4】環境管理行政官																
の育成数 (SDGs Goal 6	10,000 人	2,000人 4	4, 326 人	4, 167 人	2,544 人	人	人									
(6. 2, 6. 3), 11. 6, 12 (12. 4,	10,000 /															
12.5)、14.1 関連)																
【指標 4-6】 水供給に関する																
人材の育成数及び水供給に	育成人材															
よって増加した給水人口数	数:	7,000人	14,837 人	10,662 人	9,547人	人	人									
*** (SDGs Goal 6.1、6.4 関	3.5万人															
連)																
【指標 4-7】 防災インフラ及																
び重要インフラの所管組織	5,000人) Å 1 000 Å	人 3,698 人	3,851人	3,387人	人	人									
(治水砂防官庁、各インフ	0,000 /	1,000 /	0,000 /	0,001/	0,001/											
ラ官庁) を支える行政官等																

⁶ 報告年度分の支出額は暫定値。

⁷ 各年度の目標値は、第 5 期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値 6,000 人を達成する予定。

(政策・計画立案者等)の育											
成数 (SDGs Goal 1.5、9.1、											
11.5、13.1 関連)											
【指標 4-8】事前防災投資事				- 4件		件					
業実現のための戦略・計画・ 政策等の数 (SDGs Goal	20 ft	3 件8	8件		5件		件				
政策等の数 (SDGs Goal	20 17	3 17	0 1+	4 17	01+	1+	1+				
1.5、9.1、11.5、13.1 関連)											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 (別添) 中期目標、中期計画、年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 業務実績 自己評価 S <主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 (定量的指標及び実績は2.①参照) No.4 ア 気候変動 評定:S <評定に至った理由> (1) 業務実績 困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水 <その他の指標> 国連気候変動枠組条約(UNFCCC) 準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の 第 29 回締約国会議 (COP29) への貢献【① 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する 対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途 ②】: 国連気候変動枠組条約(UNFCCC: 指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「外務 上国の開発計画の推進状況 (SDGs Goal 1~9、 省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平 られていると認め、「S」評価とする。 United Nations Framework Convention on 11~13 (13.1~13.3、13.a~13.b)、 14、15 関 | Climate Change) 第 29 回締約国会議 | 成 27 年 3 月外務省) に掲げられた S 評価の根拠とな (COP29) において、8 件のサイドイベン る質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年 (定量的指標) 【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理 トを主催。その他 16 件のサイドイベント 度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成 の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団 果が得られていると認められるため。 に参加し、機構の気候変動対策アプローチ 体(水利組合)の運営・経営の改善状況 (SDGs (開発とのシナジー・コベネフィットや、 実に目標を達成している。 Goal 6.1、6.4、6.5 関連) <課題と対応> Climate Resilient Development 等)や各 国での幅広い取組を対外発信し、他機関や (1) 前年度評価時指摘事項 (定性的実績) 開発途上国関係者との連携・共創を推進し 引き続き GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等 ア 気候変動 たほか、浅尾環境大臣が発表した「NDC実 を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に 向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及び 施と透明性向上に向けた共同行動」におい て、ベトナム等での NDC 実施支援の協力事 GCF 事務局との調整を通じた迅速な事業形成・実施を 業が具体的な方策として盛り込まれた。 期待する。 また、CF や CAFI からの外部資金の導入等の連携案件 「気候変動に強靭な債務条項」の の実施に継続的に取り組むことを期待する。 導入により気候変動による自然災害の影 加えて、昆明・モントリオール生物多様性枠組におい イ 自然環境保全

響が大きい国のリスクを軽減【③】: COP29 において、太平洋島嶼国のような気候変動

の影響が最も深刻な国々にとって、自然災

害が大きな脅威であるという認識から、一 定条件を超えた台風と地震の発生時に借

て、先進国から途上国への国際資金の増大に関する目 標が設定されたことも踏まえ、同枠組の達成に資する 事業の案件形成と実施を一層進めることを期待する。 現在行われているプラスチック汚染に関する法的拘 東力のある国際文書(条約)の策定に向けた交渉にお いて、途上国が本条約を実施するための支援のあり方 について議論されていることも念頭に置きつつ、プラ

定量指標6項目のうち、5項目が120%以上、1項目は達成度が目標値の100%以上と なっているが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施するとともに、以 下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度および困難度が「高」と されている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得

【指標 4-3】、【指標 4-6】、【指標 4-7】、【指標 4-8】の5項目において、達成度が目標 値の 120%以上、【指標 4-1】において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着

・COP29 において主催・参加した多数のサイドイベントを通じ、我が国の気候変動対 策の考え方や具体的な取組を発信し、多様な関係機関や開発途上国との協働・共創を 推進した点は評価に値する。 とりわけ、NDC の実施支援に関する日本の協力につい て我が国の環境大臣ステートメントに盛り込まれるなど、国際的な政策議論にも反映 されたことは、我が国のプレゼンス強化に資する重要な成果といえる。【①②】

リオ3条約の目標年次である2030年に向けて、ブラジル、インドネシア、コンゴ 民主共和国の関係機関と連携し開催された公開シンポジウムにおいて、熱帯林の現状 と保全策に関する多国間での議論を主導した点は評価に値する。 COP30 開催を見据 えて開催された本シンポジウムは、関係機関や企業等との連携強化、国内外への発信、 また広範な視聴者層の関心喚起にもつながっており、我が国の地球環境分野における 貢献を可視化する好例として評価される。【②③】

⁸ 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値20件を達成する予定。

入国が債務返済を一時的に繰り延べるこ

項(Climate Resilient Debt Clause: CRDC) を導入するパイロット・プログラム の開始を発表。本条項を盛り込むことによ い国にとっての借入リスクを軽減するこ とが期待される。

- 球温暖化対策計画に貢献【①②】: 2025 年 | る。 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計 画の「海外における温室効果ガスの排出削 (2)対応 構が開発途上国の都市レベルの環境管理・ イニシアティブ(JCCI : JICA Clean City | ル・ガイドラインを随時更新している。 「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム」 (JJ-FAST) 等が、取組として明記された。
- コベネフィットを推進した。
- 出発展戦略の策定、気候変動適応計画の策 組んだ。 強化及び事業の形成を支援した。
- UNFCCC の下に設置された資金メ カニズムである「緑の気候基金(GCF: Green | 案件形成・実施を進めた。 理に取り組む。

スチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を 引き続き積極的に進めることを期待する。

とを可能とする、気候変動に強靱な債務条 また、環境管理の観点では、新たに作成された「環境 規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の | 実現| に係るクラスター戦略に沿った案件形成期待す

り、気候変動による自然災害の影響が大き一水資源・水供給分野においては、国際公約の達成を目 進に加えて、保健、栄養、都市開発等の関連する分野 とも協調した成果の拡大を期待する。

JICA クリーン・シティ・イニシア | 防災・災害復興分野では、引き続き防災投資促進に資 ティブ等を通じて日本政府が発表した地│する事業の実施を継続・強化していくことを期待す

の推進」において、機構のサステナビリテーと密に連絡・調整を図りながら、実施中の2案件に加一期待する。 ィ方針に則った気候変動対策の推進や、機 │ えて、新規事業 (2 件、森林分野) の形成に取り組ん |でいる。また、GCF 事業の形成・実施促進のため、実|エ 水資源・水供給

Initiative)、衛星技術を使ってブラジル・ 昆明・モントリオール生物多様性枠組に資する事業に アマゾンの熱帯林をモニタリングする | 関しては、アマゾン熱帯林保全(ブラジル)、アジア地 |域森林保全(フィリピン、マレーシア、パプアニュー ギニア)、コンゴ盆地熱帯林保全(コンゴ民主共和国、 カメルーン)等の案件形成に取り組むとともに、採択 タイの大気汚染 (PM2.5) 対策の | 済み案件の着実な実施に取り組んだ。

際会議での情報発信や政策支援に加え、タイで実施中 の科学技術協力事業「東南アジア海域における海洋プ NDC の策定や改定、国家温室効果 | ラスチック汚染研究の拠点形成 | を通じて、科学的知 | ガスインベントリの作成や更新、長期低排し見の蓄積を進め、政策提言に向けた基盤づくりに取り

定・実施等、各種取組の遂行に必要な能力↓環境管理の観点では、「環境規制及び汚染対策の適正」 化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦 略に沿い、タイの PM2.5 対策やモンゴル・ウランバー トルの工場排水管理の技術協力等、汚染対策に関する

Climate Fund)」の受託事業については実 | 水資源・水供給分野においては、ザンビアにおいて保 施中の2案件に加え、新規案件の形成を進 | 健分野及び都市開発分野と連携した、感染症(コレラ) めている。引き続き事業の形成及び実施監|対策と未計画居住区対策に資する無償資金協力の調 査に着手したほか、マラウイでは保健分野及び防災分

ウ環境管理

・ウクライナでのがれき処理支援を実施するほか、海洋プラスチック対策分野におい ては各種の調査や政策提言などを通じて関係各国との連携を促進した。【①②③】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

ア 気候変動

GCF 事業の迅速な形成・実施に向けて、事業提案内容の一層の質的向上や、GCF 事務 |指し、JICA グローバル・アジェンダに基づく協力の推|局との連携を通じて、組織としての経験と知見を蓄積していくことを期待する。 気候 変動・GX についてはオファー型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き 機構による積極的な貢献を期待したい。

ウ環境管理

現在行われているプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策 定に向けた交渉において、途上国が本条約を実施するための支援のあり方について議 論されていることも念頭に置きつつ、あり得べき規定内容を考慮に入れながら、プラ 減等の推進と国際的連携の確保、国際協力 │GCF 資金を活用した受託事業に関しては、GCF 事務局 │ スチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を引き続き積極的に進めることを

脱炭素を推進する IICA クリーン・シティ・│施中・形成中の事業の経験を踏まえながら、マニュア│熊本水イニシアティブや TICAD8 で表明された国際公約の達成に向け、保健・栄養・ 都市開発等の関連分野との連携により相乗効果を高めるとともに、人道・復興ニーズ への機動的対応に期待したい。

才 防災・災害復興

仙台防災枠組の2030年ターゲット達成に向けて、災害リスク削減に資する具体的な 事業の実施を一層促進していくことが期待される。あわせて、防災担当省庁のみなら ず、インフラ担当省庁などの様々な主体による事前防災の取組・投資が重要であり、 技術協力等において、気候変動緩和策との|また、プラスチック汚染条約の交渉動向を踏まえ、国|実施主体の事業実施能力の向上のほか、都市開発や防災教育などの分野横断的なアプ ローチや関係機関との連携強化を通じ、防災の主流化を着実に推進することを期待す る。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業等を活用し、我が国の防災に関する知 見・技術を活用し、途上国における災害リスク軽減の取組を効果的に実施することを 期待する。

<その他事項>(有識者からの意見聴講等)

- ・本項目が JICA の自己評価において S 評定とされたことを高く評価する。6 つの定 量指標のうち5つが目標値を120%以上達成し、気候変動、環境保全、防災といった 地球規模の喫緊の課題に対し、JICA が多大な貢献を果たしたことが示されている。 特に、プラスチック汚染条約策定に向けた政府間交渉への貢献や、「気候変動に強靭 な債務条項」の導入といった、国際的なルール形成や金融メカニズムの革新に寄与す る取り組みは、JICAの専門性と影響力の高さを示す好例である。
- 一方で、地球規模課題への取り組みの成否は、グローバルな政策論議だけでなく、ロ ーカルな実践にこそかかっていることを強調したい。気候変動の最前線にいるのは、 野と連携した「水系感染症及び洪水に強靭な水・衛生┃小規模農家や漁民、先住民族といった地域コミュニティであり、彼らの伝統的知識や

(2) SDGs 達成に向けた貢献

の実施促進のための技術協力を行ったほした。 る」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

GCF 資金を活用した受託事業の形成・実施 を進めるに当たり、引き続き GCF の各種基 準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた 機構内のマニュアルの更新、案件の採択に 向けたファンディング・プロポーザルの質 の向上及び GCF 事務局との協議や調整等 を通じて、機構に経験・知見を蓄積してい くことで、迅速な事業形成・実施に努める。

No.4 イ 自然環境保全

(1) 業務実績

機構の支援の成果がラオスで公 式ツールとして採用【②③④】: ラオス「効 果的な REDD+資金活用に向けた持続的森 林管理能力強化プロジェクト (F-REDD2)」 (技術協力プロジェクト)にて開発及び改 善を支援してきた PDMS (Provincial Deforestation Monitoring System) が、 ラオス農林省令によりラオスの公式な森 林モニタリングツールとして承認された。 同ツールは先進的なリモートセンシング 技術と衛星画像を活用して、森林減少を準 リアルタイムでモニタリングするための システムであり、地方の森林官が効果的か つ効率的に森林減少データを収集・分析 し、違反者に対する対策を講じることを可 能とするものである。世界銀行やドイツ、 NGO 等の他ドナーも本ツールの有用性に

計画策定プロジェクト」を開始した。また、ネパール、財場での創意工夫こそが、レジリエンスの源泉である。 和計画・施策の実施促進、温室効果ガスイー分野及び教育分野と連携し、学校と保健施設の手洗い 枠組み強化に係る支援を通じたパリ協定│関連分野との協調した取組を行い、成果の拡大を図っ

か、小島嶼開発途上国である大洋州地域に一防災・災害復興分野では、防災投資促進に向けて、国 響に脆弱な開発途上国において気候変動|事例、その効果等を発信してきた。また、実施中の事| 援し、SDGs ゴール 13「気候変動およびそ」進につながるべく発信を実施。引き続き事業及び会 の影響を軽減するための緊急対策を講じ | 議・セミナー等を通して防災投資の促進につながるべ く発信を継続していく。

気候変動分野においては、開発途上国の緩|タンザニア、マダガスカルの3か国においては、保健|JICA の事業が、こうしたローカルな主体、特に現地の環境 NGO や住民組織を真のパ ートナーとして位置づけ、彼らの声が事業の計画・実施・評価の全段階に反映される ンベントリ作成能力強化を含む透明性の│設備やトイレの建設、衛生啓発を実施した。これらの│仕組みを強化することが不可欠である。例えば、【指標 4-7】「防災インフラ及び重要 インフラの所管組織を支える行政官等の育成数」が目標の3倍を超える3387人に達 したことは素晴らしいが、同時に、コミュニティベースの防災活動を担うリーダーが どれだけ育成されたか、という視点も同様に重要である。

おける研修拠点機能の強化、気候変動の影|際会議等での主催セッション等を通して機構の取組|地球規模課題への取り組みが、中央政府や大規模インフラ中心のアプローチに偏るこ となく、地域社会のエンパワーメントと生態系の保全に根差した、真に持続可能なも に強靭な開発の実現を目指した取組を支│業においても各種会議やセミナー等で防災投資の促│のとなるよう、市民社会との連携を一層深化させることを期待する。

- ・太平洋島嶼国に対する「気候変動に強靭な債務条項」や、フィジー向け「災害復旧 スタンドバイ借款」の導入は、災害発生時の資金ニーズに迅速に対応する仕組みとし て、相手国政府からも高く評価されており、ODAの迅速性・機動性強化にも繋がる素 晴らしい取組である。今後は、円借款契約においても、より大きな枠組みでの E/N 締 結を通じて、個別ニーズに応じて機動的に資金供給が可能となるような仕組みも検討 してはどうか。相手国政府や関係当事者からも期待は大きいと思われる。
- ・グリーントランスフォーメーション(GX)支援を通じて、日本の技術力と制度知見 を活かしたカーボンニュートラル支援が進められており、二国間クレジット制度 (JCM) の活用は、JICA による制度的貢献の代表的事例と位置づけられる。
- ・特にアジア諸国において、グリーン成長支援が進展し、ICM と連動した制度枠組み 整備が今後の成否を左右する重要要素となっている。

着目しており、F-REDD2 プロジェクトに導 入要請支援があった結果、ラオス全国 18 県中16県で導入されている。また、機構 はラオスの森林保全、気候変動対策に関す る協力を長年展開してきた。2024年7月、 ラオスは世界銀行 FCPF (森林炭素パート ナーシップ基金)から1,600万ドルの支払 いを受けたが、支払条件となる排出削減の 計測と報告のレポートは F-REDD2 の支援 により作成されたものである。さらに、こ の炭素クレジットの高い質を示せる CORSIA の規格承認も得たが、これも F-REDD2 支援によるものである。加えて、ラ オス政府による 2015~2018 年に森林保 全・回復を通じた温室効果ガス排出削減達 成に対する緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF) からの成果払い資金獲得の支 援を行っている。REDD+ 成果払いは、過去 の森林保全・回復事業等の結果として削 減・吸収された温室効果ガス排出量に応じ て開発途上国に資金を提供するものであ る。

科学技術協力の研究成果の社会 実装を民間企業との共創により実現【② ③】: マレーシア「オイルパーム農園の持 続的土地利用と再生を目指したオイルパ ーム古木への高付加価値化技術の開発」 (科学技術協力)では、パームバイオマス、 特にパーム古木 (OPT) の有効利用に関す る研究を実施し、原料マルチ化プロセスに よるペレットの製造を実現した。本事業で 確立したパームバイオマスによる経済・環 境循環モデルを導入した工場を日新商事 がサラワク州で建設したほか、パナソニッ クが製造されたペレットを利用しボード 材「PALM LOOP」を製造し家具材として利 用するなど、本 SATREPS 案件の研究成果に 基づき、民間企業の製造から販売までに至 った共創が実現した。

◎ リオ3条約の目標達成に向けた 取組を発信【②③】: 2024年5月に機構と 毎日新聞社の共催、外務省、林野庁、宇宙 航空研究開発機構 (JAXA)、産業技術総合 研究所、森林総合研究所、国際熱帯木材機 関の後援により、公開シンポジウム「地球 の肺を守ろう~世界三大熱帯林の現状及 び課題、その保全策について理解を深める ~」を開催した。2025年にブラジル・ベレ ンで開催される気候変動枠組条約・COP30 を見据え、日本の同条約や生物多様性条約 への貢献策としての機構の取組を発信し た。また、地球の肺と呼ばれる3大熱帯林 を有するブラジル、インドネシア、コンゴ 民主共和国の関係者も登壇し、各国の熱帯 林の現状、保全の取組や課題を紹介の上、 リオ3条約の目標年次である2030に向け て更なる取組を推進していくための議論 を展開した。本シンポジウムは、日本の有 識者並びに企業関係者との関係者ネット ワーク構築に寄与したほか、機構の公式 Youtube が1時間を超える動画として視 聴数1位(3.9万人)を記録するなど、高 い広報効果も得られた。

○ 2023 年に策定したサステナビリティ方針の下、国際潮流や他援助機関・民間の動向把握、一般社団法人海外コンサルタンツ協会 (ECFA: Engineering and Consulting Firms Association) との合同勉強会等内外に向けた勉強会の開催等、生物多様性主流化を促進する取組を実施した。

○ 「中部アフリカ森林イニシアティブ (CAFI: Central African Forest Initiative)」に関し、2024年1月に受託金額を約4MUSDから9MUSDへと増額することが決定し、同追加資金のうち3MUSDを受領。その後事業を推進し、2024年11月の評価を経て適正な事業実施が認められ、2025年3月に残り資金となる2MUSDの支出が決定した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

自然環境保全分野においては、自然環境の減少・劣化の阻止、Nature-based Solutions (NbS:自然を活用した解決策)の一層の普及を通じて SDGs ターゲット13.2 (気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む)、14.2 (海洋・沿岸の生態系を回復させる)、15.1 (陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する)に貢献し、SDGs ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、SDGs ゴール14「海の豊かさを守ろう」、SDGs ゴール15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

自然環境保全のためには広域の事象を捉える必要があり、衛星画像等のリモートセンシング技術活用や GIS 活用に長年取り組まれているが、引き続きその精度改善等、技術的改善の余地がある。引き続き本邦関係研究機関 (JAXA、産業技術総合研究所、森林総研等) や本邦民間等と連携し、先進的技術の試行的導入による課題解決に取り組む。

No.4 ウ 環境管理

(1) 業務実績

プラスチック汚染条約策定に向 けた政府間交渉に貢献【①③】: プラスチ ック汚染に関する条約策定に向けた第 4 回政府間交渉委員会 (INC4) において、日 本政府が提出したナショナルステートメ ントに、廃棄物管理の支援手法として、機 構が策定しているクラスター事業戦略(環 境管理)で掲げる三段階アプローチが盛り 込まれた。想定する社会の状態と変化の道 筋を、第一段階(現状把握、問題構造の分 析、環境情報の公開)、第二段階(汚染対 策の検討と実施)、第三段階(汚染対策の 実効性強化、環境汚染の事前予防、社会全 体のグリーン化) に分け、段階的に充実・ 強化させていくアプローチであり、日本の 経験や機構のこれまでの知見・経験を基に したもの。そのほかにも、外務省依頼により、条約交渉の専門家作業部会同月タイ・バンコクで開催された「資金・技術支援等の実施手段に関する専門家会合」に機構職員が参加し、二国間協力の重要性等についてインプットを行うなど、日本政府の条約交渉を後押しした。

- プラスチック汚染に関する世界 初の研究成果【①②】:タイにおいて、九 州大学、タイのチュラロンコン大学と実施 している「東南アジア海域における海洋プ ラスチック汚染研究の拠点形成」(科学技 術協力) において、世界で初めて造礁サン ゴ礁の骨格に侵入した微細マイクロプラ スチック片の検出に成功した。本協力は、 海洋プラスチックに係る学術的センター (センターオブエクセレンス (COE)) を設 立し、同国チョンブリー県サタヒップ郡サ メーサン地域において実施するプラスチ ック量などに係る調査結果に基づき、政府 機関に対して政策提言などを行うもの。こ れらにより、東南アジア海域における海洋 プラスチックの持続可能なモニタリング・ 管理枠組みを確立し、海洋プラスチック削 減のための具体的な施策の提供に寄与す るものであり、日本政府が主導した G20 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の 実現にも貢献する。
- ◎ 安全ながれき処理を通じてウクライナの復興を支援【①②③】:ウクライナでは、2023 年にアスベストの使用が禁止されたばかりで、既存の住宅や建物の多くにアスベスト材が使用されている。戦争で倒壊した建物の撤去やがれきの分別作業は、作業現場のアスベスト対策が極めて重要であることから、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」(無償資金協力)において、アスベスト対策として、作業員の防護服や現場で使用する散水機やアスベスト検出器等の資機材も併せて調達するとともに、ウクライナ国「緊急復旧・復興プ

ロジェクト」により作業手順書や安全対策マニュアルを整備した。また、アスベストの危険性に関する啓発セミナーを開催するとともに、日本政府の補正予算事業によりがれき処理を支援している国際連合開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)と協働で、現場作業員向けトレーニングを実施した。

使用済み自動車のリサイクルを 促進【②③】:機構は、2024年8月にタイ 「使用済み自動車 (ELV) の適正管理に向 けた包括的制度構築プロジェクト」(技術 協力プロジェクト)を開始した。本プロジ エクトは、タイにおいて使用済み自動車が 適正に回収、リサイクル、処理、廃棄され るメカニズムと実施体制を策定するとと もに、パイロットプロジェクトの実施によ り実現可能性を検証することにより、使用 済み自動車の管理制度構築を支援するも の。本プロジェクトの実施に先立ち、新工 ネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO: New Energy and Industrial Technology Development Organization) と豊田通商傘 下のグリーンメタルズ社による実証事業 及び一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS: the Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships) による事業が実施されてお り、本プロジェクトはそれらの事業の成果 も受け継ぎ、使用済み自動車のリサイクル を促進する。

◎ 日本人の退避後も遠隔指導で技術協力プロジェクトの活動を継続【②③】: スーダンでは、2023年4月に国軍(SAF) と準軍事組織(RSF)の武力衝突が発生して以降、事務所員が国外に退避した状況が続いている。「スーダンのきれいな街プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、日本人専門家による遠隔指導の下、カウンターパートが地域住民と共にゴミの収集改善、処分場の運営改善、車両のワークシ ョップ改善の活動を継続し、2024年9月からは、住民からのゴミ収集料金の徴収も開始。パイロット地区での料金徴収率は60%に達しており、他国の事例と比較しても高い数値となっている。

- 産官学連携、都市間連携、企業参画、資金動員の促進・強化を目的とし、2025年2月に第4回 JCCI 国際セミナーを開催し、日本が推進する環境分野における重要課題(気候変動対策、プラスチック条約、循環経済等)について、環境省、地方自治体、国際機関、民間企業の協力も得て、現状の課題と取組を発信した。
- アフリカで初めて開催された国 際廃棄物協議会 (ISWA: International Solid Waste Association) の 2024 年総会 及び展示会や、カイロで開催された都市問 題を包括的に議論する国連人間居住計画 (UN-Habitat : United Nations Human Settlements Programme) 主催の国際会議 (World Urban Forum 19)、気候変動 COP29 において、機構の取組・成果を発信すると ともに、機構がアフリカ24か国、日本・ 環境省、横浜市、UN-Habitat、UNEPと協働 で設立した「アフリカのきれいな街プラッ トフォーム (ACCP: African Clean Cities Platform)」(現在アフリカ 47 か国、190 都 市加盟)へのパートナーシップ強化を促し た。
- ベトナム「バリアブンタウ省での環境に配慮したモデル工業団地促進プロジェクト」では、ベトナム・バリアブンタウ省において、ベトナムでのエコ工業団地への転換を推進していくため、先方政策実施に沿ったガイドラインの策定、またその手法としてスマートメーター等のDX技術を利用した環境管理技術の導入などの体制・能力強化を図り、低炭素への貢献と、再生可能エネルギー活用の投資にもつなげることを目指している。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

環境管理分野においては、JCCI やアフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)を通じて、都市の脱炭素・循環型社会の構築を多様な主体と連携して推進したほか、プラスチック条約交渉への支援、海洋プラスチックの学術調査、安全ながれき処理、使用済み自動車のリサイクル支援、遠隔による都市廃棄物管理支援など、幅広い分野での取組を実施した。これらを通じて、SDGs ターゲット11.6 (都市の環境影響の軽減)、12.5 (廃棄物削減・再利用)、13.2 (気候変動政策の統合)等に貢献し、ゴール11、12、13、14の達成に寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針 環境管理分野では、クラスター事業戦略に 基づき、制度・政策の整備やパイロット事 業を通じた汚染対策の強化を進めた。一 方、がれき処理や自動車リサイクルなど、 近年新たに取組を開始した分野では、制度 未整備や現地の対応体制の構築に課題が みられた。情勢が不安定な地域では専門家 の活動にも制約があった。今後は、段階的 な技術支援や遠隔指導のあり方をさらに 工夫し、カウンターパートの能力強化も継 続的に進めることで対応を図るとともに、 コベネフィット型事業やDX技術の活用を 進め、成果の拡大とSDGsとの相乗効果を 目指す。

No.4 エ 水資源・水供給

(1) 業務実績

◎ 国を超えた学び合いを促進【①② ③④】: 2025年2月に「第3回サブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラム」をウガンダ国家上下水道公社(NWSC)とともに開催。11か国から19の水道事業体や研修機関の幹部が参加したほか、アフリカ開発銀行等も参加した。クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の考え方に基づく学び合いの重要性やDXに関する取組を

機構から発表するとともに、参加者が自国 の取り組みを発表し、グループディスカッ ション等を通じて好事例の共有や意識改 革につながる学び合いを実施した。本フォ ーラムは、TICAD9 のプレイベントとして 開催したほか、日本政府による「熊本水イ ニシアティブ」(2022年4月)にも資する。 また、本フォーラム及びその直前に開催さ れたアフリカ水衛生協会の国際会議・展示 会には、横浜市及び本邦企業が参加。海外 協力隊出身者がウガンダに創設したスタ ートアップ企業の SUNDA 社が展開してい る DX を活用した手押しポンプの従量制料 金システムに対して、ルワンダの民間オペ レーターの組合が強い関心を示し、ルワン ダでの製品の展示に繋がるなど、ビジネス マッチングにより、本邦企業のアフリカ進 出を後押しすることとなった。このほかに も、2023年3月に開催した「第2回サブ サハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラ ム」の参加者を繋ぐ「U2U Exchange」とい う会合や、ケニア、ルワンダ、マラウイの 3か国による「無収水対策ベンチマーキン グワークショップ」、2023年8月に実施し た「第5回アジア地域上水道事業幹部フォ ーラム」のフォローアップ会合等、国を超 えた学び合いを促進する取組を実施した。

◎ ウクライナにおいて破壊された 水道施設の迅速な修復に貢献【①③】:ウクライナ「緊急復旧計画」(無償資金協力)、同「緊急復旧計画 (フェーズ2)」(無償資金協力)によって調達された給水車12台、水道修理用モバイルワークショップ車輛1台、バックホーローダー6台、ダンプトラック2台、水質分析器1台、修理用管材の引き渡しを実施した。これらの資機材は被害の大きい前線に近い都市に対して供与され、攻撃によって破壊された水道施設の迅速な修復に活用されている。

◎ 海水淡水化プラントにより 65 万 人に安全な水を安定的に供給【③】: チュ

ニジア「スファックス海水淡水化施設整備 事業」(円借款)で建設を支援していた海 水淡水化プラントが供用を開始。チュニジ ア第2の都市スファックスで、日量10万 m3 の安全な水道水を生産するものであ り、スファックス大都市圏の市民65万人 が裨益。頻発する断水に悩まされてきた市 民からは、「安心してシャワーを浴びるこ ともできるようになった」などの声が寄せ られている。また、同地域には、従来北部 の水源を導水して供給してきていたが、海 水淡水化プラントの完成により、導水量を 3割以下に削減することができ、代わりに 北部での給水量を増やすことにつながっ ているため、北部でも約50万人が裨益し ており、裨益人口の合計は100万人を超え る。乾燥地域に位置し、頻繁な干ばつが発 生しているチュニジアにおいては、気候変 動の影響により、地下水の塩水化や降雨の 不安定化も顕在化しており、降雨量の変動 とは関係なく安定的に供給可能な水源を 提供する本施設は、気候変動適応策として 大きな意義がある。

史上最大規模のコレラのアウト ブレイクに迅速に対応【③】: ザンビアで は 2023 年 10 月から史上最大規模と言わ れるコレラのアウトブレイクが発生し、半 年余りで感染者約2万3千人、死亡者数 約740人という被害があった。コレラの流 行を食い止めるためには安全な水の供給 が必要となることから、ザンビア「ルサカ 郡総合病院運営管理能力強化プロジェク ト」(技術協力プロジェクト)、同「感染症 対策のためのラボサーベイランス強化プ ロジェクト」(技術協力プロジェクト)、同 「下痢リスク可視化によるアフリカ都市 周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生 統計」(科学技術協力)と連携の上、感染 者が多数発生した首都ルサカの未計画居 住区を対象に、給水施設を整備するための 調査を開始した。隣国マラウイでも 2023 年にサイクロン「フレディ」がもたらした 洪水によって甚大な被害が発生する中、1 万人以上のコレラ感染者が発生。この事態に対応して、マラウイ「水系感染症及び洪水に強靭な水・衛生計画策定プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)を迅速に開始し、ガイドラインの策定、優先プロジェクトとその実施計画の策定などに着手した。

機構の支援を呼び水として他の 開発パートナーの資金動員【②③④】: パ キスタン第三の都市ファイサラバード市 を対象に、JICA の支援により「ファイサ ラバード市上下水道・排水マスタープラ ン」を 2019 年 2 月に策定。 2024 年 8 月 に、本計画の内容と機構の主催により事業 展開状況を説明するドナー会合を実施し た結果、ドイツ復興金融公庫(KfW)が同 マスタープランに基づく上水道分野での 支援を決定した。そのほか、同マスタープ ランに基づき、フランス開発庁(AFD)が 浄水場の建設に係る 106 百万ユーロの支 援を、デンマーク国際開発庁 (DANIDA) が 下水処理場建設を、アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank) が下水処理場の 建設支援を実施するなど、機構が策定を支 援したマスタープランを呼び水として多 数の開発資金の動員に繋がった。各援助機 関からは、「機構支援のマスタープランが あったことで情報量が豊富であり、迅速に 協力を決定することができた」と評価され ている。また、ヨルダン南部のマアン県に おいても、機構の技術協力プロジェクトと 無償資金協力が呼び水となり、欧州投資銀 行(EIB)が100万ドルの支援を決定し、 管路更新やメータ設置の支援を行うこと となった。

◎ デジタル技術を活用して水道事業体の経営改善に貢献【③】: クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の達成をデジタル技術の活用によって迅速化するため、デジタル技術活用状況のアセスメン

ト方法、水道事業の運営や経営に必要なデ ジタルソリューションなどを整理した「水 道事業体の発展段階を後押しするデジタ ル活用のための執務参考資料」を作成。そ の結果を踏まえて、2024 年度からバング ラデシュのチョットグラム上下水道公社 と、タンザニアのザンジバル水公社を対象 に、概念実証 (PoC) 支援を実施した。チ ョットグラムでは、メータ検針アプリ、無 収水削減ツール、水道事業経営ダッシュボ ードを導入し、試験運用を開始するととも に、デジタル化を進めるためのデータ戦略 を策定。ザンジバルにおいては、水道事業 全般に適用するデジタルプラットフォー ム及び地下水源の塩水化対策・水資源管理 のための GIS プラットフォームを導入。既 にシステムは稼働し、パイロット地区にお いて導入効果を検証中。ネパールでは、ス マートメーター500 個をポカラ市に設置 するとともに、料金請求・徴収を行うウェ ブアプリを構築し、デジタル技術を活用し た確実な料金徴収を開始した。

ソーシャル・スタートアップとの 連携により開発途上国の課題解決に貢献 【②③】: ウガンダでは、ウガンダ政府が JICA 海外協力隊の経験者が立ち上げた株 式会社 SUNDA Technology Global が開発 したデジタル技術を活用した手押しポン プ用の従量制料金徴収システムの導入を 進めており、その拡大実証を支援。過去に 無償資金協力にて整備した井戸群が所在 するウガンダ・ムベンデ県において同社の プリペイドシステムを活用したハンドポ ンプ井戸の維持管理枠組みの開発効果を 検証した。その結果、同社は2024年に2 度、外部からの資金調達を実現した。タイ では、タイ首都圏水道公社(MWA)からの 要望により、同公社が実施機関となって実 施する第三国研修において、水道配管網の AI 解析を行う Fracta Japan 株式会社を招 待し、老朽管解析の事例を紹介するなど、 東南アジアへの展開を支援した。中南米地 域では、公募で選定され、生物多様性の主流化をミッションに掲げる株式会社BIOME の初のグローバルサウス展開を支援。統合水資源管理分野の協力を展開しているボリビア・コチャバンバ県を対象として、生物多様性ホットスポットであるアンデス・アマゾン地域への事業展開を見据えた調査を2024年度に行った。同支援を通じ、同社は、100万人のユーザーを持つ同社アプリの多言語対応グローバルアプリを開発する意思決定を行うなど、グローバル展開を大きく進める機会となった。

技術協力の成果が水利組合法に 採用【③】: 2024年5月にイラク「水利組 合による持続的な灌漑用水管理プロジェ クト (ステージ 2)」(技術協力プロジェク ト)が終了。同プロジェクトは、対象地域 における水利組合 (Water Users Association: WUA) に対して、組織強化と 持続的な灌漑施設管理を目的とした参加 型灌漑事業計画の策定支援、及び同計画に 基づいた活動の実施支援を行うものであ り、WUA を通じて麦作にレーザー・ランド レベラーが導入され、節水栽培により増収 する等の成果が得られるなど、WUAの重要 性・有効性が示された。それらの成果を全 国の灌漑地区へ普及すべく、プロジェクト の終盤には、大規模灌漑地区への WUA の推 進を含む政策提言書が作成され、イラク政 府に提出した結果、同提言の概要が WUA 法 の改正時に反映された。

◎ 手洗い施設の建設・啓発活動により感染症の拡大を予防【②③】: 感染症の拡大を予防【②③】: 感染症の拡大を予防するためには、適切なタイミングと方法による手洗いが重要となるが、特に開発途上国では、設備が整っていないことが課題となっている。機構は、国際 NGOの WaterAid と協働し、ネパール、タンザニア、マダガスカルの3か国において、74か所の学校、45か所の保健施設を対象に、手洗い設備やトイレを建設したほか、石鹸

等を使用した適切な手洗いが慣習化するよう、300人以上の学校教員、22,000人以上の生徒に対して衛生啓発を実施した。その結果、エンドライン調査において、概ね90%以上の生徒やスタッフが、重要な場面での手洗いを励行していることが確認された。なお、WaterAidとは衛生啓発活動等で長年協力してきており、機構のこれまでの取組が評価され、WaterAidが施設の建設のため115万ドルの資金を負担することに繋がった

○ カンボジアでは「流域水資源利用 プロジェクト」(技術協力プロジェクト) を通じて、利用者による水利調整実現を目 指し流域管理委員会の設立を支援してき た。同成果を踏まえ、中央省庁、地方自治 体、農家水利組合等の水利用者が主体となって取組を進めるために、先進的な取組で ある日本の事例を学び、基礎的能力向上を 図るために国別研修「流域水資源利用」を 実施した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

水資源・水供給分野においては、統合水資源管理の推進や、水供給施設の整備、給水サービスの改善や水道事業体の経営の改善のための能力強化等を通じて、主にSDGs ターゲット 6.1 (安全な水の供給)、ターゲット 6.4 (水利用の効率化)、ターゲット 6.5 (統合水資源管理の推進)に貢献し、SDGs ゴール 6 「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

日本政府が2022年4月に発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後5年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、2022年8月に開催

された TICAD8 でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICA グローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。

その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナ、パレスチナ等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。

No. 4 オ 防災・災害復興

(1) 業務実績

スタンドバイ借款により頻発化 及び甚大化する自然災害の被害への迅速 な対応を促進【①③】:機構は、2024年10 月にフィジー「災害復旧スタンドバイ借款 (フェーズ 2)」(円借款) の L/A に調印し た。本事業は、災害リスクの高いフィジー において、事前防災投資・防災主流化に係 る政策アクションの実施を促進するとと もに、災害発生後の復旧時に一時的に増大 する資金ニーズに備えることにより、災害 発生後の迅速な復旧を図り、もって当国の 持続的な成長に寄与するもの。2016年に フィジーを横断した大型サイクロン「ウィ ンストン」は総額約6億米ドル(当時の国 家予算の約36%)、被災人口約54万人(人 口の約6割)の被害をもたらした。その後 もサイクロンが頻繁に発生し、その被害の 大きさも増幅している傾向にあることか ら、事前防災投資及び防災主流化に対する 協力として、「防災の主流化促進プロジェ クト」(技術協力プロジェクト) 等多数の 協力を実施している。これに加えて、本円 借款事業により、災害発生時に必要となる 資金ニーズに迅速に対応することが可能 となる。これら一連の事業はオファー型協 力として日本からフィジー政府に提案す る形で実施している。

日本の砂防技術により火山噴火 の被害を防止【②③】: インドネシアでは 火山噴火により多くの被害を受けてきて おり、1990年から2023年までの間に死者 1 千人超、被災者約 70 万人、経済被害額 約5.6億USドルに上る被害を受けてきて いる。機構は、2024年5月に、インドネ シア公共事業住宅大臣立ち合いの下、イン ドネシア水資源総局との間で火山砂防技 術センターへの協力に係る覚書を締結し た。同センターは、日本の協力のもと 1983 年に創設され、インドネシアにおける火山 砂防技術者の養成及び砂防技術の開発を 担っている。また、機構は、2024年12月 に砂防施設の修繕・整備や非構造物対策を 実施することにより、火山噴火による被害 からの復旧や災害リスクの削減を図る「火 山防災セクター・ローン」(円借款) の L/A を調印した。インドネシア政府は、同セン ターを他国への技術普及を含む砂防分野 の中核的研究・研修拠点に発展させたい考 えであり、同支援及び有償勘定技術支援を 通じ、覚書に基づき同構想を支援する。

日本の経験を基にトルコ南東部 を震源とする地震からの復興を支援【② ③】: 2023年2月に発生したトルコ南東部 を震源とする地震に対し、復旧・復興に係 る支援を進めた。トルコ、カフラマンマラ シュ自治体に対しては、復興計画の策定支 援を行い、その復興計画の内容がカフラマ ンマラシュの自治体戦略計画に反映され た。また、トルコの既存建築物の耐震化促 進のため、日本で活用されている外付け工 事による居ながら工法での耐震改修設計 が、選定されたパイロット校舎にて実施さ れた。今後、トルコ教育省により耐震改修 工事が予定されている。さらに、2025年1 月は阪神・淡路大震災から30年目の節目 であったことから、同年2月に関西国際大 学教授、機構職員等がトルコを訪問し、日 本の地震防災に関する経験を発信したほか、本邦メディアをトルコに派遣した結果、日本国内で機構によるトルコへの協力概要が報道された。

スタンドバイ契約により自然災 害後の被災状況の把握と復旧・復興支援策 の検討を早期に実施【③】:機構は、2024 年7月に「災害発生後の復興支援のための 迅速な調査業務(スタンドバイ契約)」を、 チーム派遣型で5社、単独型で7社56名 と締結。自然災害の発生時に備え、あらか じめ調査団の派遣契約を締結しておくこ とで、発災後、被災国において Build Back Better (より良い復興) を実現し、災害に 強い国・社会づくりの支援を早期に開始す るための準備を整えた。2024年12月17 日にバヌアツで発生した地震災害に対し ては、チーム派遣型で締結済みの5社から の簡易プロポーザルの評価を経て、発災後 10日で契約を締結。2025年1月5日に現 地調査を開始し、発災後約1か月半で先方 政府に対し被災状況の調査結果を報告す るとともに、日本政府との間で復旧・復興 支援策の具体的検討を開始した。スタンド バイ契約では、洪水、土砂災害、地震、海 岸災害、火山災害に対応すべく、各種専門 性を有したコンサルタントとの契約を締 結しており、今後も復旧・復興支援の迅速 な検討・立ち上げに対応することが可能と なっている。

◎ 継続した支援により事前防災投資を推進【③】:パキスタンは洪水、土砂災害、地震等の自然災害の多発国である。特に、洪水による経済被害への損失は顕著であり、直近の2022年のモンスーンによる大規模な洪水では、被災者3,300万人以上、死者数1,700万人以上、被害家屋約200万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊など合計152億ドルに及ぶ被害が生じた。機構は、洪水発生前から長年にわたり、個別専門家や技術協力などを通じて洪水

リスク削減に資する協力を実施してきて いたことから、洪水直後の災害後のニーズ 調査に参画。その後、パキスタン側の方針 にも整合させる形で、特に洪水による経済 損失が大きいインダス川流域に着目した 支援方針を Big Picture として定め、事前 防災投資に資する協力を展開。具体的に は、「災害対応技術協力」の第一号案件で ある「2022 年洪水を踏まえた効果的な堤 防管理のための能力強化プロジェクト」 (技術協力プロジェクト)により、インダ ス川に設置されている堤防の維持管理に 関する体制・能力強化を支援しているほ か、2024年12月には、インダス川上流に おける水文観測機器・データモニタリング システムの整備や流域の護岸施設の強度 を向上する無償資金協力「インダス川流域 における洪水管理強化計画」に係る G/A を 締結した。さらに、「サッカル市における 気象レーダー設置計画」(無償資金協力)、 「ムルタン市気象レーダー整備計画」(無 償資金協力) 及び「気象予報能力強化プロ ジェクト」(技術協力プロジェクト) も実 施している。加えて、過去の浸水被害を踏 まえ、床高に設計された災害に強い学校づ くりを支援する無償資金協力「シンド州洪 水被災地域における教育施設改修計画」も 実施中。これら一連の協力により、事前防 災投資に大きく貢献している。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

防災分野は、SDGs の複数ターゲットに貢献する横断的事項であり、仙台防災枠組の4つの優先行動を踏まえた協力を展開した。具体的には災害リスクの理解を通した防災教育や防災訓練を通して災害の負のスパイラルを予防することにより、SDGsターゲット1(貧困をなくそう)に貢献。また、災害に強いインフラの整備、災害リスクを削減するインフラの整備を通してターゲット1.5(災害脆弱性の軽減)、ターゲット11(住み続けられるまちづくりを)に貢献した。また、ターゲット13(気

	
候変動に具体的な対策を) について、気象	
観測能力の強化等に取り組み達成に貢献	
した。	
(3) 事業上の課題及び対応方針	
仙台防災枠組の達成まで残り 10 年となっ	
た。2020 年のターゲットに向けて防災計	
画策定を支援してきたが、防災計画に基づ	
く災害リスク削減に向けた事業の実施に	
困難が生じている。今後は具体的な事業の	
実施促進をより強化し、2030 年のターゲ	
ット達成に向けて、引き続き防災投資の促	
進に係る事業の実施を継続・強化する。ま	
た、実施能力の強化、関係機関の連携強化	
を通した防災の主流化に力を入れて取り	
組んでいく。	

4. その他参考情報

特になし。

(別添)中期目標、中期計画、年度計画		
	中期目標	中期計画	年度計画
	中期目標: 3. (4)	中期計画: 2. (1) ④	年度計画
	中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
	(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参		
	照。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
No. 5	地域の重点取組											
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、G7 広島サミット、日	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条									
	ASEAN 包括的連結性イニシアティブ、日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジ	条文など)										
	ョン・ステートメント、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル											
	難民フォーラム、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チ											
	ュニス宣言、PALM9、PALM10の公約、日本・ブラジル・グリーンパートナー											
	シップイニシアティブ(日伯 GPI)											
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、									
*		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098									

^{*} 重要度の設定理由は項目 No. 1 から No. 5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (予算額/支出額 (百万円)) **						
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 5-2】JICA 国別分析								東南アジア・大洋州	37, 586/	27, 148/			
ペーパー及び事業計画作業	700 /th	1.40 /th	151/4	1.45 /44	1.40 /th	/14	/14		26, 412	27, 351	26, 550/		
用ペーパーの新規策定・改	700件	140 件	151 件	145 件	149 件	件	件				27, 044		
定数													
								東・中央アジア、コー	6,059/	5,636/	4, 443/		
								カサス	5, 552	5, 909	6, 459		
								南アジア	18, 247/	13, 093/	12, 324/		
									12, 112	14, 294	15, 434		
								中南米・カリブ	10, 359/	8, 108/	7,699/		
									8, 214	8, 626	8, 391		
								アフリカ	52, 470/	35, 738/	37, 169/		
									33, 342	39, 790	39, 637		
								中東・欧州	18, 330/	22, 782/	13, 062/		
									9, 435	13, 894	18, 896		
								全世界・その他	10, 513/	8,570/	7, 312/		
									7, 503	7, 957	7, 584		

^{*}項目 No. 1~No. 4 に区分されない一部の支出額が項目 No. 5 に含まれることから、No. 1~4 の支出額合計と No. 5 の支出額合計は合致しない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標

<主な定量的指標>

(定量的指標及び実績は2.①参照)

<その他の指標>

【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づ け、及び我が国の地域別公約・政策等を踏ま えた開発協力の促進状況

法人の業務実績・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

No.5 ア 東南アジア・大洋州地域

- (1) 業務実績
- 機構のミンダナオ和平への支援 をフィリピン政府が最大級に評価【④】: バンサモロ包括和平合意 (CAB) 署名 10 周年の重要な節目の年として、CAB 署名 10 周年記念シンポジウムを東京にて開 催。フィリピン政府・バンサモロ暫定自 治政府双方の高官が、和平合意までの道 のりを振り返り、バンサモロ・ムスリ ム・ミンダナオ自治地域の平和・安定の 継続と開発・発展に向けた課題等につい て議論した。参加したフィリピン政府和 平・和解・統合担当大統領顧問から「日 本はノーベル平和賞以上の貢献をした」 と評価された。
- \bigcirc ット (PALM10) における日本政府の公約 に貢献【①③】: 2021年7月に実施され 公約(3年間で日本全体で5,500人以上 の人材育成・交流) に関し、機構は約半 分を占める総計 2,665 人の人材育成及び 人材交流を実施。また、2024年7月に行 われた第10回太平洋・島サミット

(PALM10) でコミットされた 6.500 人以 上の人的交流・人材育成についても機構 は研修員受入や専門家派遣等を通じて一 定数の貢献を果たした。さらに、PALM10 「共同行動計画」策定に際し、関係省庁 による協力の多くで機構の協力実績が下 支えとなるなど、オールジャパンによる 協力に大きく貢献した。加えて、PALM10 首脳等(全ての ODA 対象国) と面談を実 施し、両国の信頼関係強化に貢献。その ほか、JICA海外協力隊経験者の人的交流

自己評価

<評定と根拠>

評定: A

評価指標の目標水準を上回る成果を上げていること に加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人 の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣 決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の 基準について」(平成27年3月外務省)に掲げられ た質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業 年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が 得られていると認められるため。

<課題と対応>

(1) 前年度評価時指摘事項

東南アジアでは、日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首 脳会議で採用された成果文書を踏まえた機構内外関 係者との連携を含めた協力の強化及び対外発信に期 待する。

太平洋島しょ国は、「2050年戦略」及び「2050年戦 第10回太平洋・島サミ 略 実施計画との整合性を保つ形で二国間及び太平 洋地域機構評議会(CROP)関連機関を通じた地域枠 組みに基づく協力に期待する。

た第9回太平洋・島サミット(PALM9)の 東・中央アジア及びコーカサス地域は、民間主導の 経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性 強化、高度人材育成等の取組を通じ効果的な開発事 業の実施を期待する。

> | 南アジア地域では、各国の選挙結果及びスリランカ やパキスタン等のマクロ経済状況を注視し、日本政 府や他ドナー等と連携した協力の実施を期待する。 また、インド、バングラデシュ等大口の円借款供与 国がある中、事業費が借款供与時と比較して大きく 上振れする事例に対して、各国に対する与信の規模 感も踏まえた適切に案件形成を期待する。

中南米地域では、主要な開発課題・テーマである防 災・環境分野、気候変動・GX(特にグリーン水素)、 デジタル・科学技術の活用、移民・難民対応、格差 の機を捉え、機構理事長が14か国の各国 | 是正に寄与する事業の積極的な推進を期待する。ま た、中南米・日系社会を開発パートナーと位置付け た案件形成を期待する。加えて、2024 年度の日本・ カリブ交流年に向けた案件を積極的に形成する。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

定量指標1項目の達成度が目標値の100%以上となっているが、年度計画において予 定されていた取組を着実に実施するとともに、以下のとおり日本政府の公約・政策 実現に大きく貢献するものを始め多岐の案件にわたって定性的に高い成果が得られ ており、かつ、重要度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を上 回る顕著な成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。

(定量的指標)

【指標 5-2】において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達 成している。

(定性的実績)

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・フィリピンにおいて、バンサモロ包括和平合意 (CAB) 署名 10 周年という節目 に、比政府およびバンサモロ暫定自治政府の要人を招いたシンポジウムを東京で開 催し、和平プロセスの成果と今後の展望を共有したことは、我が国の平和構築支援 の蓄積と信頼の証左として高く評価される。 とりわけ、比政府高官から「ノーベル 平和賞以上の貢献」との言及がなされたことは、我が国の取組が国際的にも極めて 高い評価を受けていることを示すものであり、今後の平和構築分野における我が国 のプレゼンス強化にも資する成果である。【④】
- ・第9回および第10回太平洋・島サミット(PALM)における日本政府の人的交流・ 人材育成に関する国際公約の達成・推進に向け、機構は研修員受入や専門家派遣等 を通じて一定の貢献を果たした。 また、PALM10の開催に際しては、各国首脳級と の面談や人的交流イベント等を通じて、太平洋島嶼国との信頼醸成や連携強化に寄 与しており、オールジャパンの取組を現場レベルで支える好事例として評価され る。【①③】
- ・カンボジアにおいて、シハヌークビル港における長年の協力の成果として、既存 ターミナルの改修完工に際し、フン・マネット首相から日本の協力に対する謝意と 期待が表明されたことは、我が国の対カンボジア協力の信頼性と継続性を示すもの として高く評価される。 本港は首脳会談でも言及される戦略的拠点であり、官民連 携による継続的な支援を通じて、地域の中核港としての機能強化と両国間の象徴的 協力の深化に資する取組として位置づけられる。【①②④】

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

・モンゴルとの円借款協力を通じて形成された大学間共同研究の成果を、日本国内 の企業・大学等に対して発信し、産学連携の深化や共創機会の創出に繋げた点は、 我が国の国際協力の成果を国内に環流させる好事例として評価される。 とりわけ、 「モンゴル日本共同研究・産学連携セミナー」を契機として計9件のMOUが締結さ

やサイドイベント「人材育成を通した大 洋州と日本のキズナ」を開催する等、日 本と太平洋島嶼国双方の信頼や今後の期 待を対外に発信する取組を行った。

 \bigcirc フィリピンの気候変動対策の実 現を支援することにより日本政府が推進 するアジア・ゼロエミッション共同体や アジア・エネルギー・トランジション・ イニシアティブの実現にも貢献【①②】: 変動対策プログラム・サブプログラム 2 (円借款) の L/A に調印。本事業の実 施により、同国の政策・制度面、適応 策、緩和策の観点から、主要セクターの 温室効果ガスを37%削減するための行動 を定めた包括的な計画 (NDC 実施計画) の実施等を通じて、気候変動対策の実現 に貢献するほか、NDC 目標に関する政策 の実施改善等といった成果が期待され る。また、本取組は、アジア・ゼロエミ ッション共同体 (AZEC: Asia Zero Emission Community) やアジア・エネル ギー・トランジション・イニシアティブ にも貢献するものであり、日本の政策実 現に貢献する。さらに、本邦企業との対 話も踏まえ、気候変動対策の体制強化や 強靭性の強化、炭素社会の実現に向けた 実施体制の強化等を支援する ADB やフラ ンス開発庁(AFD)と連携することによ り、フィリピンにおける農林業での適応 策の推進、再生可能エネルギーの供給と いった成果も期待される。

日本における適切な外国人材の 受入を現地から支援し当初目標を超える 成果【①②③④⑤】: 日本において、外国 人労働者の権利を守り、労働環境・生活 環境を改善することが課題となる中、こ こ数年で最も増加率が高いインドネシア において、「外国人材受入・創出促進アド 流基金と連携した日本語能力向上に向け

アフリカ地域では、アフリカ連合委員会が掲げる AU 大陸アジェンダへの協力を AU 関連機関と進めること で、TICAD8 における公約の着実な達成に貢献し、域 内における日本・機構のプレゼンスの向上に貢献す る取組を期待する。また、日本企業や他ドナー等と の連携事業の追求や外部資金の動員を通じた取組を 期待する。

中東地域では、各国情勢の情報収集と分析、事業計 画の策定を進めるとともに、本邦研修、第三国研 修、他ドナーや国際機関との連携等を効果的に組み 機構は2025年3月に、フィリピン「気候 | 合わせた支援展開、各種援助手法を柔軟に活用した 機動的な対応を期待する。パレスチナについては、 復旧・復興フェーズに移行するタイミングに備えた 国際機関、他援助機関などとの密な連携、支援内容 の準備を期待する。

> 欧州地域においても、機構の各種援助手法を活用し つつ、ウクライナ事務所を通じて他援助機関と協働 体制を構築しながら、平時の対応によらない、柔軟 かつ迅速な取組を期待する。

(2) 対応

東南アジアでは、日 ASEAN 包括的連結性イニシアテ ィブ、日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議で採 用された日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョ ン・ステートメント及びその実施計画に基づき、官 民のパートナーと連携しつつ FOIP の実現及び東南ア ジアとの関係強化に資する協力や、地域の連結性強 化に貢献する事業の実施や新規案件形成に取り組む とともに、メディアによる報道、組織内外の媒体を 通じた発信を行った。新たなパートナーとの共創と して、開発協力の担い手として台頭する ASEAN 諸国 (インドネシア、マレーシア、シンガポール、タ イ) の開発協力機関の代表者を機構本部に招へい し、初めて一堂に会するラウンドテーブル会合を開 催した。

大洋州地域では、2024年7月のPALM10を通じ、 「2050 年戦略」及び「2050 年戦略」の実施計画との |整合性を保つ形で策定された「共同行動計画」関 し、関係省庁との協力・連携等も含めて大きく貢献 した。また、「太平洋の気候変動に対する強靭性向上 のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロ バイザー」(技術協力) の派遣や、国際交 | ジェクト」(技術協力プロジェクト) では、太平洋地 域機構評議会(CROP)である太平洋地域環境計画

れ、研究・産業両面での持続的な連携基盤が構築され、研究・産業両面での継続的 な連携の促進が期待される。【②⑤】

ウ 南アジア地域

- ・バングラデシュの主要河川であるジャムナ川において、全長約 5km の鉄道専用橋 を整備し、2025年3月に正式開業に至ったことは、同国の鉄道輸送効率化と地域の 連結性強化に大きく貢献する取組として評価される。 とりわけ、温室効果ガス排出 削減や、今後の「ジョイデプール・イシュルディ間鉄道複線化事業」との連携を通 じて、バングラデシュとインドを結ぶ広域輸送ネットワークの強化に資する点は、 我が国の質の高いインフラ協力の成果として意義深い。【①③】
- ・気候変動の影響を強く受けるバングラデシュのハオール地域において、洪水対策 施設の整備や農漁業振興等を通じて、約72,000世帯の生計向上に寄与した「ハオー ル地域洪水対策・生計向上事業」は、気候変動適応と地域開発を両立させた優良事 例として高く評価される。 とりわけ、米収量の約1.4倍増、漁獲高の約1.6倍増、 家計所得の約2倍増といった定量的成果に加え、バングラデシュ政府による国際会 議での発信や ADB 事業への設計展開など、他機関・他国への波及効果も顕著であ り、我が国の防災・気候変動分野における協力の質の高さを示す取組である。

(34)

- ・ネパール国内外における平和構築、貧困削減、教育・持続可能な開発への貢献が 高く評価され、機構が「Dr. Dilli Raman Regmi 国際平和賞」を受賞したことは、 我が国の国際協力の質の高さと信頼性を示す顕著な成果として評価される。ネルソ ン・マンデラ氏やマハトマ・ガンディ氏らも受賞した同賞において、二国間の開発 援助機関として初の受賞となったことは、機構の取組が国際的にも極めて高い評価 を受けていることを示すものである。【③④】
- ・日印両政府が最重要産業政策として位置づける半導体サプライチェーンの強靱化 に向け、機構が人材育成分野を中心に協力の可能性を模索し、インド日本商工会の 半導体委員会の事務局の一員として日印間の意見交換・ネットワーキングを促進し ている点は、我が国の政策的取組を現場レベルで支える意義ある貢献として評価さ れる。日本政府や関係機関との連携のもと、今後の具体的な協力形成に向けた日本 側アクターの発掘を進めていることも、日印間の戦略的パートナーシップの深化に 資する取組として評価される。【①②】

エ 中南米・カリブ地域

- ・エルサルバドル東部の中核都市サンミゲル市において、慢性的な交通渋滞の解消 と域内物流の効率化を目的とした国内最大規模の道路建設事業の完工は、我が国の インフラ協力の実効性を示す取組として高く評価される。 とりわけ、通過時間の約 3分の1への短縮や1日約4万台の交通量見込みといった定量的成果に加え、ブケ レ大統領による謝意表明や「日・中南米連結性強化構想」との整合性も含め、地域 開発と外交関係の深化に資する意義ある協力である。【③④】
- ・エクアドルにおいて、「マナビ県における博物館免震機材整備計画」を通じ、日本 の防災技術を活用した免震構造展示機材が整備されたことは、文化財の災害脆弱性 の低減と「Build Back Better」の理念の体現として高く評価される。 とりわけ、 同国初の免震展示機材の導入が国家的マイルストーンとして位置づけられ、ノボア

た取組等、日本に派遣する労働者の質の 向上と裾野拡大に向けた支援を展開し た。また、2024年9月5日にインドネシ ア労働省と機構の共催により「インドネ シア・日本人材フォーラム 2024 | を開催 し、日本側は出入国在留管理庁長官を筆 頭に6省庁・機関、インドネシア側は労 働大臣を筆頭に8省庁・政府機関が参加 したほか、多くの民間企業や自治体等が 参加。参加者はオンラインを含め計340 名となった。これらの取組による成果を 踏まえ、インドネシア労働大臣からは、 現状の特定技能送出実績は当初設定した り、より高い目標(5年間で約25万人規 模)を設定したい意向が示された。

インドネシア初となる PPP 廃棄 臣及び日本の環境大臣が立ち合いの下、 西ジャワ州政府とPT Jabar Environment Solution 社(住友商事・日立造船等が出 資)との間で「レゴックナンカ廃棄物発 電 PPP 事業」に係る PPP 事業契約が締結 された。インドネシアでは初となる PPP 廃棄物発電事業となる。機構は、日本の 環境省や国際金融公社 (IFC) と共に、西 ジャワ州政府に対して事業組成・入札補 助に係る支援を実施しており、同支援に より本事業の組成に貢献した。同事業 は、西ジャワ州バンドン周辺6市県から 収集したごみ約 2,000t/日を民間事業者 が建設・運営する廃棄物発電所で焼却・ 発電し、再生可能エネルギーとして利用 するもの。発電された電力は、バイオマ ス発電として固定価格で国営電力会社に 売電される計画であり、これらを通じて インドネシア政府が目標としている 2060 年のカーボン・ニュートラルの実現に貢 献する。

(SPREP)、太平洋気候変動センター (PCCC) と連携 し、域内の気候変動対策の実施促進に貢献した。 東・中央アジア及びコーカサス地域では、民間資金 の投入を拡大しながらビジネスマッチングイベント 等を開催するなど、民間主導の経済活動の活性化及 び産業の多角化を促進した。また、カスピ海ルート におけるスムーズな国境税関を実現するための研修 などで連結性強化にも貢献した。高度人材育成につ いては、工学系高等教育事業の広域拡大準備や、科 学技術機関の連携を促進するプラットフォーム構築 など、さまざまなアプローチにより開発事業を効果 的に実施した。

南アジアの複数の国における選挙結果や政権交代の 「5年間10万人」の目標を既に超えてお |動きを踏まえ、機構役員による対応を含め、先方政 府関係者との協議を積極的に行いつつ協力案件の形 成・実施を進めた。特に、バングラデシュの暫定政 権の発足に対しては、日本政府の対バングラデシュ の外交方針に大きな変更がないことを確認の上、公 物発電事業の組成に貢献【①②④】: 2024 | 務員制度、司法分野、地方行政等の改革委員会に専 年 6 月にインドネシア海洋・投資調整大 │ 門家等を通じて暫定政権が進める改革へのインプッ トを行いつつ、暫定政権が重視する政策に合致した 案件形成に努めた。また、マクロ経済状況に関して は、スリランカの公的債権国会合において共同議長 を務める日本政府と密に相談し、議論が円滑に進む よう貢献したほか、債務状況の悪化が懸念されたモ ルディブに対し、債務危機を回避できるよう他援助 機関と協調して働きかけたことに加え、専門家等に よる支援を行うなど対応を行った。大口の円借款供 与国であるインド、バングラデシュの与信規模感に ついては、引き続き関係省庁と密に議論しながら案 件形成していく。

> 中南米地域においては、早い段階から案件形成の方 向性を本部及び海外拠点で共有し、重点とするJICA グローバル・アジェンダに沿った新規案件の形成に 努めた。首脳外交の機会を活用し、「日伯 GPI」や 「日本・パラグアイ宇宙協力プログラム」の立ち上 げを推進するとともに、それらに貢献する具体的な 協力案件の形成を進めた。後者については、日系社 会(アスンシオン大学教授の日系人)とも連携して 進めている。また、カリブ地域においては、水資源 分野の基礎調査結果を踏まえた技術協力案件の形成 を行うとともに地域の課題となっているサルガッサ ムへの取り組みについて、民間企業による現地調査

大統領をはじめとする政府要人からの高い評価と謝意が表明されたことは、我が国 の技術協力が国際的に信頼され、発信力を有することを示す成果である。【③④】

オ アフリカ地域

- ・2024 年度において、マダガスカルにおけるオファー型協力の活用に向けて、機構 が中心的な役割を果たした点は、我が国の新たな開発協力方針の具体化に資する取 組として高く評価される。【①③】
- ・2025年8月に開催予定のTICAD9に向け、2024年度において機構が外務省と連携 し、新たなアフリカ開発イニシアティブや数値目標案の提示、政策文書案の継続的 な提出等を通じて、「日本の取組」の検討・議論に貢献した点は、我が国の対アフリ カ政策形成を支える実務的貢献として高く評価される。 また、2024 年 8 月の TICAD 閣僚会合においては、経済セッションの共催や「アフリカー日本ユースドライブ」、 「模擬アフリカ連合」等の若者関連イベントの開催を通じて、スタートアップ支援 や次世代との共創に関する議論を主導し、成果文書「合同コミュニケ」の採択にも 寄与した点は、我が国の国際的発信力と多層的な外交の深化を示す好事例である。 (1)(2)(3)(4)
- ・TICAD7 で掲げられた「6年間で3,000人の産業人材育成」という ABE イニシアテ ィブ3.0のコミットメントが、達成期限を1年前倒しで達成されたことは、我が国 の対アフリカ協力の実効性と信頼性を示す成果として高く評価される。ABE 生を活 用する企業からの高い評価も含め、我が国の人材協力の推進において一定の意義を 有すると考えられる。【①②③④】
- ・ガーナにおける「第二次テマ交差点改良計画」の完工・開通式が実施され、同国 大統領をはじめとする政府要人が出席し、国営放送で生中継されるなど、現地で広 く注目を集めた点は、我が国のインフラ協力の実効性と外交的プレゼンスを示す成 果として高く評価される。 とりわけ、通行時間の大幅短縮、貨物・旅客量の約2倍 増加見込みに加え、西アフリカ成長リング構想との整合性や、本邦技術の活用によ る構造物の長寿命化・維持管理コストの低減といった波及効果は、地域の連結性強 化と質の高いインフラ協力の好事例として評価できる。【①③④】
- ・セネガル日本職業訓練校(CFPT)に対する 40 年にわたる協力が現地政府から高く 評価され、同年10月に開催された設立40周年記念式典にはソンコ首相をはじめと する政府要人が出席したことは、我が国の人材育成支援の継続性と信頼性を示す成 果として高く評価される。 とりわけ、これまでに7,000人以上の国内人材を育成 し、他のアフリカ 19 か国からも累計 1,037 名の研修員を受け入れるなど、域内の職 業訓練分野における中核的拠点としての役割を果たしてきた点は、我が国の協力が 地域全体に波及する好事例である。【③④】

カ 中東・欧州地域

・「緊急復旧計画フェーズ2・3」等を通じてウクライナに対して総額200億円超の 支援を実施し、地雷除去機の供与や電力設備の復旧支援等により、同国の復旧・復 興に貢献した点は、我が国の知見・技術を活かした国際協力の好事例として高く評 価される。とりわけ、地雷除去機の供与やカンボジアとの連携による地雷対策支 援、ウクライナ避難民に対する日本国内での研修・インターン支援の実施は、復興 人材の育成と国際的信頼の醸成に資する取組である。【②③④】

0 国際空港の拡張等により連結性 の強化と本邦企業の円滑な運営に貢献

【①③⑤】:機構は、2024年10月にラオ 償資金協力)のG/Aを締結した。本案件 は、ビエンチャン国際空港において早期 に対応が必要となる旅客ターミナルビル の拡張と誘導路及びエプロンの舗装改修 等を行うものであり、本空港の利便性と 安全性の向上を図り、ラオスの海外との 連結性強化に貢献することが期待され る。また、本邦企業 (L-JATS) が同空港 の国際線の運営を受注しており、同企業 による効率的な運営にも貢献する。な お、議長国であるラオスで行われた第27 回日・ASEAN 首脳会議において、石破総 理大臣から、本案件が、同会議のテーマ 「連結性と強靭性の強化」を日本として 力強く後押しするものである旨、スピー チより述べられた。

ターミナル改修事業をカンボジ アの首相が評価【①②④】: 2024年9月 にフン・マネット首相立ち合いのもと、 既存ターミナルの改修完工に関する式典 が開催され、日本の協力への謝辞と期待 が述べられた。シハヌークビル港は日・ カンボジア首脳会談において言及される 代から有償資金協力、無償資金協力、技 術協力等の様々なスキームを活用し長年 にわたり協力してきた。その結果とし て、先方の首脳レベルからも高い評価を 得るに至っており、地域の中核港として の機能強化が期待されている。取扱コン テナ量も年々増加し、2024年は、史上最 大量に至った。実施中の「シハヌークビ ル港新コンテナターミナル整備事業」に おいては、十木工事を本邦企業が受注し ているほか、港湾運営を担うシハヌーク ビル港湾公社株式の一部を本邦企業が保 有しているなど、同港に対する協力は官

を実施し、今後の提案型事業につながる布石に取り 組んだ。

アフリカ地域では、2024年11月にAU本部におい ス「ビエンチャン国際空港整備計画」(無 | て、各国代表の前での AUDA-NEPAD と連携した OSBP (One Stop Border Post) 状況報告書を発表するな ど、アフリカ・インフラ開発プログラム (PIDA) や OSBP の取組を推進し、TICAD8 の公約である連結性・ 質の高いインフラ投資に貢献した。また、AfCFTA事 務局との連携等による 2024 年 7 月の AIDA-AfCFTA イ ンパクトアセスメントガイドブック策定や同事務局 員への研修を通して、公約の AfCFTA 実施促進・ビジ ネス環境改善に貢献した。さらに、AUDA-NEPAD 連携 によるアフリカ・カイゼン・イニシアティブ協力に て、2024年10月にはチュニジアにてカイゼン年次総 会を開催するなど、産業人材の育成に貢献した。他 援助機関との連携としては、タンザニアで機構が長 年実施してきた農業協力の更なる成果拡大に向け て、世銀や AfDB と連携して成果連動型借款の第1号 案件形成に取り組んだ。また、南アフリカ共和国で 初めての海外投融資案件として、再生可能エネルギ 一事業を中心としたインフラ事業等に民間企業との 協調融資を行った。同国の脱酸素化に貢献するとと もに日本企業の同分野への進出に寄与することが期 待される。

中東地域では、ヨルダンやエジプトにおいて、パレ スチナ、イエメン、イラク、アフリカ諸国に対する 第三国研修を実施し、電力やガバナンス分野の人材 育成に貢献した。また、復興が必要な国々への支援 政策上重要な港湾であり、機構は1990年 | に向けて、連携に関する意見交換を湾岸諸国と継続 している。パレスチナに対しては、現地に対する医 薬品や食料品など人々の生活に不可欠な物資供与を NGO や国際機関と連携して支援している。さらに、緊 急時及び復旧・復興後の支援について、世界銀行、 世界保健機関等の国際機関との協議を継続してい

> ウクライナに対しては、復旧プロセスに必要な地雷 対策・不発弾処理対策やがれき処理、電力設備復旧 について、機材供与やウクライナ政府関係者の日本 や第三国における研修を通じた能力強化に貢献し た。特にがれき処理に関し、2025年2月、JICAは UNDPと連携し、がれき処理に伴うアスベストの取扱 いについて、自治体を対象とした合同研修を首都キ ーウで実施した。また、帰国困難となったウクライ

・パレスチナのガザ地区およびヨルダン川西岸地区に対し、食料キットの搬入やホ ットミールの提供、栄養指導、インフラ資機材の供与等を通じた人道支援を実施し た点は、厳しい治安・物流環境下における我が国の迅速かつ柔軟な対応として高く 評価される。 とりわけ、エジプト赤新月社へのフォークリフト供与や、現地帰国研 修員同窓会との連携による配布・ポリオキャンペーン支援など、多様な主体との協 働を通じて支援の実効性を高めた点は、我が国の人道支援の信頼性と国際的な存在 感を示す取組である。【②③】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域においては、急速に変化する開発ニーズや地政学的環境を踏まえ、 日 ASEAN 間のビジョンと実施計画との整合性を確保しつつ、信頼の構築と共創の推 進を意識した協力の展開が求められる。また、多様な関係主体との連携強化によ り、対外発信を含めた戦略的な関与を図ることが重要である。あわせて、太平洋島 嶼国に対しては、2024年7月のPALM10の結果を踏まえ、「2050年戦略」との整合性 を保ちながら、島嶼国特有のぜい弱性や喫緊の課題に対応する二国間および地域枠 組みに基づく協力を着実に推進していくことを期待したい。

イ 東・中央アジア地域

東・中央アジア及びコーカサス地域の一部の国においては、対外債務問題や財政赤 字といった経済的課題等、社会経済の不安定化が続いており、自立的で安定した社 会経済基盤の構築に向けた支援の重要性が一層高まっている。今後は、こうした情 勢を的確に捉えつつ、民間主導の経済活性化や産業の多角化、域内外の連結性の強 化、高度人材育成等の分野において、実効性の高い取組を戦略的に展開していくこ とを期待したい。

ウ 南アジア地域

南アジア地域では、厳しいマクロ経済状況や政権移行期に伴う不確実性など多様な 課題が顕在化している。こうした状況を踏まえ、相手国のニーズや改革の方向性を 的確に捉えつつ、日本政府の方針や国際的議論も踏まえた戦略的な協力が求められ る。引き続き、各国の財政状況や返済能力などを的確に見極めたうえで、円借款の 案件形成を進めるとともに、他ドナー等との連携を通じて、持続可能で包摂的な発 展への貢献を強化していくことを期待したい。

工 中南米地域

中南米地域の一部の国においては、国際政治情勢の変動や国政選挙の影響により、 要請の発出や国際約束・合意文書の承認手続きが長期化し、案件形成や実施の円滑 な推進に支障が生じている。こうした状況を踏まえ、相手国政府との継続的な対話 に加え、外務省や在外公館、さらには在京大使館とも連携のうえ、相手国の内部手 続きの迅速化を促す取組を強化していくことを期待したい。

オ アフリカ地域

的な協力となっている。

- 東ティモールの ASEAN 加盟を促 進【①③】: 2023 年 12 月に行われた日・ | 実施した。 東ティモール首脳会談及び「日本国と東 ティモール民主共和国による共同プレス ステートメント」において、日本が東テ ィモールの ASEAN 加盟を支援する旨が掲 げられており、機構は加盟のための支援 を展開。「ASEAN 加盟に向けた調整及びモ ニタリング能力強化プロジェクト」(技術 協力プロジェクト) において、ASEAN 加 盟に必要な92のASEAN 関連条約の批准に 向けた支援や東ティモールの公務員の ASEAN 事務局でのインターン、ASEAN 加盟 に向けた東ティモールの取組状況のモニ タリング、ASEAN 加盟を支援する他援助 機関・関連省庁との連携・調整支援等を 実施した。
- 台風「ヤギ」に対する緊急援 助・復興支援が先方政府から高く評価 【③④】: 2024年9月に発生した台風 「ヤギ」の被害を受けたベトナム及びラ オスにおいて、迅速な緊急援助を実施し たほか、復興支援を迅速に実施し、両国 政府から高く評価された。
- ベトナムにおいては、緊急援助 物資の引渡式を実施し、NHK 全国ニュー スでも報道されるなど、日越メディアに 多く露出し、イエンバイ省からも感謝状 を受領した。また同国に派遣中の専門家 「防災アドバイザー」が国連常駐調整官 事務所 (UNRCO) 及びベトナム農業農村開 発省・堤防管理防災局等により実施され た Joint Rapid Assessment 及び国連機関 が中心となって実施されたニーズ評価

(Multi Sector Assessment) に参画した ほか、実施中の「ベトナム北部山岳地域 のフラッシュフラッドと地滑りによる被 害の対処・最小化のための能力強化プロ ジェクト」(技術協力プロジェクト) にお

民一体で推進されており、両国間の象徴 | ナ避難民の日本での自立支援及び将来の帰国後の同 | 国の復興と発展のため、寄附金による研修プログラ ムの提供や、ウクライナでのビジネスに関心を寄せ | る日本企業 13 社とのジョブ・マッチングイベントを

TICAD8 で表明された公約の着実なフォローアップに加え、TICAD9 に向けても、機構 の知見やネットワークを活かした貢献を一層強化していくことが期待される。ま た、日本企業や他ドナー等との連携強化や外部資金の活用を通じ、我が国のプレゼ ンスの向上と持続可能な開発への貢献が求められる。

カ 中東・欧州地域

中東・欧州地域における治安悪化や支援ニーズの多様化に対応するため、第三国研 修や他援助機関との連携などを通じた柔軟な実施体制の構築が求められる。また、 周辺国や地域枠組みとの協調により、支援の質と持続性を高めていくことを期待し たい。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等) 特になし。

いて、技術協力プロジェクト対象地域で 策定を支援している土砂災害軽減計画の 被災地への展開や、被災地の観測・リス ク評価及び対策案の策定支援を実施し た。さらに、同技術協力の中で、土砂災 害リスク軽減に資するベトナム初の砂防 ダムをソンラ省にて 2024 年 9 月から建設 している。

- ・ ラオスでは、甚大な被害を受け た北部地域を中心に、教育分野にも深刻 な影響があり、多くの学校が再開できて いない状況を踏まえ、教育スポーツ省の 要請のもと、オーストラリアや国際連合 児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)等と連携し、機構が開 発した算数教科書や教員指導書の印刷・ 配布を支援し、教育スポーツ省含め、児 童・教員、ラオス関係者から大変歓迎さ れた。
- ◎ パプアニューギニア政府が機構の支援に対する感謝広告を掲載【④】: 2024年はパプアニューギニアに対する 0DA50 周年にあたり、10 月に日本大使館、パプアニューギニア政府と機構の共催で50 周年記念式典を開催した。同式典には、パプアニューギニアから首相をはじめとした要人が多数出席し、新聞、TV、ラジオ等で大きく取り上げられた。現地の新聞2紙では、パプアニューギニア政府等10機関から、機構に対する感謝の広告が大々的に掲載され、広く当地国民に日本の国際協力が認知された。
- ◎ タイ高専への支援が高く評価 【②④⑤】: 2024年3月に、タイ「産業 人材育成事業」(円借款)にて支援しているタイ高専(KOSEN-KMITL)から第1期生が卒業。卒業生24名のうち、就職を希望する15名全員がタイに進出する大手日系企業を中心に、エンジニアとして就職した(残り9名は進学)。タイ高専卒業生の学位は準学士であるが、実力に見合う待

遇で職を得られるよう、高専機構等のプロジェクト関係者がインターンシップや企業との相互訪問等の機会創出に努力したほか、機構、大使館、日本商工会議所、日本貿易振興機構(JETRO: Japan External Trade Organization)等も産業界との連携に全面的に協力し、結果として28社68名の求人があり、大学卒と同等あるいはそれ以上の待遇で雇用された。タイ高専への支援については、本邦外務省のODA評価で採り上げられ高い評価を得ているほか、日本の首相や大臣、国会議員等も多く訪問し、高く評価されている。

- インドネシアの新政権の政策に 対応した支援【①③】: 2024年10月に成 立したプラボウォ新政権は、8つのミッ ションと8つの最優先プログラムの推進 を発表。12月には、日本インドネシア協 会が主催し、主に民間企業で構成される インドネシア訪問団に機構理事長が参 加。プラボウォ大統領とも面談し、機構 の協力の方向性を協議した。また、2025 年1月に行われた両国首脳会談では、石 破総理から、機構が実施する水産、人材 育成、港湾整備、防災の円借款 4 案件の 供与とともに、最優先プログラムの1つ である学校給食分野において、機構が実 施する予定の案件が言及される形で支援 が表明されるなど、新政権成立直後の二 国間関係の構築に資する案件の形成に貢 献した。
- ◎ 国を挙げて取り組むインドネシアの温室効果ガスの削減・エネルギー・トランジションを推進【①②③】: 2023年時点で世界6位の温室効果ガス排出国であるインドネシアでは、温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの供給力強化に取り組んでおり、機構は日本政府が推進するAZECや公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)にも貢献

する形で、協力を推進。2024年5月には ジャカルタにて、「水素・アンモニア日尼 連携促進フォーラム」を両国政府関係 者、民間企業を招いて開催し、その場で 機構、エネルギー鉱物資源省、国立研究 革新庁及びインドネシア燃料電池水素工 ネルギー協会との間で、次世代のエネル ギーである水素・アンモニアの普及に向 けた連携協力覚書 (MOC: Memorandum of Cooperation) に調印した。また、機構と 国営石油会社との間でエネルギー・トラ ンジションにおける協力の可能性を探る ための覚書に署名し、8月の AZEC 閣僚会 合において発表した。これらの覚書を踏 まえ、11月には水素社会推進のための提 言、プラットフォーム設立を行うべく 「インドネシア国における水素社会の推 進に関する情報収集・確認調査」を開 始。本邦企業との連携も視野に入れ、イ ンドネシアが推進するエネルギー・トラ ンジションに向けた協力を推進する予 定。

横浜市との連携によりインドネ シアの新首都圏開発に貢献【②】: 新首都 ヌサンタラに隣接するバリクパパン市 (人口約70万人)は、首都移転に伴い人 口急増(関係人口を含め)が見込まれて おり、環境に配慮した持続可能な都市発 展の実現が課題となっている。機構は、 これまでヌサンタラに加えてバリクパパ ン等周辺都市も含めて、調和のとれた発 展に向けた都市計画のコンセプト作りを 支援してきた。係る状況下、インドネシ ア政府から、首都圏に位置する港湾都市 である横浜の都市づくりの経験・知見の 共有について関心が寄せられたため、イ ンドネシア政府、並びに両市の連携支援 を実施。これを受け横浜市はバリクパパ ン市及びインドネシア政府職員計4名を 受け入れ、横浜市職員や外部有識者によ る講義、現場視察、市内企業との技術交 流等を行い、横浜の都市づくりの経験を

学ぶ研修を2か月間実施した。バリクパパン市の都市計画策定において横浜市の知見を活用することにより、持続可能な都市づくりの実現に貢献するとともに、同研修において協力を得た日本企業のビジネス展開にもつながることが期待される。なお、研修の模様は、NHK等の複数機関で報道されるなど、注目を集めた。

開発協力の新たな担い手となる ASEAN 諸国の機関を支援【②】:機構は、 新たなパートナーとの共創として、開発 協力の担い手として台頭する ASEAN 諸国 (インドネシア、マレーシア、シンガポ ール、タイ) の開発協力機関の代表者を 機構本部に招へいし、初めて一堂に会す るラウンドテーブル会合を開催。互いに 対等なパートナーとして連携を深めてい くことに加え、南アジア、大洋州、中 東、アフリカといった地域への開発協力 に共に協力して貢献していくことも確認 した。タイの周辺国経済開発協力機構 (NEDA) との間では、既にメコン地域以 外の国への協力を進めており、その一環 として、NEDAと機構の協働により、ブー タンを対象として、タイ・ラオス間の越 境鉄道開設に係る研修を実施したほか、 NEDA が周辺国等に対して実施する公共財 政管理に係るセミナーに機構が講義を実 施するなど、NEDA の能力強化や連携を深 める協力を実施している。インドネシア に対しては、「国際開発協力能力強化アド バイザー」(技術協力)を派遣し、インド ネシア国際開発庁 (Indonesian AID) 及 び同国外務省の南南協力に係る能力強化 を実施している。

○ ADB との協調融資を通じてフィリピンのユニバーサル・ヘルス・ケア実現に貢献【①②③】: JICA は 2025 年 3 月にフィリピン「ユニバーサル・ヘルス・ケア・構築プログラム サブプログラム2」(円借款)の L/A に調印した。本事業

では、感染症検査ネットワーク、母子保 健等に関する機構の今後の協力成果を踏 まえた政策アクションを設定しており、 アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank) 等との協調融資プラ ットフォームにより、フィリピン政府と の政策対話を行い、それらの機関の資金 も活用することにより、日本の協力成果 を国家レベルで普及することを目指すも の。本事業の成果として、感染症検査室 の整備促進や、バンサモロ・ムスリム・ ミンダナオ自治地域における医療施設30 か所以上での母子保健分野の認証取得等 が期待される。日本政府は、ユニバーサ ル・ヘルス・カバレッジの実現にむけて 官民合わせて75億ドル規模の貢献を行う 旨発表しており、本事業はその実現に寄

与するもの。

緊急支援から復興までのシーム レスな支援により Build Back Better を 実現【③】: 2024年12月27日にバヌア ツで発生した地震による被害に対し、機 構は、緊急援助物資の供与や現場での医 療情報マネジメントのための支援を実 施。また、同国の Build Back Better (より良い復興) 実現に向けた復興支援 を検討するための調査団の派遣を行っ た。同調査では、先方政府と「Build Back Better (より良い復興) セミナー」 を開催し、バヌアツ関係者、豪州及びニ ュージーランド等の開発パートナー含め 総勢90名程度の参加者に対して調査の進 **捗及び日本の地震災害の経験を共有。バ** ヌアツ政府からはバヌアツ政府自身がよ り強靭な社会を作るためのビジョンを描 くことが重要であるというメッセージが 発信された。さらに、地震からの復旧活 動を進める上で必要となる瓦礫や土砂の 除去及び道路整備、給水活動や井戸掘削 に活用される機材の整備に係る無償資金 協力を形成した。機構は、これら取組を

通じてバヌアツ地震からの復旧から復興 まで協力に貢献した。

- 太平洋諸島フォーラム(PIF)に よる「青い太平洋大陸に向けた 2050 年戦 略」に定められた7分野に沿って、①政 治的リーダーシップと地域主義を重視し た協力 (太平洋地域機構評議会 (CROP) と連携した気候変動対策や廃棄物管理 等)、②人を中心に据えた開発に係る協力 (産業人材、保健医療、教育分野の人材 育成等)、③平和と安全保障(法司法分野 に係る協力等)、④資源と経済開発(水産 資源管理、財政、税関等)、⑤気候変動と 災害(防災・災害対処能力強化、再生可 能エネルギー導入促進等)、⑥海洋と環境 (廃棄物管理、沿岸域生態系等の環境管 理等)、⑦技術と連結性(空港、港湾、道 路、橋梁等の交通インフラ、ICTインフ ラ等) の事業形成及び実施に取り組ん
- 2024年3月に「太平洋の気候変動に対する強靭性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、太平洋地域機構評議会(CROP)である太平洋地域環境計画(SPREP)、太平洋気候変動センター(PCCC)と連携し気候変動対策の実施促進に貢献した。
- ミャンマーにおいては、難しい 情勢が続く中、日本政府の方針を踏まえ た対応を継続し、人道支援や民間人材の 育成支援等について、検討・実施を進め た。
- (2) 事業上の課題及び対応方針 東南アジアでは、日 ASEAN 包括的連結性 イニシアティブ、日本 ASEAN 友好協力に 関する共同ビジョン・ステートメント及 び実施計画を踏まえ、幅広い分野で信頼 の構築と共創の推進を意識した協力を強

化し、対外発信にも努める。急速に変化 する同地域の新たな開発ニーズに柔軟に 対応するため、民間企業をはじめとする 内外関係者との連携を強化する。なお、 世界銀行「東アジア・太平洋地域 半期経 済報告」(2024年10月)は地域の成長に 影響を与え得る3つの要因として、①貿 易と投資のシフト、②中国の成長減速、 ③世界的な政治的不安定性の高まりを挙 げており、こうした開発課題への支援を 含めた協力を引き続き実施する 太平洋島嶼国は、狭小性、隔絶性、遠隔 性といった、島嶼国特有の課題・ぜい弱 性を抱え、広大な排他的経済水域(EEZ) の管理・モニタリング、水産資源管理、 気候変動による海面上昇や自然災害に強 いインフラの整備、保健医療体制の強 化、強じんで安定的な成長に必要な財政 基盤の強化や産業の多角化などへの対応 が喫緊の課題となっている。特に、海 上・航空輸送に依存する経済構造から世 界の資源価格高騰や物価上昇の影響は大 きく、また豪州や米国等への人材流出も 加速化しており、太平洋島嶼国における 開発の大きな障壁となっている。こうし た中、2024年7月のPALM10の結果を踏 まえ、法の支配に基づく自由で開かれた 国際秩序の実現に向け、「2050年戦 略」との整合性を保つ形で二国間及び太 平洋地域機構評議会 (CROP) 関連機関を 通じた地域枠組みに基づく協力に取り組 んでいく。

No.5 イ 東・中央アジア及びコーカサス 地域

(1) 業務実績

◎ モンゴル最大級のマッチングイベントにより SDGs に貢献するモンゴルと日本の企業間の協働を促進【②③】:機構は「Mongolia Open Innovation and Co-Creation for SDGs (MICS) 2024」を実施。MICS は、モンゴルの社会課題解決及び SDGs 達成に向けて、日モ両国の産官学

の幅広い関係者が、技術、アイディア、 資金等を持ち寄り、イノベーティブな解 決策を協働・共創することでコレクティ ブ・インパクトを生み出すことを目的と したプログラムであり、モンゴル最大級 のマッチングイベントとなった。同イベ ントを通じ、モンゴルのスタートアップ と日本企業・大学との協働により、コン ポスト分解方式の日本のバイオトイレの 普及、EV やHEV に使用されている古いバ ッテリーシステムの再利用・リサイク ル、持続可能なスマート農業と栄養向上 を促進する研究、3D プリンターを用いた 短下肢装具 (AFO) の生産等の事業が形成 された。

研究・産学の連携促進により支 援の成果を日本に環流【②⑤】: モンゴル 「工学系高等教育支援事業」(円借款)の 実施機関であるモンゴル教育省主催によ り、「モンゴル-日本共同研究・産学連携 セミナー」が日本で開催され、2024年11 月5日・6日の2日間で、延べ122名 (39 企業、26 大学・研究機関、10 自治 体・その他)が来場した。円借款事業に より研究を支援している日本・モンゴル 大学間の26の共同研究チームが、本邦企 業や大学関係者に対して成果を発表し、 共創機会の創出を目的とするセミナー。 円借款事業の成果を本邦企業に還元して いくことを目的としたものであり、支援 の成果を日本に環流していくことが期待 される。今回は2022年に次ぐ2回目の実 施であり、前回のセミナーにより連携を 深めたモンゴルの大学と本邦企業・大学 等との間の MOU が締結されることとな り、セミナーの一環として計9件の締結 式を実施した。

◎ 日本就労情報発信サイトの開設 により責任ある外国人労働者の受入れに 貢献【②⑤】: ウズベキスタン「日本での 就労機会を活用した産業人材育成プロジ ェクト」(技術協力プロジェクト)により、日本への就労を目指す人向けに必要となる情報を提供するサイト「Japan Career Portal」を開設した。理解不足に起因する就労中の問題を未然に防ぐとともに、就労希望者がキャリア形成をするにあたって日本での就労の経験を活用できるように支援するもの。同ポータルは日本の受入企業等がウズベキスタンの就労人材をより深く知るためのきっかけにもなるため、日本の外国人受け入れや多文化共生の推進にとっても重要な役割を果たす。

重要度が高まるカスピ海ルート における円滑な通関を支援【①②】:機構 は、世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) と連携し、中央アジア・ コーカサスの全8か国を対象とし、カス ピ海ルートにおける国境の円滑で効率的 な通関を行うための第三国研修を展開し ている。2024年度に計3回(2024年9 月:カザフスタン、2025年1月:ジョー ジア、同2月:カザフスタン)のセミナ ーを開催。ロシアのウクライナ侵攻によ り、欧州をはじめ国際的に注目を集めて いるカスピ海ルートにおける通関の効率 性を向上させることにより、同輸送回廊 における物流を促進するもの。これら一 連の協力は、2022年12月に行われた第9 回「中央アジア+日本」対話外相会合にお いて日本政府から打ち出された、ロシア を経由しない輸送路である「カスピ海ル ート」について今後の協力に貢献するも \mathcal{O}_{\circ}

◎ 国を超えた学び合いにより広域
防災体制の構築に貢献【②】:機構は、カザフスタンの援助機関である国際開発庁
(KazAID)との共催により「中央アジア・コーカサス広域地震防災セミナー」
を開催した。同セミナーでは、機構が過去に技術協力を実施した国立地震学研究

所、建設·建築設計研究所、地域国際機 関である非常事態・災害リスク軽減セン ター (CESDRR) 等のリソースを活用した ほか、中央アジア及びコーカサス8か国 の非常事態省や地震学研究所等防災関係 者の参加も得て開催し、中央アジアのみ ならず地域を超えてコーカサスを含めた 地域内連携を強化し、広域地震防災体制 の構築を促進した。中央アジア・コーカ サスは、日本と同じく地震リスクが高 く、2023年2月に発生したトルコ大地震 を受けて各国の国民の危機意識が急速に 高まっていた中、日本の多くの関係機関 の協力を得て、最新の知見や技術を紹介 することで各国からも高い評価を得た。 また、新潟県の協力も得て、事前に同県 が進める防災産業クラスターの海外展開 に寄与するためのビジネスツアーを企 画・実施し、その後、カザフスタン非常 事態省の副大臣が招へいにより来日し、 同県を訪問するなど、地震防災を通じた 同県とカザフスタンとの協力関係の強化 にも貢献。日本の防災関連企業もオンラ インを通じて参加し、各社の防災製品に ついて紹介を行う機会も創出した。

日本型防雪柵の設置により山岳 地帯を貫く道路の輸送能力の強化及び安 全性の向上に貢献【③】:機構は2024年 12月にキルギス「ビシュケク-オシュ道 路地吹雪対策計画」の G/A を締結した。 ビシュケクとオシュを結ぶ幹線道路であ る同道路は、旅客輸送や貨物輸送の約 95%を道路交通に依存しているキルギスの 物流を支えている。同道路は山岳地帯を 通過するため、冬季には積雪により、雪 崩や風雪等の自然災害が多発している。 さらに、急峻な山岳地帯という地形上、 山頂付近から吹き降ろす風が非常に強 く、路上への吹き溜まりと視程障害が発 生し、冬季における通行障害が頻発して いる。本案件は、日本型防雪柵を道路に 導入し、通行障害の発生を予防するもの

であり、道路の輸送能力の強化及び安全性の向上に貢献する。事業サイトは標高3000m以上の高地であり、降雪や低温を避けるため限られた期間でしか工事ができないほか、低酸素環境であるため作業員の健康管理にも注意が必要であったが、日本の施工業者による効率的かつ安全な施工により無事完工した。

- 様々な機関との連携により日本 企業によるモンゴルでのビジネスを促進 【②】: 2024 年 8 月、機構はウランバー トルにて、ウランバートル市、モンゴル 日本人材開発センター、モンゴル商工会 議所、日本帰国留学生の会「JUGAMO」の 協力を得て、日本モンゴル国際ビジネス イノベーションフォーラム 2024 を開催し た。日本から約100名、モンゴルから約 400名が参加したほか、本フォーラムに 参加し、日本・モンゴル合わせて計約25 社により報道されるなど、注目度の高い イベントとなった。また、本フォーラム の開催に併せ、JETRO 及び JAXA (宇宙航 空研究開発機構)と共催で本邦企業を対 象としたモンゴルビジネスツアーを実 施。本フォーラムにも登壇した Nashtech 社が日本企業の目に留まり、同社への出 資に繋がる等、本フォーラムを通じたモ ンゴル企業とのビジネス連携促進にも貢 献した。
- ODA 卒業後の中国とアセットを活用した連携を促進【②】: 中国に関しては、これまでの協力のアセットを活用し、日本の関係機関とのマッチングを促進する取組を推進している。中国全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会との間では、日本政府も交えて法整備分野における日中間の交流を目的とした意見交換会を実施したほか、環境保全センターとの間では、本邦環境団体・関連施設等との間で知見共有・意見交換会を実施した。また、SDGs 達成に必要な環境、医

療、防災、農業等の開発課題の解決のため、中国側予算による日系企業と中国側企業・研究機関の共同研究や中国国内での実証事業(科技部日中連携事業)に対し、マッチング支援を実施しており、2024年度までに83件が成立した。これらの取組・事業は中国側の資金によって実施されており、過去の0DAのアセットが有効活用されている好事例となっている。

- ◎ 日本とキルギスの友好の懸け橋となる「桜橋」が完成【③】: 2024年7月にキルギス「タラス-タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」(無償資金協力)が完工した。本案件は、カザフスタンとキルギス北西部を繋ぐ国際幹線道路「タラス-タラズ道路」において、老朽化したウルマラル川橋梁の架け替えを行うものであり、物流の円滑化を通じて同国の安定的な経済成長に寄与するもの。本事業で建設された友好の証として「Sakura Bridge (桜橋)」と命名され、現地メディアでも大きく取り上げられた
- 国立大学との連携により高度人 材を育成【②】: タジキスタン国立大学と の連携を深め、科学技術力の向上のため の複層的な取組を実現できるプラットフ ォームを設立した。設立に当たっては、 三つの活動目標 (JICA チェアの講義実 施、日本研究及び共同研究の推進、日本 語学習の促進)を定め、日本側だけでな くタジキスタン側からの資金拠出も得な がら、複数の具体的な事例の創出につな げた。例えば、2024年5月に科学技術振 興機構 (Japan Science and Technology Agency: JST) と合同で中央アジア初とな る科学技術協力紹介セミナーをタジキス タンで実施し、タジキスタンの科学アカ デミー総裁含む大学/研究機関等から50 名以上の参加を得たほか、2025年2月に

は東京財団からの日本研究関連図書寄贈を実現した。また、JICA 海外協力隊を複数大学に派遣することにより日本語教育などを通じ日本の理解に繋げ、2024年まで実績が無かったそれら大学からの本邦留学生を2025年には6名生み出すに至っている。さらに、各方面へ精力的に協力を呼び掛け、筑波大学や秋田大学などの日本側高等教育機関と、タジキスタン国立大学に加えタジキスタン国際外国語大学などとの間でのMOC 締結を支援し、本プラットフォームの活動を拡大していく基盤を整えた。

日本の好事例を活用したジョー ジアの就学前教育事業を UNICEF 等が高く 評価【②④】: ジョージアにおいては、他 の旧ソ連諸国と同様に、現地のニーズに 対して十分な数の教育機関を提供できて いないといった課題があった。特に、現 在の幼稚園・保育園の設置基準は都市型 需要に応えたものであるため、政策優先 課題のばらつきや予算不足を抱える地方 自治体においては基準を満たすことが困 難で新規園建設が進んでいないため、設 置基準の多様性が求められている。この ような課題は、少子高齢化が進む日本に おいても同様であり、日本の都市部に見 られるような従来の環境・設備(園庭が ある等)を持たない小規模幼稚園の事例 のジョージアへの応用が可能であり、機 構は「就学前教育政策アドバイザー」(技 術協力)を通じて支援している。本案件 でパイロット事業として実施しているモ ジュラー型幼稚園の建設が国際的にも関 心を集めており、ジョージア・バトゥミ で実施された就学前教育関連の国際会議 での発表を実施。このような小規模幼稚 園を含めた就学前教育サービスの多様化 は UNICEF などの国際機関も幼児期の学び の質向上、格差の是正に向けた重要なア プローチとして位置づけており、本案件 においても UNICEF と合同で、本事業の知 見を盛り込んだ政策提言を実施するなど 高い評価を得ている。また、これらの取 組はジョージア教育大臣の国会内教育委 員会における答弁においても重点課題と して挙げられるなど、ジョージア政府内 でも着実に評価を得るに至っている。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、 新型コロナウイルス感染拡大収束後も対 外債務問題・財政赤字等の課題を抱える とともに、ウクライナ情勢激化・問題長 期化により食料やエネルギー供給など同 地域の社会経済面で大きな影響を受け、 より自立的で安定した社会・経済システ ムが必要となっている。また、複数の域 外大国が中央アジア諸国との首脳級会合 を開催するなど、近年の世界情勢の影響 から地政学的な注目も高まっており、か つ、今後も常に情勢が大きく変化するこ とが予想される。これらを踏まえつつ、 マクロ経済状況や社会状況等を注視し、 民間主導の経済活動の活性化、産業の多 角化、域内外の連結性強化、高度人材育 成等の取組を通じ効果的な開発事業の実 施に努める。

No.5 ウ 南アジア地域

(1) 業務実績

◎ 鉄道専用橋の建設により地域の連結性強化に貢献【①③】: バングラデシュ「ジャムナ鉄道専用橋建設事業」(円借款)において、バングラデシュの3大河川の一つであるジャムナ川を渡河する全長約5kmの鉄道専用橋が完成し、2025年3月にバングラデシュ鉄道省次官の同席のもと、開業式典が開催され、正式開業した。本事業により、鉄道輸送の需要に対して効率化に対応することが可能となるほか、道路輸送から鉄道輸送への更なるモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減(約4.9万トン/年 CO2 換算と算出)による気候変動の緩和も期待されて

いる。また、案件形成を進めている「ジョイデプール・イシュルディ間鉄道複線 化事業」(円借款)と併せ、バングラデシュの首都ダッカからインドのコルカタに 至る鉄道を複線化するものであり、バングラデシュ国内及びインドとの連結性が大きく向上する。

バングラデシュ初の世界基準の 経済特区の運営が本格化【①②③】: バン グラデシュ経済特区 (BSEZ) は、バング ラデシュで初となる世界基準の経済特区 であり、これまで機構は円借款で土地造 成と周辺インフラ開発、ツーステップロ ーンを通じたテナントへの支援、BSEZ 運 営会社に対する経済特区庁 (BEZA) によ る出資分に対する世界初のバックファイ ナンス供与 (Equity back finance) 、 及び海外投融資による運営会社への出資 等支援のほか、技術協力により経済特区 向けのワンストップサービスの運営支援 を実施し、包括的に支援してきた。2024 年度には本格的に操業を開始し、本邦企 業を含む多数の企業が順次進出・操業を 開始済み又は開始する予定となってい る。2025年3月末時点で本邦企業を含む 8 社が入居契約を締結しており、うち1 社(トルコ・シンガー社)が本邦メーカ ーブランドの冷蔵庫を製造する工場を稼 働済みであり、3社が工場の建設を進め ている。そのほかにも、順次入居企業が 増加する見込みである。運営会社には日 本の商社も出資している。

◎ 気候変動に対応した洪水対策事業がバングラデシュ政府から高く評価【③④】: バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」(円借款)が完工した。本件は、東京都・神奈川県・埼玉県を合わせた面積以上が一年の半分(雨季)の間、水没するハオール地域での事業である。近年では降雨パターンの変化等、気候変動の影響を大きく受けて

いる中、洪水対策施設及び農村インフラ の修復・建設並びに農漁業振興活動等を 行うことを通じて、洪水被害の軽減、基 礎インフラへのアクセス向上及び農漁業 生産性の向上を図り、当該地域の生活水 準の向上と地域経済の活性化に寄与する ものである。本事業による農業技術向上 支援等を通じて約72,000世帯の農家の農 業生産性向上に裨益し、事業対象地域の 米の生産量は 2015 年の 3.7 トン/ha から 2023 年時点で 5.1 トン/ha に増加、漁業 技術向上支援を通じて漁獲高は2015年の 245 トン/ha から 2023 年時点で 384 トン /ha に増加、農漁業民の平均家計所得は 2015年の37,000タカ/年から2023年時 点で72,000 タカ/年に向上した。また、 本事業は同国政府から防災・気候変動対 策の良例として高く評価されており、 2022年9月の第9回アジア太平洋防災閣 僚級会議 (ブリスベン) においてバング ラデシュ防災大臣が自ら成果を発表する など、国際会議などで積極的に発信され ている。さらに、ADB の支援事業 (2023) 年度 L/A 調印) において、本事業で設計 した潜水堤防と同様の設計が採用される など、他援助機関の支援にも展開してい る。

◎ 円借款を通じて地方行政能力の 向上に大きく貢献【③④】: バングラデシュ「地方行政強化事業」(円借款) が完了 した。本事業は、全495郡(2024年12 月時点)を対象に、予算計画の作成・提 出の有無や開発交付金の情報開示等を含 む行政評価(PA: Performance

Assessment)を行い、評価結果に基づいて開発資金の供与を行うほか、それらを行う地方行政官への研修・技術指導等を行うものである。全6回のPAを通して、9割を超える自治体が開発資金供与の合格ラインに到達するなど、郡自治体全体での行政能力向上に大きく貢献した。また、開発資金は、郡自治体の小規模イン

フラの整備や住民の能力開発等に用いられ、これまでに本事業全体で13,770件の事業が実施され、約3千人に対する能力強化が実施された。バングラデシュ国内での本事業の評価は高く、より透明性の高い郡自治体の行政運営を目指すにあたって、引き続きの支援を求める声が大きい。

- 機構の取組が評価され Dr. Dilli Raman Regmi 国際平和賞を受賞 【③④】:機構のネパール国内及び世界に おける平和構築、貧困削減、教育の発展 や持続可能な開発への貢献が称えられ、 「Dr. Dilli Raman Regmi 国際平和賞」 が大統領より授与された。同賞は、ネパ ールにおいて歴史家、学者、政治家とし て活躍した Dilli Raman Regmi 氏が設立 した Dilli Raman Regmi 財団により、平 和の実現やネパール国家・国民に貢献し た個人や組織に2年に一度与えられるも の。これまでにネルソン・マンデラ氏、 マハトマ・ガンディ氏、ジミー・カータ 一氏、アウンサンスー・チー氏等が受賞 している。二国間の開発援助機関として は機構が初の受賞となる。
- ◎ 多数のガバナンス改革支援によ りスリランカの汚職対策を推進【②③】: 2023年3月に承認された IMF プログラム において、また、2024年9月以降に発足 した新政権の政策の下、汚職対策は最重 要政策とされている。機構は公正で競争 的なビジネス環境整備に関し、スリラン カで①マネーロンダリング、②起訴猶予 合意、③公益通報者保護に焦点をあてた ワークショップ・セミナー等を十数回開 催した。日本の公正取引委員会の協力を 得てスリランカに講師を派遣し、競争政 策や競争法の重要性に係るセミナーを開 催し、汚職捜査訴追委員会 (CIABOC) な ど関係者等の能力強化を図る協力を多数 実施した。その結果、CIABOC 内部に上記

①~③の各課題につき10~15名程度のチームが立ち上がり、実務における
Standard Operating Procedure (SOP)
を作成している。2025年度にはCIABOC
内で実用化することを目指して関係機関
とのコンサルテーションを開始してい
る。また、日本政府の資金により国際連合開発計画 (UNDP: United Nations
Development Programme) が実施する汚職
対策プロジェクトとも連携し、オールジャパンで汚職対策支援をリードしてい
る。

タイの開発機関との協働により ブータンの鉄道建設・運営能力の向上を 支援【②】: ブータンでは、インドと繋が る鉄道の建設に向けた検討が進んでいる が、ブータンには鉄道を建設した経験が なく、鉄道の建設・運営に係る技術支援 について高いニーズがある。特に、国境 を跨ぐ鉄道開発となることから、類似の 事例として、2024年より直通運転してい るタイーラオス間の越境鉄道の事例・経 験から知見・教訓を得るため、機構はタ イの開発機関である NEDA (Neighbouring Countries Economic Development) との 共催により、タイにおいて研修を実施し た。これは、島国である日本には越境鉄 道の経験がないことを踏まえ、第三国の リソースも柔軟に活用しつつ、他機関と の共創を図るもの。

◎ 機構が建設を支援中のトンネルを災害時に有効活用【③】: 2024 年 4 月、ネパール「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」(円借款)において同国初の山岳道路トンネルとして建設を進めている「ナグドゥンガ・トンネル」の本坑が貫通した。同トンネルは、首都カトマンズと主要都市ポカラ並びにインドとの交易拠点であるビルガンジへ繋がる最も重要な幹線道路上で、カトマンズ盆地への出入口に位置しており、急増する交通需要

の改善を図り円滑かつ安全な道路輸送に 寄与する。2024年9月末に、首都カトマ ンズ及び東南部地域では1970年の観測開 始以来最大となる豪雨が発生し、土砂崩 れや洪水による200人以上の死者や、複 数の幹線道路の寸断等の甚大な被害が発 生した。これにより多くの人が足止めさ れ、生活物資の運搬も困難となる中、自 治体及び地元警察の協力のもと、工事中 の同トンネルが緊急活用され、救急車等 の緊急車両のほか、救急品、医薬品、家 禽等の生活必需品を運搬する車両の通行 が許可され、5000人以上が安全に通行し た。ネパール及び日本のメディアで大き く取り上げられ、災害国におけるトンネ ルの有効性、日本の技術がネパール国内 外で広く示される機会となった。

◎ 様々な機関との協働によりアフガニスタンにおける人間の安全保障を推進【②③】:支援可能な範囲が限られるアフガニスタンに対しては、国際機関と連携した無償資金協力により乳幼児や貧困層等の脆弱層に対する生活環境改善支援・生計向上支援を実施したほか、現場で活躍する本邦№0との教育分野での協働、北部で発生した洪水被害に対する緊急援助物資の供与、トルコと連携した防災に係る第三国研修等、様々な機関との協働により、ベーシック・ヒューマン・ニーズへの支援を実施した。

◎ 日印両政府による最重要産業政策である半導体サプライチェーンの強靭化に貢献【①②】: 近年、世界的な半導体サプライチェーンの見直しが進む中、日印両政府は半導体サプライチェーン強化を最重要産業政策として位置づけており、2023年7月に「日印半導体サプライチェーンパートナーシップ」が両国大臣間で締結され、「日印半導体サプライチェーン政策対話」が設置された。同パートナーシップの下、相互の強みに基づく両

国の半導体サプライチェーンの強靱化に向けた協力の強化、半導体関連企業の投資・技術面での連携強化の促進、人材・研究開発分野での協力の模索等が両国政府間で進められていることを受け、2024年5月に機構は新たな分野への協力の可能性の検討を開始した。特に、人材育成分野を中心に日本側アクターの発掘を行いつつ、インド日本商工会の半導体委員会の事務局の一員として日印双方の意見交換やネットワーキングを促進するなど、日本政府やJETRO等の関連機関と連携しながら、半導体分野における具体的な日印協力の可能性を追求している。

日・バングラデシュ政府が重要 視する産業成長地帯の産業基盤強化に貢 献【①③】: ダッカ~チッタゴン間に 400 キロボルトの高圧基幹送電線を敷設し、 関連する変電設備の新設及び改修を支援 したバングラデシュ「ダッカ-チッタゴン 基幹送電線強化事業」(円借款)が2024 年6月に供用を開始した。電力増が見込 まれるダッカ地区に電力の安定的供給を 図りつつ、高圧での効率的な送電を通じ て、同国の経済発展及び気候変動の緩和 に寄与することが期待されている。日本 の「対バングラデシュ人民共和国国別援 助方針」においても電力不足が経済発展 の大きな障害と位置づけられているほ か、ダッカからチョットグラムを経由し コックスバザールに至る国際的なバリュ ーチェーン拠点の形成を目指すベンガル 湾産業成長地帯(The Bay of Bengal Industrial Growth Belt、以下「BIG-B」) 構想を支援している中、本事業は BIG-B 構想の対象地域において、産業基 盤として不可欠な電力の経済インフラ整 備を推進することで日本の政策実現に資 するものである。また、本事業では「低 ロス送電線」「屋外型・低ガスリークのガ ス絶縁開閉設備 (GIS)」などの本邦企業 が強みを持つ技術を採用しており、本邦

企業の海外進出にも貢献した。さらに、 バングラデシュに進出する本邦企業の実 態調査(JETRO、2022年)では「電力不 足・停電」が上位5項目に入る経営上の 問題点として挙がっており、本事業によ る電力・エネルギー供給の改善は同国に 進出する本邦企業が直面する課題の解消 にも貢献する。

多様なアクターとの共創により 女性起業家向け金融包摂の促進【②③】: 日本の対パキスタン国別開発協力方針で は、女性・若年層の経済活動への参加促 進が重視されている。機構は、同国にお ける女性家内労働者や小規模女性起業家 に係る金融包摂の状況に係る調査を踏ま え、2024年度はその結果から特定された 女性起業家のビジネス促進において重要 となる金融商品のターゲットセグメント の詳細な分析を行った。また、実際に女 性起業家向けの適切な金融商品を開発し スケールアップするためには、金融機関 やNGO を含む支援団体の関与が重要であ ることを踏まえ、機構の海外投融資出資 先である HBL Microfinance Bank と機構 が共同議長となり、共創のプラットフォ ームとしてポリシーコンソーシアムを設 立し、裨益者である女性起業家や金融機 関等のステークホルダーとの知見共有や 議論を重ね、女性起業家支援に資する政 策検討を行う枠組み作りを主導した。同 枠組みは継続して運営されており、小規 模女性起業家の金融包摂促進に向けて継 続的に貢献することが期待される。

◎ 水力発電所の建設により南アジア地域の連結性強化及び気候変動対策に貢献【①③】:機構は、2025年2月にブータン「水力発電所建設事業」(円借款)の L/A に調印した。ブータンのプロジェクト借款としては2007年度「地方電化事業」、2011年度「地方電化事業(フェーズ2)」に続く3件目、13年ぶりの案件と

なる。本事業の支援対象である発電所による電力は、雨季のインドへの輸出の増加、乾季のインドからの輸入の減少に貢献するものであり、国内の安定的な電力供給に貢献する。また、インドから輸入する化石燃料由来の発電を水力発電に置き換えることにより温室効果ガス排出削減(概算で約29.5万トン/年CO2換算)に貢献するものであり、南アジア地域の連結性強化及び気候変動対策の観点からも重要である。

日印政府が重要視する人的交流 の促進を支援【①②⑤】: 機構は2024年 7月にインド「人材育成奨学計画(JDS: Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship)」(無償資金協 力) の G/A を締結した。本案件は、2023 年9月の日印首脳会談において岸田首相 (当時)により言及されたものであり、 インド政府中枢において政策決定に携わ ることが期待される若手行政官が、本邦 大学院において学位(修士)取得するこ とを支援し、同国の重点開発課題の解決 を図り、もって人的ネットワーク構築を 通じた二国間関係の強化を図る。日印の 人的交流は、2024年10月の首脳会談で も言及されており、両国政府に重要視さ れている。また、日印の人的交流に関し ては、「インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク構築支援プロ ジェクト フェーズ 2」(技術協力プロジ ェクト)を通じて、IITHと日本の学界・ 産業界との共同研究プロジェクトの推 進、大学院生の日本への留学支援を通じ た人的交流の促進等も行っており、これ らの支援を通じて、科学技術分野等にお ける日印の連携強化への貢献、加えて新 たな開発協力大綱で言及されている大 学・研究機関等との共創の実現による国 際頭脳循環の促進や双方の科学技術力の 向上への貢献が期待される。

 \bigcirc モルディブ・債務問題への対 応:モルディブでは資本支出や燃料価格 上昇等に伴う補助金負担に伴い公的債務 が急増している。債務状況の悪化に対す る危機感が高まる中、スリランカのドナ 一会合の枠組み (MDB+) を活用 してドナ 一間で連携し、債務危機を事前に回避で きるようモルディブ政府への働きかけを 行っており、機構はスリランカ及びモル ディブの海外拠点が連携して、この枠組 みに参画して対応した。また、2024年度 は、債務負担対応を含む経済政策に対す る助言のため同国財務省に「経済政策ア ドバイザー」(技術協力)を派遣し財務省 職員の能力強化に取り組んだほか、歳入 強化に向けて本邦研修「徴税能力強化」、 「税関行政」の実施を通じ歳入庁職員及 び税関職員の能力強化を図った。特に 「経済政策アドバイザー」の活動を通 じ、同国財務省職員の日本・IMF 奨学金 (JISPA) による日本への留学(修士課 程) に寄与したほか、同省職員による財 政白書 (White Paper) の発行計画が促進 されるなど、債務管理を担う同省の能力 開発に着実に貢献している。

スリランカ・債務再編と円借款 貸付実行等の再開:2022年4月の経済危 機以降、スリランカ政府に対し円借款の 貸付実行等を停止していたが、日本政府 が共同議長国となって立ち上げた公的債 権国会合とスリランカ政府との間で債務 再編に係る合意が成され、覚書が署名さ れたことを受けて、機構は2024年7月に 貸付実行等の再開を決定した。実施中の 円借款案件全11件が再開されることとな り、これら事業を通じてスリランカの今 後の持続的な成長に大きく貢献すること が期待され、スリランカ政府からも感謝 の意が示された。これを受け、中断して いた既往案件の早期の事業進捗と成果発 現を最優先に対応すべく、7月の貸付実 行再開直後に受注企業向け説明会を実施

し、8月には実際の貸付を速やかに再開 した。円借款受注企業に対する支払も再 開され、2年以上にわたって停滞してい た円借款事業が再開された。債務再編に 係る覚書の署名を受けて、スリランカと 日本の間での二国間合意に向けて、外務 本省とも連携し、迅速な方針作成とスリ ランカ財務省当局との協議を実施。3月 に債務再編に係る日本・スリランカ二国 間のE/Nの署名を完了し、スリランカ政 府とのA/A (Amendment of Agreement) 締結が完了した。

(2) 事業上の課題及び対応方針 南アジア地域では、複合的危機の影響が 続く中、スリランカをはじめ各国がマク 口経済の難しいかじ取りを迫られてい る。2024年8月に暫定政権が発足したバ ングラデシュでは各種改革が検討されて おり、2026年半ばまでに実施が予定され ている総選挙を踏まえて、円滑で民主的 な政権移行が重要な課題である。また、 ネパールでの豪雨に象徴されるように、 頻発化、激甚化する自然災害に対応する ための気候変動対策も喫緊の課題であ る。複合的危機によりぜい弱性が露呈し た社会経済の回復・基盤強化と強じんで 包摂的な発展のため、相手国のニーズに 基づきつつ、国際場裡での議論と日本政 府の方針も踏まえ、これら課題の解決を 図る。さらに、各国、特に政権交代が行 われた国の政策及びスリランカやパキス タン等のマクロ経済状況を注視し、日本 政府や他ドナー等と連携して必要な協力 を実施する。

また、南アジアではインド、バングラデシュ等大口の円借款供与国がある中、各国に対する与信の規模感も踏まえて、適切に新規案件の形成を行っていく。

No.5 エ 中南米・カリブ地域

(1) 業務実績

 \bigcirc 米州開発銀行との協働により中 南米・カリブ地域の民間セクター開発に 貢献【①②】:機構は、中南米・カリブ地 域最大の開発金融機関である米州開発銀 行 (IDB: Inter-American Development Bank) に設置され、IDB グループの中で 民間投融資を担う米州投資公社 (IIC: Inter-American Investment Corporation、通称「IDB Invest」) によ って運用される信託基金「中南米・カリ ブ地域民間セクター開発信託基金」に10 億ドル (最大で15億ドルまで増額可能) を出資した。中南米・カリブ地域は開発 途上地域の中では比較的平均所得水準は 高いものの、所得・地域・ジェンダー格 差や気候変動への脆弱性といった様々な 社会課題が根強く残っている。持続可能 な開発目標 (SDGs) の 169 の目標のうち 中南米・カリブ地域においては 2030 年ま でに達成可能と評価されている目標は30 に留まり、SDGs 達成のための資金ギャッ プは毎年6,500億ドルと推定されてい る。各国の財政難により公共支出の増加 が期待できない中、民間投資による資金 ギャップの解消が重大な課題となってい る。そのため、機構は海外投融資を活用 して本基金への出資を行い、SDGs 達成に 向けた民間企業の取組に対して IDB Invest が行う融資に協調融資を行うこと を通じ、中南米・カリブ地域の SDGs 達成 に必要な資金ギャップの縮減を図り、同 地域における持続的な社会経済の発展に 貢献する。

◎ 本邦技術を活用したモノレール整備により交通渋滞緩和及び QOL 向上に貢献【①③】: 2025 年 2 月、機構は中南米最大規模の円借款事業「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業(第三期)」のL/A(承諾額 1,594.96 億円)に調印した。パナマの総人口の約 4 割以上が首都圏に集中しており、多くの人々がパナマ運河西側の首都圏西部地域から、政治・

経済の中心となっている運河東側のパナ マ市まで移動するが、都市交通システム の整備が遅れているため、自動車保有率 の高まりとともに深刻な交通渋滞が発生 している。係る状況下、本事業において 土地の勾配が激しいパナマ首都圏西部地 域と中心部をつなぐ都市交通3号線を、 安全性と信頼性が高く、商業運行実績を 有する本邦モノレール車輌及びシステム の導入を通じて整備することにより、こ れまでパナマ市までの移動に2~3時間要 していたところが、35分に短縮されるこ ととなる。人の移動がスムーズになると ともに、交通渋滞緩和に伴う CO2 削減 と、移動時間の大幅短縮による人々の QOL の向上に貢献する。また、本事業は 中南米において初めて日本製モノレール を導入するものであり、日本の製品やサ ービスが中南米・カリブ地域に進出する 機会の創出に貢献することが期待されて いる。

バイパス道路の建設により域内 の連結性を強化【③④】: 2024年12月に 機構はエルサルバドル「サンミゲル市バ イパス建設事業」(円借款)を通じて建設 を支援した幹線道路の開通式典を開催し た。本バイパス建設事業は、東部の中心 都市サンミゲル市の慢性的な渋滞の解消 と交通輸送能力の増強を目的に、市街地 を通過する国道1号線の一部を拡幅する ほか、迂回道路や橋を建設するものであ り、エルサルバドル国内で完成している 道路建設プロジェクトとしては最大規模 の事業。本事業によりサンミゲル市街地 の通過にこれまで約1時間要していたと ころが 20~25 分に短縮され、1 日当たり 約4万台の利用が見込まれている。国道 1号線はエルサルバドルを東西に横断す るパン・アメリカン・ハイウェイ上に位 置し、メキシコからパナマまでを結ぶ中 南米地域の重要な物流網であることか ら、域内物流の改善にも貢献するほか、

「日・中南米連結性強化構想」にも貢献 するもの。開通式典にはブケレ大統領が 参加。東部地域の開発における長年の支 援に対して感謝が表明された。

開発途上国発イノベーションで 日本の社会課題を解決【②⑤】: 2024年4 月、機構は日本と共通する社会課題の解 決に取り組む中南米地域ソーシャル・ス タートアップの日本展開を支援し、本邦 社会課題の直接的解決に資することを目 的とした支援を実施した。これまでの国 際協力で支援対象として捉えられてきた 開発途上国におけるイノベーションの進 展を機会として、本邦社会課題の解決と 開発途上国スタートアップの育成を同時 に追求し、互いのイノベーションエコシ ステムの双方向的発展を図るもの。例え ば、銅鉱山管理など中南米独自のニーズ から生じた技術が、本邦各自治体による 上下水道メンテナンス業務の効率化に役 立てられることなどが想定される。現 在、本邦における複数の県・市や中南米 各国 (メキシコ/コロンビア/ペルー/アル ゼンチン/チリ)の政府機関などと双方向 的に幅広く連携して、事業発掘に向けた マッチングが検討されている。

◎ エクアドル初の地熱発電所建設 支援により電力の安定供給に貢献【③ ④】:機構は2024年10月に「チャチンビロ地熱開発事業(フェーズI)」(円借款)のL/Aに調印した。エクアドルは電源構成の58.6%を水力に依存しているが、降水量により発電量が変動するため、干ばつによって2023年末から2024年に深刻な電力不足が起こり、長期にわたり全国的な計画停電を実施する事態となった。そのような状況下、本事業は、北部インバブラ県においてエクアドル初の地熱発電所を建設することにより、電源多様化や発電能力増強を図るものとし てエクアドル政府から高く評価されている。

 \bigcirc 本邦技術を活用した免震構造の 導入により文化財の保護に貢献【③④】: 機構は2024年4月にエクアドル「マナビ 県における博物館免震機材整備計画」(無 償資金協力) によって整備された免震構 造の展示機材の供与式を実施した。本計 画は、2016年の地震にて甚大な被害を受 けたマナビ県にあるマンタ博物館・文化 センター及びオハス・ハボンシーリョ考 古学博物館において、文化財展示及び保 管のため日本に技術的優位性のある免震 機材を整備するもの。同国の文化財の適 切な保存・活用・継承及び災害からのよ り良い復興と一般市民の文化的施設への アクセスの保障 (Build Back Better) の 実現に寄与する。供与式典にはエクアド ルからノボア大統領、文化遺産大臣、マ ンタ市長ら多数の地元市長が参加した。 同式典においてノボア大統領は、エクア ドル初の免震構造の展示機材が設置され たことは同国にとって重要なマイルスト ーンとなり、文化財の保護だけでなく、 将来の世代による歴史理解の促進に貢献 するものとして期待を述べ、感謝の言葉 が寄せられた。

◎ 本邦企業が開発した AI 犯罪予測システムにより盗難が減少【②】:治安の悪いブラジルにて、本邦企業が独自の AI 犯罪予測アルゴリズムで開発した"Crime Nabi"(警察のパトロール業務を効率化する業務管理システム)により、警察業務のデジタル化の促進に貢献するとともに安全・安心な都市づくりの実現に貢献するため、機構はビジネス化実証事業を支援。ミナスジェライス州ベロオリゾンテ市との信号ケーブル盗難を対象とした概念実証(PoC)では約7割の盗難減少を達成し、同市では市警団業務においてCrime Nabiの活用を開始した。また、同

支援において、11の警察機関にも成果を 売り込み、5件のトライアル契約が締結 された(フォルタレーザ市警団、アマパ 州軍警察、アクレ州安全局、アラゴアス 州安全局、サンパウロ州軍警察)。

技術協力によりエルサルバドル 産カカオの輸出が実現【③⑤】:機構は、 エルサルバドル「工芸作物バリューチェ ーン振興プロジェクト」(技術協力プロジ ェクト)を通じ、エルサルバドルにおけ るステークホルダーのカカオプラットフ ォームの設立を支援した。プラットフォ ームの活動目的は、世界中の様々な市場 の消費者の嗜好に合わせた発酵方法を確 立し、付加価値の高いカカオのバリュー チェーンを強化することであり、既に本 プロジェクトに協力する農園のカカオ5 トンが日本へ輸出され、GODIVA 社やオン ラインサイト「チョコレートジャング ル」において販売された。この取組はエ ルサルバドルの新聞等メディアでも大き く取り上げられ、エルサルバドル国内の カカオバリューチェーンに関わる生産 者、関連団体・企業などから同プロジェ クトへの問合せが増え、注目を集める結 果となった。また、2024年5月にはプロ ジェクトで研修を受けた生産者のカカオ が、フランスへ輸出されることになっ

◎ 技術協力のカウンターパートが 世界最高峰の国際数学教育会合で発表 【③】: 2024年7月にオーストラリアの シドニーで開催された国際数学教育の国 際会議「International Congress on Mathematical Education (ICME)」におい て、エルサルバドル「初中等算数・数学 教育における学力評価に基づいた学びの 改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)のカウンターパート3名が発表。同 国際会議は算数・数学教育の分野におい て世界最高峰かつ最大規模の国際会議で あり、技術協力の中で取り組んだ「エビデンスに基づく学びの改善」についての発表が他国の出席者からの高い関心を集めた。同カウンターパートは、今後もエルサルバドルの技術協力で培われた知見を中米地域を中心に展開し、中米地域の教育の質向上に重要な役割を果たすことが期待されている。

公共交通指向型都市開発

(Transit Oriented Development: TOD) の概念がペルーの法律枠組みに採用

【③】:ペルー「TOD(Transit Oriented Development)能力強化プロジェクト」
(技術協力プロジェクト)において、リマ・カヤオ首都圏の TOD 実現に向けた計画策定及び実施能力強化を支援。その結果、「持続的都市開発法」の法改正において本プロジェクトを通して提言した内容が取り組まれたほか、TOD ガイドラインが住宅建設衛生省に承認されるなど、本プロジェクトの成果がペルーに受け入れられ、形になったことを示す好事例となった。

◎ 農業セクター支援のための海外 投融資が著名な環境関連誌による

「Impact Initiative of the Year」を受 賞【①②③④】:機構は、2024年5月に ブラジルの金融機関 Banco Cooperativo Sicredi S.A. (Sicredi 銀行) との間 で、ブラジル「農業セクター支援事業」 (海外投融資) の融資契約に調印した。 ブラジル農業セクター及び中小零細事業 者の金融アクセスの改善を図ることで同 国の持続的な経済発展に寄与するもので あり、5月3日に行われた日・ブラジル 首脳会談後に発表された日・ブラジル首 脳共同声明でも言及された。また、アン デス開発公社 (Development Bank of Latin America and the Caribbean: CAF) と初の協調融資であるほか、人間開 発指数が平均以下の市町村における中小

零細企業向けを対象としている点が評価され、イギリスの著名な環境関連誌「Environmental Finance」の Impact Initiative of the Year を受賞した。

 \bigcirc 地方部の電化・配電網効率化に より国内格差の是正と気候変動対策に貢 献【①②③】:機構は、2024年5月にグ アテマラ「地方電化・配電網効率化事 業」(海外投融資) に係る融資契約に調印 した。グアテマラの国内格差は大きく、 30年余りにわたって続いた内戦の影響を 受けた地方部は、所得水準や電力系統接 続率が低く、未電化地域では今なお調理 などのために薪ストーブが使われてい る。この結果、同国におけるエネルギー 源となる人口単位当たり木材消費量は中 米域内最大であるとされ、健康への影 響、温室効果ガスの排出、森林破壊、エ ネルギー効率の低下等の弊害が挙げられ ている。本事業は、グアテマラ 22 県のう ち地方部の20県を対象に配電事業を運営 する ENERGUATE 社への融資を通じて、グ アテマラの地方部の電化と、木材等に代 わる再生可能エネルギー由来電源の普 及、中低圧ネットワークにおけるサービ ス品質改善、電力ロスの削減などを図る ものであり、国内格差の是正に加え、気 候変動対策にも貢献する。なお、本事業 は、2023年5月に岸田前総理大臣がG7 グローバル・インフラ投資パートナーシ ップに関するサイドイベントにおいて表 明した「官民のインフラ投資を通じてパ ートナー国の持続可能な開発に貢献する こと」を踏まえて創設した「気候変動対 策推進ファシリティ」(Facility for Accelerating Climate Change Resilient and Sustainable Society: ACCESS) の適 用案件である。

◎ グアテマラ国家文民警察が日本 の地域警察の取組みを制度化【②③】: グ アテマラ国家文民警察 (PNC) は、「地域

警察プロジェクト」(技術協力プロジェク ト)の成果を組織内に定着させ、一層普 及・拡大させるため、5月 PNC 内に地域 警察調整課を新設。なお、同プロジェク トは地域警察研修に関わるマニュアル更 新作業を米国務省国際麻薬・法執行局 (INL)と協力して実施したほか、匿名通 報制度を設立・運営している国際的な民 間プラットフォームである Crime Stopper と連携覚書を交わすなど、他国 機関や民間団体とも連携している。加え て、同プロジェクトの対象地域13市のう ち7市にて、市役所との協働で市安全協 議会を毎月実施し、同協議会から出され た犯罪リスク情報によって4月以降で4 件の犯罪検挙に繋がるなどの具体的な成 果も上がっており、PNC を所管するグア テマラ内務省からも高く評価されてい る。

- ◎ 機構の支援で整備した観光地に 多数来訪し地域経済に貢献【③④】:ペル ー「アマソナス州地域開発事業」(円借 款)を通じて観光地の整備を支援。キオ クタ洞窟、ユンビージャの滝の施設整備 が完工した。キオクタ洞窟は、照明を導 入したペルー国内初の洞窟としてペルー 国内で大々的に宣伝され、完工後わずか 4か月で約1万人の入場者(コロナ前の1 年分の入場者数)を数え、地域経済の発 展に大きく寄与した。完工式典には通 商・観光副大臣、アマソナス州知事等の 政府高官が参加し、日本政府及び国民に 対し感謝の言葉が寄せられた。
- ◎ 日本企業の最先端技術によりマチュピチュの遺跡保全に貢献【②③】:機構は、2024年11月に「マチュピチュにおける古代遺跡の保全・活用のための高精度3D測量解析調査」の合意文書にペルー文化省、(株) ふたばとの3者で署名した。本事業は、自然災害、住民生活、観光等の様々な要因で劣化が進む世界遺産

マチュピチュにおいて、ふたば社が有する日本最先端の技術である複合的な高精度 3D 測量解析技術を用いることで、遺跡の状態・変化を精緻に分析して保全に役立てるとともに、UAV ドローンレーザーを用いて森林エリアの高精度 3D データを取得し、未発見の遺跡発見・保護を目指すもの。また、本事業を通じ、マチュピチュ村初代村長・野内与吉氏(福島県大玉村出身の日系移民)の縁をつなぎ、ふたば社と縁のある福島県大玉村とマチュピチュ村、日・ペルー両国の友好関係を促進する。

- ◎ 自然災害に対して迅速な緊急援助を実施【③④】:
- ハリケーン・ベリルは、2024年 7月1日にセントビンセントおよび・グ レナディーン諸島及びグレナダ付近を通 過し、周辺の離島では全壊・半壊の建物 が90%以上に達するなど甚大な被害が発 生した。両国からの要請に基づき、日本 は7月10日にセントビンセントおよび・ グレナディーン諸島に、7月22日にグレ ナダに対し緊急援助物資の供与を行っ た。いずれも機構の拠点がない国であっ たが、現地日本大使館とも連携し、迅速 な支援を実現したことで先方政府から感 謝の意が表された。また、ハリケーン・ ベリルは、7月3日にジャマイカを襲 い、死傷者を含む多数の被災者と物的被 害 (公共施設や農作物等) が発生した が、7月15日にテント等の緊急援助物資 の引渡しを行い、ジャマイカ外務・貿易 大臣や地方政府・開発大臣等政府要人の みならず、現地メディアからも迅速な支 援に深い感謝の意が表された。
- ・ キューバには、2024年10月20日にハリケーン・オスカルが、続く11月6日にはハリケーン・ラファエルが直撃し、首都ハバナを含む全国で広範囲に及ぶ被害を出した。また、10日には東部グランマ県を中心にマグニチュード6.7の

強い地震が発生し、余震も5,000回以上 余震が続いた。これらの災害に対し、日本大使館と共に迅速に対応し、先方要請から2週間で物資を輸送し、引渡式を実施した。引渡式の様子はテレビ、ラジオ、新聞など各種メディアにて報道されたほか、11月20日に行われた日本大使の信任状捧呈式において、キューバ大統領から直接大使に感謝が述べられるなど外交的にも非常に大きなインパクトがあった。

- ハリケーン・サラは、2024年11 月 14 日夜にホンジュラスに上陸し、11 月17日まで続いた大雨と併せて死者6 名、避難者1万6千人以上、被災者数24 万人以上の甚大な被害が発生した。この 状況に対し、11月18日夜にホンジュラ ス政府から正式要請が出された後、機構 内外の関係各所との不断の調整により、 21 日午前中には緊急支援物資がマイアミ からホンジュラスに到着。同日午後には 外務副大臣、駐ホンジュラス日本大使臨 席の下引渡式が行われ、翌22日には大使 が参加する形で被災者に物資が配布され た。過去に例を見ない迅速な物資の供与 に対し、ホンジュラス政府からは、大統 領、外務大臣、インフラ交通大臣をはじ めとする政府要人から深い感謝の意が表 された。また、現地メディアは22日の物 資供与をライブ中継するなど、日本の支 援が大々的に取り上げられることとなっ
- グアテマラ「移民送金を通じた 金融包摂推進アドバイザー」(技術協力) の経験を USAID や IDB に共有し、移民送 出の要因である貧困削減への取組におけ るインパクト拡大に取り組んだ。
- (2) 事業上の課題及び対応方針 国際政治情勢や国政選挙による影響が生 じ、要請発出、国際約束や合意文書等の 承認プロセスが長期化する国が多く、迅

速な案件形成や実施促進に影響が及ぶことが多々生じている。これらの動向を注視しながら相手国政府との対話を行うとともに、外務省や現地日本大使館、さらには各国の在京大使館にも働きかけを行い、相手国内の手続きの迅速化を目指す。

No.5 オアフリカ地域

(1) 業務実績

- 機構の協力を中心とするオファ ー型協力案件が承諾【①③】: 2024 年 4 月に行われた上川外務大臣(当時)とマ ダガスカル大統領及び外相との会談並び に同年8月の両国外相会談において、新 たな開発協力大綱において掲げられたオ ファー型協力を活用することで一致し た。その後、同年10月には、「トアマシ ナ市上水道システム拡張及び改善計画」 (無償資金協力) が本オファー型協力に 基づく案件として承諾された。上記外相 会談では、本オファー型協力の一部を成 す、鉱業分野の人材育成の重要性につい ても言及されており、「鉱業分野人材育成 に係る基礎情報収集・確認調査」を経 て、技能訓練に必要な機材整備を行う無 償資金協力を形成した。
- ◎ TICAD9 に向けた日本政府の政策等に貢献【①②③④】: 2025 年8月に予定されている TICAD9 にて発表が見込まれる「日本の取組」(TICAD9より3年間の官民による行動計画・数値目標などの一覧)の検討・議論に資するべく、機構による新たなアフリカ開発イニシアティブ・構想・数値目標等の取組(案)を2024年6月に外務省に提出。10回にわたる勉強会を外務省と開催し、TICAD 閣僚会合(2024年8月東京)におけるテーマ(Co-create innovative solutions with Africa)や成果に関する検討・議論に貢献するとともに、同会合及び国内外での議論等を踏まえた改定(案)を2025年2

月に提出し、TICAD9「日本の取組」の検討・議論に継続的に貢献した。また、TICAD 閣僚会合では、セッション3「経済」を外務省、JETRO、UNDPと共催し、スタートアップ支援やイノベーション推進に関するアフリカ各国閣僚や民間セクターとの議論を推進し、成果文書である「合同コミュニケ」の採択に貢献した。さらに、「アフリカー日本ユースドライブ」「模擬アフリカ連合」という「若者」をテーマ・主要参加者とするイベントをUNDPなどの他機関と共に開催。両イベントはTICAD 閣僚会合における「若者・女性」に関する議論を推進し、成果文書である「合同コミュニケ」の採択に貢献した。

◎ TICAD 開始後30年に亘る協力の成果を確認・発信【②③】:TICAD30周年を機にこれまでのTICADの取組を包括的に調査し、成果、社会への影響、課題等を取りまとめた。こうした調査を通じ、定性・定量的な実績を可視化するとともに、今後機構が目指すべき方針をまとめた。加えて、調査はアフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD:African Union

Development Agency)と共同で実施することで、アフリカ側の視点を取り込むとともに、アフリカと共に今後もTICADを実施する意義を強調した。具体的には、TICADにて日本の取組に位置付けられている様々な事業で以下のとおり成果を出している。

- ・ 農業分野ではアフリカ稲作振興 のための共同体 (CARD: Coalition for African Rice Development) を通じコメ の生産性が平均 1.69 倍となった。
- ・ 教育分野ではみんなの学校プロジェクトが10か国で展開されており、ブルキナファソで実施された 研究結果によると就学率は約7.1%pt 上昇、中退率2.4%pt 低下、教師の出席率は5.7%pt 上昇といった効果がみられる。

・ インフラ開発では、北部回廊と 西アフリカ成長リングの開発を通じ、輸送コストの削減と滞在時間の短縮により、道路輸送量と港湾取扱量が増加している。加えて、通関手続きを簡素化するワン・ストップ・ボーダー・ポスト

(OSBP: One Stop Border Post)の取組を通じ通関・通過時間の短縮、貿易量の増加、歳入徴収の改善、国境沿い機関間の連携の改善が行われ、AUDA-NEPADが進めるアフリカ・インフラ開発プログラム(PIDA)への協力を通じ港の混雑緩和、荷役作業の改善、顧客サービスの管理と強化、当局間の協力の改善がみられる。

- ・ アフリカ・カイゼン・イニシア ティブ (AKI) は TICAD6 で発表され取り 組んできたものであり、この活動を通 じ、生産性が 64%向上し、5S スコアが 54.8%向上し、不良率が 56.4%減少した。 また、リードタイムが 38.1%向上し、コ ストが約 20.9%削減された。
- のアフリカ企業の育成を支援【②】:機構 と AUDA-NEPAD が連携して実施している Home Grown Solutions アクセラレーター プログラムは、2024年に第4バッチを展 開。新たに Alumni 企業支援が加わり、 Alumni2 社と新規企業8社の支援を実 施。同プログラムによる支援企業は、累 計36社となった。2025年1月にまとめ られた統計では、4年間でプログラム実 施以降に対応した患者数1,300万人、プ ログラム実施以降に雇用した従業員数 1,380人、プログラム実施以降の追加資 金調達額4,600万ドルとなり、プログラ ム実施以降の合計売上高は2.2億ドルに 上るなど、これまでの支援により多くの 企業・人員が裨益している。
- ◎ アフリカの角地域の地域共同体 「政府間開発機構」との初の連携事業に

より法の支配を推進【②③】: 2025年2 月に、アフリカの角地域の地域共同体 IGAD (政府間開発機構) との間で初とな る連携事業として、IGAD 加盟国の法務官 等に対するビジネスと人権に関する能力 強化研修を実施した。IGAD 加盟国から、 合計 18 名が参加。また、UNDP から講師 が参加。日本からアジア経済研究所、NGO Diamond for Peace、ことのは総合法律事 務所等の様々なバックグラウンドを持っ た講師が参加し、ケーススタディ、ワー クショップ等を通して、相互に学びあう ネットワークを構築する機会となった。 IGAD との連携強化及び研修実施能力の強 化に貢献するものであり、TICAD8にて掲 げられている「平和と安定」にも資する 取組となる。

南アフリカ共和国初の海外投融 資案件「グリーンファイナンス推進事 業」の形成を通じ再生可能エネルギーの 普及に貢献【①②】:機構は、2024年9 月に「グリーンファイナンス推進事業」 (海外投融資) の融資契約に調印した。 本事業は、南アフリカ共和国を拠点とす る政府系開発金融機関である南部アフリ カ開発銀行(DBSA)に対して融資を行 い、南アフリカ共和国内における再生可 能エネルギー事業を中心としたインフラ 事業等に対する融資を推進することで、 同国におけるグリーンファイナンスの拡 充を進めるもの。機構による融資が民間 銀行にとってのリスク低減につながり、 三井住友銀行 (SMBC) グループも協調融 資先として参画した。本事業を通じて温 室効果ガスの排出量削減が期待されるほ か、日本政府の「2050年カーボン・ニュ ートラルに伴うグリーン成長戦略」にも 貢献する。

ABE イニシアティブに係るコミットメントを1年前倒しで達成【①②③④】: 長期研修プログラム「アフリカの若

者のための産業人材育成イニシアティ ブ」(通称 ABE イニシアティブ) は、各 TICAD で打ち出されるコミットメントに 基づき、2013年より事業を展開。2019年 の TICAD7 で打ち出された最新のコミット メントは「6年間で3,000人の産業人材 育成」(通称 ABE3.0) であったが、アフ リカ各国での理解促進、インターンを受 け入れる本邦企業の開拓等の努力を継続 し、2024年7月に機構育成分の1,200名 を達成した。残り1,800名は、一般財団 法人海外産業人材育成協会 (AOTS) が担 当であるが、これも達成されており、達 成期限まで1年を残してコミットメント を達成した。これまで実績を積み上げた ABEイニシアティブは、アフリカ各国だ けでなく、ビジネスにおける日本とアフ リカの架け橋として、ABE 生を活用する 日本企業からも高く評価されており、今 後も継続が期待されている。

故安倍晋三首相の名前が冠され た日本・コートジボワール友好交差点が 完工【③④】: コートジボワール「日本・ コートジボワール友好交差点改善計画」 (無償資金協力) が 2024 年 11 月に完 工。同案件は、日本の総理大臣として初 めてコートジボワールを公式訪問した安 倍元総理とウワタラ大統領による 2014 年 の首脳会談を機に実現した事業であり、 日本とコートジボワールの協力の象徴と なっていることから、建設された交差点 は、ウワタラ大統領により「安倍晋三/ 日本・コートジボワール友好交差点」と 名付けられた。本事業はコートジボワー ル政府から高い評価を受けており、2024 年8月の開通式では、副大統領以下多く の閣僚が参加し、安倍元総理と岸田元総 理の写真が掲載された垂れ幕が飾られ、 さらにその様子が数日間にわたりメディ アで報道された。

 \bigcirc 「第二次テマ交差点改良計画」 の開通式が現地で広く報道【①③④】: 2024年12月に、ガーナ「第二次テマ交 差点改良計画」(無償資金協力) 開通式を 開催。ガーナ側からは、大統領をはじめ 多数の政府高官が参加。式典は、ガーナ 国営放送局で生中継され、大統領から日 本に対する深い謝意が表明されたほか、 橋台に施されたウォールペイントには両 国国旗が描かれるなど、両国の友好関係 が一層深まる契機となった。そのほかに も、現地では、貿易円滑化や近隣の経済 活性化につながるものとして注目を集 め、10 社以上の報道機関に採り上げられ た。本事業の完成により、交差点通過に 約16分要していた通行時間が2分以内に 短縮され、貨物・旅客量が約2倍以上に 増加することが期待され、西アフリカ成 長リングの回廊開発を通じて西アフリカ 地域の連結性強化に貢献する。また、本 事業では、橋梁部に門型鋼製橋脚と鋼少 数鈑桁の上下部剛結構造が採用されたほ か、塗装寿命延長鋼が採用されるなど、 多くの本邦技術が採用され、維持管理コ ストの低減と構造物の長寿命化、周辺環 境への影響低減等を実現した。

◎ 紛争下にあるスーダンに対して 「人道・開発・平和の連携(HDP ネクサ ス)」推進を支援【①②③】: 2023 年 4 月 からの紛争が継続し、世界最大の避難民 危機、食糧危機が発生しているスーダン において、既存の協力の枠組や成果を活 かしながら、医療物資の調達・配布支援 等、緊急度の高い人道支援ニーズにも対 応する支援や、平和構築や復興に向けて 若者や国内避難民を包摂した活動を実 施。また、科学技術協力で長く協力関係 のある鳥取大学とカイロに避難している ハルツーム大学学生等とをつないだセミ ナーを開催。加えて、国連世界食糧計画 (WFP: United Nations World Food Programme) との連携による乾燥に強い小 麦品種の導入支援に向けた国際機関連携 無償の G/A を 2025 年 2 月 21 日に締結し た

機構の取組に賛同しスズキ社が 資機材を寄贈【②】:機構が1980年代か ら支援してきたコンゴ民主共和国の国立 職業訓練機構 (INPP) に対し、スズキ社 から訓練用資機材として、中古車3台、 関連部品、特殊工具一式が寄贈された。 2024年4月には、寄贈記念式典及び自動 車整備の重要性に関する特別講義が開催 されたほか、スズキ社のインドの現地法 人であるマルチ・スズキ・インディア社 から事業紹介やデジタル技術を用いたア フターセールスサービスの取組について 紹介がなされ、雇用・労働大臣や INPP 総 裁から繰り返し謝辞が述べられた。寄贈 された車両は INPP の自動車整備の演習等 に活用されている。

地域おこし協力隊×JICA海外協 力隊が大学院修士課程期間中に実現【② ⑤】:機構と慶應義塾大学 SFC 研究所と新 潟県三条市は、2024年8月に連携協定を 締結し、「JICA 地域おこし研究員プログ ラム」を共同で実施することに合意し た。同プログラムは、JICA 海外協力隊と しての活動の前後に、地域おこし協力隊 としての活動を組み合わせるとともに、 これらの活動を研究として位置付けて慶 應義塾大学大学院政策・メディア研究科 での修士号も取得できる全国初の試み。 地域おこし協力隊の活動は新潟県三条 市、JICA海外協力隊の活動はまずはガー ナ国におけるコミュニティ開発分野を想 定。これにより、三条市での経験やネッ トワークを活用してガーナで協力活動を 行うだけでなく、ガーナで培った経験や ネットワークを三条市における地域おこ し協力隊の活動に活かすといった相乗効 果が期待される。また、これに先立ち、 2024年11月に新潟県三条市ソーシャル

ファームさんじょう柴山代表、慶応義塾 大学玉村教授、機構アフリカ部にて合同 ミッションをガーナに派遣し、海外協力 隊の活動内容について検討した。既に 2025年1月より学生2名が三条市の地域 おこし協力隊としての活動を開始してお り、2026 年春から JICA 海外協力隊とし て活動予定。日本社会への環流を予め組 み込んだ連携派遣事業として、将来的に は他地域にも広げていくことが期待され る試みである。また、ガーナ×新潟県三 条市の連携を含む形で、2025年3月には アフリカ地域 (広域) 日本の地方部との 連携によるアフリカ人材受入・育成のた めの情報収集・確認調査を開始し、両国 出身の若年層の日本での就業可能性検討 や日本の地方との持続的な交流・人材育 成に係る持続的な連携可能性について調 查予定。

◎ マダガスカル初の特定技能外国 人の送り出しを支援【②⑤】:マダガスカルからは、これまで日本への特定技能外 国人の送り出し実績はなかったが、機構 による候補者選定から必要資格取得、受 入企業開拓、送り出しの支援により、初 の特定技能外国人の送り出しを実現。マ ダガスカル政府側も、大統領府のリーダ ーシップの下、関係 4 省庁が参加するタ スクフォースを組み、マダガスカル側送 り出し手続きをプロアクティブに推進し た。同国人材は受入企業からも高く評価 されており、更なる人材の送り出しへの 期待が寄せられている。

◎ ガーナ大学における JICA チェアを受講者が高く評価【②③④】: ガーナ大学アジア研究センター (Centre for Asia Studies) と共催で、2週間の短期集中コースとして JICA チェアを実施。政策研究大学院大学 (GRIPS) の大野泉教授や、京都大学の高橋基樹教授による講義や、一橋大学の米倉教授の協力も得て実施。こ

れら講義に加え、放送大学のビデオ視聴をプログラムに組み込み、ガーナ大学アジア研究センター長が視聴前後に解説や補足説明を行うなど、受講者との対話を重視する形式が保たれ、要所で日本人講師による講義を配置することで、受講者の満足度が非常に高く、5段階評価で平均4.8のスコアを得た。

カメルーンでの成果が西部アフ リカに展開中【③】: カメルーン「プロジ ェクト包括的 BDS 提供システムの展開を 通じた企業競争力強化プロジェクト」(技 術協力プロジェクト)では、カイゼンを 指導するカメルーンの民間コンサルタン トの育成を通じて、中小企業への効率的 かつ効果的な経営支援サービスの提供に 資する Business to Business を推進して いる。また、2024年10月から11月にか けて、中西部アフリカ8か国(ブルキナ ファソ、コートジボワール、セネガル、 ガボン、コンゴブラザビル、チャド、コ ンゴ民主共和国、ニジェール) へのオン ライン広域研修が実施された。2025年7 月には、上述研修の上位成績優秀者を選 抜しカメルーン現地での研修に参加いた だくことで、民間セクターとの連携も含 めた成果が広域に展開されることが期待 される。

● セネガル日本職業訓練校に対する40年にわたる協力が高く評価【③ ④】: セネガル日本職業訓練校は、1984年に無償資金協力で建設を支援し、その後も様々な支援を通じて、運営を支援してきた。その結果、40年間に亘り国内と域内の人材育成に貢献。これまで7,000人以上の生徒を育成したほか、1999年からは、仏語圏アフリカ諸国を対象とした研修の受入機関となり、これまで19か国から累計1,037名が参加した。2024年10月に同校の40周年記念式典が開催され、機構理事長、ソンコ首相、職業訓練大 臣、駐セネガル日本大使らが臨席。ソン コ首相からは、同校を通じた機構の取組 に対する高い評価がなされ、今後も職業 訓練も含む様々な分野における協力に高 い期待が示された。

カイゼンを通じた現地企業の育 成に加え、日本企業とのマッチングも促 進【②】: ザンビアの重点産業の一つであ る製造業を中心に現地零細・中小企業 30 社を選定し、カイゼンを含む BDS を通じ た能力強化プログラムを実施。ピッチイ ベントを経て選定した5社を対象に今 後、本邦ビジネスツアー及び機材整備を 予定。また、ザンビアでは初となる日系 企業向けビジネススタディツアーを開催 (日系企業5社7名が参加)。企業視察や 同プログラム参加企業を含めたネットワ ーキングディナー等を行い、事務所の有 する現地ネットワークを活かした内容に 高評価を得た。参加企業が ABE イニシア ティブ卒業生を通じた肥料登録、現地農 園での商品トライアルなど、事業化に向 けた具体的な成果にも繋がった。

大学/若者の力によりアフリカ開 発における変革・ビジネス・イノベーシ ョンを推進【②】: 2024年5月、8月、12 月、2025年3月の4回、機構とUNDP は、上智大学(2024年5月)、長岡科学 技術大学(2024年8月)、慶應義塾大学 (2024年12月)、広島大学 (2025年3 月) との共催にて、各大学が取り組むア フリカに関する教育研究の強みをベース としたアフリカ開発における変革・ビジ ネス・イノベーションに関するイベント 「AFRI CONVERSE (アフリコンバース)」 を開催し、大学生を中心とする「若者」 にアピールするとともに、アフリカ開発 におけるアカデミアとの連携の推進に貢 献した。その結果、2025年2月には、慶 應義塾大学大学院の教授及び学生が現地 企業等の調査のためタンザニア、ケニア

を訪問し、調査の結果を踏まえたビジネ スプランの発表を行うなど、具体的な取 組に繋がっている。

広域案件形成の仕組みづくりを 通じ、AU が目指す地域統合/地域連結性 の促進と JICA グローバル・アジェンダ、 クラスター戦略の推進に貢献【①②】:中 西部アフリカでは、2022年から定期的に 機構の海外拠点の間で広域案件形成会議 を開催している。2024年は目的・成果を 参加者の間でより明確に共有するために クラスターごとに主管事務所を定め分科 会を設定、分科会及び広域案件形成会議 に係る TOR を作成しプラットフォーム化 を実施し、6件の広域案件形成と5件の 広域関連活動を実施した。これらの広域 案件・活動を通じ、地域の共通課題解決 に貢献するとともに、域内人材のネット ワークの形成を通じ、地域統合、地域連 結性の促進に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針 複合的危機の影響を最も深刻に受けてい るアフリカ地域において、2024年度はス ーダンやサヘル地域等の内紛、コンゴ民 主共和国東部地域における治安悪化や各 国の政権交代などの影響もあり、アフリ カ地域内の安定化に向けた協力の重要性 が更に増している。これらニーズに対応 するため、従来の二国間協力に加え、ア フリカ連合委員会 (AUC: African Union Commission) が掲げる AU 大陸アジェンダ への協力を AUDA-NEPAD やアフリカ大陸自 由貿易圏 (AfCFTA: the African Continental Free Trade Area) 連携協定 事務局等の AU 関連機関と進めることで、 TICAD8 における公約の着実な達成に貢献 し、域内における日本・機構のプレゼン スの向上に貢献し、さらには日本企業や 他ドナー等との連携事業の追求や外部資 金の動員を目指す。

No.5 カ 中東・欧州地域

(1) 業務実績

ウクライナへの支援を大規模に 推進【②③④】:「緊急復旧計画フェーズ 2」及び「同フェーズ3」を中心としたハ ード面の協力に加え、総額で200億円を 超える規模で様々な技術協力を実施。特 に、地雷除去機の供与を通じた地雷対 策・不発弾処理対策やがれき処理や電力 設備復旧をはじめとする復旧プロセスに おいて、日本の知見・技術、さらにはカ ンボジアの地雷除去機関等、長年来のパ ートナーの知見・経験を活用しつつ成果 を発現。岩屋外務大臣が現地に訪問した 際にゼレンスキー大統領から謝意が述べ られたほか、スヴィリデンコ副首相来日 時の要人面談、経団連や JETRO によるイ ベント等の場で感謝を述べられるなど、 ウクライナ側から高い評価を受けてい る。また、帰国困難となったウクライナ 避難民の日本での自立支援のため、民間 企業等から寄附金を集め、研修プログラ ムの提供や、ウクライナでのビジネスに 関心を寄せる日本企業13社とのジョブ・ マッチングイベントを実現。これら企業 によるインターン受け入れを支援した。 日本に滞在するウクライナ避難民が、将 来帰国した際に日本での経験を活かして ウクライナの復旧復興に貢献する人材と して活躍することを企図している。

◎ 日本企業との協働によりウクライナの復興に貢献【①②③】:機構は、ウクライナの復興・復旧に資するビジネスの展開支援を目的とした「ウクライナ・ビジネス支援事業」を開始。ウクライナ復興へのビジネスを通じた貢献に意欲を有する日本企業14社との連携によりウクライナの復興に貢献するものであり、ウクライナ側のパートナーとなるローカル企業の選定支援やビジネスプラン策定支援を開始した。2024年2月に東京にて開

催された日・ウクライナ経済復興推進会 議を踏まえた取組であり、両国の民間企 業間の連携も促進する。

- 地政学的危機の影響を受けるエ ジプトの経済強じん化に貢献【①③】:機 構は、2025年1月にエジプト「民間セク ター開発及び経済多角化支援のための開 発政策借款」のL/A に調印した。本事業 は、ウクライナ危機やスーダン・パレス チナ等周辺国・地域の影響を受けている エジプトに対し、民間投資促進及びグリ ーン経済の推進を支援するものであり、 同国の経済強じん化・社会経済の安定に 貢献する。本事業は、TICAD8 において表 明した「アフリカの民間セクター開発の ための共同イニシアティブ」第5フェー ズ (EPSA5) に貢献するものであるほか、 2023年12月の両国首脳ワーキングディ ナーにて実施を表明されたもの。
- 「トルコ南東部を震源とする地 震」からの復興を支援【①③】:機構は、 2024年4月にトルコ「緊急震災復興事 業」(円借款) の L/A に調印した。本事業 は、2023年2月に発生した「トルコ南東 部を震源とする地震」により壊滅的な被 害を受けた被災地の上下水道等基盤イン フラ施設や地方住宅、救急ステーション の修復・新設を行い、被災地住民の生活 の安定を図り、被災地の持続的な社会・ 経済成長に寄与するものであり、2023年 7月に行われた両国首脳による電話会談 で日本側から表明した支援を具体化する ものである。また、震災からの復興過程 にある中小零細企業を支援するトルコ中 小企業開発機構に対し、東日本大震災か らの復興経験を共有するため、本邦に招 へいし、仙台や陸前高田への視察や講 義、意見交換等を実施し、東日本大震災 後の日本の中小零細企業支援の経験や教 訓を共有。被災企業訪問も行った。トル コ側からは、日本の被災企業や中小機構

の経験をトルコでも活用していきたいという声や、トルコの被災地の10年後をイメージでき励みになったという声が聞かれた。

0 トルコ初の海外投融資により被 災した中小零細企業や女性が経営する中 小零細企業を支援【①②】:機構は、2024 年11月にトルコ「地方中小零細企業支援 事業」(海外投融資)の融資契約を調印し た。本事業は、トルコの地場商業銀行で あるシェケル銀行への融資を通じ、同国 における中小零細企業の金融アクセスの 改善を図り、もって同国の地方部におけ る中小零細企業の金融アクセスの向上、 雇用維持・拡大、都市部と地方部との経 済格差の改善に寄与するもの。2023年2 月の「トルコ南東部を震源とする地震」 で被害を受けた地域を含む地方部の中小 零細企業や、女性が経営する地方部の中 小零細企業等に向けた融資として転貸さ れる。本事業は、トルコに対する初の海 外投融資であり、オランダ開発金融公庫 及びフランス海外経済協力振興会社 (Proparco) との協調融資。「2X チャレ

(Proparco) との協調融資。「2X チャレンジ: 女性のためのファイナンス」にも 貢献する。

◎ 機構が支援する大エジプト博物館のメインギャラリーが開館【③】: 2024年10月、機構が支援する大エジプト博物館(Grand Egyptian Museum: GEM)のメインギャラリーの一般公開が試験的に開始された。機構は、円借款による大エジプト博物館の建設支援、展示する遺物のデータ管理・保存及び修復支援、博物館の展示・運営計画の作成支援、開館後の博物館マネジメント支援等、様々な支援を実施してきた。古代エジプトの遺物を展示する博物館は、日本においても関心が高く、メインギャラリーの試験的開館は日本のメディアでも多く採り上げられた。

◎ 「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を拡大【①③】:長期研修プログラム「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(JISR)」は、2017年度に受入れを開始し、ヨルダンやレバノンに避難したシリア難民を対象として実施してきた。今般、日本政府、トルコ政府、国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees) と協議・調整した結果、トルコに居住するシリア難民も対象に追加することとなり、2024年12月にUNHCRと本件に係る合意文書を締結し、2025年2月に選考を開始した。トルコは最も多くのシリア難民を抱える国であることから、本取組は、トルコに居住するシリア難民の高等教育ニーズに対応したもの。なお、本取組は、第2回グローバル難民フォーラムにおける日本政府のプレッジ「難民・避難民を対象とした日本の大学における高等教育機会提供」に貢献する。

- ◎ 日本の技術も活用し環境規制に合致した高品質の石油製品の精製を支援【①③】: 2024年11月に機構はイラク「バスラ製油所改良事業(第六期)」(円借款)のL/Aを調印した。本事業は、流動性接触分解装置(FCC)を含むFCCコンプレックスを新設することにより、高品質石油製品の生産性向上を通して、石油製品の品質向上と需給ギャップの縮小、環境負荷の低減及び関連技術の移転を図り、もってイラクの経済・社会復興に寄与するもの。
- ◎ ガザ地区に対する人道支援等を 実施【②③】:人道支援が必要な状況となっているパレスチナ・ガザ地区に対し、 2024年4月末にエジプトで調達した食料 キットをラファハ検問所より搬入。ま た、2025年2月にはヨルダン川西岸地区

で調達した追加の食料キットをイスラエ ルの検問所より搬入した。3月にはガザ 地区内でのホットミールの提供(炊き出 し)も実施した。配布時には、従来から 同地において協力を実施してきた母子手 帳を活用した栄養指導も実施した。さら に、エジプトでガザ向け支援物資の窓口 機関となっているエジプト赤新月社に対 し、2023年度に続き2025年2月、物資 の運搬、搬入能力向上のためフォークリ フトの供与を実施したほか、現地帰国研 修員同窓会と協力し、食料キット等の配 布及び2024年9月のポリオキャンペーン へのボランティア協力も実施した。加え て、2025年3月には、緊急復旧に必要な 資機材等を供与する無償資金協力「緊急 復旧計画」に係る G/A を締結した。ガザ 地区での軍事衝突等を受け、治安情勢が 悪化しているヨルダン川西岸地区の難民 キャンプ等に対しては、食料キットやイ ンフラ資機材等の供与を実施した。

0 公務員幹部候補生を育成する国 立行政学院を通じて知日派・親日派を育 成【②③】: チュニジアにおいて、多くの 行政官・政治家を輩出している国立行政 学院(ENA)を対象とし、「産業発展及び 日本的経営」、チュニジアでは在チュニジ ア日本大使が講師となる日本の外交史等 の講義を実施。講師との活発な意見交換 が行われ、将来の公務員幹部となる層に おける日本への関心が高まった。その結 果、ENA の学生により、JICA チェアの実 施に係る調整等を行う「ジャパンクラ ブ」が立ち上げられた。これら取組を踏 まえ、日本・チュニジア両国の ENA (日 本は人事院) 間の関係強化を図るべく、 本邦への研修を実施。2024年度はチュニ ジアから2名のENA 学生が訪日したほ か、2025年度には ENA 幹部向けに国別研 修を実施予定であり、日本の行政管理制 度(人事含む)・行政能力強化手法を中心 とする開発経験の知見を共有すること

で、チュニジアの将来のリーダー層・行 政官育成能力の強化が期待される。 JICA チェアによる日本研究の促 進により知日派の育成に貢献【②④】: 2024年5月に、トルコのアンカラ及びイ スタンブールにおいて、機構の北岡特別 顧問による「明治維新と日本・トルコ関 係」「明治維新―日本近代化の原点」につ いての特別講義を開催。トルコの日本研 究の第一人者であるボアジチ大学名誉教 授、中東工科大学国際関係学部助教授、

- チャナッカレ大学教育学部日本語教育学 科教授等、トルコのアカデミアから高い 評価を得た。また、トルコの若手の日本 研究者の参加も得て JICA チェアを展開す ることにより、トルコにおける日本研究 を促進し、将来の知日派の育成にも貢献 するもの。
- 日本政府の「西バルカン協力イ ニシアティブ」に基づき、防災、中小企 業振興、環境等の課題への各種支援を実 施した。中小企業振興分野では中小企業 向けのメンター制度構築支援の一環とし て、各国の進捗に応じて、メンターを育 成するためのトレーナーにもトレーニン グを実施し、自立的なメンター制度の構 築を進めた。防災・環境分野では森林火 災への対策として、国家森林火災情報シ ステム (NFFIS) の構築と生態系を活用し た防災・減災 (Eco-DRR) による災害リス クの削減に係る能力強化を行っており、 COP29 のサイドイベントで北マケドニア とモンテネグロのカウンターパートがプ ロジェクトによる森林火災の取組につい て発信した。
- (2) 事業上の課題及び対応方針 2023年10月7日に発生したイスラエル と武装組織ハマス等との衝突に代表され るように、地政学的に不安定な中東地域 では、治安状況が急激に悪化し、長期化

する可能性がある。各国情勢の情報収集 と分析、事業計画の策定を進めるととも に、邦人の渡航が難しい場合には本邦研 修、周辺国における第三国研修、他ドナ ーや国際機関との連携等を効果的に組み 合わせつつ支援を展開する。また、各種 援助手法を柔軟に活用し、危機に対して も迅速かつ機動的に対応する。パレスチ ナ及び周辺国については、恒久的な停戦 に向けて人道支援を継続するとともに復 旧・復興フェーズへの移行に備えて国際 機関、他援助機関などと密な連携を深 め、支援内容を整理・準備する。特に、 エジプト、ヨルダン等周辺国に関して は、これまでの機構の支援で培った良好 な関係やネットワークを活用し、パレス チナを支える周辺国としてのニーズの把 握やパレスチナ支援での連携を目指す。 また、湾岸諸国や「パレスチナ開発のた めの東アジア協力促進会合」(CEAPAD) と の連携にも取り組む。 欧州地域においても、ウクライナではロ シアによる侵略は長期化し、電力、交 通、教育、保健医療、住宅、農業等の多 分野・広地域にわたる甚大な被害を受け ると同時に、被害の少ない西部では復興 に向けて民間投資の需要が高まってい る。これまで以上にウクライナ政府や他 援助機関との連携を促進するとともに、 日本の民間企業への情報提供や連携事業 推進のための案件形成、寄附金事業を活 用した産業人材育成などの支援を推進す る。また、震災の影響が残るトルコにお いても、被災地の復旧・復興ニーズのみ ならず、トルコ全体として更なる経済成 長に向けた開発のニーズが高い。 機構の各種援助手法を活用しつつ、また 他援助機関と協働体制を構築しながら、 平時の対応によらない、柔軟かつ迅速な 取組を引き続き推進するとともに、より 良い復興 (Build Back Better: BBB) を 目指しインフラ整備や制度強化のための 支援を検討する。難民や国内避難民の多

 ,
い同地域における社会的弱者・若者等の
脆弱層や女性・平和・安全保障(WPS)の
視点に立った取組を推進する。円借款事
業については中進国に対する供与を促進
し、当地域における高い開発と成長ニー
ズに応える。

4. その他参考情報

特になし。

中期目標	中期計画	年度計画
中期目標:3. (5)	中期計画: 2. (1) ⑤	年度計画
中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (5) 地域の重点取組
(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参		
照。		

1. 当事務及び事業に関する	基本情報		
No. 6	JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
		条文など)	
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、
	の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098
	で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (ア	ウトカム) 情	報						②主要なインプット情報	(財務情報及び人	人員に
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		2022 年度	2023
【指標 6-1】JICA 開発大 学院連携・JICA チェアを 通じた親日派・知日派人 材の育成数	6,500人	1,300人9	1,819人	2,056人	2, 439 人	人	人	予算額(百万円)	9, 132	8, 62
								決算額(百万円)	8, 819	8, 1
								経常費用(百万円)	8, 511	8, 60
								経常利益(百万円)	△19, 867	△60
								行政コスト (百万円)	8, 511	8, 66
								従事人員数	73	73

②主要なインプット情報(財務情報及び人	員に関する情	報)		
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額(百万円)					
	9, 132	8, 627	8, 691		
決算額 (百万円)	8, 819	8, 150	7, 654		
経常費用(百万円)	8, 511	8,662	8, 153		
経常利益(百万円)	△19, 867	△665	△581		
行政コスト (百万円)	8, 511	8,662	8, 153		
従事人員数	73	73	74		

. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績	大年度評価に係る自己評価及び主務大臣に。	よる評価					
別添)中期目標、中期計画、年度計画							
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
	業務実績	自己評価					
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A			
(定量的指標及び実績は 2.①参照)	No.6-1 JICA 開発大学院連携による留学	評定: A	<評定に至った理由>				
	生の来日 (及び帰国後の成果)	評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げてい	定量指標1項目の達成度が目標値の120%以	上となっており、年度計画において予算			
<その他の指標>		ることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、質的な成	されていた取組を着実に実施するとともに、	以下のとおり定性的に高い成果が得ら			
【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェ	員が「東北大学国際功労賞」を受賞【②	果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を	れており、かつ、重要度が「高」とされてい	いる中、中期計画における所期の目標を			
ア等を通じた育成人材との継続的な関係維	④】: ABE イニシアティブにより訪日し、	上回ると判断されることから、当該事業年度におけ	上回る成果が得られていると認められるこ	とから、「A」評価とする。			
持・発展に資する取組の促進状況	東北大学大学院を2019年に修了したペロ	る中期計画の所期の目標を上回る成果が得られてい					
	ノミ・モイロア氏が「東北大学国際功労	ると認められるため。	(定量的指標)				
	賞」を受賞した。同氏は、東北大修了後		【指標 6-1】において、達成度が目標値の 1	20%以上となっており、着実に目標を遺			
	の 2022 年に、AI スタートアップ企業で	<課題と対応>	成している。				
	ある「Lelapa.ai」を設立。Lelapa.ai	(1) 前年度評価時指摘事項					
	は、多くの言語が使用されるアフリカに	受入留学生の多様化や受入大学の拡大に伴い、帰国	(定性的実績)				
	おいて、話し言葉を即座に書き起こして	留学生との戦略的な繋がりの維持・発展のための方	ア JICA 開発大学院連携による留学生の来	日(及び帰国後の成果)			
	分析することで理解を支援し、話者のニ	策強化がなされることを期待する。	・モンゴルにおいて、人材育成奨学計画(〕	DS) 等を通じて日本に留学した帰国研			
	ュアンスを踏まえたチャットボットとの		生3名が、2024年6月の総選挙で国会議員	に当選し、そのうち1名が国会の政策3			
1	会話へのシームレスな統合を実現する技	(2) 対応	案において要職を担っていることは、対モ、	ンゴル協力による人材育成の成果であ			

⁹ 各年度の目標値は、第 5 期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値 6,500 人を達成する予定。

術を提供している。同技術を通じてアフリカの多言語文化の価値を維持しながら、言語による域内統合を目指していくもの。また、同氏は、雑誌「TIME」の特集である「TIME100/AI」において、人工知能分野で世界をリードする主要な100人の一人として選ばれた実績もあり、Bloombergにより「Economy Catalyst」にも選出されている。

帰国した留学生3名が国会議員 に当選【③】: モンゴルにおいて、人材育 成奨学計画(JDS: Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship) 及び過去の長期研修による 日本への留学から帰国した3名が2024年 6月の総選挙において、国会議員に当選 した。その内1名は、イノベーションデ ジタル政策常任委員会会長も務めてお り、現在実施中のサイバーセキュリティ に係る技術協力プロジェクトや無償資金 協力において、モンゴル側関係者を主導 する立場となっている。モンゴルにおい ては、国会予算常任委員会直下の財政安 定委員会、副首長アドバイザー、経済開 発省、モンゴル中央銀行、大蔵省、国会 大会議官房、金融監督委員会等中央省庁 等の局長、課長級の要職に就く帰国研修 生が増えており、モンゴル政府内におけ る親日派・知日派として、日本との関係 深化を推進している。

◎ 国連大学でのインターン受入が 実現【②③】: これまでの機構の留学生事業が評価され、国連大学が機構事業の留学生をインターンとして受け入れることとなった。機構の留学生事業では、大学における修士・博士課程に加え、本邦企業へのインターンを組み込んでいる。留学生事業において、様々な企業にインターン受入れに協力していただいているが、国際機関へのインターンは初めての事例となった。 本邦滞在中から、留学中の就学状況のモニタリング (面談等)、セミナー等のネットワーク作りの機会提 供等を通じて、留学生との繋がりを強化する取組を 推進している。こうした本邦滞在中のネットワーク 化を帰国後も維持・発展すべく、帰国留学生の調査 (面談等)、留学生データベースの構築、JICA チェア 等での帰国留学生との連携等の取組を推進した。 る。加えて、中央省庁における局長・課長級ポストへの帰国研修生の登用が広がる中、日本との協力案件において知日・親日的な立場から積極的に関与していることは、長年の人材協力の蓄積が制度的・政策的なレベルで結実しつつあることを示すものである。【③】

イ JICA チェア

・仏語圏アフリカで初となる日本コーナーの設立 (コートジボワール)、中央アジア における JICA チェア共創プラットフォームの設置 (タジキスタン)、そして南米に おける日本学専攻課程の新設 (アルゼンチン) など、各地域において JICA チェアの 展開を通じた知的・人的ネットワークの形成が着実に進展している。いずれの取組 も、国費留学経験者等の日本に関わりのある人材が中核となって、大学等の拠点化 や制度化を図っている点で共通しており、日本に対する理解の裾野を広げ、戦略的 対外発信を強化する上で有意義である。【②③】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

知日・親日的人材の育成に向け、留学中から帰国後に至るまでの継続的な関係構築 と状況把握、ネットワークの活用が課題である。これまでの取組をより戦略的に展 開し、我が国外交政策上の取組につなげることを期待する。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

・JICA チェア等を通じた知識協力が制度化され、単発的支援から制度的影響へと進化していることは JICA の比較優位を物語っている点として評価できる。

No. 6-2 JICA チェア

- 国会において JICA チェアを実施 し、国会議長による訪日ミッションに発 展【③】: ジンバブエ大学(375名参加) 及び国会(295名参加)で機構の北岡特 別顧問による JICA チェア「Japan's Development Journey-Best Practices and Experiences for Zimbabwe」を実施 し、日本の近代化・開発の経験を伝えた ほか、歴史的背景を踏まえた日本の外交 政策上の特徴等についても講義を行い、 中国の影響力が強いジンバブエにおい て、国会議員及び政府関係者に日本への 関心を高めた。同講義は高く評価され、 ジンバブエ国会議長もしくは外交委員長 を中心とした議員ミッションの訪日が検 討されるに至った。
- ◎ 仏語圏アフリカで初の日本研究の拠点が設立【③】: コートジボワールのフェリックス・ウフェ・ボワニ大学にて、仏語圏アフリカで初めて日本語教育、日本研究、日本との文化交流の拠点となる日本コーナー(JAPAN CORNER)が設立され、過去日本に国費留学した教授が中心となっており、今後も日本とコートジボワールの関係構築の中核として、同拠点を中心にJICAチェアを継続して実施することが期待される。
- ◎ タジク国立大学に「JICA チェア 共創プラットフォーム」が設置【③】:これまでのJICA チェア等の取組の結果、タジク国立大学にて、大統領府の承認の下「JICA チェア共創プラットフォーム」が構築された。2025年2月には、同大学内にタジキスタン側のハブ機能を担う主な拠点としてJICA チェア事務局も設置された。今後、東京財団政策研究所READJAPAN PROJECTによる書籍引渡しも行われる予定。同事務局が共創プラットフォームとしてJICA チェアの実施や二国間の

大学間交流や研究拠点となることが期待 される。

- ◎ JICA チェアをきっかけとして日本学専攻課程が開設【②③】: アルゼンチン国立ラ・プラタ大学国際関係研究所の日本研究センターとの連携でアルゼンチンにおいて初めて日本学専攻課程が設置された。これまで実施してきた JICA チェアをきっかけとしたもの。今後、同課程において JICA チェアが継続的に実施されることとなり、JICA チェアを軸に当国の日本研究者のネットワークが形成され、ラテンアメリカ・アジア・アフリカ学会との連携も進められている。
- ◎ 大統領府直轄のリーダー養成機関のカリキュラムに JICA チェアが採用【③】: エジプトの National Training Academy (NTA) は、エジプト各界でのリーダーを育成するための大統領府直轄リーダー養成機関であり、中央・地方政府機関行政官、民間セクター幹部養成向けの各種エグゼクティブ研修を実施し、各界で活躍する3万人以上の卒業生を輩出している。NTA からは以前より、日本の開発経験を学ぶ JICA チェアを、エグゼクティブ研修の中へ組み込みたい意向を示されており、今般女性リーダー養成研修の中に組み込まれたもの。
- ◎ JICA チェアにより日本の知見に 対する理解が深まり次の協力に発展【② ③】: モーリシャス大学で実施する JICA チェアは、2020 年のわかしお号座礁によ る原油流出事故を受け、日本の油防除や 環境保全の経験を踏まえた講義内容とし ており、国家災害リスク軽減管理センタ ーも巻き込み、「流出油対応に係る体制能 力強化プロジェクト」(技術協力プロジェ クト)、「沿岸域ブルーエコノミーの持続 的開発を通じたコミュニティ生計改善プ ロジェクト」(技術協力プロジェクト)、

「総合的沿岸生態系管理システム構築プ		
ロジェクト同分野の技術協力プロジェク		
ト」(技術協力プロジェクト)と連携した		
講義を行っている。一連の講義を実施し		
た結果、災害リスク軽減策や沿岸域生態		
系保全等に対する理解が深まった。		
(2) 事業上の課題及び対応方針		
受入大学の拡大及び一定の留学生数が維		
持される中、帰国留学生との戦略的な繋		
がりの維持・発展のための取組を継続す		
る必要がある。		

4. その他参考情報

特になし。

(別添)中期目標、中期計画、年度計画		
中期目標	中期計画	年度計画
中期目標:3.(6) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。	中期計画: 2. (2)	年度計画 1. (6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 ・ JICA 開発大学院連携・JICA チェアを更に推進し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。 ・ 引き続き、安倍総理(当時)が発表した目標「2,000人の留学生が学んでいる状態」を維持、増強する。 ・ また、我が国の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツの活用を促進し、JICA チェアを海外の大学等研究機関との連携を通じて推進の上、拠点数の拡大を図るとともに、安定的な実施を推進する。 ・ 加えて、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築・活用を推進する。

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
No. 7	間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献									
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補インフラシス	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条							
	テム海外展開戦略 2030	条文など)								
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、							
	強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいた	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098							
	め。									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (ア	なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 7-1】協力準備調 査、中小企業・SDGs ビジ ネス支援事業を活用した 法人・団体数	490 法人・団体	95 法人・団 体 ¹⁰	87 法人・団 体	126 法人・団 体	123 法人・団 体				予算額(百万円)	9, 155	5, 879	5, 762		
【指標 7-2】開発途上地域 の課題解決及び海外展開 につなげるためのコンサ ルテーション企業数	4,420 法人・団体	880 法人・団 体 ¹¹	1,021 法人・団 体	1,014 法人・団 体	1,240 法人・団 体				決算額(百万円)	4, 671	5, 216	5, 060		
									経常費用(百万円)	4, 172	5, 645	5, 709		
									経常利益(百万円)	△413	△1, 276	△875		
									行政コスト (百万円)	4, 172	5, 645	5, 709		
									従事人員数	151	158	158		

¹⁰ 第 5 期中期計画期間前半の制度改善を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値 490 法人・団体を達成する予定。

[□] 各年度の目標値は、第 5 期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値 4,420 法人・団体を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 (別添) 中期目標、中期計画、年度計画 主務大臣による評価 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価 <主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 (定量的指標及び実績は2.①参照) (1) 業務実績 評定:S <評定に至った理由> フィリピン初の鉄道 PPP 事業へ | 評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げてい <その他の指標> の出資により日本企業を支援【①②③】: ることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行 なし。 機構は、2024年5月にフィリピン「LRT1 政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総 号線運営維持管理改善事業 | (海外投融 務大臣決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務 資)の出資契約に調印した。本事業はマ 実績の基準について」(平成27年3月外務省)に掲 ニラ首都圏を南北に結ぶ都市旅客鉄道 げられた S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多 得られていると認められることから、「A」評価とする。 数あることから、当該事業年度における中期計画の Manila Light Rail Transit System 所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認 Line1 (LRT1 号線) の運営・保守事業を (定量的指標) められるため。 行う Light Rail Manila Corporation に、本邦企業2社と共に出資するもので おり、着実に目標を達成している。 あり、フィリピン初の鉄道 PPP 事業の実 <課題と対応> 施を支援する。また、日本企業による質 (1) 前年度評価時指摘事項 (定性的実績) の高いインフラ事業の海外進出を後押し より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による するものであり、「インフラシステム海外|開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を インフラ展開戦略 2025 (令和4年6月追 促進するため、引き続き、機構の民間企業等との連 補版)」に貢献する。さらに、輸送力増強 | 携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他 を図る「LRT1 号線増強事業(1)、(2)」 の公的機関や金融機関とも連携することを期待す ン構築支援の好例として評価される。【②④】 (円借款) や車両整備を行う「マニラ首 る。また、更なる開発インパクトの創出に向けて、 都圏大量旅客輸送システム拡張事業」(円│機構の多様な事業での民間企業の巻き込みを促進す 借款) と併せて、マニラ首都圏における ることを期待する。 鉄道輸送網の発展に貢献する。 (2) 対応

スタートアップ企業向け投資フ

アンドへの出資により新興企業の金融ア

クセス改善に貢献【②】: 機構は、2024

年9月に東南アジア地域「新興企業成長

支援投資事業」(海外投融資)において、

Openspace Ventures Pte. Ltd がファン

ドマネージャーを務めるファンドへの出

資契約に調印した。同ファンドは、東南

アジア地域の新興企業へ投資を行うこと を目的としたものであり、同ファンドへ

の出資を通じて、新興企業の金融アクセ

ス改善を図り、もって同地域の新興企業

の発展・拡大に寄与する。また、2024年

シンガポールのベンチャーキャピタル

機構は、2022 年度に実施した JICABiz の試行的制度 改編を踏まえて、2024年度に更なる制度改善を行っ た。また、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公 庫、日本貿易保険等との連携促進の観点で相互の制 度を理解し、つなぎあいを促進するための勉強会開 催等を実施。さらに、2024年8月に機構内部に企業 共創推進 (PSE) タスクフォースを設置し、機構の多 様な事業での民間企業との共創推進にむけた取組を 進めている。

定量指標2項目の達成度が目標値の120%以上となっているが、「S」評価とするまで の顕著な成果を得たとは認められない。他方で、年度計画において予定されていた 取組を着実に実施するとともに、以下のとおり支援相手国政府や他機関による外部 の関与も得て発現した大きな成果をはじめ、定性的に高い成果が得られており、か つ、重要度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を上回る成果が

【指標 7-1】、【指標 7-2】の2項目において、達成度が目標値の100%以上となって

・カンボジアにおけるカシューナッツ産業の高付加価値化に向けた取組は、機構の 支援を契機に、現地加工工場の設立・拡張という具体的な成果に結びつき、同国政 府からも高く評価されている。一次産品の域外流出を防ぎ、付加価値を国内に取り 込むことで雇用創出にも貢献しており、民間企業との連携を通じたバリューチェー

・アサヒグループ食品株式会社による母子保健改善事業に対し、機構の支援を通じ て、日本の知見を活かした製品・アプローチがベトナムの保健政策と連動し、ベト ナム国立栄養研究所との間で「ベトナム版離乳実践ガイド」の作成に至ったこと は、制度形成に資する好事例として評価される。また、行政・学術・民間を巻き込 んだセミナーの開催を通じて、現地での認知と普及にも貢献している点も評価でき る。【②】

・機構の支援により、インドネシアでの非接触型流速・流量計測システムが現地企 業からの受注に結びついたほか、カンボジアにおいても排水関連製品への関心が高 まり、政府機関や円借款事業の施工業者への納品に至ったことは、現地ニーズに即 した技術提案とビジネス展開の好事例として評価される。日本企業の技術力が開発 課題の解決と経済的な成果の両面で具体化された点は、機構による支援の成果とし て評価できる。【②】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

開発途上国の課題・ニーズの発信や人材育成に加え、公的機関・金融機関等との連 携を強化し、多様な事業を通じた民間企業の巻き込みを戦略的に推進していくこと を期待したい。

11月に中南米・カリブ地域「スタートアップ企業成長支援事業」(海外投融資)において、メキシコを中心に中南米・カリブ地域のスタートアップ企業へ投資を行うベンチャー・キャピタル・ファンドのマネージャーを務める Dalus Group LLCとの間で出資契約に調印した。同ファンドは、社会課題解決に資するスタートアップ企業を対象にしており、ファンドへの出資によりスタートアップ企業の金融アクセス改善及びスタートアップ・エコシステム構築の促進を図り、もって同地域のスタートアップ・エコシステムの発展と社会課題解決の促進に寄与するもの。

- ◎ 米州開発銀行(IDB)の信託基金への出資により中南米・カリブ地域における融資を拡大【②】:機構は、2025年2月に、中南米・カリブ地域「民間セクター開発信託基金」(海外投融資)において、米州開発銀行(IDB)及びIDB Invest との間で出資契約に調印した。本事業は、IDBに設置し、IDB Invest が運用する信託基金を介して同地域における様々な融資案件を展開するものであり、IDB Invest のネットワークや審査能力を活用することにより、効率的・効果的な支援を可能とする。これまで機構がIDBグループとの間で築いてきた信頼関係により実現したもの。
- ◎ 本邦大手銀行との協働によりグリーンファイナンスを促進【②】:機構は、2024年9月に南アフリカ「グリーンファイナンス推進事業」(海外投融資)により、南部アフリカ開発銀行(DBSA)との間で融資契約に調印した。本事業は、DBSAを介し、南アフリカ共和国内のグリーン・インフラ整備(再生可能エネルギー事業、蓄電事業等)に取り組む事業者への支援を促進するもの。南アフリカ初の海外投融資案件であるほか、本事業に

<その他事項>(有識者からの意見聴取等) 特になし。

は、三井住友銀行 (SMBC) グループとの 協調融資であり 2021 年 3 月に導入された 同行との協調融資におけるサステナブル ファイナンス・フレームワークが適用さ れる。

○ トルコ初となる海外投融資により地震被災地域を含む中小零細企業を支援【②】:機構は、2024年11月にトルコ「地方中小零細企業支援事業」(海外投融資)の融資契約に調印した。本事業は、トルコの地場商業銀行であるシェケル銀行への融資を通じ、同国における中小零細企業の金融アクセスの改善を図り、もって同国の地方部における中小零細企業の金融アクセスの向上、雇用維持・拡大、都市部と地方部との経済格差の改善に寄与するもの。また、トルコとの外交関係100周年の節目の年に、同国初の海外投融資をオランダ開発金融公庫(FMO)、及びフランス海外経済協力振興へ対して、

(FMO)、及びフランス海外経済協力振興会社 (Proparco) との協調融資により実施するものとなるほか、トルコ南東部を震源とした地震の被災地域の企業や女性が経営する企業も対象としている。

現地での加工によりカシューナ ッツの高付加価値化を実現【②④】:機構 は、2019年8月~2021年6月まで、トッ ププランニング JAPAN 社によるカンボジ ア「カシューナッツのバリューチェーン 構築と高付加価値化に向けた案件化調 査」を支援。その結果、同社が現地で加 工工場を設立していたが、同社は MIRARTH ホールディングス社らと法人を 設立し財政基盤を強化した上で、2024年 に工場を拡張した。カンボジアは、世界 2位のカシューナッツの生産国である が、加工工場が少なく、多くは一次産品 のままベトナムのブローカーに安価で売 却されている。政府は増産と加工比率の 向上による同産業の発展を重視している が、工場の設立・拡張により、集荷から

最終製品化までを実現し、付加価値の自 国内部化や雇用の増加に貢献し、カンボ ジア政府からも高い評価を受けている。

ドローンにより血液の迅速な緊 急輸送を実現【②】:機構は、株式会社エ アロネクストによるモンゴル「ドローン 活用による医療品の配送網構築のための ビジネス化実証事業」を支援。同事業 は、交通渋滞が激しい首都ウランバート ルで、ドローンによる血液製剤の輸送を 行うもの。実際に手術用の輸血用血液の 緊急輸送も行い、人命救助に貢献した。 また、スタートアップ単体でマーケット を確立するのは困難であるため、モンゴ ルの大手投資会社 Newcom Group、セイノ ーホールディングス、KDDI スマートドロ ーンらと「モンゴル新スマート物流推進 ワーキンググループ」を発足し、ドロー ンを活用した配送網構築に向けた活動を 推進するほか、モンゴル科学技術大学と MOU を締結して、新型ドローン機体に関 する共同研究を開始するなど、今後の更 なる展開が期待される。

コミックを通じて女性の自己肯 定感の向上や社会全体の意識・価値観の 変革を促進【①②】:機構は、株式会社講 談社、株式会社ファンタジスタ、大日本 印刷株式会社によるインド「女性のエン パワメントを推進するコミック普及・実 証・ビジネス化事業」を支援。同事業 は、ジェンダー格差が大きいインドにお いて、デジタルコミック販売サイトを介 し、女性の自己肯定感の向上や社会全体 の意識・価値観の変革につながるコミッ クの販売を行うことにより、女性のエン パワメントを目指した案件。インドの女 性は外出しにくい立場にあるが、スマー トフォンユーザーは約7億5千万人に達 し情報にアクセスしやすいことから、電 子版のコミックを販売。また、既存のコ ミックをインド版に作り替えた作品も制

作し、NGO等を通して無料配布、無料配信しBOP層にも普及させ、ジェンダー平等の重要性の認識を促進させた。本事業は、日本の魅力のコンテンツを発信するものでもあり、クールジャパン戦略にも貢献する。

支援企業とベトナム国立栄養研 究所が事業を展開【②】:機構は、アサヒ グループ食品株式会社によるベトナム 「The First 1,000days の母子保健改善 ビジネス化実証事業」を支援。同事業 は、離乳食が始まる6か月頃から5歳未 満の乳幼児の発育阻害が増加するベトナ ムにおいて、日本の「授乳・離乳の支援 ガイド」に基づき、成長段階に応じて設 計されたベビーフードを活用し、乳幼児 の健全な成長を促しつつ、養育者の育児 負担軽減への寄与を目指したもの。本事 業の一環として、2024年9月に現地のス テークホルダー(行政、アカデミア、民 間企業)を巻き込んだセミナーをハノイ で開催。日越双方から総勢 100 名超が参 加。支援の結果、同社とベトナム国立栄 養研究所が覚書を締結し、「ベトナム版離 乳実践ガイド」を作成することとなっ

◎ 導入を支援したワークブックが 算数教育の補助教材として正式に採用

【②】:機構は、学校図書株式会社によるパプアニューギニア「初等教育向け算数ワークブックを活用した学力向上に係るビジネス化実証事業」を支援。同事業は、機構が実施した技術協力プロジェクトでパプアニューギニアの国定算数教科書が策定されたことを受け、同教科書に準拠して開発した算数ワークブックを普及させるため、同ワークブックの活用が学力向上に効果があることを実証し、販売体制構築を目指したもの。本事業では各学校でのワークブックを用いた効果測定を行ったほか、中央政府や各州政府へ

働きかけた結果、事業期間中に同国教育 省から算数分野では初めて同ワークブッ クが公式補助教材として承認され、州教 育局からの個別受注に至るなど、同国で の展開を進めている。

支援企業の製品に関心が示さ れ、現地で受注【②】:機構は、株式会社 ハイドロ総合技術研究所によるインドネ シア「画像解析技術による水文観測(水位 観測・流量観測)に係る案件化調査」を支 援。映像のみで水位・流量等を観測する ことができる非接触型流速・流量計測シ ステムの活用により、河川に近づくこと なく安全・簡単に流速・流量を測定する ことを可能とするもの。支援の結果、同 システムの計測精度の高さ、使用の簡便 性、価格優位性が認知され、現地企業か ら受注を獲得するに至った。また、カン ボジアでは、株式会社田中による「カン ボジア国降雨浸透水による道路陥没防止 のための排水シート導入ビジネス化実証 事業」を支援。同事業を通じて同社の製 品への関心が高まった結果、支援の対象 製品ではないものの、カンボジア「シハ ヌークビル港多目的ターミナル整備事 業」(円借款) の施工業者(日本企業) か らの引き合いにより、同社の商材が採用 され納品されたほか、カンボジア農業灌 漑省にも同社商材が採用され、納品され た。

◎ 商工会議所との協働により、開発途上国企業と日本企業のビジネスマッチングを実現【②⑤】:機構は、神戸商工会議所との協働により、同商工会議所会員企業と在パラグアイ日本商工会議所会員企業との間のビジネスマッチングに向け、セミナーやビジネスツアー、伴走支援等を実施。その中から、2件の商談が成立した。また、大阪商工会議所との協働により、バングラデシュ企業と関西を中心とした日本企業との医療分野におけ

るビジネスマッチングを支援した結果、1 件の商談が成立した。

若者(JICA 海外協力隊経験者 等)や JICA 留学生をインターン生として JICA Biz 採択企業に派遣することにより アクターを超えた共創を推進【②⑤】: 「若者(機構が連携覚書を締結している 大学の大学生及び JICA 海外協力隊の経験 者)」及び「JICA 留学生(長期研修員)」 と「JICA Biz 採択企業」による共創を推 進するべく、JICA Biz 採択企業の現地調 査に帯同し、ビジネス展開に向けた先方 関係機関との協議や実証活動の補助を行 うインターン派遣を実施した。企業にと って中長期的な人材確保や社内グローバ ル化のきっかけ作りや、インターンを通 じた効果的な事業広報、若年層の国際理 解の深化及び開発人材・地域人材の育 成、JICA 留学生と母国への橋渡し役機会 創出、帰国隊員の知見活用等を図るも の。JICA Biz の採択企業 9 社に 21 名 (内、学生8名、JICA海外協力隊経験者 3 名、JICA 留学生 10 名) のインターンを 派遣した。本インターンシップをきっか けにJICA海外協力隊と企業との協業が検 討されているほか、企業にとっては JICA 留学生の活躍のおかげでパートナー候補 企業との契約締結に至ったり、調査対象 国以外のビジネスチャンスに繋がったり といったメリットがあった。 JICA 留学生 にとっては自国と日本企業の連携をサポ ートすることで、母国への貢献を意識す る機会に繋がったといった声や、日本の 企業文化やビジネススタイルを学ぶ機会 になったといった声が聞かれ、企業から もプログラムの継続を期待する声が寄せ られている。機構の国内拠点が有するネ ットワークを活かし、地域の企業や大 学、JICA 海外協力隊経験者や JICA 留学 生の共創の場を創出することで、様々な アクターの垣根を越え付加価値を高め合

う取組となった。

○ 中小企業・SDGs ビジネス支援事 業 (JICABiz) の制度改編:機構は、2022 年度に実施した試行的制度改編による機 構コンサルタントの伴走体制によるビジ ネス化助言・現地調査支援については、 採択から契約締結までの所要期間が約3 分の1に短縮し迅速化に寄与するととも に、採択企業側からも97%が課題解決ビ ジネスの立案に有効に機能していると評 価されたことを受けて、2024年度の JICA Biz 公募に際して本格導入を行った。本 格導入に際しては機材を用いたビジネス 化実証ニーズも寄せられたことから機材 費を支援内容に含めるとともに、調査期 間・調査支援経費の拡充を行い、57件を 採択した。 (2) 事業上の課題及び対応方針 より質の高い事業の実施や機構事業後の 企業による開発途上国の課題解決に貢献 するビジネスの形成及び実現を促進する ことが課題であり、引き続き、開発途上 国の課題・ニーズを発信し、機構の人材 育成を行うとともに、他の公的機関や金 融機関とも連携することにより対応す る。また、更なる開発インパクトの創出 に向けて、機構の多様な事業での民間企

4. その他参考情報

業の巻き込みを促進する。

特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画		
中期目標	中期計画	年度計画
中期目標:3. (7) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を 参照。	中期計画: 2. (3)	年度計画 1. (7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等と も緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業(協力準備調査、中 小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等)を通じて、民間企業等が有す る技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。 特に、民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善によって、SDGs 達成への貢献に 積極的に取り組む企業への連携事業の裾野拡大・連携強化に取り組むととも に、採択された案件の進捗管理を行う。また、開発インパクトの最大化に向 け、JICA グローバル・アジェンダにおける連携をはじめ JICA の多様な事業で の民間企業の巻き込みを促進する。さらに、連携強化に向けて人材育成を推進 し、インフラ海外展開を含む我が国企業の開発途上国での活動が円滑に行われ るよう支援するとともに、地方創生に資する取組も促進する。

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
No. 8	5様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献											
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、外国人材	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第 13 条									
	の受入れ・共生のための総合的対応策、育成就労制度の導入、地方創生 2.0	条文など)										
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ること	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、									
	は、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098									

2. 主要な経年データ

D主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 8-2】外国人材受入									予算額(百万円)					
支援·多文化共生社会構築														
に向け、JICA 海外協力隊経	200 団体・	40 団体・	49 団体・企	56 団体・企	53 団体・企					24 000	99 175	97 955		
験者、国際協力推進員、	企業	企業	業	業	業					24, 900	22, 175	27, 355		
JICA 国内拠点等を通じた														
支援対象団体・企業数														
【指標 8-4】NGO 等活動支	0.500 /	500 l	050 1	1 110 1	1 000 1				決算額(百万円)	00.014	00.050	04 005		
援事業への参加人数	2,500人	500 人	952 人	1,112人	1,838人					20, 014	23, 059	24, 895		
【指標 8-7】教育関係者を									経常費用 (百万円)					
対象にした開発教育指導	6.1万人	1.3 万人12	11,706 人	17,247 人	16,251 人					18, 399	22, 493	25, 904		
者研修等の参加人数														
【指標 8-8】日系社会研修	700 1	140 1 13	150 /	140	100 1				経常利益(百万円)	A 4 200	A 9 670	A 0 701		
参加人数	700 人	140 人13	152 人	142 人	183 人					△4, 300	$\triangle 2,670$	$\triangle 2,731$		
									行政コスト (百万円)	18, 399	22, 493	25, 904		
									従事人員数	148	145	145		

¹² 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値 6.1 万人を達成する予定。

¹³ 各年度の目標値は後半年度に増加させ、中期目標期間全体で目標値 700 人を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標

<主な定量的指標>

(定量的指標及び実績は2.①参照)

<その他の指標>

【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員 │ ◎ による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大 | 大【⑤】: JICA 海外協力隊 (連携派遣) は、| に向けた取組状況

促進状況

【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強 │ 合致した人材の派遣が可能となるととも 化に係る取組の促進状況

【指標 8-6】 開発途上国の研究機関と共同で新|業等の国際化や企業の海外展開にもつな|<課題と対応> たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状 | がる人材育成にも貢献することにより日 | (1) 前年度評価時指摘事項 況

法人の業務実績・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

No.8 ア JICA ボランティア事業 (JICA 海 | 評定:S 外協力隊)

(1) 業務実績

日本の自治体・大学・民間企業等と連携し、 に、連携する日本の自治体・大学・民間企 本社会への還元も図る制度。2023 年度か でも反響は大きく、44 団体からの提案・ 相談があった。その内、ベナンやセネガル の戸田建設、ウガンダで野生動物保護を行┃を推進することを期待する。 ど29件が実現した。中でも、慶應大学SFC も巻き込み、「JICA 地域おこし研究員プロ グラム という新たな取組に発展した。同 組を期待する。 の修士号も取得できる新たな試みとなっ た。

IICA 海外協力隊応援基金により JICA ボランティア事業への新たな協力方│携促進に係る取組に期待する。

自己評価

<評定と根拠>

評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げてい ることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政 JICA 海外協力隊 (連携派遣) の拡 │ 法人の評価に関する指針 | (平成 26 年 9 月 2 日総務大 | 臣決定) 及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の 基準について」(平成 27 年 3 月外務省) に掲げられた 【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の │ 特定の国や分野におけるボランティアの │ S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あること 派遣を行うものであり、派遣先のニーズにしから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を 上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

上記評価を踏まえ、多様な開発課題や開発現場の様々 ら公募制に移行したが、2024 年度の募集 | なニーズ等に応じた迅速で柔軟な対応を確保するた め、地方自治体、NGO/CSO、大学・研究機関等との連携 を強化し、それぞれが有する強みや経験を活用し事業

うウェバレッジ、マレーシアでホースセラ また、JICA ボランティア事業については、引き続きグ ピーに取り組む法政大学、セントルシアで「ローバル・アジェンダに沿った案件を一定数形成し、 障害者支援を行う佐賀県国際交流協会な | 機構の他の事業と連携することで相乗的な開発効果 | を狙った事業展開を期待する。加えて、帰国隊員の社 研究所との連携については、新潟県三条市|会課題解決に向けた取組の支援を通じて、事業のブラ ンドイメージ向上、関心層や応募者拡大につながる取

プログラムは、JICA 海外協力隊としての|外国人材受入・多文化共生については、一般社団法人| 活動(1年以上)の前後に、地域おこし協|化された「JP- MIRAI」の運営が持続可能なものとな 力隊(1年を想定)としての活動を組み合 | るよう、主体的な運営に向けた側面支援に取り組むこ わせるとともに、これらの活動が研究と位しとを期待する。また、多様な主体との共創を目指した 置付けられ、慶應義塾大学総合政策学部で┃情報共有やステークホルダー間の学び合い、ビジネス | と人権における協働の促進を期待する。

> NGO/CSO との連携については、NGO 登録や相手国から の了承取付の仕組みづくりの検討、多様な担い手が国 | 際協力や外国人支援に参画しやすいような工夫や連

金」は、派遣中の JICA 海外協力隊員への し、JICA 開発大学院連携プログラムの一層の質の向上 支援や、帰国後、国内外の社会課題の解決│に向けて、引き続き対応していくことを期待する。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

定量指標 4 項目の達成度が目標値の 120%以上となっており、年度計画において予定 されていた取組を着実に実施した。さらに、以下のとおり日本政府の公約・政策実現 に貢献したものをはじめ、定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度が「高」 とされている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が 得られていると認め、「S」評価とする。

(定量的指標)

【指標8-2】、【指標8-4】、【指標8-7】、【指標8-8】の4項目において、達成度が目標 値の120%以上となっており、着実に目標を達成している。

(定性的実績)

ア JICA ボランティア事業 (JICA 海外協力隊)

- ・機構が実施する「起業支援プロジェクト BLUE」は、IICA 海外協力隊経験者の知見 と経験を活かして国内外での起業を後押しし、日本社会への還元やスタートアップ人 材の育成に貢献している点で高く評価される。起業伴走型プログラムやスタートアッ プ・ハブの設置、各種セミナー等を通じて、起業に必要な知識・ネットワークを提供 し、自律的なビジネス展開を促進しており、機構のイニシアティブによって多様な関 係者を巻き込んだ成果でもある。今後の地域連携等を含めたさらなる展開にも期待が 寄せられる。【①②③⑤】
- ・ジンバブエ、コスタリカ、ベリーズをはじめとする各国において、IICA 海外協力隊 のこれまでの継続的な取組が各国政府関係者から高く評価され、謝意が表明されたこ とは、派遣国のニーズに応じた地道な活動が長年にわたり現地社会に根差し、信頼と 共感を得てきた証左である。機構の自主的かつ継続的な取組が、多国間の信頼構築に 寄与する人的交流の礎となっている点において、極めて意義のある成果である。【③
- ・PALM10 における各国首脳の発言や宣言書において、JICA 海外協力隊の人的交流の 価値が明確に示されたことは、長年にわたる現地での取組が着実な信頼と成果につな がっていることを裏付けるものであり、高く評価される。特に、キリバス外務次官か らの感謝と称賛の声は、協力隊員一人ひとりの活動が現地社会に深く根差し、信頼関 係の礎を築いてきたことを象徴している。【④】

イ 外国人材受入・多文化共生

・国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会が 2024 年 6 月に発表した訪日報告 法を実現【②】:「JICA 海外協力隊応援基│大学・研究機関との連携については、本邦大学と連携│書において、機構が支援する JP-MIRAI の多言語対応による相談・救済事業が、誰も が利用可能な包括的メカニズムとして高く評価されたことは、機構による創意工夫が 国際的にも信頼を得ている好事例である。外国人労働者との信頼関係の構築に向けた にあり、一般にも開放している食堂で寄附してる。 協力隊応援基金に寄附される仕組みを導 入するなど、、民間銀行との共創も進めて (2) 対応 同行と機構の共催により「遺贈セミナー」 強化する取組を推進した。 を共催した。

を設置した。8月の第一期最終報告会に した JICA スタートアップ・ハブには、イ 法・事例紹介等に関する起業支援セミナー 加した。また、地域における起業支援プロ グラムとして、地域おこし協力隊インター「定化につながった。 ートアップ人材の育成にも貢献する。

を目的とした寄附金事業であり、2024 年 | 徒・学生などとのネットワーク化、機構内外関係者と 2月に設立。2024年度は、機構の国内拠点 │協力した開発教育の推進、効果検証に係る取組を期待

メニューの販売をするなど、寄附の募集を | 日系社会との連携については、調査団派遣、有識者の | の SDGs 外貨定期預金において、預金者の | 施等の各種事業を通して、日系社会をイコールパート 選択により、預金時の為替手数料の一部が | ナーとした日本の国内課題解決への貢献を期待する。

いる。三井住友信託銀行との間では、遺言│多様な開発課題や相手国の様々なニーズ等に応じた により遺産を機構に寄附する「遺贈」に係 | 迅速で柔軟な対応を確保するため、地方自治体、 る覚書を締結しており、2024 年 9 月には | NGO/CSO、大学・研究機関等、多様な関係者との連携を

連携促進、JICA グローバル・アジェンダに沿った案件 JICA 海外協力隊の起業を支援す│形成に向けて、機構内セミナーや勉強会、座談会を行│連携を通じた活動の幅出しを期待したい。 るプロジェクトにより日本への社会還元しい、優良事例を共有するなどの取組を進めた結果、 を促進【①②③⑤】:機構は、IICA 海外協 | IICA グローバル・アジェンダに関連する IICA 海外協 | ウ 地方自治体との連携 ェクト BLUE」を開始。2024 年度は、25 名 │ 数の約 40%)を数え、前年同期比で約 60%増加した。 の JICA 海外協力隊経験者に対して起業件 | また、地方自治体と連携してグローカルプログラムを 走プログラムの提供を行い、国内外での事 | 実施し、2024年度は19自治体で隊員候補者101名(累 | 業の立ち上げを支援したほか、ネットワー┃計276名)が参加した。さらに、起業支援プログラム┃ クの形成を支援するスタートアップ・ハブ ┃ の提供による帰国隊員の社会課題解決に向けた起業 支援を行い、25名がオンラインの伴走プログラムに参 は、オンライン、会場参加含めて300名近 | 加。連続セミナー(20回)には約1200名の帰国隊員 くが参加したほか、機構と連携覚書を締結│が参加するなど、地域への人材環流やスタートアップ している共創施設「渋谷キューズ」に設置 | という新しい切り口で JICA ボランティア事業のブラ ンドイメージ向上に資する取組を実施した。

ベント参加を含め延べ 700 名以上が参加 | 外国人材受入・多文化共生については、IP-MIRAI と した。また、主に帰国隊員を対象に起業に│連携し、セミナー等学び合いと国内外への発信に取り 際しての必要なマインドセット・手法・技 | 組んだほか、JP-MIRAI による外国人向け相談窓口の本 | 格運用を進めた。これにより「ビジネスと人権」に係 を計20回実施し、延べ1,200名以上が参 る企業向けの有償プログラムが充実し、同プログラム への参加企業数増加により、IP-MIRAI の運営基盤の安

る形で新潟県三条市、群馬県高崎市におい │ 現地手続きに時間を要すべトナム、ラオス、カンボジ │ により、JICA 海外協力隊経験者の社会還 | 上の注意点等について説明会を開催した。また、国際 |

に取り組む JICA 海外協力隊経験者の支援 │ 開発教育については、国際協力に関心を示している生 │ 基盤づくりが、国際協調の観点からも重要な意義を有する取組として位置づけられ た。【③④】

ウ 地方自治体との連携

・能登半島地震の復旧・復興に向け、機構は2024年2月から7月にかけて延べ2名 強化した。また、長野県にある八十二銀行┃招へい、日本企業製品の調達、日本理解イベントの実┃の職員を石川県の復興推進部に派遣し、在留外国人への支援制度の説明等に従事し た。その後、石川県および能登町と協定書を締結し、計3名の国際協力推進員を継続 的に配置する体制を構築したことは、被災地の多様なニーズに対応する実践的な支援 として高く評価される。外国人との共生や地域コミュニティの再建といった観点から も、機構の取組が日本社会への還元に貢献している好事例である。【①②⑤】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

ア JICA ボランティア事業 (JICA 海外協力隊)

JICA 海外協力隊の帰国後の社会課題解決への取組や優良事例の表彰を通じて制度の JICA ボランティア事業については、機構の他事業との│魅力向上と波及効果の拡大を図ったことは、高く評価される。今後は、こうした好循 環を維持・強化するため、隊員の多様なキャリアパスを意識した支援や、他事業との

力隊経験者を対象とした「起業支援プロジ│力隊の数は 2024 年度末で延べ 656 名(派遣中の隊員│政府が掲げる「地方創生 2.0」の実現に資する取組として、地方自治体との連携を強 化し、国内外への波及効果を高めていくことが求められる。特に、政府や外部団体の 資金を活用した事業を効果的に展開するためには、関係機関の制度を的確に活用する とともに、機構が有する多様な事業スキームやネットワークを組み合わせ、地方自治 体との協働による取組を着実に推進していくことを期待したい。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

・本項目が JICA の自己評価において S 評定とされたことを、市民社会のパートナー として高く評価する。特に、4つの定量指標すべてが目標値を大幅に上回ったことは、 市民参加の裾野拡大に向けた JICA の努力の表れである。中でも、【指標 8-4】「NGO 等 活動支援事業への参加人数」が目標の367%に達したことは、国際協力への国民の関 心の高まりと、それに応えようとする JICA の姿勢を示すものとして特筆すべきであ る。また、太平洋・島サミット (PALM10) で JICA 海外協力隊の価値が高く評価され たことや、能登半島地震の復興支援に協力隊経験者等の知見が活かされたこと など、 質的な面でも顕著な成果が見られた。

一方で、これらの輝かしい成果を踏まえ、市民社会との連携を次の段階へと深化させ るための課題を指摘したい。現在の定量指標は、研修参加者数や支援団体数といった JICA の活動量(アウトプット)を測定するものであり、それ自体は重要である。しか ン制度等外部プログラムとしても連携す | NGO/CSO との連携については、草の根技術協力事業は | し、これらの数字は、パートナーシップの「質」、すなわち、NGO が事業形成に主体的 に関与できているか、現地の市民社会のエンパワーメントに繋がっているか、といっ て BLUE-GLOCAL を実施した。これらの取組 | アにおいて、NGO 登録や了承取付の進め方、書類作成 | た協力の成果(アウトカム)を十分に捉えるものではない。

NGO-JICA 協議会などの対話の場では、JICA と NGO がより対等なパートナーシップを 元を促進するほか、日本政府が掲げるスター協力の担い手の裾野拡大の観点から広範な国民各層|築き、単なる事業の委託先・受託先という関係性を超えて、互いの強みを活かした「共 による提案を促すため、草の根技術協力事業に採択経 | 創 | を目指すことが繰り返し議論されてきた。この理念を JICA の事業評価にも反映

 \bigcirc 地域おこし協力隊制度の活用が実現【①② | る事業やスキームの情報共有を行った。 グラム」を 2021 年度より実施している。 たした。広報においても、地方紙で4回記 | 0JT 型の多文化共生活動を行った。 事として報道されたほか、五城目町の広報 誌で複数回報じられた。

JICA 海外協力隊によるこれまで の活動を各国政府が高く評価【③④】: ジ ンバブエでは、JICA海外協力隊派遣35周 年記念式典を開催。ジンバブエ政府高官を 含め 100 人以上が参列し、ジンバブエ高等 教育イノベーション科学技術開発大臣代 理をはじめとするジンバブエ側関係者か ら、これまでの JICA 海外協力隊の貢献に 対する謝辞が表明された。また、コスタリ カへの JICA 海外協力隊派遣 50 周年を記 念し、JICA 地球ひろば等において、コス タリカ関連の展示やイベントを開催。コス タリカ第一副大統領や外務大臣等の一行 が訪問し、機構の協力に対する感謝の意が 表された。さらに、ベリーズ首相の来日・ 機構訪問時に、機構の事業概要の説明を行

験のない提案団体からの応募は加点する工夫を行っ│させることが不可欠である。 「グローカルプログラム」で初の|たほか、NGO/CSO 支援機関と多様な担い手が参画でき

④⑤】:機構は、派遣前の JICA 海外協力隊|大学・研究機関との連携については、JICA 開発大学院|れることを検討されたい。 員のうち、帰国後も日本国内の地域が抱え │連携プログラムについて、連携大学における日本の開 る課題解決に取り組む意思を有する希望 ┃ 発経験・開発協力経験の授業科目に対し、機構から講 者を対象として国内の地方創生等の現場┃師を派遣するなど、質の向上を図っている。例えば、 で 0.JT の機会を提供する「グローカルプロ | 東京大学では日本の近代化と開発協力に係る理論と 事例を取り扱った科目、早稲田大学では SDGs 推進を このプログラムは地域活性化や多文化共一切り口として国際協力への理解を深化させる科目に 生に取り組む自治体等において、2.5か月 | 機構から講師を派遣した。また、国際大学においても、 間(11週間)地域密着にて実習先の課題 | 機構から派遣した講師が、開発協力大綱において指導 解決に貢献するもの。2023年より受入れ | 理念として掲げられている人間の安全保障を軸とし、 を開始した秋田県五城目町では同プログー多様な分野の開発協力の事例の紹介を行った。

ラムが高く評価され、地域おこし協力隊イー日系社会との連携に関しては、日本に対する理解促進 ンターン制度を活用した形での実施につ|や日本産品の魅力を発信するなど、日本の経済活性化 いて、同町と機構との間で連携覚書を締結 | に資する活動を、補正予算を活用して実施した(2025 した。地域おこし協力隊制度の活用は全国 | 年2月20日時点で、助成金交付決定64件(イベント 初で、プログラム参加者には同町の予算措|実施 29 件、資機材調達 25 件、有識者・事業者等招へ 置により地域おこし協力隊インターン委 ┃い7件、連携調査団派遣3件)、調査団3件、日系社 嘱状が交付される。町の活性化や住民への│会研修 3 件)。 また、日本の国内課題の1つである多 地元価値を再認識する機会となったほか、 文化共生への貢献として、2024年度も引き続き日系サ 小中学生の国際理解教育促進の役割も果 | ポーター受入れを行い、14 名が NPO や地方自治体で

したがって、次期中期計画においては、現行の量的指標に加え、パートナーシップの 質を測る新たな指標の導入を強く提案する。具体的には、以下のような視点を取り入

- 1. **パートナーNGO による自己評価の導入**: 事業終了後、パートナーとなった NGO が、JICAとの協働プロセスや自組織の能力強化への貢献度などを評価する仕 組みを導入する。
- 2. **構想段階からの関与の度合いの指標化**:NGO が事業の初期デザイン段階から どの程度関与したかを測るプロセス指標を設ける。
- 3. **市民社会の組織強化への貢献の可視化**: JICA の支援が、パートナーNGO の持 続可能性やアドボカシー能力の向上にどのように寄与したかを評価する事例 研究や質的評価を充実させる。

これらの取り組みを通じて、JICAと市民社会の連携が、単なる数の拡大から真の「質 の深化」へと進化することを期待する。

ったところ、JICA 海外協力隊がコミュニ ティに入り込み、住民に信頼されている点 について賛辞があった。

- ◎ 第 10 回太平洋・島サミット (PALM10) の宣言書や各国首脳により JICA 海外協力隊の価値が高く評価【④】: PALM10 の討議結果として作成された宣言書において JICA 海外協力隊などによる人 的交流の重要性が確認され、長年の JICA 海外協力隊による活動が現地で成果を挙げていることを裏付けるものとなった。また、キリバスの外務次官と機構理事長の面談においては、JICA 海外協力隊がコミュニティにおけるロールモデルである姿を見ることができ感動したとの発言があるなど、JICA 海外協力隊の評価は高く、PALM10 のテーマである「キズナと信頼を積み重ねて」を体現するものとなった。
- 2023年10月に開設した青年海外協力隊事務局 LINE 公式アカウントに、2024年4月より「教えて FAQ」として AI によるチャット機能を実装した。その結果、同機能での検索等が大幅に増え、2022年度に比較し、募集事務局への電話、メールでの問合せが半減した。
- JICA 海外協力隊の派遣規模は、 2025 年 1 月時点で派遣隊員数(長期・短期派遣の隊員等)が 2,000 名規模に迫り、 コロナ禍以前と概ね同水準に達した。
- JICA 海外協力隊の募集においては、無関心層や若者層に向けて SNS (特にインスタグラム)による発信を強化し、海外拠点から発信素材を募集するインスタグランプリの実施、応募者層に向けたインスタライブ開催等を通じ、より魅力ある情報の発信に取り組んだ。また、LINE チャットの導入等、応募者からの相談対応や情報発信態勢の強化に取り組んだ。

- JICA 海外協力隊の選考から派遣 までの期間短縮に関する取組として、問診 票のデジタル化等の選考プロセスの見直 し、公用旅券の申請時期の前倒し等を実施 した結果、選考期間を1か月、訓練から派 遣までにかかる期間を平均で1か月、最大 2か月短縮した。
- JICA 海外協力隊の職種によって 実施する課題別派遣前訓練において、実施 時期の前倒し(従来の訓練後の実施から訓 練前及び訓練中に変更)、訓練手法や訓練 内容の見直し、訓練数の削減(約30件か ら半減)による事務の合理化を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2024 年度も前年度に引き続き、コロナ禍 の影響から派遣規模を回復させることに 努めた。また、案件形成においては、JICA グローバル・アジェンダに沿った案件を一 定数形成し、機構の他の事業と連携するこ とで相乗的な開発効果を狙った事業を展 開した。さらに、海外における隊員の活動 に係る経費、隊員への手当支給等、事業に おいて為替変動の影響を受けやすい中、急 激な円安等の状況に応じて、派遣規模の見 直しにも取り組んだ。加えて、帰国隊員の 社会課題解決に向けた取組を支援すると ともに、優良事例については表彰を行うな ど、支援のための一層の環境整備を実施し た。これらにより、開発途上国での活動を 通じて自らも成長した JICA 海外協力隊員 が、日本国内の社会課題解決に貢献すると ともに、事業のブランドイメージを向上さ せ、関心層や応募者が更に拡大する、とい った好循環につなげていく。

No.8 イ @受入・多文化共生

- (1) 業務実績
- ◎ JP-MIRAI を通じて責任のある外国人労働者の受入を促進【②⑤】:機構が2020年11月に50以上の団体・個人とと

もに設立した「JP-MIRAI (責任ある外国人 労働者受入れプラットフォーム)」は、外 国人労働者から「選ばれる日本」となるた め、外国人労働者の権利を守り、労働環境・ 生活環境を改善することにより、責任のあ る外国人労働者の受入れを推進するプラ ットフォームである。2023年6月に一般 社団法人 JP-MIRAI が単独で事務局を担う 体制に移行して以降も、機構は、JP-MIRAI との連携を通じて、企業や地方自治体等に よる責任ある外国人労働者の受入の促進 に取り組んでいる。具体的には、機構が実 施する技術協力案件と連携し来日前の労 働者に対し日本での生活・就労に関する正 しい情報を JP-MIRAI ポータルを通じ提供 しているほか、2024年12月には JP-MIRAI とシンポジウム「外国人材受入れの制度改 革に向けて、今取り組むべきこと」を共催 し、2027年の育成就労制度の導入に向け、 省庁・自治体・企業関係者等各ステークホ ルダーと機構や JP-MIRAI との協働、共創 による取組へ大きな期待が示された。その ほか、JP-MIRAI 独自の取組として、企業の 「ビジネスと人権」における取組と外国人 労働者の安心・安全な労働・生活環境づく りを包括的に支援するプログラムを運営 しており、2024 年度では 24 企業が参加 し、サプライチェーンで働く外国人労働者 を含め対象者は約26,000人にまで拡大さ れた。

◎ 宮崎・バングラデシュモデルを長崎に展開【②⑤】:宮崎・バングラデシュ間の高度ICT人材育成の取組は、宮崎県のICT人材不足を解消するため、機構と宮崎大学を中心に、宮崎市、地域のICT企業が連携して、バングラデシュの優秀なICT人材を育成し、県内企業で働く人材として確保する取組であり、これまで宮崎県内に50名以上の就職実績を有する。機構は、同モデルの他県への展開を進めており、特に、長崎県では、長崎大学における日本語教育やインターンシップ機会を提供する

とともに、県内経済団体・県・市が受入企業向けの支援を一体的に展開した結果、2024年度に3名のバングラデシュ人技術者が長崎県のIT企業に雇用された。

- \bigcirc 公益財団法人からの寄附金によ り介護に従事する外国人を育成【②⑤】: 機構は、公益財団法人上廣倫理財団からの 寄附を受け、「外国人介護人材能力向上・ 外国人介護人材受入支援プログラム」を熊 本県内で開始した。本プログラムは、学校 法人立志学園及び株式会社桜十字との協 力のもと、県内の外国人介護人材及び日本 人等受入側のマネジメント人材を育成し、 地域における外国人介護人材の育成環境 整備に寄与することを目指すもの。外国人 材の必要性が高い介護の分野において、外 国人介護人材の日本語能力と日本式介護 のスキル向上とともに、受入側における専 門的な技術や知識の伝え方や生活を含め たサポートの在り方等、受入体制の確立に 貢献する。
- 鳥取県南部町の多文化共生を包 括的に支援【②⑤】: 南部町は人口約1万 人の自治体であり、居住する外国人もあま り多くない状況であったが、町長が、子供 たちの将来を見据えて多文化共生を推進 する政策を掲げ、様々な取組を行ってお り、機構はこれを支援している。派遣前の JICA 海外協力隊員のうち、希望者を対象 として、国内の地方創生等の現場で OJT の 機会を提供する「グローカルプログラム」 において技能実習生と地域を繋ぐイベン トを行ったほか、様々な形で出前講座や JICA 地球ひろばへの訪問を実施。2024年 11月には、町役場、教育委員会、病院、地 域振興協議会、なんぶ里山デザイン機構、 スポ net なんぶ、技能実習生受入企業、居 住外国人等の参加により多文化共生ワー クショップを開催。多文化共生に向けた取 組を機構職員と議論し、関係者間のネット ワークの形成に貢献したほか、地元メディ

アでも報道された。同 11 月に石破総理も 登壇して行われた「日本創生に向けた人口 戦略フォーラム in とっとり」では、南部 町長が自治体の代表として登壇し、機構と 連携した南部町の取組を紹介した。

民間企業も巻き込んだプラット フォームにより地域の外国人材受入・多文 化共生を促進【②⑤】: 2024年8月に、多 様な背景を持つ子ども・若者たちが能力を 最大限発揮し、自己実現できる地域社会を あらゆるパートナーと手を携え共創して いく場として、富山県内の民間企業、市民 団体・個人と機構が「共創の未来とやま」 を設立した。機構は、同プラットフォーム を通じ、3回のセミナーを開催し、文化や 価値観の違いを尊重し共生することの重 要性が関係者間で広く共有された。2025 年1月の総括シンポジウムでは、富山県知 事からダイバーシティ推進への取組が表 明されたほか、多文化共生を理念ではなく 具体的な行動に落とし込むことの重要性 が示された。この一環で、機構は、外国籍 の子どもたちに対する教育機会や支援者 間のネットワークの不足を解消すべく、群 馬県へのフィールドトリップを関係者と ともに実施し、県域を越えた情報共有、ネ ットワーク構築に取り組んだ。

◎ 国際労働機関(ILO:
International Labour Organization)とも連携し、移住労働者の人権尊重のための取組を推進【①②③】:機構は、ILOと連携し、日本への就労者が多い東南アジア地域を対象に、来日する移住労働者の人権保護の強化に向けた地域横断的なエコシステムの確立を目指すため、①移住労働者のエンパワメント、②倫理的なリクルートメント、③救済メカニズムに関する知見やツールを取りまとめるとともに、官民一体となった取組を促進するための共同行動計画を策定した。今後は、共同行動計画を実施するため、国際的なネットワーク

を機構のみならず、政府、JP-MIRAI その他の幅広いステークホルダーの協力を得ながら取り組んでいく。また、機構は、JP-MIRAI との連携のもと、2022 年 5 月から2024 年 4 月末まで外国人労働者が広く利用可能な多言語の相談窓口の運営することを主軸としたパイロット事業を実施した。同事業を通じ、移住労働者特有の脆弱性を分析するとともに、労働者自身の能力強化を通じ、人権侵害に対するレジリエンスを高め、救済へのアクセスを確保することにつながるとの示唆を得た。

- ◎ 「ビジネスと人権」作業部会により相談・救済事業が高く評価【③④】: 2024年6月の国連人権理事会に報告された「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書において記載された日本政府への提言において、機構が支援する JP-MIRAI の認知度を高め、日本における外国人労働者コミュニティにおいて信頼を構築するための努力の継続を求めるという内容が盛り込まれた。同作業部会による訪日調査の際、機構から JP-MIRAI による相談・救済事業の取組を紹介し、9言語に対応する相談窓口が高く評価されたことを背景としたものであり、全ての労働者が利用できる相談・救済のメカニズムが高く評価された。
- 能登半島の復旧・復興に寄与する ため、2024年2月から7月まで石川県に 派遣した機構職員2名、国際協力推進員2 名、及び能登町に派遣した国際協力推進員 1名により、現地に居住する外国人の支援 を実施した。
- (2) 事業上の課題及び対応方針

2024 年 6 月の法改正で新設された育成就 労制度の円滑な施行及び運用に向けて、送 出国における移住労働者の人権尊重や人 材育成とともに、国内における外国人材と の共生社会の構築に貢献していくことが 求められている。政府や民間セクター、国 際機関、自治体等との共創を通じ、送出国の課題解決に取り組むとともに、外国人材の地方での活躍や地方創生への貢献を目指し、外国人労働者への情報共有やステークホルダー間の学び合いに加え、ビジネスと人権における協働を促進していく。

No.8 ウ 地方自治体との連携

(1) 業務実績

- ◎ 能登半島の復興を支援【①②⑤】: 能登半島の復旧・復興に寄与するため、 2024年2月から7月まで石川県の能登半島地震創造的復旧・復興推進部へ機構職員 を延べ2名派遣し、在留外国人への支援制度説明などに従事した。同職員の活動に対し、石川県側から継続して人員を派遣して欲しいとの要望があったため、機構と石川県の間で協定書を締結し、国際協力推進員を同部に2名配置。また、能登町とも協定書を締結し、国際協力推進員1名を配置。これら推進員は、現地に居住する外国人の支援に加えて、能登の生業再建やコミュニティ再建など復興活動を自治体とともに推進している。
- 古河市の「SDGs 未来都市」選定に 貢献【②④】: 2024年6月に茨城県古河市 と連携覚書を更新した。2021年の締結以 降、機構の協力の下、古河市職員向け SDGs 研修の実施や「古河市 SDGs パートナー登 録制度」の策定などを実現。これらを含む 古河市の SDGs 達成に向けた取組が評価され、2024年5月に古河市は内閣府より 「SDGs 未来都市」に選定された。これらの実績を踏まえ、古河市においてニーズが 増している多文化共生社会構築に向けた 取組を新たに含め、連携を継続・強化する ことで合意した。
- ◎ ふるさと納税・地域おこし協力隊 との共創により「地域×国際」を推進【②】: 機構は、高知県本山町・高知大学と3者連 携覚書を締結し、高知県嶺北地域における

「地域×国際」の取組を推進。JICA 四国 センターが域内基礎自治体と覚書等を締結するのは今回が初。ふるさと納税財源に よる各種事業や地域おこし協力隊等との 連携も念頭に置き、①機構及び JICA 海外 協力隊等の経験・知見の活用、②高知大学 との協働を通じた教育・研究・社会貢献活 動のほか、③地域のグローバル人材の育 成・活用や人材交流等も通じ、地域貢献で きるよう自治体・大学・地域住民が一体と なった取組を目指す。

海士町との連携により共創・環流 を促進【①②⑤】: 島根県海士町との間で は2024年3月に連携協定を更新している ほか、JICA 海外協力隊の連携派遣覚書を 締結している。また海士町においては、派 遣前の JICA 海外協力隊員のうち、希望者 を対象として、国内の地方創生等の現場で 0.JT の機会を提供する「グローカルプログ ラム」を展開しているが、海士町は草の根 技術協力を活用し、海士町独自の取組であ る「教育の魅力化プロジェクト」及び地域 課題解決型の探究学習をブータン版に応 用し、ブータンにおける地域活性化に向け た教育魅力化プロジェクトを2022年1月 から 2024 年 12 月まで実施した。本事業実 施中には連携派遣覚書に基づき、海士町か らブータンに派遣されている JICA 海外協 力隊員とも連携している。同取組が発展 し、2024年9月に海士町とブータン国チ ュカ県の間で連携覚書の締結に発展した。 ブータンと海士町との更なる連携深化並 びに双方の高校生の人材育成、将来的な国 際協力人材の育成が期待される。また、海 士町の行政施策や人材育成の手法は研修 や技術協力のリソースとしても活用して おり、開発途上国と海士町が相互に学び合 うことで相乗効果の発現が見込まれる。

◎ 群馬県との連携により多文化共生・共創分野及び国際理解教育等を促進 【②④⑤】:機構は群馬県と包括連携協定 を締結しており、多文化共生・共創の促進、 グローバル人材の育成・地域の国際化促進、地域の特長を活かした技術協力の促進、群馬県の中小企業の海外進出促進等、様々な分野で共創を図ってきている。2024年度は、ウズベキスタンやベトナムで実施中の協力における研修・招へいの受入や、「外国人材活躍推進セミナー」の共催、多文化共生イベントの実施、群馬県職員のベトナム短期出張支援等を実施した。これらの取組が評価され、2024年12月に、連携協定を更新した。

タイと連携して派遣したタイ人 ボランティアが日本の地域活性化に貢献 【②⑤】:機構は、タイ外務省国際協力局 (TICA) と連携し、タイから日本にボラン ティアを派遣する「フレンズフロムタイラ ンド (FFT)」プログラムを実施している。 山梨県北杜市役所には 2023 年 12 月から 派遣しており、同市の観光振興に資するべ く、タイ語での情報発信、市長が行う現地 トップセールスへの同行、タイ国際旅行フ ェアへの出展などの活動を実施。その結 果、600人以上のタイ人観光客を同市に呼 び込むに至った。また、タイ「持続可能な 地域活性化推進プロジェクト」(技術協力 プロジェクト) において、北杜市が進める ニューツーリズム開発・推進や、複合型道 の駅・直売所運営の事業等をタイに導入す る取組が進められるなど、タイと日本の自 治体を繋ぐ架け橋となっている。

◎ 北九州市と国際連合アジア太平 洋経済社会委員会の連携を促進【②】:2024 年10月に、国際連合アジア太平洋経済社 会委員会(The Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP)、北九州市、仁川市(韓国)が主催 する国際会議「第4回低炭素都市国際フォーラム」を共催した。2000年に北九州市 で開催された「第4回アジア・太平洋環境 と開発に関する閣僚会議」(ESCAP環境大 臣会議)では、北九州市が有する経験・知見を基にした「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が採択されており、ESCAPと北九州市の関係を促進するもの。同フォーラム後、機構とESCAPの間で協力覚書(MOC: Memorandum of Cooperation)を締結し、大気汚染・障害者インクルーシブ・防災・三角協力を中心として連携していくこととなり、北九州市も具体的な取組を実施するためのリソースとして期待されている。

(2) 事業上の課題及び対応方針

地方自治体との連携により、政府が主導する地方創生 2.0 に資する取組を展開することが求められているが、日本政府や外部団体の資金も活用した事業を実施するため、様々な関係機関の制度も活用しつつ、機構の持つ多様な事業スキームやネットワークを活用することにより、地方自治体との協働による国内外への貢献を推進していく。

No.8 エ NGO/CSO との連携

(1) 業務実績

日本の NPO の支援により「環境」 の科目が制度化【②】: インドネシア「離 島でのデジタル教材と日本式授業研究を 活用した SDGs 環境教育支援プロジェク ト」(草の根技術協力事業)では、一般社 団法人インドネシア教育振興会 (IEPF) が インドネシアで小中学校への環境教育の 導入と普及に取り組んでいる。地方の教育 局を対象に日本で研修を実施し、日本の取 組に触発された教育局関係者が、現地で 「環境」の科目の制度化を推進した結果、 西マンガライ県では県知事が決定命令書 を発布し、正式に「環境」が学校の教科と して認定された。さらにタバナン県とクパ ン市でも、正式認定に向けた手続きが進ん でいる。

機構の支援事業が評価され従事

者が「ペルー名誉賞」を受賞【②④】: 世 界の人びとのための JICA 基金活用事業 「みらいインベスト~外国にルーツを持 つ生徒のための進路サポート ~」を実施 している SHIZULATINOS(シズラティーノ ス)のアルバレズ・アントニ氏がペル一国 外で活躍するペルー人 (個人・企業) を表 彰する「ペルー名誉賞」を受賞。同事業に おいて開催された外国にルーツを持つ若 者向けの進路セミナーには、多様な国籍の 若者や保護者が計 150 名以上参加するな ど、進路相談による継続的な支援も実施し ている点などが評価されている。セミナー には、近隣の大学や教育機関、県教育委員 会、国際交流協会や外国人支援団体の関係 者も参加しており、これらのステークホル ダー間の連携を生む場にもなっている。こ れにより、外国にルーツを持つ若者への進 路支援の更なる強化、拡大が期待されてい る。

◎ 草の根事業の成果が他国に展開 【②】:草の根技術協力事業「サンパウロ市における音楽リハビリを活用した介護予防モデル構築」で育成したブラジル側のカウンターパートは、ブラジル国内外に同事業で学んだ「ゆらリズム手法」を広げる取組を行っており、その一環として、ペルーでゆらリズム手法を検討するために、2024年7月末にリマ市内で講習会を開催。ペルーの福祉施設等から合計約160名の高齢者やスタッフが参加し、実演指導や集中講座を行った。高齢者の体調や身体能力に合わせた音楽リハビリ「ゆらリズム手法」は参加者から大変好評で活動を継続している。

◎ 機構の支援事業に関連した進路 指導やキャリア教育の資料が「かすたねっ と」に掲載【②④】:「外国人ピアサポータ ーとの連携による地域の福祉・教育・行政 サービスの質向上に向けた多文化共生プログラム(実施団体: 茨城 NPO センター・ コモンズ)」(NGO等提案型プログラム)で行っている「多文化ソーシャルワーク講座」では、当初の予定を大幅に超える申込者が集まった。外国籍の要支援者への支援に関する悩みを的確に捉えた講座であるため、茨城県内外から多くの様々な組織(自治体、国際交流協会、教育委員会、保健センター、社会福祉協議会、外国人相談センター、日本語教室、大学、学校関係者、市民団体)が参加している。なお、同NPOが作成している資料は文部科学省の外国につながりのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」にも掲載されている。

- 著名人との協働により現地での 活動を広く発信【②】: 2024 年 6 月にバイ オリニストの高嶋ちさ子氏が理事長を務 める NPO 法人「ブライト・フューチャー」 がラオスを訪問し、JICA 海外協力隊が活 動する小学校で生徒と一緒に合奏するな どの活動を実施した。機構は、開発途上国 での活動に関心があった高嶋氏に対し、現 地で機構事業による活動実績がある NPO 法人をパートナーとして紹介したほか、現 地の理解を深めるために JICA 海外協力隊 の活動現場視察等を実施。その結果、今回 高嶋氏の NPO が現地で活動を展開するに 至った。著名人と協働した活動を行うこと により、機構の事業の広報に貢献するほ か、国際協力の裾野拡大に貢献する。
- ◎ 様々な団体・企業・機関・個人の協働を推進するプラットフォームの運営を支援【②⑤】:機構は、JICA沖縄センター内に、様々な団体・企業・機関・個人の協働を推進する「おきなわ国際協力プラットフォームの運営を支援している。同プラットフォームの運営を支援している。同プラットフォームは、登録したNGO(11件)、企業(32件)、任意団体、個人、教育・公的機関等(13件)をマッチングすることにより、様々な団体・企業・機関・個人が協働で実

施するプロジェクトを形成し、共創による SDGs の実現に取り組んでいる。例えば、外国にルーツを持つ子どもたちを支援する県内関係者が繋がり学び合う場を設け、関係者が困りごとを相談できるネットワークを強化するプロジェクトや、企業と NGO・NPO が地域 SDGs 課題に共に取り組むためのセミナーを開催することにより、外国人の雇用・受入・住環境の整備に取り組む団体の設立に繋がったプロジェクト等を形成。このような形で、地域課題に対し企業と NGO・NPO、様々な関係者が出会い、意見を交わせるプラットフォームの有用性が認められ、2024 年に同プラットフォームが一般社団法人として法人化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国において活動の成果が定着するためには、カウンターパートとの協働が重要であるが、設立されて間もないNGO/CSO はカウンターパートとの関係構築が十分でない場合も多く、機構のネットネットワーク等を活用し、支援していく必要がある。

No.8 オ大学・研究機関との連携

(1) 業務実績

◎ 金沢学院大学との連携による教育×多文化教育×地域学習により次世代グローバル人材の育成に貢献【②③】:機構は金沢学院大学と連携覚書を締結しており、同大学にて「地球市民論」という連携講座を実施してきている。同講座は、将来教師を目指している教育学部の学生を対象としたものであり、次世代のグローバル人材の育成に貢献するもの。また、同大学の協力を得て、能登高校と同地域の外国人技能実習生・特定技能生とのスポーツ交流イベントを実施した。教育×多文化教育×地域学習という観点から、地域の若者と外国人材との相互理解を目的としたもの。

◎ 横浜国立大学との連携により国

内外 18 大学の学生に連携講座を実施【② ③】:機構は横浜国立大学との間で連携覚 書を締結しており、これに基づき連携講座 「現場から考える国際開発協力」を実施し ている。2024 年度は横浜国大のみならず 国内外の18大学より約250名大学生、大 学院生が受講。対象国は技術協力、無償資 金協力、有償資金協力、ボランティア等多 くのスキームで事業展開しているバング ラデシュを選定。横浜市、YUSA (Yokohama Urban Solution Alliance) や民間企業、 コンサルタントからのインプットも得て、 実際にバングラデシュの開発課題に貢献 する協力プロジェクト案が提案された。同 講座は 2022 年度より最終発表会が YouTube 配信され、大学、自治体、NGO 関 係者等から高い評価を得ている。

鳥取大学/乾燥地研究センターと の連携により現地の中核となる研究者を 育成【①②③】: 鳥取大学/乾燥地研究セン ターとの間では、過去、スーダンやエチオ ピアにおいて地球規模課題対応国際科学 技術協力 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) を実施してき ており、前センター長がスーダンでの功績 等により 2024 年日本農学賞を受賞した。 SATREPS 案件においては、日本側研究者が 相手国研究者の能力向上を意図して共同 研究を進め、相手国の人材育成にも貢献し ている。このような実績を基に、同センタ ーに協力いただいている課題別研修及び 長期研修プログラムを有機的に組み合わ せ、現地で当該分野の研究をリードする研 究者を育成する仕組みを構築。これらの取 組により、国際頭脳循環に貢献している。

(2) 事業上の課題及び対応方針 本邦の大学における経営目標(教育・研究 の国際化や地域貢献等)に留意しつつ、国 際協力における大学との共創を引き続き 推進していく。 No.8 カ 開発教育

(1) 業務実績

- 開発途上国の現状等を体験でき る施設「地球ひろば」を拡大【③】:「JICA 地球ひろば」は、開発途上国の現状や、地 球が抱える課題、国際協力の実情などを、 見て・聞いて・さわって体験できる展示と、 開発途上国での活動体験談や開発教育教 材を使った参加型体験学習(ワークショッ プ)などを組み合わせたプログラムを実施 する「ひろば」であり、社会科見学や総合 学習等で活用されている。これまで、東京 (市ヶ谷)、名古屋、札幌の計3か所に設 けていたが、筑波、関西、中国、九州、沖 縄の計 5 か所の国内拠点の展示施設も新 たに「JICA 地球ひろば」として開設した。 これに伴い、展示や案内の質の向上、ブラ ンディングや広報の効率化、地球ひろば間 のコンテンツの共有体制の構築等を実施 した。順次進めている。
- 0 開発教育に馴染みのない教員で も開発教育が可能な教材を作成【③】:機 構は、これまでの開発教育支援の経験か ら、開発教育に馴染みのない若手や経験の 浅い教員でも開発教育を行うことができ るよう、機構の写真や動画を用いて授業を 展開できる開発教育授業実践ガイド「どう するどうなる地球社会」(小6社会)を作 成した。本ガイドは、機構のウェブサイト で公開するとともに、全国の国際理解教育 研究会や教員研修を通じて案内・普及した 結果、冊子版だけでおよそ3,300冊を配布 し学校現場で活用されている。実際に活用 した教員からは、授業準備が以前より簡単 にできた、写真や動画を授業で使うことで 児童のリアクションがよかった、次年度以 降も同単元の授業で本ガイドを使いたい、 との声があり、世界の様々な開発課題につ いて考え行動する力を持つ子どもの育成 や、教員自身の業務負担の軽減につながっ

「オンライン出前講座」により開 発途上国の状況の理解を促進【③】: 2024 年度から、開発途上国の現場と日本の教育 現場を繋ぐ「オンライン出前講座」の本格 的な運用を開始した。以前より学校現場か らは、開発途上国の現場からのリアルな声 を生徒に聞かせたいといった要望が多か ったことから、継続的にオンライン講座を 展開できる体制を構築。日本向けの講義経 験がない JICA 海外協力隊員でも活用でき る出前講座テンプレートを整備すること により、派遣中のボランティアによる講座 も実施できるようにした。その結果、2024 年度は計 252 件の在外オンライン出前講 座を実施し、学校側からも、臨場感があり 子どもたちの興味・関心、国際的な視野を 広げることができた、現地からのリアル タイム配信は開発途上国の様子がより伝 わり学習効果が高いといった評価が寄せ られ、学校現場のニーズに貢献することが できた。

日本初の模擬 AU によりアフリカ の課題を深く考える機会を提供【②③】: 模擬 AU は 2025 年の TICAD9 を見据えて、 アフリカ諸国について深く考え、政策を立 案する機会をアフリカと日本の大学生に 提供することを目的に、学生の有志が企画 したもので、機構、国際連合開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme) 及び上智大学が共催。アフリ カ連合の意思決定機関である AU 総会を模 した設定で、日本の大学生とそれぞれの国 出身のアフリカ人留学生1名がアドバイ ザーとなってチームを形成し、計140名以 上が参加して3つの分科会に分かれ、それ ぞれ 40 か国以上のアフリカ各国を代表す る立場で気候変動とグリーンエコノミー について議論した。2024年8月23日の TICAD 閣僚会合サイドイベントとして高 村外務政務官の臨席を得て、「模擬 AU 決 議」を採択した。日本の学生がアフリカの 学生と共に、主体的にアフリカ諸国の持続 可能な発展とパートナーシップについて 考える初めての試みとなった。

機構の教員研修経験者が開発教 育を展開するネットワークを構築【②】: 2025年1月に、機構の教員研修に参加経 験のある全国の教員有志24名が機構に集 まり、開発教育の推進に係るイベントや活 動の策定を実施した。全国の教員が連携す るきっかけ作りとして、24名の教員がコ アメンバーとして開発教育の推進に寄与 する活動を自主的に継続して行うことを 決定し、そのスタート企画として 2025 年 2 月にオンラインイベントウィークを開 催した。同ウィークでは全8回のイベント を実施し、開発教育に興味のある教員の相 談窓口 (コンシェルジェ)、平和教育、多 文化共生、地域との関わり、授業実践等、 様々な視点から開発教育にアプローチで きるテーマを設定し、延べ450名が参加し た。各イベントとも一般の参加者とインタ ラクティブに会話やチャットができるや り取りを行った結果、今後は企画側として 一緒に活動したいという教員からの反応 も多数得られた。既に4月以降のイベント を企画しているグループもあるなど、今 後、自主的な活動が展開されていくことが 期待される。このネットワーク構築の集 い、及びイベントの実施によって、開発教 育を実践する教員が全国的につながり、地 域を超えた場づくりにつながった。

◎ 「地域課題解決×国際協力」を目的としたフィールドワークにより新たな国際協力人材の育成に貢献【②⑤】: 広島県尾道市因島と岡山県英田郡西粟倉村において、「地域課題解決×国際協力」をテーマとした大学生・大学院生向けのフィールドワーク合宿が実施された。この合宿には中国5県の大学からの参加者を含む計21名が参加。因島では、移住定住促進企業と広島県出身の国際協力事業関係者が

連携し、西粟倉村では、教育を強みに地方 創生に従事している地元団体と国際協力 NGOが協力し、鳥取大学留学生を含む多様 な参加者を受け入れた。参加学生は国際協 力と地方創生の関係性を深く理解し、その 上で地域課題の解決策を議論し、地域関係 者へ事業提案を行った。これらのフィール ドワークは因島で4回目、西粟倉村で2回 目の実施となったが、参加者からは JICA 海外協力隊員や地域おこし協力隊が輩出 されるなど、顕著な意識・行動変容がみら れたほか、フィールドワーク参加者が他の 機構事業に参画するなど、新たなリソース の発掘にも貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発教育の支援プログラムや各種教材を各種整備し、一部オンライン化にも対応できるよう進めているが、学校や教育委員会などへの認知がいまだに限定的である。今後も、文科省や関係機関との情報交換を密にし、学校関係者へ周知できる機会があれば積極的に連携を図り発信を続けていくこと、SNSも更に活用して魅力ある形での周知の工夫を行っていく。また、機構の教員研修に参加した教員により組織された全国教員ネットワークが自走した形で機能し、教員関心層の裾野拡大が更に図られるよう、必要な支援を実施していく。

No.8 キ 日系社会との連携

(1) 業務実績

◎ 「日系サポーター」が帰国後独自に活動を展開【②⑤】: 2022 年度から来日が実現し継続中の「日系サポーター」(日系社会研修/多文化共生推進・日系協力型)。中南米地域の日系人や日本に理解・関心を有する中南米の人材を日本へ派遣し、日本国内で多文化共生推進に取り組む団体や自治体で研修を受けるとともに、受け入れ団体や自治体に在住する中南米地域出身の人々の抱える様々な課題の解決に貢献する「日系サポーター」事業を実施

中。2024年9月に、過去に訪日した日系 サポーターが主催し、多文化共生をテーマ としたオンラインセミナーを開催。日系サ ポーターとして在日日系社会の支援に携 わった経験を活かし、中南米から日本を目 指す人向けに、日本渡航後の生活や学校に 円滑に順応する方法等を発表した。帰国し た「日系サポーター」がまさに在日日系人 のサポーターとして活動する好事例とな った。

日系団体との協力により本邦企 業とブラジル企業のビジネスマッチング を支援【②③】: 2024年7月にサンパウロ にて、日系団体であるブラジル日本都道府 県人会連合会(県連)、農林水産省、JETRO などと協力し、本邦企業と現地企業のビジ ネスマッチングを目的としたサンパウロ 日本祭り「ふるさといいもの展」を実施。 同イベントには、40 都道府県から 100 を 超える企業・団体等が参加し、酒類、水産 物、調味料等300を超える日本産食品が紹 介された。福島原発 ALPS 処理水の海洋放 出に伴う風評被害が懸念される中、日系社 会において日本産品の魅力が再認識され る機会となった。ブラジルからは、輸入業 者、流通業者、レストラン関係者などを中 心に850社以上が会場を訪れ、活発な商談 が行われた。参加したブラジル側バイヤー 等からの報告によると、会期中に12件の 商談が成約に至り、そのうちの4件は、機 構が実施する「中南米日系社会との連携調 査団」の参加企業との商談であった。

◎ ペルー政府の要請に基づき、国を超えた日系社会の連携を促進【②③】:ペルーにおいて「社会経済開発のための日系社会・日系校の連携強化国際セミナー」(第三国研修)を実施した。本研修は、日系社会をテーマに行われる第三国研修としては初めて、開発途上国政府の要請に基づき実施するもの。ペルーでは日系社会に対する信頼や期待があり、また要請機関である

ペルー国際協力庁としてもペルーを拠点に三角協力の取組を推進したいとの意向から本研修の実現に至った。2024年度は世代交代の進む中南米日系社会の共通課題である「日系社会への若手の巻き込み」や「若手リーダー育成」をテーマとし、ペルーの研修員に加え、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、キューバ、メキシコ、パラグアイ、ドミニカ共和国、ウルグアイの日系社会の代表者が参加。国を超えた様々な規模の団体間の繋がりの構築により、更なる日系社会連携促進が期待される。

ドミニカ共和国日系社会との未 来に向けた対話(初の理事長訪問):2024 年7月、機構理事長が歴代の理事長として 初めてドミニカ共和国を訪問。同国最初の 移住地であるダハボンを訪問したほか、2 つの日系団体の会長との面談や、日系 2 世・3世を中心とした若手とのイベントへ の出席、周年行事への参加等を通じ、日系 社会と対話・交流を深めた。同国への移住 者は、耕作に適さない土地が与えられるな ど、移住当初から現在に至るまで多大なる 苦労を経験してきたが、2006年のいわゆ る「小泉談話」や、2021年の同国外相によ る謝罪、その後の補償などを経て、ようや く未来志向の取組が端緒に就いた。田中理 事長と現地日系社会の間では、2026年の 移住70周年及びその先の未来に向け、① 次世代の人材育成、②コミュニティの連携 強化につながる事業の実施、③これまでの 記録を残し伝える活動の重要性、を確認。 田中理事長からは「日系社会との信頼の芽 を育て、日系社会と一緒に未来を共創して いきたい」とのメッセージを発信した。

○ テーマ別評価で取り上げた 5 つの事業(日系社会研修、日系社会次世代育成研修、日系社会リーダー育成事業、助成金、移住資料館事業)について、成果指標を設定し、得られた提言を順次事業プロセ

スに反映させている。	
(2) 事業上の課題及び対応方針	
日系社会をイコールパートナーとした日	
本の国内課題解決への貢献の一つとして、	
ALPS 処理水海洋放出を契機とした日本産	
品に対する風評被害対策の一環として、中	
南米日系社会との連携により、日本食をは	
じめとした日本文化や、冷凍水産物等の日	
本産品、優れた技術を含め、日本に対する	
正しい理解を促進する施策の実施のため	
の経費が補正予算に計上され、取組を開始	
した。日本産品のビジネス交流を促進する	
うえで、国ごとの輸入規制品や手続きなど	
の情報を入手することが困難であったた	
め、現地 JETRO 事務所等と連携して関心企	
業へのアドバイスを進めた。	

4. その他参考情報

特になし。

(別添)中期目標、中期計画、年度計画									
中期目標	中期計画	年度計画							
中期目標: 3. (8)	中期計画: 2. (4)	年度計画							
中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化							
(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参		共生への貢献							
照。									

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
No. 9	事業実施基盤の強化	業実施基盤の強化										
業務に関連する政策・施策	_	当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人国際協力機構法第13条									
		条文など)										
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、									
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098									

主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウ	トカム)情報	Į.						②主要なインプット情報	(財務情報及で	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 9-1】プレスリリース 等を通じた広報により掲載 された国内メディア及び海 外主要メディア報道件数		130 件	547 件	613 件	771 件			予算額(千円)	6, 711	5, 974	5, 470		
【指標 9-2】SNS アカウント (日本語・英語) エンゲージ メント数	171 万件	34.2 万件	251.9万件	77.2万件	231.7万件			決算額(千円)	5, 879	4, 947	4, 524		
【指標 9-3】総合的・横断的 な事業評価・分析の実施件 数(横断的分析・詳細分析、 定量分析、定性分析等の実 施開始件数)		5件	5件	5件	5 件			経常費用(千円)	6, 109	4, 919	5, 028		
【指標 9-4】国際協力キャリア 総 合 情 報 サ イ ト (PARTNER)新規登録人数	4万人	8,200 人 ¹⁴	11,664 人	10,637人	14, 188 人			経常利益 (千円)	△1, 195	△599	△562		
【指標 9-5】能力強化研修の 参加人数	2, 185 人	437 人	554 人	516 人	562 人			行政コスト (千円)	6, 109	4, 919	5, 028		
【指標 9-6】研究成果の発刊 件数	300 件	60 件	87 件	72 件	73 件			従事人員数	142	143	143		
【指標 9-9】参加・発信した 国際会議の数	700 件	140 件	278 件	225 件	196 件								
【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)	600 人	120 人	401 人	304 人	491 人								

¹⁴ 第 5 期中期計画期間前半の国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)開発を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値 4 万人を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標

<主な定量的指標>

(定量的指標及び実績は2.①参照)

<その他の指標>

【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取 組の推進状況

【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ(課 題別事業戦略) に基づく多様な開発パートナー との連携状況

【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適 切な運用状況

法人の業務実績・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

No.9 ア 広報

(1) 業務実績

国際協力70周年にあたることから、 る点を訴求する内容の広報を幅広く 展開した。マスコミへの発信に関し

ては、機構理事長とボストンコンサ | <課題と対応> ルティンググループ日本共同代表の スに掲載)、理事長による記者会見 (日・英各1回実施)、日経新聞への 紙(7紙)、地方紙(4件)で特集等の 果、世界31か国、9か国語の新聞や テレビ、ラジオ等で採り上げられた。 さらに、この機を捉えたイベントも

Programme)との共催で国際協力70周 して未来へ」(ハイブリッド形式)を か、外務省と共催で国際協力ミライ 会議を開催し、国会議員や有識者に 加え、次世代を担う若年層も招待し、 係る議論を行った。自社媒体では、広 | 形成と実施の推進を期待する。

自己評価

<評定と根拠>

評定:S

評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げてい ◎ **国際協力 70 周年を契機に ODA の意** ることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政) **義・成果を多数発信【③】:** 2024 年は | 法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大 臣決定)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の 日本の国際協力が各国の発展だけで | 基準について」(平成27年3月外務省)に掲げられた なく、安定的な外交関係、日本/日本 S評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あること 人に対する信頼の獲得に貢献していしから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を 上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

(1) 前年度評価時指摘事項

対談(日経新聞朝刊及び日経ビジネ | 上記評価を踏まえ、引き続き、外交機会等を活用しつ | つ、戦略的な国内外における機構の活動及び成果の情 報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び 掲載 (「複眼」)、副理事長の NHK 「視 | 国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題 点・論点」への出演等、経営層自ら発しに対応する開発協力人材の育成・確保、事業の効果向 信したほか、個別記者へのブリーフ | 上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活 ィングも重点的に実施し、国内全国 | 用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待

記事が掲載された。また、海外での発し加えて、開発協力人材の不足という課題に対し、人材 信にも取組、機構理事長のメッセー | が不足する分野における人材の養成について、グロー ジを様々なメディアに売り込んだ結 | バル・アジェンダ等戦略に基づいて実施する機構の事 | 業に携わる人材の戦略的な育成計画の策定を通し、既 存の能力強化研修や開発協力人材育成事業、ジュニア 専門員制度等を通じて機構事業の中核を担う専門人 開催。外務省、国際連合開発計画|材の養成を期待する。

(UNDP: United Nations Development | また、改定された開発協力大綱において強調された | 組である。【①③⑤】 「共創」や「環流」の推進に向け、「オファー型協力」 年記念シンポジウム「共創と連帯、そ | や、開発のための民間資金の動員を図ることをはじ め、共創のために必要な協力が効果的・効率的に行え 実施し、最大 482 名の参加を得たほ | るよう制度改善を含めた必要な対応を期待する。

JICA グローバル・アジェンダに関しては、引き続き、 年次モニタリングによる進捗管理とともに、クラスタ ー事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善 世代を超えてこれからの開発協力に「や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の

報誌 2 月号での著名人による現地取 | 更に、複合的リスクが滞在化する中、伝統的ドナー諸 |

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

定量指標8項目のうち、7項目が120%以上、1項目は達成度が目標値の100%以上とな っているが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施するとともに、以下 のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度が「高」とされ ている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られ ていると認め、「S」評価とする。

(定量的指標)

【指標 9-1】、【指標 9-2】、【指標 9-4】、【指標 9-5】、【指標 9-9】、【指標 9-11】の7項 目において、達成度が目標値の120%以上、【指標9-3】において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。

(定性的実績)

ア 広報

・国際協力70周年という節目を捉え、国内外に向けてODAの意義や成果を多角的に 発信した取組は、国民理解の促進と国際協力に対する信頼醸成の両面に資するもので あり、高く評価される。経営層による積極的なメディア露出や、国内外の幅広い媒体 を通じた発信、国会議員や若年層を巻き込んだイベントの開催等、広報活動における 創意工夫が随所にみられた点も特筆に値する。【③】

工 研究

機構の研究員を中心とする国際共同研究プロジェクトの成果として編纂された学 術書籍が、国内外から高い関心を集めるとともに、2025 Best Book Award of CIES SAIS SIG を受賞したことは、高等教育における国際経験の意義を学術的に提示する 先駆的な取組として高く評価される。

実証的分析を通じて、留学が個人だけでなく所 属組織の発展にも波及することを明らかにした点は、SDG4 が掲げる知識移転・人材 循環の推進に貢献する成果であり、日本の科学技術外交にも示唆を与える意義深い取

才 緊急援助

・2025 年 3 月に発生したミャンマー中部地震に際し、現地の緊急支援ニーズを迅速 に把握するため、発災2日後には医療チーム登録者及び職員からなる調査チームを派 遣し、その後の外務大臣命令を受けて国際緊急援助隊員として現地調整に従事した対 応は、国際人道支援の初動における機構の機動性と体制の有効性を示すものとして高 く評価される。【①②③】

・人道危機下のパレスチナ・ガザにおいて、WHOの要請を受け、「災害医療情報マネジ メント(IM)」の知見を基に支援を実施した取組は、厳しい現場環境の中で医療デー タの可視化と国際連携を支えた点で高く評価される。さらに、バヌアツ地震への対応 ついて、国際協力出前講座や動画、 SNS と連動させ、多角的に展開した。

○ 人間の安全保障の推進を切り口とし 【③】: 不安定な国際情勢が続く中、 る「人間の安全保障」の向上と、強じ る点を訴求する内容の広報を展開し た。紛争の続くウクライナに関して は、地雷除去機や、教科書 100 万冊、 修の様子等、機会を捉えて幅広くメ ディア等を通じて発信するととも に、和平から10年を迎えるミンダナ オについて記者勉強会やシンポジウ 新聞で記事化されたほか、テレビ東した。 京のウェブ番組で放送された。また、 会合の機を捉えた記者勉強会等によ り、地雷の埋設状況や協力の必要性、 機構とカンボジア地雷対策センター Centre) との長年の協力関係、アフリ メディアに発信した結果、共同通信、 レ東等の媒体で採り上げられた。

○ 次世代を担う若年層に対して ODA に **対する理解を促進【③】:** 近年 ODA へ の支持が低下している若年層に対 し、メディアの選好・嗜好傾向や興味 関心を踏まえ、より効果的なリーチ を図るべく様々な発信を行った。SNS を通じた発信では、若年層にリーチ すべく 2024 年度から Instagram を開 始。 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) 第 より一層重視した連携の促進を期待する。

(2) 対応

戦略的な国内外への情報発信に関しては、大洋州・島 た発信が多数のメディアに掲載 サミット (PALM10) や対人地雷禁止条約検討会議、国 際協力 70 周年などの機会を捉え、機構が実施する開 ODA が開発協力大綱の通底理念であ | 発協力による成果や、こうした活動が外交の基礎とな る各国との信頼関係の構築に貢献したことについて、 んな世界・社会の実現に貢献してい|機構理事長自らの発信も含め、国内外に発信した。 |開発協力人材の不足という課題では、特に人材が不足|押しするものである。【①】 する分野における人材の養成に向け、課題/セクター の人材戦略、現状分析に基づき、能力強化研修や開発| 医療用車両等の供与の様子や本邦研 協力人材育成事業、ジュニア専門員制度、キャリアセ ミナーの開催等を通して専門人材を育成した。

「共創」や「環流」の推進に関しては、オファー型協 力の形成に着手し、新たなパートナーの開拓や民間資 金の動員など制度改善に取り組むとともに、機構を挙 ムを通じた発信を行った結果、日経┃げて「共創」を推進するための組織文化の醸成に努め

JICA グローバル・アジェンダ (JGA) に関しては、ク 地雷対策に関連し、オタワ条約検討┃ラスター事業戦略単位でのマネジメントの一環とし てモニタリングの在り方などを整理するとともに、 JGA 協議などを通じて戦略的な案件形成や多様なパー トナーとの連携に取り組んだ。

(CMAC: Cambodian Mine Action 連携の促進という面では、新たに国際協力を担う援助 機関も多数参加する三角協力国際会議にて登壇し、機 カやウクライナでの連携等について|構による新たな援助機関との協力の歴史と今後の連| 携可能性について協議・発信したことに加え、機構の 東京、朝日、日経、読売中高生、BS テ │ 発案により ASEAN 諸国の開発協力機関とのラウンドテ ーブル会合を初開催するなど、新たな援助機関とのネ ットワーク構築の強化に努めた。

材を通した国際協力の意義の発信に┃国のみでなく、新興国ドナーとのネットワーク構築を┃においても迅速に技術支援を展開し、政策決定支援に資する実績を上げたことは、機 構の持つ専門性と機動性を示す好例である。こうした国際緊急援助の経験と成果が、 国内の災害対応にも活かされ、知見が双方向で還流している点も、制度全体の発展性 と日本社会への還元を体現する取組として評価できる。【②③④⑤】

カ事業の戦略性強化や制度改善

・開発協力大綱の理念を具体化するため、「開発のための新しい資金動員に関する有 識者会議」における議論に主体的に参画し、政策提言の形成や制度改正に貢献した点 は高く評価される。民間資金の活用促進や多様な主体との連携強化に資する制度的基 盤の整備を支えたことは、今後の国際協力の展開に向けた機構の更なる役割発揮を後

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

・2025 年大阪・関西万博への独自出展が困難な開発途上国に対し技術指導を行い、 自国の魅力とともに日本の ODA の意義を効果的に発信する機会を創出した取組は、政 府の外交方針への貢献という観点から高く評価される。また、研修員受入れによる SDGs に関する学びの深化や、「いのち会議」(産官学民による会議・シンポジウムのシ リーズ開催)を通じたマルチステークホルダーの対話促進とポスト SDGs への提言作 成は、国際協力を通じた価値創造の好例として評価できる。【①④】

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

開発協力に対する国内外での関心や議論の高まりを踏まえ、その意義や必要性につい て国民理解を一層深めていくことが求められている。そのためには、国際情勢や地球 規模課題を身近なものとして捉えてもらえるよう、世代や関心層に応じた事例や論点 を活用しつつ、制度や成果に関する分かりやすく丁寧な情報発信を推進する必要があ る。また、社会の関心に即したタイムリーな情報提供を行い、メディアとの対話を通 じて、開発協力全般に対する幅広い層の理解と信頼を着実に醸成していくことを期待 したい。

ウ 開発協力人材の育成

開発協力分野における人材不足に対応するため、人材の裾野拡大と専門人材の育成の 両面から取組を強化していく必要がある。関心層が行動に移すための動機付けは依然 として課題であり、関係機関が連携して多様なキャリア像や関わり方を可視化する取 組を一層推進すべきである。また、人材が不足する重点分野においては、既存の育成 制度や研修等を活用し、即戦力となる専門人材を着実に確保・育成していくことを期 待したい。

工 研究

複合的な人道・安全保障上の課題が顕在化する中、人間の安全保障の概念を多角的に 掘り下げ、指標の整備や新規研究を通じて普及・主流化を進めていくことが求められ る。また、ポスト SDGs を見据えた研究活動やインパクト評価を通じて、開発協力に おける証拠に基づく政策立案やプレゼンス強化に貢献していくことを期待したい。

29回締約国会議 (COP29) に併せ、気 候変動対策に取り組む著名人を起用 し、Instagram でも配信した動画が 8.9 万回再生されたほか、Instagram のフォロワー数が約 1 万人に増加し た。また、これまで使用してきた Facebook、Xについても、日によって 投稿数に偏りがあったことから、少 なくとも1日に2回以上投稿する運 用とし、2024年度累計で4520件投稿 し、約232回の閲覧/視聴回数を得た。 You Tube では、教育系 Youtuber を使 ったパキスタンのノンフォーマル教 育に焦点を当てたプロジェクト動画 作成や理事との対談動画、若者に人 気のある著名人を起用した小規模農 家向け市場志向型農業の振興 (SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) や学校 給食、インフラや気候変動や平和構 築の動画等を作成・配信し、合計再生 回数は約312万回となった。そのほ か、若年層にも親しみやすいアニメ ーションで「ODA って何だろう」と題 する動画の作成・配信、漫画によるプ ロジェクト・ヒストリーの作成やイ ベント等により、若年層をターゲッ トとした広報を幅広く実施した。

◎ 日本社会への還元事例を発信【②

③】: 開発途上国での活動経験に基づき日本国内の社会課題の解決、経済活性化にも貢献している点を訴求する内容の広報を展開した。具体的には、海外協力隊の社会還元表彰などの機を捉え、国内で活躍するボランティアをメディアに紹介し、地方紙等76紙での露出を獲得した。また、開発途上国の優秀な学生と東北大学、企業が協働し課題解決策を検討するソーシャル・イノベーション・ハブ(地方紙6件)、ヘラルボニーとの連携など、機構が多様なパートナー

才 緊急援助

緊急援助分野における国際的な協調体制が深化する中、日本は災害対応の知見と実績を活かし、国際社会における一層のプレゼンス発揮が求められている。過去の実績で得られた教訓の抽出を通じて、より迅速かつ効果的な緊急援助チーム派遣のための体制強化を継続していくことを期待したい。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

オファー型協力の推進や、改正機構法や制度改善の動向を踏まえて、ODA を触媒とした民間資金動員や課題解決力を有する主体との連携強化を図りつつ、機構財務の効率性向上にも取り組むことを期待したい。

<その他事項>(有識者からの意見聴講等)

・ウ 開発協力人材の育成

JICA は、グローバル機関としての人材基盤の多様化に努めているが、依然として次の課題が残されてる:

- ·専門性・語学力・現地経験を兼ね備えた中堅人材の確保と定着
- ・グローバル人材市場における競争力の強化
- ・本部と在外事務所の機能分担と調整体制の最適化

さらに、説明責任体制の整備や財務の健全性維持は、長期的な制度的持続可能性を確保する上で不可欠なガバナンス課題。評価・監査制度、リスク管理、組織透明性の向上など、包括的な組織運営改革が求められる。

・カ 事業の戦略性強化や制度改善

「オファー型協力」は、JICA の戦略的提案力と実施能力を体現する制度として高く評価。従来の要請主義を補完し、供与国主導の協力モデルへの転換を示唆し、相手国の制度課題や政策形成プロセスに対する先手的支援を可能にしている。

一方で、有効性を測るためには、目標設定の妥当性と自己評価の信頼性を担保する外部的検証が不可欠となっているが、現在の定量指標に依存した評価手法では、因果関係の解明や長期的な制度インパクトの可視化に限界があり、開発協力の「本質的価値」を適切に捉えるためにも評価の再設計が求められる。

また現地政府との調整力と合意形成能力の強化が今後の課題である。

と連携し、地方創生も含めて幅広く 社会課題解決に取り組んでいる点を 訴求した。さらに、これまで支援を受 ける側から他国を支援する側となっ た ASEAN 新興国ドナーと機構との今 後の共創に関して、2024年10月に開 催したラウンドテーブル会合の様子 とともに、日経新聞を含むウェブ記 事(3件)及びNHK(ラジオ)で露出 を獲得した。

- ◎ サステナビリティへの取組を広く発 信【③】: 従来発行していた年次報告 書とサステナビリティレポートを統 合し、初めて統合報告書として公表。 民間企業等が行う情報開示を参考に しつつ、機構が取り組む組織・事業両 面からのサステナビリティ推進を分 かりやすく提示。また、広報誌(和文: 33,000 部、英文 8,000 部) の防災特 集や若年層に親しみがある著名人と 機構職員との対談動画配信(12 万回 閲覧) を通して、気候変動の現状と対 策の必要性について訴求した。加え て、広報誌におけるジェンダー特集 (部数同上) やジェンダー債発行広 報、国際女性デーに合わせた著名人 との動画発信(2025年2月末公開で 約600回視聴)、美術作品を通して障 害の主流化を目指すヘラルボニー社 と機構の共創事業に関する日経新聞 での記事掲載やウェブサイト記事で の副理事長との対談など、多様性確 保の重要性を訴求した。
- 国際的外交イベント・会議と連動した発信【③】:第10回太平洋・島サミット(PALM10)の開催(6月)に合わせ、機構が大洋州諸国の抱える開発課題の解決や各国の主体的な発展に向けて取組む信頼できるパートナーであることを訴求した。具体的には、会議前からの記者への取材慫慂等を

通して気候変動(再生可能エネルギー)や同地域での人材育成や民間企業との連携などについて、朝日新聞や読売新聞などのメディアで露出を獲得した。また、在京英字紙1紙、大洋州諸国14か国のうち海外拠点のある10か国で理事長の寄稿記事を掲載し、0DA事業等を通じた日本と同地域・各国との連帯や信頼関係の構築について訴求した。加えて、広報誌6月号和文(33,000部))での特集やウェブサイトなど自社媒体でも特集記事を発信した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力を巡る国内外での議論を踏まえ、 開発協力の意義や必要性に関し、国民の一層の理解醸成に取り組む。この際、国民が 国際情勢や地球規模課題を自分事として 捉えられるよう、開発協力の制度や成果に ついて、各年代や属性の問題意識に合わせ た論点や事例を紹介しながら、分かりやす く丁寧に説明を行い、関心層の増加に努め る。また、引き続きメディアとの対話を重 視し、社会の関心事を踏まえた情報を適時 適切に提供し、幅広い層の機構や機構の実 施する開発協力への理解深化や信頼醸成 を図る。

No.9 イ 事業評価

(1) 業務実績

○ 機構の事業評価の知見が他機関評価制度に活用【④】:事業評価に係る機構の経験・知見について自組織の評価制度の充実に役立てたいとの複数機関からの申し出を受け、JANPIA(日本民間公益活動連携機構)、日本財団等と意見交換を実施。特に日本財団に関しては、機構の案件単位で実施する事業評価制度の体系やクラスター等事業のまとまりに関する新たな事業評価手法の検討状況に強い関心が示され、事業評価手法構築に向け

た検討に関する有識者会合等に参加が求められ、網羅的な事業評価制度やプロジェクトのPDCAサイクルにおける評価(特に事前、事後評価)の観点から制度設計を支援するに至っている。

日系社会との連携事業効果の可視化:テーマ別評価「日系社会連携事業がもたらす事業効果の可視化」は、中

- 日系社会との連携事業効果の可視 化:テーマ別評価「日系社会連携事業 がもたらす事業効果の可視化」は、中 南米12か国における日系社会連携事 業について、関係者へのアンケート、 ヒアリング調査を通じ、現地及び日 本国内への還元を分析し、親日派・知 日派の育成等の事業効果の発現状況 を確認した。
- 生成 AI を用いた教訓の整理を試行: 生成 AI を用いて、過去実施した外部 事後評価報告書 67 件から得られた 122 件の教訓を対象に教訓の整理を 試行した。
- 事業費が 2 億円以上の事業を対象に 128 件の事後評価を実施した。また、 事業費が 2 億円以上の事業を対象に 240 件の事前評価を実施した。事後評 価結果などをまとめた事業評価年次 報告書を作成し 2025 年 4 月に機構ウ ェブサイトに公開する予定。
- 2023 年度に評価調査結果を確定した 事業から得られた教訓や知見につい て、機構内に対してフィードバック セミナーを開催した。
- 外部有識者によって構成される事業 評価外部有識者委員会について、 2024年度は2回の委員会を開催し、 有識者の助言を踏まえ評価の質の改 善に努めた。
- 日本評価学会、国際開発学会等で機

構の事業評価の取組を発信した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

説明責任と事業の質の改善を促進するため、2021 年度から導入した新評価基準に基づく事業評価を着実に実施していく。また、新たな評価の視点である「人々のウェルビーイング」など、事業がもたらした多様な影響を確認するなど評価の充実に努めていく。

No.9 ウ 開発協力人材の育成

- (1) 業務実績
- ◎ 関係機関と協働し、合同キャリア説 明会を開催【②】: 外務省、世界銀行、 一般社団法人海外コンサルタンツ協 会 (ECFA : Engineering and Consulting Firms Association), NGO と協働し、合同キャリア説明会を開 催。新卒・第二新卒を対象にしたグル ープキャリア相談を実施したほか、 2024年9月のグローバルフェスタに おいて「国際協力の世界で活躍しよ う!アクター合同キャリアセミナ 一」を実施した。国際協力を担う他の アクターに関心がある来訪者にもア プローチすることで、通常の方法で はリーチできない層に効率的にアプ ローチすることができた。また、国際 協力を担う主要なアクターが合同で 実施することにより、アクターごと の魅力、国際協力業界の仕事の多様 性や違いを伝えることができ、国際 協力業界全体として、裾野の拡大に 貢献した。イベント後、参加者からも っと詳しく話を聞きたいと個別にコ ンタクトがあるなど、参加者からの 評価も高いイベントとなった。
- ◎ 新たな国際協力の担い手の育成により日本の課題解決にも貢献【①②⑤】:2024年8月に外国人人材の受入と開発に係る国際協力人材の育成を

行う能力強化研修を実施。開発コン サルタント、士業開発協力人材の裾 野開拓の結果、士業(弁護士・行政書 士・社会保険労務士・中小企業診断 士)、監理団体関係者等が参加した。 本研修を通じ、将来、機構事業の専門 家等、国際協力の担い手として活躍 する人材を幅広く育成するととも に、外国人材の適切な受入が日本国 内でも課題となる中、研修参加者が 日本国内の課題の解決に貢献するこ とも期待される。研修では、機構の人 材だけではなく、公益財団法人入管 協会、国立社会保障 · 人口問題研究 所、外国人材の送出機関等、様々な機 関の協力による講義も実施。参加者 からは「外国人労働者の送り出しか ら受け入れ、保護、還流まで、一連の 流れをトータルで眺めることができ た」、「従来の国際協力とは異なり、日 本と送り出し国の両者が裨益者とな りうる新しい分野の講義で有益であ った」等の声が聞かれた。

◎ 過去最大規模でインターンを実施

【③】:機構本部、国内拠点、海外拠点でのインターンに加え、開発コンサルタントの協力を得て、支援現場でのインターンシッププログラムを再開。様々な立場でのインターンシッププログラムを提供することにより、学生のニーズに応えることを可能とした。また、インターンシッププログラムには、通年で1,055名の応募があり、学生の関心も高かった。その中から過去最大となる186名のインターン生を受け入れた。

○ 国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER)を新キャッチフレーズ「あなたの一歩で明日を変えよう」の下リニューアルし、LINE アカウントも開設。使い勝手も向上し、サイト全体の

アクセス件数が前年比で 2 割増加したほか、LINE 登録者も 2025 年 3 月末時点で 2,140 人となった。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力人材の不足という課題に対し、人 材の裾野拡大と、人材が不足する分野での 即戦力人材及び専門人材の養成が必要で ある。人材の裾野拡大については、2024年 3 月にリブランディングリリースを行っ た PARTNER のキャッチフレーズ「あなたの 一歩で明日を変えよう」の下、個々人に適 した形で参加することができる点を発信 しているが、関心層が行動に移すための働 きかけが非常に難しい。様々な関わり方や キャリアを示すため、ODA 事業に携わる関 係者(外務省、機構、地方自治体、開発コ ンサルタント、民間企業など)が協力し、 合同キャリアセミナー等を実施した。ま た、派遣中や帰国後の JICA 海外協力隊や 派遣前の訓練生など、将来当該業界への関 心が比較的高い層にも積極的な情報提供 を行うこととした。人材が不足する分野に おける人材の養成については、既存の能力 強化研修や開発協力人材育成事業、ジュニ ア専門員制度等を通じて機構事業の中核 を担う専門人材を引き続き養成していく。

No.9 エ 研究

(1) 業務実績

○ 機構職員が執筆した論文が著名な学術誌に掲載【②③④】:機構の職員が共著者となって執筆した論文「Barriers to Saving for Retirement: Evidence from a Public Pension Program in Mongolia」が、経済学分野で最も歴史と権威があるものの一つとして知られている「Journal of Political Economy」の名前を冠した新たな学術誌「Journal of Political Economy」の名前を冠した新たな学術誌「Journal of Political Economy」が、機構から年金行政機関に専門

家が派遣されていることを人々に伝 えると年金支払いをする可能性が高 くなること等を明らかにしたもので あり、開発協力が人々の公的サービ スへの信頼性を高め、公的サービス への参加を促進し得ることを示唆し ている。

- ◎ 機構研究員の論文が国際開発学会の 学会賞を受賞【③④】: 2024年11月、 マダガスカルにおける「みんなの学 校」プロジェクトの効果を無作為化 比較試験 (Randomized Controlled Trial: RCT) により検証した機構研究 員の論文が国際開発学会の学会賞を 受賞した。シカゴ大学の発行する開 発分野の学術誌 Economic Development and Cultural Change に同論文が掲載されたことはその研 究成果が確かなエビデンスとして国 際的に認められたことを示してお り、また開発援助におけるエビデン スに基づく政策立案・実践の観点で 模範となるものであることが評価さ れ受賞したもの。
- ◎ 機構の研究員が中核となって編纂し た学術書籍が多数のアクセス数を記 録し、2025 Best Book Award of CIES SAIS SIG を受賞【②③④】:機構の研 究員が中核となり、日本内外の研究 者からなる研究会を組成・運営した 研究プロジェクトの成果として、学 術書籍「Impacts of Study Abroad on Higher Education Development -Examining the Experiences of Faculty at Leading Universities in Southeast Asia」を刊行した。本 書籍は国内外からの高い関心を集 め、電子版については 2024 年 11 月 現在で合計2万1千件に上るアクセ スを記録した。また、本書籍は 2025 年3月に教育分野における世界最大

の国際学会である北米比較・国際教 育学会にて 2025 Best Book Award of CIES SAIS SIG (Comparative and International Education Society. Study Abroad and International Students. Special Interest Groups) を受賞。高等教育システムの 形成における国際的な学術経験の役 割について新たな視点を提供し、拡 大する高等教育の発展と国際化の分 野に大きく貢献するものであると評 価された。本研究では、開発途上国の 大学教員の留学が大学の活動や国際 化にどのような影響を及ぼしたかを 分析し、個人の留学経験が個人レベ ルでのインパクトを超えて所属する 組織の発展に大きなインパクトを生 んでいることを明らかにした。SDG4 でも留学による知識の獲得や高度人 材の流動性が謳われる中、本研究に より留学の社会的な意義を実証した 意義は大きい。また、本研究では、大 規模な実証データから、留学の組織 的なインパクトの解明に加えて、急 速に成長する東南アジアの高等教育 の現状や日本との学術協力関係の変 化が明らかになった点も、今後の日 本の科学技術外交に重要な示唆を与 えている。

○ 今後日本で課題となる外国人労働者の受入に関し、需給予測を実施・公表【①③⑤】:機構は、政策の面でも日本の地域社会が直面する今日的課題への対応として外国人材受入支援に取り組んでおり、その一環として2022年度に機構緒方貞子平和開発研究所が主体となり本邦外国人労働需給予測を公表した。同予測の更新への期待の高さを受けて、同予測に用いた複数の統計データの更新版を基に改めて将来の外国人労働需給予測を行い、2024年7月、報告書

「2030/2040 年の外国人労働者需給 予測更新版」を公表した。同報告書で は2022年時より外国人労働者不足が 拡大していくことを示しており、 2030年で77万人、2040年で97万人 が不足すると予測している。本報告 書の注目度は高く、日本経済新聞が 2024年7月4日付で関連記事を掲載 するなど大きな反響があった。

◎ 世界的な大規模研究シンポジウムを 成功裏に開催【②④】: 2024年11月、 機構と長崎大学は第8回保健システ ム研究グローバルシンポジウム (HSR2024) を共同ホストした。同シ ンポジウムでは、機構緒方貞子平和 開発研究所の研究員が長崎大学教授 と共に開催地運営委員会の共同委員 長を務め、Executive Committee や Program Working Group に参加して会 議全体の企画・運営で主導的役割を 果たしたほか、会議全体及び機構主 催のサテライトセッションを独自に 広報展開して事前認知を広く獲得す るとともに、各種プログラムの時間 割調整、開催地運営委員会用資料の 作成と取り纏め、英仏通訳調達業務、 議事録作成、シンポジウム報告を行 い、大規模国際会議(世界114か国か ら 1,500 人超の第一線の研究者及び 実務者が参加)を成功裡に導き、関係 官庁や参加者から好意的なフィード バックを得た。また、同シンポジウム において、機構はサテライトセッシ ョンを 8 件主催し、より包摂的で公 正な保健システムの実現に向けた方 策等について様々な切り口から議論 を深化させ、機構の取組を世界へ発 信したほか、複数セッションへの登 壇・展示ブース・ミニイベントを通じ て議論に貢献。特に、セッション7は 実施中の研究案件を踏まえて機構の 研究員が企画し、研究員2名が登壇。

情報が少なく開発協力の中でも未だ 取組が限定的な仏語圏アフリカを含 む低中所得国におけるがん対策の実 態や、経済的な負担も含めて脆弱な 保健システムの中で患者や家族が経 験する課題に焦点を当て、将来の重 大な開発課題を先取りした問題提起 を行うとともに、経験豊富な登壇者 がそれぞれ考え得る解決策について の提案を行った。

- ◎ ブルッキングス研究所との共同研究 の成果を広く発信【②④】: 国際的に 高い評価及び知名度を誇るブルッキ ングス研究所 (米国) との共同研究を 実施し、その成果として SDGs 達成に おける民間セクターの貢献に関する 英文書籍「For the World's Profit」 を発刊した。2025年1月に海外向け 発刊セミナーを開催したほか、2025 年 3 月に日本国内向けのセミナーを 開催し、145名の参加を得た。また、 International Institute for Sustainable Development O SDG Knowledge Hub でもその内容が紹介 されるなど、本書籍は大きな反響を 呼んだ。SDGs や気候変動対策におけ る民間セクターの役割に注目が集ま り、新たな開発協力大綱でも民間企 業との連携強化を謳っていることを 踏まえ、民間企業のリソースやイノ ベーションを開発途上国の課題解決 につなげていくために必要なアクシ ョンや多様なステークホルダーの協 働の可能性について、書籍発刊やセ ミナーでの議論を通じて広く発信す る機会となった。
- 国際協力70周年の節目として、国内外の公文書や開発途上国の関係者へのインタビュー結果等、新たな情報を取りまとめ、それらを用いて開発援助の変容過程を明らかにした「日

本の開発協力の歴史」研究の成果を 取りまとめ、機構緒方貞子平和開発 研究所ナレッジフォーラム「日本の 開発協力の歴史と未来」を開催し、 「信頼」や「自助努力」に代表される 日本の開発協力の意義を、学術的な 裏付けをもって広く世に示した。

- 人間の安全保障の今日的意義を発信 すべく、2024年5月、「今日の人間の 安全保障」第2号日本語版発刊記念 シンポジウムを開催したほか、特集 論考の執筆者による「栄養問題」、「紛 争下の自然災害」、「政治とガバナン ス」をテーマに取り上げたウェビナ ーシリーズを同年6月及び10月に開 催。2024年9月、「今日の人間の安全 保障」第2号英語版(Human Security Today No. 2) を発刊し、経済協力開発 機構/開発援助委員会(OECD-DAC: Organisation for Economic Cooperation and Development-Development Assistance Committee) 議長等の海外有識者の参加も得て、 発刊記念シンポジウムを開催した
- 機構内部向けのセミナーや、個別の コンサルテーションを通じ、事業部 門との連携強化を図ったほか、機構 内の研究人材育成のための研究プロ ポーザル事業を実施した。
- 研究成果を多様な手法で発信した。・ナレッジフォーラム 4 件、書籍発刊セミナー、他機関 (UNDP、世界銀行、国連大学、AUDA-NEPAD 等) との連携セミナー等のイベントを 58 件開催、参加者数は延べ人数で約 6,700 人。
- ・リサーチ・ペーパー1 本、ディスカッション・ペーパー14 本、学術書籍 8 冊、報告書 1 本、ナレッジレポート 5 本、ポリシー・ノート 6 本、プロジェクト・ヒストリーの日本語書籍 2 冊、外国語書籍 1 冊等

を発刊。

(2) 事業上の課題及び対応方針

国際社会が複合危機に直面する中、様々な 脅威から人間の安全を確保しようとする 人間の安全保障の重要性が増している。そ の観点から、人間の安全保障指標を検討す るタスクを立ち上げたほか、アフリカにお ける人の移動をテーマとした人間の安全 保障など新規研究プロジェクトの立上げ、 人間の安全保障レポート第 2 号発刊及び 関連イベントの開催等を通じて、人間の安 全保障の概念の普及と主流化を引き続き 推進する。

また、国際社会におけるプレゼンスの強化、エビデンスベースの事業推進、開発協力のイノベーション推進に貢献するため、2030年以降を見据えたポストSDGsに関する研究、機構の代表的な事業のインパクト可視化のための研究等に取り組む。

これらの成果を多様な媒体で積極的に発信するとともに、機構や開発協力機関の事業にフィードバックする。

◎ ミャンマー中部で発生した地震に対

No.9 才 緊急援助

(1) 業務実績

して迅速に緊急支援を開始【①② ③】: 2025 年 3 月 28 日にミャンマー 中部で発生したマグニチュード 7.7 の地震による被害に対し、現地の緊 急人道支援ニーズの把握等を目的 に、医療チーム登録医療従事者及び JICA 職員ら 5 名からなる調査チーム を 3 月 30 日に派遣した。翌 31 日、 外務大臣による国際緊急援助隊医療 チームの派遣命令が発出されたこと を受け、同 5 名は国際緊急援助隊員 に身分を切替え、現地における受入 調整活動に従事した。なお、医療チー

ム本隊は年度が明けた 2025 年 4 月 2

日に本邦を出発した。

 \bigcirc 「災害医療情報マネジメント」によ り人道危機に直面するパレスチナ・ ガザの緊急医療支援に貢献【②③④ ⑤】: 人道危機に直面するパレスチナ のガザ地区では、国際赤十字など約 20 の緊急医療チームが医療活動を実 施している。しかし、人道危機下にお いては患者の分布や状況、医療ニー ズなどの正確な情報や全体像を把握 することが困難であることに加え、 ガザにおいてはインターネット環境 や食料も十分でない過酷な環境の中 で医療支援がスタートした。このよ うな状況の中、世界保健機関(WHO: World Health Organization) から日 本の国際緊急援助隊が知見を有する 「災害医療情報マネジメント (IM: Information Management)」の支援に 関し要望が寄せられた。IMは、災害 時に、患者の属性や傷病疾患の種類 などを含む各緊急医療チームの診療 実績を一元的に集計し、医療ニーズ や災害フェーズの変化を捉えるため の災害医療情報のマネジメント手法 である。国際緊急援助隊の実践から 生まれ、2017年にはWHOによってMDS (Minimum Data Set) という国際標 準として正式に採択された。ガザ危 機においては、機構の技術協力の枠 組みにより IM 支援を開始、深刻な人 道危機下における医療データをマク 口として可視化し、これが国際支援 の基盤的データとなるとともに、WHO が発出する災害状況報告 (SITREP) に 引用され、全世界に発信されている。 この支援は本日なおも継続してい る。また、2024年12月にバヌアツ共 和国で発生した地震では、同国保健 省から、WHO を通じ、IM 支援要請が寄 せられた。機構は直ちに技術協力の 枠組みで本邦からのオフサイト支援 を開始するとともに、現地に4名か らなる支援チームを派遣、保健省に よる災害医療調整本部(EMTCC)への 支援を行った。緊急医療チームの診 療実績が定量的、即時に共有された ことで、政策決定者の的確な判断が 可能となったとして、高い評価を得 た。IM 手法は、海外の災害での活用 にとどまらず、国内でも J-Speed と して標準化され、普及・活用されてお り、熊本地震や能登半島地震などで も使用されている。海外・国内の災害 支援の知見が、相互に還流・活用され ていることを示す一例でもある。

◎ 緊急援助分野における国際連携・協 調強化のチャレンジ【②③】: 緊急援 助分野での国際連携・協調が深化し、 各国による主導を模索する動きが活 発化するなか、2024年度は国際場裡 への積極的打ち込みを図り、国際的 なプレゼンスを維持するとともに、 日本の災害経験に関する知見を発信 し、将来の実展開につなげていく取 組を図った。2024年5月にジュネー ブで開催された人道分野の国際会議 「Humanitarian Networks and Partnerships Weeks (HNPW)」では、 国連人道問題調整事務所 (OCHA)、世 界保健機関(WHO)緊急医療支援事務 局との間でパートナーシップ関係を 確認。WHO が 11 月にアブダビで主催 した'Emergency Medical Team Global Meeting では、WHO との共同 セッションを企画し、パレスチナや モルドバで展開した災害医療情報マ ネジメント(上述)の支援の知見を紹 介しつつ、IM を通じ災害医療情報の 一元化、支援チームの一体性確保な どの重要性をグローバルに発信し た。こうした活動が、国際的な緊急医 療支援分野における情報マネジメン トの重要性認知、日本初の国際標準 の主流化につながりつつある。前掲 の 2024 年 12 月バヌアツ地震で、同 国保健省は機構に対しIM支援の要請を寄せたが、国際場裡における発信からつながったものであった。このほかにも国際機関における技術作業部会への委員の派遣、国際認証における評価員の輩出などを絶えず実践している。日本が有する災害対応の経験、先駆的な国際緊急援助の実績を基盤に、一層のプレゼンス発揮に努め、同分野における主導的地位を確保していく。

- 2023 年 2 月のトルコ南東部を震源とする地震において、激甚化する災害に対してフルスケールのオペレーションを展開した。この経験を踏まえ、各種訓練や委員会の開催を通じ、活動の質、発災後の応答体制を維持・向上させるとともに、これらを支える実施体制の強化に取り組んだ。
- 救助チームに関しては、2022 年 度に国連国際捜索救助諮問グループ (INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group) による ヘビー級の認証を再取得した。この 過程及び上記地震に対する派遣で明 らかになった課題を踏まえ、各種手 技、隊の指揮運用、現地活動指針、国 際調整機能の一層の強化、研修・訓練 プログラムなどの点検・見直しを実 施し、より質の高い活動を指向する とともに、一人でも多くの被災者を 救出できるよう、チーム基盤の強化 を図った。また、国際場裡における議 論を踏まえ、気候変動による災害の 多様化、激甚化への対応に関し、関係 機関間の議論を進めた。
- 医療チームに関しては、トルコ南 東部を震源とする地震において、初 めて緊急医療チーム (EMT: Emergency Medical Team) タイプ 2 (入院・手術

機能を含む医療展開)による支援を 展開した。また、2023年に世界保健 機関 (WHO) による国際認証を再取得 した。これらを通じて得られた教訓 と課題を踏まえ、タイプ 2 の更なる 運用・展開能力の向上、一層の登録人 材の確保、資機材の充実と緊急調達 体制の強化、活動指針の一部改訂と 隊員の訓練錬成を達成すべく、登録 隊員の導入研修、資機材を全展開す る大規模派遣訓練を実施するととも に、対 ASEAN 災害医療分野の技術協 力事業 (ASEAN 災害保健医療管理に係 る地域能力強化プロジェクト) を通 じ ASEAN の合同訓練へ参加し技術助 言を行うなど、より質の高い医療サ ービスを展開できるよう基盤強化を 図った。

- 感染症対策チームに関しては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、中断していた登録隊員に対する対面での研修を再開。またコンゴ民主共和国におけるエムポックス感染拡大と日本政府によるワクチン供与に伴い国際緊急援助隊の派遣可能性について関係省庁と協議。結果的に緊急援助隊の派遣には至らなかったものの、近年の国際的な感染症のたものの、近年の国際的な感染症の流行の状況と、これに対する国際社会の動向を踏まえ、より適切な対応、展開が可能となるよう、支援委員会においてチーム運用の在り方を検討した。
- 日本の国際緊急援助を迅速、適切に展開すべく、救助チームにおいては INSARAG 作業部会への貢献及び2025 年 INSARAG アジア・太平洋地域の議長国を務めるなど、国際調整枠組みにおけるプレゼンスを維持するとともに、国際場裡をリードすべく積極的取り組みを行った。捜索・救

助、災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組みに参画し、日本の被災体験、緊急援助の知見を積極的に発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国際的なネットワークの維持・強化に努めた。

○ 緊急援助物資の迅速な供与に向けた体制を維持、強化するべく、適正な備蓄数量及び物品保管期限の検討を進めるとともに、緊急輸送体制の強化のための輸送業者との検討会を開催した。物資供与実績は前年の3件に対し2024年度は13件。

(2) 事業上の課題及び対応方針

緊急援助分野での国際連携・協調が深化 し、各国による主導を模索する動きが活発 化するなか、日本が有する災害対応の経 験、先駆的な国際緊急援助の実績を基盤 に、一層のプレゼンス発揮に努める。また、 近年の世界的な旅客・物流の活性化に伴う 派遣フライト確保の困難化等の課題を踏 まえ、2024 年度末に発生したミャンマー 地震、バヌアツ地震等の教訓抽出を通じ、 より迅速、確実、効果的なチーム派遣を実 現するための対応強化に努める。

No.9 カ 事業の戦略性強化や制度改善

(1) 業務実績

◎ 開発協力大綱の理念実現に向け新しい国際協力の仕組みづくりを推進 【①】: ODA を取り巻く環境の変化を踏まえ、開発のための新しい資金動員の方策を検討し、官民を問わず様々な主体との連携を強化すべく、上川外務大臣(当時)の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」が立ち上げられ、機構からも同会議に対して課題分析と改善策のインプットを行った。2024年7月に外務大臣に提出された提言書「サス テナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」を踏まえ、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、柔軟で効率的な機構財務の実現のため、機構法改正や必要な制度改善に向けた検討に協力した。検討内容を踏まえ、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案が2025年2月18日に閣議決定された。その後、国会に提出され、審議の結果可決・成立し、2025年4月16日に公布、17日に施行された。

◎ オファー型協力の重点分野での取組 を推進【①③】: 新たな開発協力大綱 で打ち出された「オファー型協力」と して、日本政府が「フィジー及び大洋 州地域の防災・早期警戒体制強化」及 び「ラオス及び周辺諸国の脱炭素化 に向けたクリーンエネルギー活用促 進」を公表した。いずれもオファー型 協力の重点分野のひとつである「気 候変動への対応・GX」に取り組むも の。前者は、フィジー及び大洋州地域 の防災・早期警戒体制を強化するこ とにより、当該地域全体の災害リス クの削減と災害対処能力を強化し、 気候変動や自然災害に対して持続可 能かつ強靭な社会の構築を促進する ことを目指すものであり、無償資金 協力、技術協力、災害復旧スタンドバ イ借款等、機構が複数スキームを用 い協力メニューを推進するもの。後 者は、グリーン水素・グリーンアンモ ニア製造等の可能性も念頭に、ラオ ス国内の電力供給の安定化に向けた 協力を実施し、ASEAN 域内へのエネル ギー輸出拡大に貢献することを目指 すものであり、機構が無償資金協力 及び技術協力を実施するほか、経済 産業省の事業も組み合わせて開発効 果の拡大を図るもの。

○ 「人間の安全保障」実践の好事例を 多数発信【①】: 開発協力大綱を踏ま え、機構の活動が「人間の安全保障」 の実現に実践的に貢献できるよう、 JICA グローバル・アジェンダや国別 分析ペーパー (JCAP: JICA Country Analysis Paper) において人々の命・ 暮らし・尊厳を脅かすリスクや脆弱 性を分析・考慮し、その脆弱性を予 防・対処するための保護とエンパワ メントを組み合わせた戦略とアプロ ーチの具体化を試行した。2024 年 5 月に国際連合開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)、国 連(人間の安全保障ユニット)と Symposium on the SDGs and local communities: The human security approach to accelerate SDG implementation at the subnational level」(於ニューヨーク) を共催したほか、国内でもサブナシ ョナルレベルでの SDGs 達成加速に向 けた人間の安全保障アプローチを扱 う書籍「SDGs と地域社会」の発刊イ ベントや、機構緒方貞子平和開発研 究所の人間の安全保障レポート第 2 号に関する報告書の発刊セミナー・ 記念シンポジウムを開催。このほか、 外務省・UNDP 共催の「分極化時代に おける人間の安全保障 ~危機と未 来に向けた連帯~」に機構理事が登 壇し、保健分野における人間の安全 保障実践の好事例を発信。また、2024 年9月に開催された国連未来サミッ ト等をフォローし、ポスト SDGs に向 けた国際社会の動向を確認。さらに、 緒方貞子平和開発研究所にて、ポス ト SDGs に向けて指標の枠組みの在り 方に係る研究を実施しており、SDGs への取組みが進んでいる富山市等と の意見交換も行った。加えて、2025年 3月には、人間の安全保障フレンズグ ループ会合(於ニューヨーク)において国連や国連代表部関係者に対し、機構理事が人間の安全保障×水× DX事例について発信。日本政府の開発協力大綱の指導理念として位置付ける人間の安全保障の重視と、様々な主体間の連帯と開発途上国パートナー等との共創の呼びかけに貢献した。

- 2024 年度は東南アジア、南アジア、中南米、アフリカ、中東・欧州地域の計13か国において、各国の開発の現状を整理・分析の上、JCAPとして中期的な協力の方向性を取りまとめた。同ペーパーは外務省「国別開発協力方針」の改定に当たって開発の観点から情報を提供しているほか、各国の協力プログラム、個別案件の実施・モニタリングに活用された。また、相手国関係機関、その他民間パートナーに対して日本の開発協力について発信し、理解を得るツールとしても活用されている。
- 多様なアクターとの共創を通じた開発インパクトの最大化に向けて、JICAグローバル・アジェンダ(JGA)/クラスター事業戦略単位でのマネジメントの一環として、人間の安全保障やSDGsへの貢献に対する成果の発信やモニタリングの在り方などを整理。また、クラスター事業戦略を新たに8件、累計33件を策定するとともに、JGA/クラスターに基づく案件形成に向け、JGA協議及び事業計画作業用ペーパー(WP)協議、要望調査などを通じて、事業の戦略性の強化にも取り組んだ。
- 技術協力について、JGA 及びクラスター事業戦略に基づいた事業マネジメントを推進するとともに、適切な予

算執行管理に留意しつつ、資金協力 との連携や多様なパートナーとの共 創を通じた効果的な事業の形成・実 施を推進した。

- 有償資金協力については、複合的危 機を見据えた開発ニーズに引き続き 対応するとともに、政府方針に資す る事業の形成・実施を戦略的に進め、 約 1.9 兆円の円借款・海外投融資案 件を承諾している。特筆すべき事項 として、2024年5月の日・島嶼国財 務大臣会合後の共同議長総括にて、 日本の財務大臣が「気候変動に強靭 な債務条項 (Climate Resilient Debt Clause、以下「CRDC」)」パイロット・ プログラムの導入を表明、また11月 の COP29 サイドイベントにおいて、 財務省が CRDC の制度を公表し、気候 変動影響が深刻な開発途上国におい て、ハリケーン等の自然災害発生直 後の財政のひつ迫緩和に向けた取組 強化を発信。海外投融資に関しては、 G7 広島サミットのサイドイベントに おいて設置を公表した「金融包摂促 進ファシリティ」のもと、2025年3月 時点で累計 14 件、1,092 百万米ドル を承諾。女性・低所得者・中小零細企 業等の金融アクセス改善に寄与し た。国際開発金融機関、二国間開発金 融機関、G7 の民間銀行などのパート ナー金融機関との連携も進め、2025 年2月にはSDGs 達成に向けた民間企 業の取組に対して行う融資を行う信 託基金(最大15億米ドル)を米州開 発銀行 (IDB: Inter-American Development Bank) に設置した。
- 国・地域別及び課題別の方針・戦略等を踏まえた計画的な案件形成を促進し、開発途上地域の開発ニーズのみならず、開発協力大綱に掲げられた日本の政策的観点からの重要課題、

オファー型協力にも対応する事業実 施を推進した。特に、中期的な案件形 成においては、JGAを活用し、技術協 力等他の機構スキームや外部機関と の連携を推進した。また、新制度とし て、「民間資金動員促進型無償」の導 入に向けた具体的な案件形成・制度 整備などを進めるとともに、2024年 度に導入した経済社会開発計画の機 構実施による戦略的な案件形成、法 改正を伴う迅速化に向けた新方式 (第三者弁済方式、直接契約方式)や 中断案件に関する支払前資金の削減 に向けた制度改善に係る具体的な検 討を実施。機構法の一部を改正する 法律の施行により正式に導入され た。

- ナレッジマネジメントについて、引き続きナレッジの蓄積・共有・発信や、人材育成、ネットワークの強化を推進した。また、他ドナー・国際機関との連携に関しては、「開発とファイナンス」KMNにおける世界銀行職員を招いた成果連動型借款の経験共有セミナーや、パートナーシップ主流化の一環で、ウガンダ政府、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)からの出向者を交えた人道支援機関と開発援助機関の連携に関するセミナーを開催するなど、ナレッジの共創・相互学習を推進した。
- 多様なパートナーとの「共創」を通じて、変化する世界情勢を踏まえたインパクトを創出することを目指し、 国際協力における新たなアクターの取り込みや新技術・新たなアプローチの導入に取り組むとともに、日本国内課題解決・環流も視野に入れた事業を継続的に実施。民間や自治体の共創施設等との連携も強化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力大綱で掲げる「共創」や「環流」に取り組むため、多様なパートナーとの協働や「オファー型協力」の推進、また、2025年4月17日に施行された改正機構法や必要な制度改善の検討を踏まえ、ODAを触媒とした民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、柔軟で効率的な機構財務の実現に向けた取組に着手する。

JICA グローバル・アジェンダに関しては、 引き続き、年次モニタリングによる進捗管理とともに、 クラスター事業戦略の実装 に向けた事業マネジメントの改善や外部 リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。

No.9 キ 国際的な議論への積極的貢献 及び国際機関・他ドナー等との連携推進

(1) 業務実績

◎ 新しいパートナー国・機関との共創 を促進【②】: 複合的危機、世界的な 分断の懸念、欧米ドナーのインド太 平洋地域への関心の高まり等を受 け、様々な援助機関との協働・共創を 図るべく、これまで必ずしも関わり が欧米主要ドナーと比べて密ではな かった国々・機関との対話を促進し た。2024年4月に、ポルトガル語圏 における協力を推進するポルトガ ル・カモンイス協力言語院との間で 協力覚書 (MOC: Memorandum of Cooperation) に署名し、東ティモー ル、モザンビーク等での連携に合意 した。そのほか、アイルランド、オー ストラリア、オーストリア、カナダ、 スウェーデン等との間でハイレベル の面談を行い、今後の協力について 協議した。また、新たに開発協力の担 い手として台頭する ASEAN 諸国の援 助機関との共創を進めるべく、イン ドネシア、マレーシア、シンガポー ル、タイの開発協力機関の代表者を 機構本部に招へいし、一堂に会する ラウンドテーブル会合を開催した。

- ◎ アジア各国の財務省・中銀関係者を 招いた国際会議により共通課題の認 **識を促進【②】:**機構は、IMF アジア 太平洋地域事務所との共催により、 アジア 14 カ国の財務省・中銀当局者 約30名を東京に招き、地域・グロー バルな課題に関する議論の場やネッ トワークの機会を提供する国際会議 を開催。全体テーマ「Navigating for a Better Future in Emerging and Frontier Asia under Uncertainty: Economic and Fiscal Policy Challenges and Prospects」の下、 「中長期の財政政策」「気候変動適 応」「産業政策」に関する3セッショ ン、及びラウンドテーブルを開催し た。日本からは財務官、IMF 副専務理 事、機構理事長等の参加を得た。アジ ア各国の財政・金融政策を担う関係 者が一堂に会して議論するプラット フォームの提供を通じ、新たな開発 協力大綱の重点政策である、気候変 動や債務の持続性、強靭性を伴う成 長などの共通課題への対応に向け た、地域・グローバルな国際協調と連 帯の強化に貢献した。
- OECD との連携により東南アジア及びインド太平洋地域の経済社会の開発に寄与【②】: 2024年4月に経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)との間で協力覚書を締結した。2024年は日本のOECD 加盟60周年やODA開始70周年の記念の年に当たるほか、日本が10年ぶりにOECDの議長国を務める年に当たり、開発分野における機構とOECDの長きに亘る協力関係を確認しつつ、東南アジ

ア及びインド太平洋地域の経済社会の開発に寄与することを目的に、更に連携を深めることで合意したもの。OECD が持つ知見を活かした本邦研修「ビジネスと人権」を実施するなど、気候変動の緩和、強靭で持続可能なサプライチェーン、グローバルなルールに基づく貿易システム、デジタル経済とイノベーションの加速、投資環境改善/民間部門の関与などの分野を念頭に、OECD との協力を推進する。

- ◎ 2025 年大阪・関西万博における開発 途上国の出展を支援【①④】: 2025年 大阪・関西万博において独自出展が 困難な開発途上国に対し、出展企画 を支援するための技術指導を実施し た。自国の魅力とともに、日本の ODA の貢献を効果的に発信してもらうこ とで、来場者の開発途上国理解や SDGs 達成アクションを促進するも の。また、2025年2月からは、ASEAN 及びモンゴルから 8 名の研修員が順 次来日し、出展企画の過程を通じて 自国の SDGs の課題について認識を深 め、達成のためのアクションを促進。 出展企画とともに、機構理事長が委 員を務める「いのち会議」(産官学民 による会議・シンポジウムのシリー ズ開催) において、多様な関係者によ るテーマ別討論やプレイベントを実 施した。その結果を万博会期中に「い のち宣言」として集約し、ポスト SDGs に向けて提言を行う予定。
- 人間の安全保障実践の好事例を発信 【①③】: 2024年5月に、UNDP、国連 人道問題調整事務所(OCHA)/人間の 安全保障ユニットと「Symposium on the SDGs and local communities: The human security approach to accelerate SDG implementation at

the sub-national level」(於ニュー ヨーク)を共催。また、国内でもサブ ナショナルレベルでの SDGs 達成加速 に向けた人間の安全保障アプローチ を扱う書籍「SDGs と地域社会」の発 刊イベントや、機構緒方貞子平和開 発研究所の人間の安全保障レポート 第2号に関する報告書の発刊セミナ ー・記念シンポジウムを開催。このほ か、外務省・UNDP 共催の「分極化時 代における人間の安全保障~危機と 未来に向けた連帯~」に機構の理事 が登壇し、保健分野における人間の 安全保障実践の好事例を発信した。 2025年3月には、人間の安全保障フ レンズグループ会合(於ニューヨー ク) において国連や国連代表部関係 者に対し、機構の理事が人間の安全 保障×水×DX 事例について発信し た。これらを通じて、日本政府の開発 協力大綱の指導理念として位置付け る人間の安全保障の重視と、様々な 主体間の連帯と開発途上国パートナ 一等との共創の呼びかけに貢献し た。

◎ 日仏協力のロードマップを踏まえた フランスとの連携を促進【①②】: 2023 年 12 月に採択された日仏協力 ロードマップ (2023-2027 年) を踏 まえ2024年4月に開催された第3回 日仏インド太平洋作業部会(於パリ) に機構も参加。同年 6 月のフランス 開発庁との定期協議では、防災やジ ェンダー分野等での相互補完的な協 力を確認。また、フランス開発援助政 策見直しに向けた情報収集のため来 日した国会議員に対し、アジア太平 洋地域に対する機構の取組を紹介。 一行はインド太平洋地域において、 機構が相手国からの信頼を得つつ国 際的な課題に対応する事業を推進し ている状況や、フランス開発庁との 連携に関する理解を高めた。機構の アジア太平洋地域における存在感の 大きさを印象づけた。

◎ 10年ぶりに開催される開発金融国際 会議 (FfD4) に向け日本/機構の取組 を発信【①③】: 開発金融国際会議 (FfD4) とは、開発途上国の開発資金 確保とその効果的な活用のための課 題や方策につき、首脳・閣僚レベルで 議論するために国連が開催する会合 であり、2025年6月に、スペインに おいて10年ぶりに開催される予定。 同会議に向け、先進国の二国間開発 金融機関•準地域開発金融機関•新興 国開発銀行のネットワークである IDFC (現在 25 機関加盟) 及び開発銀 行サミット (FiCS) を通じ、①「仙台 防災枠組」を踏まえた災害時のコス ト削減に資する防災の概念、②民間 資金動員に必要な投資環境整備のた めの政策協議の重要性、③マスター プランや F/S の実施を通じた相手国 政府の事業計画能力強化の意義、等 の提言を行った。これに加え、第16 回生物多様性条約締約国会議(コロ ンビア)にて、IDFC との共催イベン トに機構が登壇し、インドにおける データを活用した森林データ整備支 援を紹介した。また、2024年11月の COP29 においては、IDFC が主催・共催 するトランジション・ファイナンス、 気候資金、脱炭素化等をテーマとし たイベントに機構から 4 件登壇し、 機構の関連事業や取組を発信した。

 G20 リオデジャネイロ・サミット及び 「飢餓と貧困に対するグローバル・ アライアンス」における日本政府の 打ち出しに貢献【①②】: 2024年7月 に開催された G20 開発大臣会合にお いて、参加した穂坂政務官(当時)か ら機構の協力(南スーダン、カンボジ

ア、ブラジルでの水・衛生、農業、三 角協力)が紹介されたほか、11月に 開催された G20 リオデジャネイロ・ サミットにおいて、石破首相から機 構のセラード開発等の協力が紹介さ れた。サミットの機に設立された「飢 餓と貧困に対するグローバル・アラ イアンス」に機構の支援が貢献する ものであり、また、日本を含む 148 の 国・機関・団体の創設メンバーが飢 餓・貧困削減に向け連携を推進する 「政策バスケット」には、機構の SHEP (市場志向型農業振興)、アフリカ稲 作振興のための共同体 (CARD: Coalition for African Rice Development)、母子手帳の 3 つが有 効なプラクティスとして登録され た。

- ◎ G7 の「プーリア食料システム・イニ シアティブ」における日本政府の政 策に貢献【①②】: 2024 年 6 月の G7 プーリア・サミットにて、食料安全保 障、及び気候レジリエンス強化のた め、「プーリア食料システム・イニシ アティブ」が立ち上げられた。同イニ シアティブを推進するため、機構を 含む G7 の開発金融機関は、情報交換、 政策・制度立案支援、融資可能な案件 形成支援、民間資金動員等で連携す る枠組みを立ち上げた。本取組みは、 G7 サミット及び 11 月の開発大臣会 合の機会に G7 の開発金融機関として 連名で声明を発出するとともに、各 コミュニケに記載されることとな り、G7 における日本政府の政策に貢 献した。
- 世界銀行グループとの連携強化:世銀グループとのトップレベル協議のほか、世銀 PforR 案件との協調融資に繋がる重層的な協議を行った。世銀 PforR 研修への参加のほか、世銀

都市開発研修に米国事務所長が地方 自治体リーダー等とともにプレゼン を行い、具体的な事例を踏まえ、日本 /機構による「まちづくり」への関与 の在り方が広く世銀職員に共有され た。

- 米国 CSIS (戦略国際問題研究所)公開イベント「混沌の世界における開発協力の未来 (The Future of Development Cooperation in a World of Disruptions)」にて、機構の理事長が講演し、日本・機構の開発協力のアプローチなどを発信した。また、ウィルソン・センターでも日本の開発協力の歴史的経緯及び特徴について、クローズドのラウンドテーブルを開催した。
- OECD-DAC 統計作業部会 (WP-STAT) に おいて、機構の国際協力専門員が副 議長として統計作業部会を牽引。 2023 年に合意した PSI (Private Sector Instrument) の計上が開始さ れ、その計上方法の実務上の課題や DAC メンバー国間の認識の違い等を 議論し、より透明性の高い統計値と なるよう機構の経験から積極的に議 論に参画した。
- 機構は共通枠組に基づく債務再編措 置に全面的に協力し、債務再編要請 国と公的債権国との合意内容を踏ま えた対応を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

紛争による社会経済への負の影響、気候変動による自然災害、債務問題、ロシアによるウクライナへの侵略に端を発するエネルギー・食料危機、長期化する難民・避難民問題などの複合的リスクが顕在化する中、SDGs やパリ協定の目標を達成するには伝統的ドナー、新興ドナー、人道支援機

関を含む国際機関等とのこれまで以上の 連携・共創が必要である。加えて、地球規 模課題や債務問題などの課題へは、伝統的 ドナー諸国のみでなく、新興国の知見やリ ソースも最大限に引き出しての協力が必 要であり、南南協力及び三角協力への貢献 や新興ドナーとのネットワーク構築が今 後一層重要になる。機構全体で国際的なパートナーシップの構築・促進を基幹業務の 一つとして、より一層取り組み、連携を促 進する。

OECD-DAC においてはアンタイド化勧告の 見直しや民間資金動員金額の計上方法に 係る議論がなされており、日本 ODA 事業実 施方法への影響を注視する必要がある。増 大・複雑化する地球規模課題に対応するた め、一層柔軟に、かつ効果的な枠組みが実 現できるよう日本政府へのインプットに 貢献する。

No.9 ク 環境社会配慮

(1) 業務実績

- カテゴリ分類結果に応じた審査・監理:相手国等に対し適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、機構が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保するため、ガイドラインに則り、全246件に対し、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類(A:9件、B:48件、C:179件、FI:10件)を行い、案件検討から審査、実施の各段階で相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行った。
- 環境社会配慮助言委員会:助言委員の 改選を行うとともに、主にカテゴリA 案件について、全体会合を12回、個 別案件について助言を行うワーキン ググループ会合を12回開催し、計12 案件に対して環境社会配慮の支援・確 認に関する助言を得た。いずれの助言 も適切な環境社会配慮の実施等に反 映されており、全ての会合議題の公

開、全体会合の逐語議事録の機構ウェ ブサイト上での公表等、透明性の高い 運営を継続した。

- 事業実施段階での監理強化:海外拠点を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認するとともに、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求めるなどの環境社会配慮監理を強化した。
- 研修機会の拡充:機構内外の関係者 計 886 人 (2023 年度 730 人) に対し て環境社会配慮に関する説明・研修を 行い、環境社会配慮に対する理解を促 進した。内訳は以下のとおり。
 - ・ コアスキル研修等による機構内 部向け説明:408人(同290人)
- ・ 課題別研修等による協力相手国 実施機関等向け説明:131人(同 65人)
- ・ コンサルタント向け研修:181人 (同117人)
- 大学等教育機関向け研修:150 人 (同 225 人)
- ・ その他研修:16名(同33名)
- 環境社会配慮ガイドライン改正に伴う諸課題への対応:2022年1月の環境社会配慮ガイドライン改正を踏まえ、機構内向けの環境社会配慮に係る執務参考資料や環境社会配慮ポータルの継続的な見直し・更新・合理化等を通じた業務効率化の取組を継続する一方、環境レビュー体制強化、モニタリングの改善等を通じ監理体制の見直し・改善を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

ガイドラインの運用やニーズに応じて、マニュアルや執務参考資料等を作成・改訂しつつ、環境社会配慮及びガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者

への説明・研修及びそれらのための資料の 充実に今後とも取り組む必要がある。引き 続き、ガイドラインを適切に運用し、環境 社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社 会配慮面の審査とモニタリング結果の確 認を確実に行う必要がある。

ガイドラインの不断の運用改善のため、世界銀行等の国際金融機関による環境社会配慮ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び対応状況に関する情報を収集する。

No.9 ケ 不正腐敗防止

(1) 業務実績

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報受付窓口等を通じて不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の協力を得て、適切に調査・対応を実施した。
- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援した。例えば、ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」、課題別研修「汚職対策(刑事司法)」やウズベキスタン「投資環境整備に向けた汚職対策促進」を通じて、汚職防止法制を含む法制度の質・効率の向上や刑事司法関係者による汚職対策、啓発、公共調達の制度強化を支援した。
- 海外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を計12回実施するとともに、機構職員向けにコンプライアンス理解促進のためのセミナーを計4回実施し、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

今後とも、不正腐敗の防止に向け、関係者 に対する意識啓発、相談窓口の運用による 未然防止等、包括的なアプローチにより不

	断に取り組んでいく。	

4. その他参考情報

特になし。

(別添)中期目標、中期計画、年度計画						
中期目標	中期計画	年度計画				
中期目標: 3. (9)	中期計画: 2. (5)	年度計画				
中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト		1. (9) 事業実施基盤の強化				
(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参						
照。						

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
									当該年度までの累積値等、必要な情報
	【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施	60 回	12 回	17 回	34 回	63 回	回	口	114 回

一等の実施	00 🖺 12 🖺 11 🖺	01 🖂	00 🖂	- H	114 回		
タ東光圧中の光致) / 校プロ博 乱画 光3	数字结 左连范征) 2 核 7 占口范征及7 约入	数十円による証価					
合事業年度の業務に係る日標、計画、業績 添)中期目標、中期計画、年度計画	務実績、年度評価に係る自己評価及び主義	労人足による評価					
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	主務大臣による評価			
	業務実績	自己評価					
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定と根拠>		S		
(定量的指標及び実績は2.参照)	No. 10-1 組織体制・基盤の強化	評定:S		<評定に至った理由>	<評定に至った理由>		
	(1) 業務実績	評価指標の目標水準	を大幅に上回る成果を上げて	てい 定量指標1項目が 120%以上と	なっており、年度計画において予定されていた取組		
<その他の指標>	◎ 海外拠点強化を一元的に担	う体制を ることに加え、以下・	4. 業務実績のとおり、「独立行	行政 着実に実施した。さらに、以下	のとおり定性的に高い成果が得られており、中期計		
なし。	構築【③】	法人の評価に関する	指針」(平成 26 年 9 月 2 日総	務大 における所期の目標を量的及び	び質的に上回る顕著な成果が得られていると認めら		
	• 2024 年 4 月に総務部内にグ	ローバル 臣決定)及び「外務省	省所管独立行政法人の業務実施	績の ることから、「S」評価とする。			
	拠点戦略課を新設。機構の損	最大の強 基準について」(平成	27年3月外務省)に掲げられ	れた			
	みの一つである海外拠点ネッ	ットワー S評価の根拠となる質	質的に顕著な実績が多数ある	こと (定量的指標)			
	クの維持・強化を目的として	て、(ア) から、当該事業年度に	こおける中期計画の所期の目標	標を 【指標 10-1】の1項目において	て、達成度が目標値の 120%以上となっており、着気		
	海外拠点の資源管理、(イ)	現地職員 上回る顕著な成果が	得られていると認められるた	め。目標を達成している。			
	(National Staff:NS) の人	事制度・					
	労務管理、(ウ)海外拠点の	マネジメ <課題と対応>		(定性的実績)			
	ント・サポート体制強化等を	を一元的 (1) 前年度評価時指	摘事項	No. 10-1 組織体制・基盤の強化			
	に担う体制を構築した。	組織の重要課題に対応	芯するため、引き続き組織体制	制の・ウクライナに対する支援にお	おいて、「緊急調達/輸送スタンドバイ契約」という		
	・ 海外拠点の資源管理についる	ては、開 改善に機動的に取り	組むことを期待する。また、D	Xの たな枠組みを活用し、戦時下に	おける厳しい現地ニーズに対して機動的かつ柔軟に		
	発ニーズや地域情勢・治安等	等を踏ま 推進を通じた業務改	善・効率化の取り組みを通し	て、応した取組は、実効性の高い支	接の実現に貢献するものであり、高く評価できる。		
	えた柔軟で機動的な体制整備	備が求め 機構内外の関係者の	業務負担の軽減に引き続き	取り えて、機構の支援に対してウク	ライナ政府から謝意と高い評価が示されたことは、		
	られる中、組織内で適切に	人員数を 組むことを期待する。		援の質と成果を裏付けるものと	こして評価したい。【③④】		
	設定できるよう、NS と本邦	派遣人員					
	(職員等) の人員数管理を-	一体的に (2) 対応					
	行う枠組みを導入した。	2024 年度は、機構の最	是大の強みの一つである海外	拠点 <指摘事項、業務運営上の課題	夏及び改善方策>		
	• 海外拠点のマネジメント・	サポート ネットワークの維持	強化を目的としてグローバ。	ル拠 海外拠点ネットワークの維持・	強化について、治安・地域情勢の変化に対応した素		
	体制強化については、特にク	小規模拠 点戦略課を新設。淮	F外拠点の資源管理、現地F	職員 な体制整備や、小規模拠点の脆	5弱性に対応する本部・中核拠点への業務集約・支援		
	点の脆弱性への対応を重視し	し、海外 (National Staff:N	S)の人事制度・労務管理、i	海外 能の強化を通じて、海外拠点の)機能強化を一層進めていくことを期待したい。		
	拠点をよりレジリエントなん	体制とす 拠点のマネジメント	・サポート体制強化等を一元	的に			
	1	i e		1			

るため、「専門的知見が必要な業務及 | 担う体制を構築した。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

び標準的業務のうち集約することが│また、DX技術の活用を中心として、様々な側面で業務│・現地職員(NS)への支援や能力強化に向けたグローバル戦略拠点課の設置により、

の現地での全体対応など「現場でし かできないことを現場拠点へ」を基 本的な考え方とし、本部・中核拠点へ の業務集約、サポート機能強化の検 討を開始。取組を進めるべき重点イ シューとして、経理、調達、IT、事業 事務、人事・派遣を同定。また、複数 の海外拠点を 一つの部署とみなし て、中核となる拠点に業務を集約化 し、広域的に運営管理する仕組みに ついて検討を進めた。

○ 日本政府の「地球温暖化対策計画」へ の貢献【①③】: 2025年2月に閣議決 定された「地球温暖化対策計画」及び その実現に向けた「政府実行計画」に 基づき、独立行政法人に対しても政 府実行計画に準じた計画策定と取組 が求められることとなったが、機構 は同閣議決定に先行する取組とし て、2024 年度に発行した「JICA Report 2024 統合報告書」において、 Scope1、2 (本部・国内拠点の温室効 果ガス排出量)に加え、初めて Scope3 (出張及び通勤) についても情報開 示を行うなど、積極的な取組を進め た。 また、JICA サステナビリティ方 針で目標とする 2030 年までの組織の カーボン・ニュートラル達成に向け て、移行計画を策定の上、省エネ施策 等具体的な取組を開始した。

◎ 組織面・事業面の両面で DE&I を推進 【②③】: 「JICA サステナビリティ方 針」において「ジェンダー平等を含む DE&I の推進」が掲げられていること を踏まえ、組織面・事業面の双方にお いて、障害者を含む多様な人々がそ の人らしく活躍できるような機構の 組織文化の変革を推進するための施 策を実施した。具体的には、株式会社

当該国代表としての事業・組織運営 は受注者であるコンサルタントから高い評価を得た。

効率的な業務を本部・中核拠点へ」、┃効率化を推進する施策を実施。中でも、調達の効率化┃拠点毎の体力差による能力のばらつきを本部からのサポート強化や人事制度の共通 化等を通じて業務品質の向上を実現してきていること、さらに契約・精算手続きの見 える化を通じた業務効率化やコンプライアンス研修の徹底等、この1年間で組織力強 化に繋げた点は高く評価する。

ヘラルボニーとの協業により、ダイバーシティ経営に関する体験型研修「ダイバーセッション・プログラム」を役員等向け及び職員等向けに計4日間実施した。多数の意志決定層を含めてこの研修を実施した結果、サステナビリティ方針の実施の一大とではおける事業及び組織の両面においてDE&Iを具体的に推進するための体系的な施策の策定を今後検討していくことが決定した。「障害者」のイメージを変えていくことが生み出す価値について広く発信を行った。

- ◎ 迅速かつ柔軟な調達により個別事業 の機動的な実施に貢献(ウクライナ **支援)【③④】:** ウクライナには、障害 者や高齢者を支援するためリハビリ 用機器や福祉車両をはじめ、戦時下 でも正確な情報の発信を維持できる よう中継車や、ミサイル等からの被 害を減らす緩衝材としての役割を果 たすソイルアーマー (箱型土嚢)等、 厳しい生活を強いられるウクライナ の人々を支援するため、様々な資機 材を迅速に調達・納品する必要があ ったが、機構は、「緊急調達/輸送スタ ンドバイ契約」の新たな仕組みをフ ル活用し、現地の支援ニーズ・事業部 の要請に最大限柔軟かつ迅速にスピ ード感をもって対応した。これら機 構の支援に対し、ウクライナ政府か らは、謝意が表明されるとともに、国 民の生活環境の改善に大きく貢献す るとして高い評価を受けている。
- ◎ 契約・精算手続きの効率化により受注者の負担も軽減【③④】:機構はこれまで、調達に係る業務負担軽減のため複数の効率化・簡素化に向けた様々な施策を導入してきているが、

2024 年度は、新制度・手続きの定着 のため、受注者等とのコンサルテー ションを強化。その一環として、機構 の業務を受注するコンサルタント業 界に対し、施策の効果を測るアンケ ートを実施した結果、約7割の回答 者からランプサム契約の拡大により 精算事務にかかる業務負担が減った という回答が得られたほか、契約管 理にかかる負担減、格付認定方法の 見直しについて質が向上したといっ たポジティブな評価を受けた。また、 契約管理を行う上で、以前より課題 であったコミュニケーションの属人 化や手続き漏れ等を解決するため に、情報の一元管理・契約管理フロー の標準化を可能とする事業契約管理 プラットフォームを 2024 年 10 月か ら試行導入。試行期間を経て2025年 2月に本格的に導入した。本プラット フォームの運用により、関係者間の コミュニケーション強化、手続きの 進捗が見える化され、手続き漏れ等 の事故防止並びに契約管理情報の一 元化による手続効率化に繋がると期 待される。

○ 国内拠点の利用促進のため、開発途 上国の現状や地球が抱える課題、国際協力の実情などを体験できる展示 施設である「JICA 地球ひろば」を新 たに JICA 筑波、JICA 関西、JICA 中 国、JICA 九州、JICA 沖縄に設置する などの取組を行った。

No. 10-2 デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進を通じた業務改善・ 効率化

(1) 業務実績

○ DX 技術の活用により業務の効率化を 推進【③】:機構では業務の実施のた め、様々なシステムを活用している が、それらのシステムの操作方法や

トラブルの問い合わせのためにヘル プデスクを設置し、日々問い合わせ に対応している。今般、ヘルプデスク 業務の一部を AI 化 (エージェント機 能の自動化)したことにより、ヘルプ デスクで対応できる処理件数が 3 割 増となり、機構全体の効率的な業務 の実施に繋がった。また、有償資金協 力の業務で使用する有償システムに おいて、データ修正依頼に係るWFツ ール (Power Platform 利用) を構築 することにより、従来、主に紙ベース で実施していた業務を効率化した。 さらに、情報基盤における生成 AI (SecureGPT) の導入及び活用に向 け、制度・ガイドラインの整備・改定 を実施。本格的な導入は2025年度以 降となるが、生成 AI の導入により、 機構の業務の効率化が期待される。

◎ デジタルスキル・リテラシーの向上 に資する効果的な研修の実施【③】: DX 推進に向けた人材育成計画の骨子 として、機構業務の組織 DX 推進に必 要なデジタルスキルを、データ基準 での業務推進に必要な「データサイ エンティスト」、3M業務(面倒、マ ンネリ、ミスできない) 撲滅に必要な 「ビジネス・プロセス・マネージャ 一」として定義。第5期中期計画期間 中に育成すべき目標として、前者を 300名、後者を170名と設定し、デジ タル人材育成施策の方向性を明確 化。これに基づく施策として、データ サイエンティスト育成を目的とし、 業務を通じたデータの可視化・分析 により、エビデンスベースで状況を 把握し、課題の本質を見極めたうえ で、効果の高い解決策を提案・実施で きる人材を育成できるよう、現職課 長36名を対象として、マネジメント におけるデータサイエンスをテーマ に研修を実施した。また、ビジネス・ プロセス・マネージャー育成を目的に、ノーコード・ローコードソフトウェアである kintone を教材とした既存業務のプロセスの見直し研修を、20 名を対象に実施。既存業務の自動化にあたり、単なるデジタル適用(デジタイゼーション)にとどまらず、デジタル・フォーメーションの第一歩として業務を中長期的かつ抜本的に見直す「デジタライゼーション」の実現につなげた。

- ◎ 脅威が増す情報セキュリティ事案へ の理解と適切な対応促進のための施 策【③】:情報処理通信機構 (IPA) が 選定する情報セキュリティ 10 大脅威 2025 にて、初めて「地政学的リスク に起因するサイバー攻撃」が挙げら れるなど、サイバー攻撃のリスクが 顕在化しており、機構においてもサ イバー攻撃事案の標的となり得るリ スクが急速に高まる中、ハード、ソフ トの両面から被害抑制を図る施策を 実施。具体的には、ハード面では、電 子メールによる外部への情報漏洩防 止を目的とした全ユーザー向けの 「発信直前のアラート通知システム の導入」や、システム開発において計 画・設計段階からセキュリティを加 味する「セキュリティ・バイ・デザイ ン」導入の検討を開始。ソフト面で は、セキュリティのヒヤリハット事 例をユーザー目線で抽出すべく、機 構内で「情報セキュリティ川柳コン テスト」を初開催。180作品の応募が あり、ユーザーに対する情報セキュ リティ教育・啓発を大きく進展させ た。
- 情報システム基盤 (コンピュータ運用、情報通信網、本部 LAN) と共通システム基盤 (共通サーバ、共通データベース) を更改し、安定的なサービス

提供を開始したことよって、組織全	
体の業務改善・効率化とコスト削減	
に寄与した	
○ 円借款業務において有償システム環	
境の更改を順調に実施中(2025 年度	
内稼働予定)。ハードウェア及びソフ	
トウェアの更改による有償システム	
の安定運用の維持を通じて円借款業	
務に係る安定的なオペレーションと	
円滑な実施を確保する見込み。	
○ 2022 年より開始した海外投融資(融	
資) システム開発は、開発をほぼ終え	
2025 年度第 1 四半期頃に本番稼働予	
定。海投業務に係る基幹システム構	
築により、海外投融資(融資)業務の	
手管理によるオペレーションリスク	
の低減、業務の一元管理の実現、商品	
性の向上等により同業務の拡大に貢	
献する見込み。	

4.	その他参考情報
4.	その他参考情報

(別添)中期目標、中期計画、年度計画		
中期目標	中期計画	年度計画
中期目標: 4. (1) 中期目標: 中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を参照。	中期計画: 3. (1)	 年度計画 2. (1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化 ・ JICA サステナビリティ方針に基づき、2030 年までの組織のカーボン・ニュートラル造成を目指すために、関連項目毎の状況確認と移行計画の策定を順次行い、行動を進めていく。 ・ 戦略的かつ適切に事業を運営する基盤を強化するため、在外拠点運営や決務機能等の強化を含む組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。 ・ 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 ・ 「独立行政法人国際協力機構における障害を理由しする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、役職員等による障害者差別解消の推進に向けた取組テー層強化する。 ・ 携情カンステムの横筋的管理強化のため、ボートフォリオ・マネジメント・オフィス (PMO) による支援・統制を強化する。 ・ 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールや RPA (Robotic Process Automation: PC 上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化)の利用促進を継続する。 ・ 役職員等の IT リテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。 ・ 投職員等の IT リテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。 ・ 基盤の強化や業務な書・効率化に資する情報システム基盤(共通サーバ、共通データベース)の更改に向けた取組を進めるとともに、更改した基盤を安定的に運用する。 ・ 有償資金協、業務において有償システム環境の更改、海外投融資(融資)システム構築と運用・保守への円滑な移行を通じて、業務運営の効率化を図る。 ・ 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
No. 11	業務運営の効率化、適正化								
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度政策評価、						
		ュー	 行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098						

2.	主要な経年データ								
1	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
									当該年度までの累積値等、必要な情報
	【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化	1.4%以上	1.4%	1.4%	1.4%	1. 4%	%	%	平均 1.4%
	【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350 件	70 件	70 件	70 件	70 件	件	件	140 件
	【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150 件	30 件	48 件	69 件	66 件	件	件	117 件

										-1.2.1.2	NIND AT A SAME	
	【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化	1.4%以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	%		%	平均 1	1.4%	
	【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350 件	70 件	70 件	70 件	70 件	件		件	140 件		
	【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150 件	30 件	48 件	69 件	66 件	件		件	117 件		
;	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、	年度評価に	係る自己評価	価及び主務大臣によ	こる評価							
_	(別添) 中期目標、中期計画、年度計画											
	主な評価指標	法人の業務等	実績・自己評	严価				主務大臣による	る評価			
		業務実績			自己評価							
	<主な定量的指標>	<主要な業績	%実績 >		<評定と根拠>			評定			С	
	(定量的指標及び実績は 2. 参照)	No. 11 7	経費		評定:C			<評定に至った	た理由>			
		(1) 業務実	 績		評価指標の目標水準	#を着実に達成した。	ものの、フィリ	フィリピン「前	首都圏鉄道 3 号線	改修事業」(円借	款)に関連して機構職員が調達	手続
	<その他の指標>	調達•契約方	法の変更に	よる効率化等によ	ピン「首都圏鉄道3	号線改修事業」(円代	昔款) に関連し	に関する秘密性	青報を漏洩した事	案(※)について、第	第 217 回国会において参議院決	算委
	なし。	り、一般管理	理費及び業務	経費(特別業務費	て機構職員が調達	手続に関する秘密情	青報を漏洩した	員会及び本会議	議による警告決議	を受けた。他方、	当該事案を受けて秘密保持義務	や関
		及び人件費隊	余く)の合計	における 1.4%の	事案により、中期計	画における当該事業	美年度の所期の	連法令に関する	る職員研修の強化	、調達にかかる情報	報管理の徹底などの再発防止策	を策
		効率化を達成	戊した。		目標を下回っている	ると認められるため。		定・実施してお	3り、具体的な業	績改善の取組が見	られた。以上を踏まえつつも、	業務
								運営の効率化、	適正化には、「真	汝善を要する」と 記	認められるため、「C」評定とす	5。
		No. 11 イ	人件費		<課題と対応>							
		(1) 業務実	績		(1) 前年度評価時	指摘事項		※フィリピンF	円借款「首都圏鉄	道 3 号線改修計画	町」に関し、JICA による調査契	約の
		〇 給与水資	準の適性化と	総人件費管理		の他、導入済み各施第		明佳にわいて、	公示前に、JICA	職員がコンサルタ	ント会社(2社)に対して業務	指示
		• 2024 年	度の人事院	勧告を参考にしつ		こ、経費削減や生産性		書案を漏洩。川	『えて、フィリピ、	ン政府による施工関	監理業務に関し、JICA 職員がコ	ンサ
		つ、国家	公務員に準	じて初任給及び若	業の質の向上に貢						や施工監理業務の内容を漏洩し	
				つつ全ての職員を					-, , -,,; C (1) E	TA FILL STEIN TH	CAG ALL CAMPING OF	0
		お名けま	まま公の引き	こしばれ、安比 帝上	シサルタント 燃料	オ乃(派論洋業務) 笙ま	た汗田1 田油					

- 月数の年間 0.1 か月増を実施すると ともに、役職定年制度、職務限定制度、 勤務地限定制度を継続して適用し、定 年延長制度の運用を開始した。国家公 務員との比較において妥当な給与水 準を維持し、給与水準及びその合理 性・妥当性について機構ウェブサイト で公表した。
 - 国際秩序維持への対応力を高めるた めの体制強化や海外投融資の更なる

対象に基本給の引き上げを実施、賞与 | ンサルタント、機材及び輸送業務)等を活用し、迅速 性が求められる局面において、機動的・効率的に適切 な業務を遂行されることを期待する。

(2) 対応

調達業務の改革に関しては、機構内外に対し説明会の 開催、FAQの整備やガイドラインの改訂等、正確な情 報の発信や丁寧なコンサルテーションを通し、各施策 の運用の定着を促進した。また、スタンドバイ契約(コ ンサルタント、機材及び輸送業務)を通し、ウクライ ナ等に対し、復興復旧に必要な支援を調達・輸送した。

(定量的指標)

【指標 11-3】において、達成度が目標値の 120%以上、【指標 11-1】及び【指標 11-2】 の2項目において、達成度が目標値の100%以上となっており、着実に目標を達成し ている。

(定性的実績)

経費の面では、調達・契約方法の見直しを通じた効率化により、一般管理費等におけ るコスト削減を達成し、財政運営の安定性向上に寄与した点評価できる。

人件費管理については、公的基準に準じた給与改定や人事制度運用に加え、重点分野 への人的資源の柔軟な配置やシニア層活用の拡充を通じ、組織体制の強化と多様性の

行した。

- 人事制度の見直し(人員配置、処遇等)
- デジタル・トランスフォーメーション (DX: Digital Transformation)、ウ クライナ対応、トルコ震災対応、民間 連携、サステナビリティ推進といった 重点分野への取組促進のための柔軟 な人的資源配分を行った。また、組織 内公募ポストを拡充し、人的資源配分 の最適化を達成するべく制度検討・運 用準備を行った。
- シニア層の活躍に向けた人事施策と して、培った業務経験の活用促進のた め、海外拠点を含め配置の幅を拡充す るとともに、シニア層向けの組織内公 募を 2020 年度 2 件から 2023 年度 81 件まで大幅に拡充した。

No.11 ウ 保有資産

(1) 業務実績

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を 行っている。
- 国内施設の保全に必要な工事をまと めた施設整備5か年計画を更新し、 同計画に沿って施設整備工事を実施 した。
- 温室効果ガステナビリティ推進の取 組として、全施設の照明の LED 化、大 規模改修工事の一環での高効率の空 調設備の導入などを施設整備 5 か年 計画に盛り込んだ。

No.11 エ 調達

(1) 業務実績

○ 「No10-2 DX の推進を通じた業務改 善・効率化」に記載のとおり、調達・ 派遣に係る事務手続きの負担軽減等 を目的として調達・派遣改革を推進

当局に認められた11人分の人件費予 | 効率化等により、一般管理費及び業務経費の効率化を 算増も踏まえた採用や人員配置等を | 進めるとともに、「No10:組織体制・基盤の強化、DXの | 行い、人件費予算の範囲内で適切に執 | 推進を通じた業務改善・効率化 | に記載の通り、業務 の効率化を推進した。

事業規模拡大のための体制強化等で │経費の削減に関しては、調達・契約方法の変更による │確保に努めた点評価できる保有資産に関しては、施設整備計画の更新・実施や LED 照 明・高効率設備の導入等、コスト面・環境面双方に配慮した資産管理を進め、環境負 荷の低減と公共資産の有効活用を両立させた点評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機構 として真摯に受け止め、調達業務に関する執行要領の整備、契約監視委員会での調達 制度の検証・助言、役職員等向け研修の拡充を含む、再発防止策の着実な履行及びガ バナンスの改善等の措置を強く求める。

本事案の背景には、調達分野においては、円借款制度の迅速化・改善による業務の 複雑化・広範化、職員の理解不足や対応のばらつきが見られたことが一因とされる。 こうした状況は、制度運用の複雑性、法令・制度改正や社会的要請の高まりにより、 さらに顕著となっている。加えて、マネジメント層によるリスク認識の共有不足や、 現場との意思疎通の課題もあり、組織的な対応力や人材育成の強化が喫緊の課題であ

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書 (令和7年6月13日) においても、調達制度の平易化・標準化、職員研修の継続的 実施、現場と本部間の情報共有体制の強化といった改善の方向性が示されている。こ れらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回 復に向けた組織的対応力の強化を図る必要がある。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

・No11 と No14 の両項目が C 評定となったフィリピンでの円借款事業における情報漏 洩事案は、深刻な課題であり、組織のガバナンスに関わる重要な問題であると考えら れる。外務省の評価基準でC評定は「改善を要する」とされるが、この評価だけでは 事態の重大性を十分に反映しているとは言い難い側面もある。過去の評価において両 項目が概ねB評定以上で推移してきたことを鑑みても、今回の事態が大きな後退であ ることがうかがえる。

この問題は、一職員の不正行為や内部統制システムの一時的な機能不全という点に留 まらず、より深い次元で捉える必要がある。国民の税金によって賄われる ODA 事業の 調達プロセスという、特に公正性が求められる領域で、その信頼を損なう事態が発生 したという事実を重く受け止める必要がある。これは、日本の ODA 全体への信頼に影 響を与え、パートナー国や国際社会における日本の評判を損なう可能性のあるもので ある。

JICA が検証委員会を設置し、再発防止策の策定に取り組んでいることは重要な第一 歩であるが、信頼を回復するためには、さらなる取り組みが求められる。失われた信 頼を回復するためには、そのプロセス自体に外部の視点を取り入れ、透明性を確保す ることが不可欠である。

・フィリピン首都圏鉄道 3 号線改修事業における調達手段の秘密情報漏洩事案につ いては、当事者からは日本政府の強い関心事項であること、また過度なプレッシャー の存在が指摘されている。JICA 内でのコンプライアンス徹底は重要である一方、職 員が常に高いプレッシャー下で業務を遂行している現状を踏まえ、円借款業務の円滑

した。 な遂行に資する制度面での見直しも検討頂きたい。 ○ 国内外拠点向けに、調達業務能力の 向上のため、複数回の各種調達セミ ナーや調達業務個別支援(国内拠点7 拠点、海外拠点 19 拠点) を継続的に 実施した。海外拠点向けには、特に広 域支援が可能な海外拠点現地職員と の合同出張による個別支援や地域セ ミナー開催した。 ○ 研修委託契約手続きの一元化に向け 国内拠点はじめ関係部署と協議し、 一元化に向けた移行計画を策定済。 ○ 調達等合理化計画を策定し、契約監 視委員会による点検を踏まえ、競争 性のない随意契約の適正な運用に取 り組んだ。契約監視委員会において は、競争性のない随意契約の審議及 び2回連続で一者応札・応募となっ た契約の点検に加え、調達制度改善 の取組を報告し、競争性の向上や新 規参入の拡大等に対して適切に取り 組んでいることが確認された。 ○ コンサルタント等契約に関し、外部 有識者が公示予定の企画競争(入札) 説明書について審査及び機構の選定 委員が評価した内容について審査を 行う「選定過程審査」、事後に企画(入 札)競争説明書記載や機構の選定委 員の評価結果やコメント等について 審査する「選定後審査」の二種類の審 査を行い、外部有識者の視点を受け て業務の改善に取り組んだ。また、制 度の見直しについても助言を受け、 検討を進めた。 ○ 現地滯在型のコンサルタント等契約 制度の導入準備を進めた。 フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」 (円借款)に関連して機構職員が調達手続 に関する秘密情報を漏洩した事案を受け、 職員はじめ機構関係者の情報管理・守秘義 務を含めたコンプライアンス意識向上に 向けた研修強化及び組織内におけるコミ ュニケーションの強化を図った。また、同

事案の事実関係の再検証及び更なる	5再発	
防止策の検討のため、2024 年 11 月 1		
委員会を設置。今後、検証委員会の総		
た。		

添)中期目標、中期計画、年度計画								
中期目標	中期計画	年度計画						
中期目標:4.(2) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を参照。	中期計画: 3. (2)	年度計画 2. (2) 業務運営の効率化、適正化						

1.	当事務及び事業に関する	基本情報									
No.	12	財務内容の改善に関す	が 務内容の改善に関する事項								
当記	核項目の重要度、困難度	-		関連	関連する政策評価・行政事業レビ 令和5年度及び令和6年度政策評価、						
							ュー 行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098				
2.	主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)	
										当該年度までの累積値等、必要な情報	
					1						

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認でき

2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものと せず、引き続き予算執行体制の不断の見直しと改善に取 り組む姿勢が求められる。急激な為替変動、金利上昇、

物価高騰等の不確実性が高まる中、精緻かつ柔軟な予算

管理を徹底し、財務運営の安定性の確保に努める必要が

ある。特に、2026年度は中期目標期間の最終年度である

ことから、運営費交付金債務の残高や後年度負担への十

分な配慮のもと、財政上の健全性を損なわないよう適切

財源確保に向けては、国際協力機構債券の発行におい

て、テーマ性を備えた枠組みや幅広い投資層への働きか

けにより、国内外の資金動員を着実に促進しており、こ

うした取組の戦略的な継続・拡充が重要である。また、

寄附金・受託事業といった外部資金の活用についても、

官民連携の深化や制度整備を通じた資金動員の促進を

さらに、今般の「独立行政法人国際協力機構法の一部を

| 改正する法律 | の改正により JICA の業務範囲が拡大す

る中、特に業務リスクを伴う海外投融資関連業務につい

ては、制度面・運営面双方の管理体制の強化を図りつつ、

財務健全性や事業リスクに十分配慮した慎重かつ効果

な予算執行管理を徹底することが期待される。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

こな評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
(定量的指標及び実績は 2.①	1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況	評定:B	<評定に至った理由>	
参照)	○ 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書(2018 年 12 月)の提言を踏まえて、2019	根拠:年度計画に対して質的な成果	自己評価書の「B」との評価編	吉果が妥当で
	年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンス強化策に基づき、2024	や成果の最大化に向けた取組で所定	た。	
<その他の指標>	年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、デジ	の成果を上げていることから、中期		
なし。	タル・トランスフォーメーション (DX:Digital Transformation) の推進に向けた取組を加速化す	計画における当該事業年度の所期の	<指摘事項、業務運営上の認	果題及び改善
	べく、各事業部門の予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールの活用対象を拡大し、予算	目標を達成していると認められるた	2017 年度に発生した予算執	行管理問題
	執行管理の即応性を一層向上させた。	め。	せず、引き続き予算執行体制	川の不断の見
	○ 安定的な予算執行管理の実現に向けて、中期的な予算規模の予見性を高めるべく、今中期目標期間		り組む姿勢が求められる。急	急激な為替変
	中の年度別・予算科目別の目標支出額を設定した。これにより、案件担当部においても、当年度及	<課題と対応>	物価高騰等の不確実性が高る	まる中、精緻
	び後年度の事業計画の見直しや精査の手段とできるようにした。	(1) 前年度評価時指摘事項	管理を徹底し、財務運営の多	で定性の確保
	○ 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、	2017年度に発生した予算執行管理問	ある。特に、2026年度は中期	明目標期間の
	海外拠点への赴任前研修の実施等を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。	題を過去のものとせず、引き続き予	ことから、運営費交付金債務	多の残高や後
	○ 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算に基づく適正な予算執行管理を推進した。	算執行に関する不断の見直し・改善	分な配慮のもと、財政上の優	津全性を損な
	○ 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、事象の起きた案件	に取り組まれたい。特に、急激な為	な予算執行管理を徹底するこ	ことが期待さ
	に紐づけて必要な財源を確保し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分により対応した。	替変動・金利高、物価上昇等の状況	財源確保に向けては、国際	協力機構債
	○ 2024年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度を 2025年度に後ろ倒しせざるを得ない	を踏まえた適切な予算管理の実施を	て、テーマ性を備えた枠組み	や幅広い投
	ものについては、必要な財源を確保し、2025年度に繰越して執行予定。	期待する。	けにより、国内外の資金動員	員を着実に促
	○ 2024年度末時点の運営費交付金債務残高は、675.4億円。その内訳は以下のとおりである。	また、債券発行や自己収入の確保に	うした取組の戦略的な継続・	・拡充が重要
	▶ 運営費交付金の残 489.2 億円	ついては、引き続き積極的な取組を	寄附金・受託事業といったタ	部資金の活
	▶ 前渡金、前払費用・長期前払費用 179.0 億円	期待する。	官民連携の深化や制度整備	を通じた資金
	▶ 配分留保等 7.2 億円		引き続き期待したい。	
	(注) いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。	(2) 対応	さらに、今般の「独立行政法	5人国際協力
		2017 年度の予算執行問題を受けて	改正する法律」の改正により) JICA の業
	(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況	2018年度に実施した「予算執行管理	る中、特に業務リスクを伴う	海外投融資
	○ 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は8.1億円(2024年度計画額3.1億円)となった。	強化に関する諮問委員会」の提言も	ては、制度面・運営面双方の	管理体制の強
	○ 民間資金の動員促進:寄附金収入は 0.7 億円(2024 年度計画額 1.1 億円)となった。一般寄附金に	踏まえ、予算の事前統制メカニズム	財務健全性や事業リスクに	十分配慮した
	ついては、2023 年度に寄附金メニューを拡充し、2024 年度は機構が設置する全てのメニューにお	を引き続き担保・改善した。また、各	的な運営がなされることを期	閉待したい。

いて寄附金を受け付けた。寄附金を活用した取組としては、「世界の人びとのための JICA 基金」を | 年度の支出予算計画や複数年度の予 活用し、「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」を実施。NGO 等を通じて、開発途上国・地域 | 算執行計画の見通しを踏まえ、事業 | <その他事項 > (有識者からの意見聴取等) の人びとの貧困削減や生活改善・向上のための活動及び日本国内の多文化共生社会の構築推進や外│の質の確保に留意しつつ、適正な予│特になし。 国人材受入のための活動を支援した(2024 年度新規案件 44 件採択)。「多文化共生・外国人材受入|算執行管理を推進している。新型コ 寄附金」の活用においては、茨城県にて地域の NPO や国際 NGO、県の国際交流協会と協働で「外国 │ロナに伴う運営費交付金の執行管理 籍家庭向け 日本の教育ガイダンス」を開催。外国にルーツのある子どもたちの教育に関する相談 │への影響に関しては、外的要因によ 会等を支援した。特定寄附金事業については、「ニコン・JICA 奨学金制度」、「日越大学山本奨学金・ | って支出年度が後ろ倒しとなる案件 研究奨励金制度」、「陸域及び海域(島嶼国等)の自然環境保全関連事業」、「ライオン・バングラデーに紐づけた後年度予算の必要額の確 シュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」、「フジタ・ニノミヤチェアへの星野文庫 | 保等、適切な複数年度の予算管理の - 設置プロジェクト」を継続するとともに、新規案件として「ウクライナ復旧・復興人材育成」、「外 | もと対処している。また、ポストコ 国人介護人材サポート事業」、「「南スーダン課題別研修『学校運営改善を通じた質の高い学びの保│ロナ期の事業活動の集中的な再開に 障』フォローアップ協力」、「ジュバ市公立学校へのスポーツ用具供与」を実施した。

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

①国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員

- 国際協力機構債券(全体): 2023 年に公表した、財投機関債・政府保証外債に共通で適用するソー | 行や自己収入の確保につき、積極的 シャルボンド及びサステナビリティボンドの債券フレームワークに基づき、2024年度は全て社会的 | な取組を継続的に実施している。 課題及び環境課題の解決に資する事業に資金を充当するサステナビリティボンドとして発行。
- ジェンダーボンドの発行(財投機関債): 2024 年 11 月に、ジェンダー平等や女性のエンパワメント を目的とする事業に資金を充当するジェンダーボンドを発行(2021年9月以来2度目)。ジェンダ ーをテーマとした債券の発行実績を有するのは国内では機構のみであり、テーマ性に共感する幅広 い投資家からの注目・需要を集め、多くのメディア等でも記事掲載。
- 機構債への投資表明を通じた支持の増大:投資家が機構事業の SDGs への貢献やサステナビリティ に着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表(投資表明)した件数は顕著に増 加。2024年度は新たに16件の投資家から表明を獲得し、累計件数は363件に達した。
- 機構債に関して、2024年度は厳しい発行環境の中でも財投機関債を計540億円発行(6月、11月、 3月の合計値) するとともに5月には政府保証外債を10億ドル発行し、国内外の民間資金を開発途 上地域支援に動員した。財投機関債のうち、40億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する 個人投資家からの資金動員も実現した。

②受託事業を通じた開発資金の動員

○ 受託事業については、継続中の既存案件(中部アフリカ森林イニシアティブ(CAFI: Central African Forest Initiative) 基金との受託契約(約900万ドル)によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタ リングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」(技術協力プロジェクト)、緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund) からの受託事業として東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気 候変動強靭化のためのランドスケープ管理能力向上」及びモルディブ「気候変動に強靭で安全な島 づくりプロジェクト」(技術協力プロジェクト))の事業を行っている。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」(平成30年3月30 日付、総管査第10号)に基づく「目的積立金等の状況」について

(単位:百万円、%)

令和 4 年度末 令和5年度末 令和6年度末 令和7年度末 (初年度)

令和8年度末 (最終年度)

対しても、事業量の増加と組織全体 の予算状況のバランスを把握・管理 し、適切な執行管理を行っている。 また、本文で記載のとおり、債券発

前期口	中期目標期間繰越積立金	16, 387	8, 678	3, 406	
目的和	責立金	_	_	_	
積立会	È	_	2, 675		
	うち経営努力認定相当額	1 —	_	_	
その他	也の積立金等	0	0	0	
運営費	費交付金債務	63, 662	74, 844	67, 545	
当期(a)	の運営費交付金交付額	171, 335	173, 274	167, 141	
	うち年度末残高 (b)	54, 083	47, 453	33, 646	
当期道	運営費交付金残存率(b ÷	31. 6	27. 4	20. 1	

中期目標	中期計画	年度計画
中期目標:5 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウ (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/ir 照。		年度計画 3. 財務内容の改善に関する事項 ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行をう。 ・ 機構全体の着実な予算執行のため、報告・統制及び制度を含めたガバナスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年2回の予算モタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し算執行管理を徹底する。 ・ 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。 ・ 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業にいては、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し事業実施に努める。 ・ 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、2024年度算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が 2025年に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証もまえて適切な予算配分を行う。 ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
No. 13	安全対策・工事安全に関する事項										
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度政策評価、								
	の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。	ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098								
	【困難度:高】いつどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機										
	構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥										
	当と考える。										

2.	主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)		
									当該年度までの累積値等、必要な情報		
	【指標 13-1】国際協力事										
	業関係者の安全対策研修	1.6万人	3,200 人	3,609 人	4,954 人	5,853 人			14, 416 人		
	の受講者数										
	【指標 13-2】工事安全に										
	係る調査・セミナー等の	560 件	112 件	170 回	121 回	127 回			418 回		
	実施件数										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

別添)中期目標、中期計画、年度計画						
主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
	業務実績	自己評価				
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A		
(定量的指標及び実績は2.参照)	No. 13-1 安全対策	評定: A	<評定に至った理由>			
	(1) 業務実績	根拠:困難度が高いと設定されている中、評価指標の	定量指標2項目のうち、1項目が	120%以上、1 項目は達成度が目標値の 100%以上。		
<その他の指標>	◎ 戦時下のウクライナにおける安全管	目標水準を上回る成果を上げていることに加え、以下	なっており、年度計画において予算	定されていた取組を着実に実施するとともに、以 ⁻		
なし。	理体制を構築【③】:機構は、2023年	4. 業務実績のとおり、質的な成果や成果の最大化に向	のとおり定性的に高い成果が得られ	れており、かつ、重要度および困難度が「高」と		
	11 月にウクライナ事務所を開設し、	けた取組において目標水準を上回ると判断されるこ	れている中、中期計画における所	期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A		
	2024年度は本格的にウクライナ支援	とから、当該事業年度における中期計画の所期の目標	評価とする。			
	事業を拡大してきた。それに伴い増	を上回る成果が得られていると認められるため。評定				
	加する日本からの渡航者の安全確保		(定量的指標)			
	が急務であることから、外務省と密		【指標 13-1】において達成度が目	標値の 120%以上、【指標 13-2】において達成度		
	に連携しつつ、戦時下のウクライナ		目標値の100%以上となっており、	着実に目標を達成している。		
	における安全管理体制 (平時・有事)					
	を構築した。また、安全確認調査を実		(定性的実績)			
	施し、事業拡大に伴い今後の渡航が		・2023 年のウクライナ事務所開設	は以降、支援事業の本格展開に伴い、戦時下にお		
	想定されるサイトの実地踏査とリス		る渡航者の安全確保に対応した管理	理体制を構築した取組は、高い実効性を有するも		
	ク評価を行ったほか、有事の対応能		として評価できる。外務省との緊犯	密な連携や現地踏査によるリスク評価、複数退避		
	力強化のため、新たな退避ルートの		段の確保に加え、他のドナー機関と	との情報連携により、迅速かつ的確な対応を可能		
	安全確認を実施し複数の退避手段の		する体制整備がなされた点は、厳し	い事業環境下における安全管理の高度化という		
	確保に努めた。さらに、他のドナー機		点から評価したい。【③】			
	関等と連携し、最新の治安情報を常					
	時収集することで、戦況の変化を迅		<指摘事項、業務運営上の課題及	び改善方策>		

速に把握し、適切な安全対策を講じる体制を整えた。

- 緊急事態への対応:機構が事業を実施 している国において緊急事態が発生 または予見された際に、多方面からの 情報収集と分析、関係部門との報告・ 連絡体制の構築等を通じて適時に追 加的な安全対策を講じ、関係者の安全 を確保した。具体的には治安悪化(バングラデシュ政変、モザンビーク選挙 後の抗議活動の激化、コンゴ民主共和 国抗議活動激化等)、紛争(パレスチナ、イラン等)、自然災害(バヌアツ 地震)等で対応を行った。
- 平時の対策強化:機構が事業を実施している地域において発生する犯罪事案の増加、凶悪化や、南アジア・中東・アフリカでの域内紛争、政変、騒擾、自然災害等への対策として、機器などのハード面と訓練・研修のソフトの両面の安全対策を講じ、関係者の安全を確保した。
- 海外渡航管理システムの導入:2024 年4月より、海外での有事の際に対象 地域に滞在している機構の事業関係 者の情報検索、注意喚起や安否確認発 信、対象者の応答確認の迅速化を実現 するために海外渡航管理システムを 導入した。
- 高脅威度国を対象としたシミュレーションの実施:2023 年 4 月に発生したスーダンにおける国外退避から得られた教訓を踏まえ、国外退避などが発生する可能性が考えられる高脅威度国を対象とし、安全管理部・海外拠点・本部各関係部署によるシミュレーションを実施した。シミュレーションを通じて関係者の意識が向上し、関連するマニュアルの更新・改善を実施し

政情不安定・紛争・自然災害等が頻発する国・地域において緊急事態対応が継続的に 求められる状況を踏まえ、関係部署間の連携体制の強化、リスク評価の高度化、退避 ルート等の実効性ある安全管理策の充実に引き続き取り組むことが期待される。

また、有事対応力の向上に向けては、高脅威度国でのシミュレーション実施、海外渡航管理システムの活用、国連安全保安局(UNDSS)等との連携深化を通じて、安全管理体制のさらなる強化を期待したい。

加えて、工事安全については、既存指針文書の適切な運用と関係者への周知に加え、 重点国への専門人材派遣やセミナー開催を通じて現場意識の醸成を図っている点は 一定の成果と認められるが、工事事故の分析・再発防止の仕組みの体系化やガイダン スの改訂による運用精度向上、事故予防策の高度化、知見・経験の蓄積と標準化を進 めていくことを期待したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等) 特になし。 た。

○ 国連安全保安局 (UNDSS) との連携強化: 2024年11月に、国連安全保安局 (UNDSS)との間で協力覚書を締結し、安全に係る情報交換と有事の際の円滑な協働を促進している。本覚書の締結を機に両機関の本部間だけではなく海外拠点同士のコミュニケーションを強化する動きが進んでおり、機構の事業関係者に提供する治安関連情報の充実といった具体的な成果も出現している。

No. 13-2 工事安全

(1) 業務実績

- 指針文書の適切な運用と見直し:「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」、「JICA安全標準仕様書(JSSS)」、「施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施要領」を適切に運用・周知した。具体的には資金協力事業の事業関係者や相手国政府等を対象とした安全セミナーやJSSSに関する能力強化研修を実施し、上記指針文書を周知するとともに、それらを踏まえた事故予防の徹底を促した。
- 大型インフラ事業を多数実施中の工事安全重点国(インド、バングラデシュ、インドネシア、フィリピン等)を中心に、工事安全に係る知見・経験を有する企画調査員(資金協力)の派遣を継続。
- 企画調査員(資金協力)及び本部国際協力専門員等による資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための現地調査を実施するとともに、実施機関や工事関係者向けに工事安全セミナーを実施して工事安全

	
に係る意識の醸成を行った。	
○ 日常的に、工事事故発生の都度、事故	
の原因分析と再発防止策に係る事業	
関係者による検討内容を確認し、そ	
の結果を事業関係者へフィードバッ	
クを行い、同種の事故の防止に向け	
た注意喚起・事故予防に努めた。	
プロジェクト研究「無償資金協力の工事の	
安全に関する基礎研究」を実施し、制定かり	
ら 10 年を経過した「ODA 建設工事安全管	
理ガイダンス」の課題抽出・改訂案提言、	
機構の工事安全の取組の体系化提言、工事	
安全に係るデジタル・トランスフォーメー	
ション (DX: Digital Transformation) に	
ついての情報収集及び提言等を取りまと	
めた。うち「ODA 建設工事安全管理ガイダ	
ンス」については、上記提言に基づき、有	
識者からなる改訂に係る検討会を設立し、	
第1回検討会を開催した。	

4. その他参考情報	Ž
------------	---

(別添)中期目標、中期計画、年度計画									
中期目標	中期計画	年度計画							
中期目標:6. 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を参照。	中期計画:5.	年度計画 4. 安全対策・工事安全に関する事項 • 国際協力事業関係者の安全を確保するため、2016 年 8 月 30 日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、また、2022 年 10 月 6 日に改訂・発表した「安全対策宣言」に基づいて、着実かつ迅速に安全対策を実施する。 • 体系的な安全管理手法に基づき関係者の安全を確保する。具体的には、不断の情報収集とその分析に基づく適切な安全対策、不測事態発生時における適時的確な対応、これらを支えるための能力強化・体制の整備等を行う。 • 関係者が自らの安全を確保するとの高い意識を持って渡航できるよう、研修の改善・特になし。や教材の開発・普及等を通じ、安全管理に関する意識向上と具体的な行動変容を図る。 • さらにロシアによるウクライナ侵攻やその後の物価高騰等に起因する犯罪の増加・凶悪化の傾向、中東・アフリカでの域内紛争・クーデターや、広域化するテロ勢力の動静、各国で予定されている選挙前後の政情などを考慮した安全対策に取り組む。 • 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策強化に資する調査・セミナーの実施を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全施工を重点的に調査・助言する。							

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報									
No. 14	内部統制									
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、							
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098							

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)			
									当該年度までの累積値等、必要な情報			
	【指標 14-1】モニタリン グ実施回数	10 回	2 回	2 回	2 回	2 回	回	□	6 回			
	【指標 14-2】リスク管理											
	に係る委員会の開催回	30 回	6 回	8 回	8 回	13 回	回	回	29 回			
	数											

/ 天旭自教										
【指標 14-2】リスク管理 に係る委員会の開催回 30 回数	ī	6 回	8回	8回	13 回	回		回	29 回	
各事業年度の業務に係る目標、 」添)中期目標、中期計画、年度		、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣によ	よる評価						
主な評価指標	<u> </u>	法人の業務実績・	 ・自己評価				主務大臣に	 よる評価		
		業務実績		自己評価						
 <主な定量的指標>		<主要な業務実績	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<評定と根拠>			評定		D	
(定量的指標及び実績は2.参照	召)	フィリピン「首者	『圏鉄道3号線改修事業」	評定:C			<評定に至			
		(円借款)に関連	して機構職員が調達手続	評価指標の目標水準	を着実に達成したもの	の、フィリ	フィリピン	/「首都圏鉄道3号線改	修事業」(円借款)に関連して機構職員が調達	
<その他の指標>		に関する秘密情報	最を漏洩した事案を受け、	ピン「首都圏鉄道3	号線改修事業」(円借款	()に関連し	に関する秘	必密情報を漏洩した事案	(※) について、第 217 回国会において参議院	
なし。		職員はじめ機構関	関係者の情報管理・守秘義	て機構職員が調達引	手続に関する秘密情報:	を漏洩した	委員会及び	「本会議による警告決議	を受けたことも踏まえ、主務省として、機構が	
		務を含めたコンプ	プライアンス意識向上に	事案により、中期計	画における当該事業年	度の所期の	運営の改善	その他の必要な措置を	講ずる必要があると認め、単に「目標の水準を	
		向けた研修強化力	及び組織内におけるコミ	目標を下回っていると認められるため。			していない」とする「C」評定の程度を越えて、「抜本的な業務の見直しが必要」と			
		ュニケーションの)強化を図った。 また、同				れる「D」評定とする。			
		事案の事実関係の	の再検証及び更なる再発	<課題と対応>						
		防止策の検討のな	とめ、2024年11月に検証	(1) 前年度評価時持	指摘事項		※フィリヒ	。 シ円借款「首都圏鉄道	3号線改修計画」に関し、JICA による調査契	
		委員会を設置。今	後、検証委員会の結果を	2017 年度に発生した	た予算執行管理問題を	過去のもの	調達におい	って、公示前に、JICA 職	· 員がコンサルタント会社(2 社)に対して業務	
		踏まえ、再発防」	止策を強化することとし	とせず、引き続き機	構内のリスク管理強化	に取り組ま	書案を漏洩	1. 加えて. フィリピンi	 夕府による施工監理業務に関し、JICA 職員がコ	
		た。		れたい。また、令和	5年度版「政府機関等	のサイバー			コスト積算情報や施工監理業務の内容を漏洩し	
				セキュリティ対策の)ための統一基準群」を	踏まえ、「政		(1 仕) に刈して口信が	- 一	
		No.14 ア 内部	統制の整備及び運用	府情報システムの	ためのセキュリティ	? 評価制度	(定量的指	51年/		
		(1) 業務実績			や情報セキュリティに	関するサプ			3. 搏動の 1900円上 【指揮 14-1】において達成	
		〇 機構のコンプ	プライアンス・不正事案	ライチェーン対策強	チェーン対策強化を期待する。		【指標 14-2】において達成度が目標値の 120%以上、【指標 14-1】において達成度 目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。			
		対応を強化で	するため、内部通報規程				口际心グエ	00/ルが上こなりてわり、	有大に口伝を建成している。	
		を制定、コン	プライアンス規程(外部				(定性的実	E結)		
			Eし、通報者の保護強化、		ては、「No12:財務内容				通報制度の強化や事業継続訓練の実施等を通じ	
		通報受理の対	対象拡大(通報者・対象法	する事項」に記載の	とおり、2017年度の予	算執行問題	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		地球門及り活山、 事本性別門体の大胆寺で地し	

令)、通報アクセスの改善等を通じた を受けて 2018 年度に実施した「予算執行管理強化に 制度改善を図った。また、事故発生時 関する諮問委員会」の提言も踏まえ、予算の事前統制 において、リスクに応じたメリハリメカニズムを引き続き担保・改善した。

をつけた対応 (第一報の徹底、重大事 ISMAP への対応については、2023 年度に改正した内部

組織の健全性と危機対応力の向上に努めた点評価できる。

リスク管理では、自己点検プロセスの改善や重要リスクの明確化を通じ、組織的な管 理体制の強化を図ったことにより、透明性と説明責任の確保に努めた点評価できる。 内部監査においては、定例・テーマ監査に加え、フォローアップの継続により業務改 減、再発防止策の徹底)を強化するた スを利用するものとした。 告)を改正した。

- 部統制上の重要事項を取りまとめ、 理事会において報告を行った。
- 機構内で勤務する全職員等向けに内 | 整備した。 部統制をテーマとしたオンライン研 修を実施した。また、内部統制を構成 する個々の事項(情報セキュリティ・ 個人情報保護、コンプライアンス等) に係る研修等を実施し、組織内への 浸透を図った。
- 事業継続管理規程に基づき、対策本 部訓練、緊急事態時優先業務の実施 訓練、市ヶ谷ビル・国内拠点の災害対 応態勢に係る点検等を実施した。訓 練は抜き打ちを含めて実施し、突然 の対応が求められる中で得られた気 づきや教訓を共有し、機構内の緊急 対応能力強化を図った。
- 機構の 2024 年度計画に基づき、業務 実績等評価を実施した。また、本部部 署・拠点(国内拠点・海外拠点)を対 象とするセミナー開催を通じ、2023 年度業務実績に係る主務大臣による 評価結果及び指摘事項等を機構内に 広く共有し、同指摘事項を踏まえた 適切かつ確実な対応の促進を図っ

No. 14 イ 組織運営に関係するリスク の評価と対応

(1) 業務実績

○ リスク評価及び対応に関する規程に 基づき、機構内の全部署・拠点(国内 拠点・海外拠点) において、自部署の 業務に関わるリスクを特定し、業務 への影響を評価するとともに、当該 評価の結果に応じてリスク低減に向 けた適切な対策を検討した(リスク の自己点検)。

め、コンプライアンス規程(事故報 | サプライチェーン対策強化については、国内向け物 品・役務の調達や、コンサルタント企業等との外部委 ○ 上記規程の制定・改正等をはじめ、内 | 託契約において、上記統一基準群に基づく情報セキュ リティ対策及び「個人情報保護に関する法律」に基づ く個人情報保護対策がなされるよう、契約関連書類を

故の速やかな報告、事故部の負担軽 │ 規程等に基づき ISMAP 制度に準拠したクラウドサービ │ 善に継続的に取り組んだ点評価できる情報セキュリティについても、制度整備と意識 啓発の両面から対応力を高めた点評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機構 として真摯に受け止め、不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強 化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強 化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求め

本事案の背景には、内部統制に関する対応力の脆弱性があり、特に、重大事案発生 時における初動体制の整備や、法務・コンプライアンス機能の組織横断的な強化、マ ネジメント層と現場間における意思疎通の体制の確立、職員のコンプライアンス意識 の醸成不足が課題として挙げられる。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書 (令和7年6月13日)においても、重大事案発生時における初動体制の整備、内部 統制担当理事のもとでの組織横断的な対応機能の強化、法務・コンプライアンス部門 の設置による専門性の集約、役員と非管理職層との対話や定期面談の導入などによる 組織内コミュニケーションの改善、外部通報制度の運用強化、そして職員への研修や 理解度チェックテストの実施を通じたコンプライアンス意識の醸成といった改善の 方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・ 実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図ることが求められる。

<その他事項>(有識者からの意見聴取等)

・(再掲) No11 と No14 の両項目が C 評定となったフィリピンでの円借款事業におけ る情報漏洩事案は、深刻な課題であり、組織のガバナンスに関わる重要な問題である と考えられる。外務省の評価基準でC評定は「改善を要する」とされるが、この評価 だけでは事態の重大性を十分に反映しているとは言い難い側面もある。過去の評価に おいて両項目が概ねB評定以上で推移してきたことを鑑みても、今回の事態が大きな 後退であることがうかがえる。

この問題は、一職員の不正行為や内部統制システムの一時的な機能不全という点に留 まらず、より深い次元で捉える必要がある。国民の税金によって賄われる ODA 事業の 調達プロセスという、特に公正性が求められる領域で、その信頼を損なう事態が発生 したという事実を重く受け止める必要がある。これは、日本の ODA 全体への信頼に影 響を与え、パートナー国や国際社会における日本の評判を損なう可能性のあるもので

IICA が検証委員会を設置し、再発防止策の策定に取り組んでいることは重要な第一 歩であるが、信頼を回復するためには、さらなる取り組みが求められる。失われた信 頼を回復するためには、そのプロセス自体に外部の視点を取り入れ、透明性を確保す ることが不可欠である。

・(再掲)フィリピン首都圏鉄道3号線改修事業における調達手段の秘密情報漏洩事 案については、当事者からは日本政府の強い関心事項であること、また過度なプレッ シャーの存在が指摘されている。IICA 内でのコンプライアンス徹底は重要である一

- 総務省が示す独立行政法人の内部統制に係る方針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセスの有効性を一層高めるために2022年度導入した各種改善(組織にとって重要なリスクの洗い出し及び検討、課長主導による全員参加の議論の導入等)を2024年度も継続し、改善されたリスク自己点検方式の組織内定着を進めた。
- リスク管理委員会において、自己点 検結果を報告し、リスク評価及び対 応等を確認した。また、同結果を踏ま えて全理事参加の協議を行い、組織 にとって特に重要なリスクを中心と してリスク要因の把握と対応策の確 認等を行った。さらに、リスク管理委 員会での報告・議論や理事協議での 議論内容を組織内にも広く共有・周 知した。
- 有償資金協力勘定リスク委員会等に て、定期リスク管理報告(有償資金協 力勘定の統合的リスク管理報告を半 期ごとに実施)及び有償資金協力勘定 の資産・負債管理(将来の収支分析や 収支改善策に係る議論を半期ごとに 実施)等の有償資金協力勘定に関する リスクを議論の上、金利リスク及び為 替リスクのヘッジ方針及び負債調達 方針等の策定、並びに投融資展開の方 向性の検討等を実施した。また、複合 的危機に伴う有償資金協力の役割の 拡大や期待の高まり、並びに国際協力 機構法改正に向けた動向を踏まえて、 リスク管理態勢の検証と再整理、気候 変動や国内外の金融市場環境の変化 等が有償資金協力勘定に及ぼす影響 の分析等を行い、有償資金協力勘定リ スク管理委員会にて審議、報告を行っ た。

No. 14 ウ 内部監査の実施

(1) 業務実績

○ 2024 年度内部監査基本計画に基づ

方、職員が常に高いプレッシャー下で業務を遂行している現状を踏まえ、円借款業務の円滑な遂行に資する制度面での見直しも検討頂きたい。

・説明責任体制の整備や財務の健全性維持は、長期的な制度的持続可能性を確保する 上で不可欠なガバナンス課題である。評価・監査制度、リスク管理、組織透明性の向 上など、包括的な組織運営改革が求められる。

- き、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査を 以下のとおり実施するとともに、監査 結果に基づく改善実施状況等のフォ ローアップを実施した。
- 定例監査:有償資金協力勘定信用リスク監査、情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査並びに海外監査(アルゼンチン支所、コロンビア支所、インド事務所、バングラデシュ事務所、マダガスカル事務所、モロッコ事務所、ウガンダ事務所、キルギス事務所)を実施した。
- 特定テーマ監査:地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)実施態勢、建設工事に係る安全確保対応態勢をテーマとした監査を実施した。

No.14 エ 機構内及び外部からの情報 伝達体制の確保

(1) 業務実績

- 内部通報:内部通報制度の見直しを行い、従来コンプライアンス規程で定められていた内部通報制度をコンプライアンス規程から分離独立させ、「内部通報規程」として新たに制定した。内部通報規程では、内部通報を理由とする通報者への不利益な取扱いは懲戒等処分の対象となることを明示したほか、契約先の役員等も内部通報制度を利用できる対象者とし、利用対象者の拡大を図っている。
- 外部通報:機構のコンプライアンス (不正事案)対応強化の観点で、コンプライアンス規程を改正し、外部通報の受理対象(通報者・対象法令)を拡大した。外部通報窓口及び不正腐敗情報相談窓口を通じた通報について、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処し

た。 ○ 性的搾取・虐待及びセクシャルハラス メント (SEAH) に関する取組の強化: SEAH について、機構の事業を実施す る中で被害を受けた者又は被害を見 聞きした者が、情報を機構に伝達する 窓口を運用するとともに、得られた情 報に基づき、適切に対応した。 No. 14 オ 情報セキュリティへの対応 (1) 業務実績 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリテ ィ対策のための統一基準群」のうち 「政府機関等の対策基準策定のため のガイドライン (令和5年度版)」の 一部改定(令和6年7月)を受け、サ イバーセキュリティ対策実施細則等 の改正を行った。 ○ 2023 年度に改正した内部規程等に基 づき政府情報システムのためのセキ ュリティ評価制度 (ISMAP) への対応 を強化し、同制度に準拠したクラウ ドサービスを利用するものとした。 ○ 情報セキュリティに関するサプライ チェーン・リスクに対応するため、国 内向け物品・役務の調達や、コンサル タント企業等との外部委託契約にお いて、上記統一基準群に基づく情報 セキュリティ対策及び「個人情報保 護に関する法律」に基づく個人情報 保護対策がなされるよう、契約関連 書類を整備した。 ○ 2023 年度に更改に着手した(共通サ ーバ基盤含む) 次期情報システム基 盤・(LAN を含む)機構ネットワーク において、ゼロトラスト・セキュリテ ィの考えに基づくセキュリティ対策 や執務用端末の管理強化等を進め、 情報漏洩、不正アクセスやサイバー 攻撃等への対策を強化した。 ○ 本部部署・拠点(海外拠点及び国内拠 点)で実施したリスクの自己点検(海 外拠点及び国内拠点への実査結果を

含む)から、リスク項目及び傾向を洗 い出し、機構全体が抱えるリスクの 分析を行った。また、自己点検結果と 実際の状況に乖離がないか実地確認 を行い是正のためのアドバイス等を 行った。 ○ 上記分析結果及び昨今の情報セキュ リティリスクを踏まえ、「情報セキュ リティ・個人情報保護研修 | や標的型 攻撃メール訓練等の内容を改良の上 実施し、職員の情報セキュリティ意 識の向上及び事故防止への啓発に取 り組んだ。また、サイバー攻撃の脅威 から組織を守るために把握すべき事 項や取るべき対策についての理解を 深めるため、機構内経営層向けの情 報セキュリティセミナーを開催し た。 ○ 機構内で多数が利用する Microsoft Forms 等に初期設定にて記載されて いるプライバシーポリシーに関する 記述を、機構の利用形態に合わせる ことを主目的として、機構の 「Microsoft365 利用に係るプライバ シーポリシー」を策定し、ウェブサイ トへの公開を行った。

4. その他参考情報

(別添)中期目標、中期計画、年度計画							
中期目標	中期計画	年度計画					
中期目標:7.(1) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を参 照。	中期計画: 6. (1)	年度計画 ア 内部統制の整備及び運用 ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程を整備するとともに、引き続き研修等の実施を通じて、内部統制に係る負の更なる意識向上を図る。 ・ 機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況モニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底をる。 ・ 業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計に基づく業務実績等評価を行う。					
		 イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応 ・ 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リクへの適切な対応を行う。 ・ 有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘に関わる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行うウ内部監査の実施 ・ 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監結果のフォローアップを着実に実施する。 					
		エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保					
		 オ 情報セキュリティへの対応 ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定な内閣サイバーセキュリティセンター監査等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等の着実な運用を図る。また、情報セキュリティ対策推進計画を見直し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。 ・ 情報の取扱いに注意を要する情報システム等に関する外部委託契約において、上記サイバーセキュリティ対策に関する規程等に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策が機能するよう確保する。 					

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
No. 15	組織力強化に向けた人事										
当該項目の重要度、困難度	【困難度:高】法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占め	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、行政事業レビューシート番号:予算事業 ID 001098								
	る女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICA	ユー									
	の目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに										
	差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考										
	える。										

4	2. 主要な経年データ										
	山川	平価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)	
										当該年度までの累積値等、必要な情報	
		【指標 15-1】女性管理職	27%			_					
	Ŀ	七率*	(2026年度末)	_	_	_	_	_	_		

比率*	026 年度末)		_		_		
本指標は年度ごとの目標値の設定及	びそれに基づく	評価は行わず、第 5 期中期目標期間全体を	通した目標値の達成状況を	を測ることとしている。			
3. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績	、年度評価に係る自己評価及び主務大臣に	よる評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度	計画						
主な評価指標		法人の業務実績・自己評価			法人の業務実績	責・自己評価	
		業務実績	業務実績				
<主な定量的指標>		<主要な業務実績>	<評定と根拠>		評定		A
(定量的指標及び実績は2.参照	丟)	自律的な能力開発・キャリア開発支援に	評定:A		<評定に至った	た理由>	
		より組織力を強化【③】:	根拠:困難度が高いと設	设定されている中、以下 4	4. 業 年度毎の目標値	直設定はないものの、年度	E計画において予定されていた取組を着実 に
<その他の指標>		個々の職員の自律的なキャリア形成の更	務実績のとおり、質的な	成果や成果の最大化に向]けた 施するとともに	こ、以下のとおり定性的に	こ高い成果が得られており、かつ、困難度「ア
なし。		なる推進に向けて、キャリアオーナーシッ	取組において目標水準を	を上回ると判断されるこ	とかとされる中、女	て性管理職割合の目標達成	成に向け、成果を着実に達成し、中期目標に
		プに関する外部のコンソーシアム(「 <u>キャ</u>	ら、当該事業年度におけ	る中期計画の所期の目標	原を上 ける所期の目標	票を上回る成果が得られて	ていると認め、「A」評価とする。
		リアオーナーシップとはたらく未来コン	回る成果が得られている	らと認められるため。			
		<u>ソーシアム」</u>) に参画し、他社と協働でキ			(定量的指標)		
		ャリアオーナーシップ醸成に向けた調査・			【指標 15-1】	女性管理職比率 27% (20)	26 年度末)について、年度ごとの目標値の
		分析を実施した。例えば、人事施策のうち、			定及びそれに基	基づく評価は行わず、第	5 期中期目標期間全体を通した目標値の達
		10%ルール(職員の発意により、自部門の			状況を測ること	ととしている。	
		仕事以外に業務時間の10%を充てる制度)					
		の更なる活用推進に向けて、組織内におけ			(定性的実績)		
		る 10%ルール活用状況や効果をアンケー			・人材の流動化	とが進む中、新規採用職員	員の早期定着・戦力化に向けたオンボーディ
		トやヒアリング等を通じて検証すること			グ支援の強化を	を図り、メンター制度の	導入や研修を通じた体制整備に取り組んた
		により、10%ルール活用者には新しい人脈			は、人事施策の)質的向上に資するものと	として評価できる。また、新たな入構者の不
		の構築、モチベーション向上、スキル向上、			軽減に向けた支	支援体制の強化により、 リ	「アリティショックの改善が定量的にも確認
		部署横断的な連携の実現といった効果が			れたことは、暗	職員定着と組織力強化に	寄与する取組である。【③】
		見られることを明らかにした。また、意識			• 2024 年 4 月 6	のグローバル拠点戦略課	の新設を通じて、ナショナル・スタッフ()
		定点調査においても、10%ルール活用者に			の活躍促進に向	向けた人事制度の最適化 ⁴	や職位制度の整備に着手した点は、海外拠点
		関する分析を実施し、人事目標設定の中に			人的資源の戦略	各的活用に資するものと	して評価できる。また、全拠点における研偵
		10%ルールを活用した目標を定めている職			育成の体系化及	及びポータルサイトへの	研修資材の掲載より、機構全体として NS の
		員は、含めていない職員と比較して「仕事			力向上を支援す	する環境整備を推進した!	取組は、国際業務基盤の強化に寄与するも <i>の</i>
		を通じた成長実感」が高いことが明らかに			ある。【③】		

なった。

なお、同コンソーシアム活動の中で、キャリアオーナーシップを体現する個人を育成・活用できる組織の在り方についても検証した結果、10%ルールを含む人事施策についてより周知・積極的な活用を促進し、組織内公募(手上げによる異動制度)と併せて、自身のはたらく価値観や内省する機会を持つ(キャリアドック)体制の整備等を行い、職員自身がキャリアオーナーシップをもった取組が出来るようマネジメント層による支援も必要であるとの理解が促進された。

個々の職員が描くキャリアの実現、また若 手人材が早期に中核人材として活躍する ために必要な能力開発を後押しするため、 2023 年度に引き続き組織内公募の応募ポ ストを拡充し、2024 年度は 128 ポストま で拡大することで、個々が希望するキャリ ア形成の実現及びそれに伴う組織の活力 の強化に貢献した。

女性職員のリーダーシップ醸成を目的としたメンタリング支援について、管理職による試行的取組を開始し、管理職になりたいと思う女性職員の意識づけ促進を図った。

個々の職員が自律的にキャリアをデザインするにあたり、組織内でのコンサルテーションや相談の機会を拡充することが重要であるとの認識に基づき、人事部による「なんでも相談窓口」を新たに設置した。年間で合計 40 名以上が「なんでも相談窓口」を利用し、人事施策・制度やキャリア形成等について気軽に相談できる環境づくりに貢献した。

職員の学び直しや自己研鑽を推進するため、自己研鑽支援制度を効率化することで職員が申請しやすくした結果、利用者は2023年度の122名から192名へ大幅に増加した。意識定点調査で、「自分は、ナレッジの向上、ナレッジの共有、発信に努めている」という項目が2023年度の3.59から3.62に上昇し、自己研鑽意欲や周囲に

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、人材の確保・育成・能力開発を継続的かつ計画的に推進するとともに、自 律的なキャリア形成につながる施策の深化が求められる。また、職員を含む国際協力 人材の能力強化・多様性の確保に向けた取組を継続しつつ、ワークライフバランスの 向上、ハラスメントの撲滅を含む、職場環境の整備にも引き続き注力することを期待 したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等) 特になし。 還元する意識向上に貢献した。

オンボーディング支援の強化により社会 人採用・有期雇用職員の早期戦力化を促 進【③】:日本全体として、転職が一般的 になり、人材の流動化が加速する中、新た に機構に入構した人員が早期に業務に慣 れ、戦力として活躍することができるよ う、入構直後のオンボーディング支援を強 化している。具体的には、新規入構者に対 する入構時のオリエンテーションやメン ターの配置、メンターに対するコーチング 研修等を実施/強化してきている。その結 果、2024年5月に実施したアンケートの 結果、「新たに入構した社会人採用・有期 雇用職員を支援する体制が整っていない」 という設問に対する回答が 2022 年 2 月の 45.1%から 22.4%に半減するなど、リア リティショック(新入社員などが入社前に 仕事に対して抱いていた理想と入社後の 現実とのギャップに戸惑う状態)に関する 数値が大幅に改善した。

メンタリングや1 on 1を通じて組織内コミュニケーションを活性化【③】:

役員含む経営層とのリバースメンタリングを初めて実施(試行)し、世代や立場を超えた組織内コミュニケーションの活性化を図った。実施後のアンケートでは、メンター側は、経営層とのネットワーキングの機会になった、自分自身の振り返りの良い機会になった、日頃の想いを伝えられたといった声、メンティー側は、視野が広がった、共感が得られて自信・安心を得られた、今後に活かしたい示唆が得られた、といった声が聴かれ、ナナメの風通しが良いフラットな組織づくりに貢献した。

個々の職員の成長支援と自律的なキャリア形成につなげるため、定期的な lon1 ミーティングの実施を通じた、上長と部下のコミュニケーション推進を組織内で推奨した。具体的には、1 on 1支援ツールの活用や外部講師による1 on 1に関するオ

ンラインセミナーの実施等を通じて、1on1 ミーティングの必要性や重要性を発信す ることで実施を促し、マネージャーとメン バーのコミュニケーション強化に貢献し た。

Diversity Equity and Inclusion の推進 【②③】:

性的指向・性自認 (SOGI) と職場環境に関するアンケートの実施や役員・管理職向けの SOGI ハラスメントセミナーの実施を通じて、SOGI に対する基本的な理解、国際機関と比較した取組状況、就業環境に関する日頃の留意点につき参加者の理解を促進した。

共創枠事業「80 億人が異彩を放てる世界の実現を、アートから!」にてヘラルボニー社と協業し、ダイバーシティ研修(ダイバーセッション)を役員や職員向けに実施し、新たな施策の検討や意思決定プロセスの中に、当該施策と関連性の高い当事者を含める重要性等につき、体感を伴う学びを促進した。

グローバル拠点戦略課を新たに設置し、 ナショナル・スタッフの一層の活躍に資 する人事制度の構築・研修の体系化・研修 マテリアルの集約を実施【③】: 2024年4 月に設置したグローバル拠点戦略課の下、 貴重な人的資源であるナショナル・スタッ フ (NS) が一層活躍できる枠組みの構築を 目指し、これまでそれぞれの海外拠点によ り築き上げられてきた人事制度の長所・短 所を分析し、最適化を図る取組を開始。全 拠点共通の標準的職務レベルの設定、NS の一層の活躍を促す高度な職位の設定等 を可能とする新人事制度の構築に着手し た。また、これまで拠点単位・地域単位で 実施されてきた NS の人材育成・研修につ いても、全拠点で実施されてきた取組を包 括的に調査の上、体系化したほか、全ての NS が容易にアクセス可能となるよう Nationl Staff Capacity Development ポ

一 タ	タルに研修マテリアルを集約した。		
(2))事業上の課題及び対応方針		
高度	度化・複雑化する諸課題に、社会情勢を		
踏書	まえながら適切に対応するために、人材		
の確	確保・育成・能力開発と、自律的なキャ		
U 7	ア開発につながる施策を継続実施する		
논	ともに、職員を含む国際協力人材の能力		
強化	L・確保の施策を引き続き実施する。 併		
せて	て、ワークライフバランス向上やハラス		
×>	ント撲滅等の観点から、職場環境の維		
持・	・向上に引き続き取り組むとともに、人		
的資	資本に関する情報開示も拡充していく。		

中期目標	中期計画	年度計画
中期目標: 7.(2) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html)を参照。		年度計画 11. (2) 組織力強化に向けた人事 ・ 機構で働く一人ひとりが各々の能力を最大限に発揮することで組織目を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、多職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた名の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応するを高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を大する。 ・ 特に、若手人材が早期に中核人材として活躍できるよう、人事制度の見しの中で新たに設定した人材像及びそれに基づく評価制度について、着な運用により定着を促進するほか、自律的なキャリア開発のための公募ストを拡充する。また、定年延長を含めたシニア層の一層の活躍のため方策に取り組むとともに、組織内の協働体制の強化を図る。さらに、有雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務理の徹底に取り組むほか、コロナ禍の経験を踏まえ、職員等の自律的な康管理能力向上のための支援にも取り組む。加えて、デジタル化の推進件い IT 人材の裾野の拡大に向けた取組を進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
No. 16	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、					
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報
			年度値等)						

期目標	中期計画	年度計画 主な評	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	5	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
なし	中期計画:8	7. 短期借入金の限度額	-	<主要な業務実績>	-	評定	-
	中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト	一般勘定 630 億円、有償資金協		•一般勘定、有償資金協		-	
	(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参	力勘定 4,700 億円		力勘定ともに短期借入金			
	照。	【理由】		の実績はない。			
		一般勘定については、国からの					
		運営費交付金の受入等が 3 か					
		月程度遅延した場合における					
		職員への人件費の遅配及び事					
		業費の支払遅延を回避するた					
		め。有償資金協力勘定について					
		は、借入金償還と貸付金回収の					
		短期資金ギャップ、国際協力機					
		構債券発行時のつなぎ、貸付実					
		行額の急激な変動等に機動的・					
		効率的に対処するため。					

4.	その他参考情報
+ .	

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
No. 17	F要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、					
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報
			年度値等)						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	なし	9.	該当なし	_	_	_	評定 -		

4.	その他参	多考情報	K

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
No. 18	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、					
		ュー	行政事業レビューシート番号:予算事業 ID 001098					

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報		
			年度値等)								

3.	各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務	実績、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣は	こよる評価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	E	主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	なし	10.	該当なし	_	_	-	評定	_		
							-			

4.	その他参	多考情報	K

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 19	剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)						
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、				
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098				

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報	
			年度値等)							

3	. 各事業年度の業務に位	系る目標、計画	工、業務実績、年度評価に係る自己評価	T及び主務大臣に	よる評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	li di	主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	なし	11.	10. 剰余金の使途(有償資金協力勘	_	<主要な業務実績>	-	評定	_
			定を除く。)		・「独立行政法人通則法」		-	
			• 剰余金が発生した際は、中期		第 44 条第 3 項により中			
			計画の達成状況を見つつ、事		期計画で定める使途に充			
			業の改善・質の向上に資する		てることができる剰余金			
			業務及び施設・設備の整備に		(目的積立金) はない。			
			必要な経費に充てる。なお、運					
			営費交付金で賄う経費の削減					
			により生じた利益に係る目的					
			積立金の使途については、上					
			記のうち運営費交付金で賄う					
			経費に限る(別途措置される					
			補助金等で賄う経費を除く。)					
			ものとする。					

1. 当事務及び事業に関する	基本情報		
No. 20	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報
			年度値等)						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
なし	12. (1)	年度計画	-	<主要な業務実績>	-	評定	-
		11. (1) 施設及び設備に関する計		国内施設の老朽化対策として、横浜セン		_	
		画		ターの大規模改修工事のほか、北海道セ			
		横浜センターでの大規模改修工		ンター(札幌及び帯広)の空調・衛生配			
		事のほか複数の国内拠点におい		管等更新工事、九州センター及び沖縄セ			
		て施設整備工事を実施する。東		ンターの外壁・屋上等改修工事に係る設			
		京センターでは大規模工事に向		計業務等を施設整備費補助金により実			
		けた準備をする。また、国内の施		施した。			
		設整備の実施基盤を強化するた		また、国内の施設整備実施体制を強化す			
		め、施設整備関連の調達・契約制		るため、国内建築工事向け低入札価格調			
		度の改善、施設整備情報の整備、		査手続きマニュアルの作成等を通じ調			
		実施体制の見直し等を実施す		達・契約制度を改善したほか、施設整備			
		る。		情報基盤の整備について外部専門業者			
				の支援を得るための準備を進めるとと			
				もに、工事実施にあたっての本部担当部			
				署と工事対象国内拠点の連携を強化し			
				た。			

1. 当事務及び事業に関する	基本情報		
N 01	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項		
No. 21	(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビ	令和5年度及び令和6年度度政策評価、
		ュー	行政事業レビューシート番号: 予算事業 ID 001098

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報
			年度値等)						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
				業務実績	自己評価		
なし	12. (3)	年度計画	-	<主要な業務実績>	-	評定	-
		11. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得		第4期中期目標期間の最終事業年度の積立金 (847 億円) の		_	
		した資産の取扱いに関する事項(独立行政法人国際		うち656億円について、前中期目標期間繰越積立金として、			
		協力機構法(平成 14 年法律第 136 号。以下「機構		やむを得ない事由により第 4 期中期目標期間中に完了しな			
		法」という。) 第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第		かった業務の財源に充当することが 2022 年 6 月に主務大臣			
		1 項)		に承認された。2024年度は2021年度予算で契約した業務の			
		前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第		経過勘定等の損益影響額や 2024 年度支出分等に 52.7 億円			
		44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主		を充当し、2023 年度末時点で86.8 億円であった前中期目標			
		務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計		期間繰越積立金の残高は、2024年度末には34.1億円となっ			
		画においてやむを得ない事由により中期目標期間		た。			
		を超える債務負担としている契約及び前中期目標					
		期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る					
		会計処理等に充てる(有償資金協力業務を除く)。					
		前中期目標期間中に回収した債権又は資金につい					
		ては、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。					